

一橋大学審査学位論文

博士論文

1945年マニラ戦スペイン総領事館襲撃事件を生きのびて

6歳スペイン少女のライフストーリー

荒沢千賀子

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

SD112001

THE LIFE STORY OF A SIX-YEAR-OLD SPANISH GIRL
SURVIVING THE ASSAULT AGAINST THE SPANISH CONSULATE GENERAL
DURING THE BATTLE OF MANILA (1945)

ARASAWA, Chikako

Doctoral Dissertation

Graduate School of Social Sciences

Hitotsubashi University

私は、博士学位請求論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」*
および、本研究科の「大学院生研究倫理規範」**を遵守したことを、ここに宣誓します。

* 「一橋大学における研究活動に係る行動規範」(2007年7月4日)

** 「一橋大学大学院社会学研究科 大学院生研究倫理規範」(2015年11月11日)

2020年2月26日

学位申請者(自署): 荒沢千賀子

目 次

<凡例>.....	4
はじめに.....	5
1) 「わたしは、領事館のたったひとりの生き残り」：日本の戦争によって被害を受けた人のライフストーリー.....	5
2) 問題意識の概要と論文の課題.....	6
3) 当該テーマのための方法論と論文の構成.....	9
4) 先行研究における当該テーマの位置と独自性.....	12
5) 論文に使用する資史料または調査の概要と特徴.....	16
第一章「わたしはたった一人の生き残り」：スペイン総領事館襲撃事件まで.....	18
挿話①：ライフストーリーを紡ぐ現場—半開きの扉の内奥.....	18
1) アナさん①：はじめての聞きとり.....	20
2) 国交回復交渉と「対日請求問題」①：マニラ戦とスペイン総領事館襲撃事件.....	26
その1. 在比スペイン国籍者とマニラ戦.....	26
その2. 「アメリカのプロパガンダ」：対日断交へ.....	28
3) バルセロナで生きる①：フィリピン総合タバコ会社と戦争被害を受けた従業員.....	32
第二章「わたしには記憶がないから」：困難と生存戦略.....	41
挿話②：人間への問い.....	41
1) アナさん②：「いい子にしてなさい」「記憶がない」こと—「生」そのもの.....	44
2) 国交回復交渉と「対日請求問題」②：「遺憾の意の表明」をめぐる.....	48
その1. 「一々遺憾の意を表さなければならない」のは「極めて辛い」：国交回復交渉の開始.....	48
その2. 「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」：総領事館襲撃事件の浮上と日本側調査.....	50
その3. スペイン総領事館襲撃事件への「深甚なる遺憾の意」：覚書の交換.....	53
3) バルセロナで生きる②：「バリオだから」—爆撃と「防空壕」、「疎開」.....	56
第三章「でも、母とは呼べなかった」：内戦後のバルセロナで.....	62

挿話③：人として疼く.....	62
1) アナさん③：「でも、母とは呼べなかった」「12歳の私にはとてもつらかった」.....	65
2) 国交回復交渉と「対日請求問題」③：「三人の事務員が抱える程」の資料650件を八十数回精査して.....	70
その1. 「「モラル」の問題」、「差別待遇」：スペイン総領事館「外交官」被害の先決提案.....	70
その2. 「100%日本側の責任」「50%日本側の責任」：日西合同委員会.....	71
3) バルセロナで生きる③：宗教のふところ、多様性、相対化と自己選択.....	77
第四章「四倍の愛情があふれた」：夫との生活.....	84
挿話④：プロ級写真機と手しぼりのオレンジジュース.....	84
1) アナさん④：「行き場のなかった四倍の愛情があふれた」一夫との生活.....	85
2) 国交回復交渉と「対日請求問題」④：「マニラ戦の被害をいかに算定するかにかかっている」.....	88
その1. 「供述を警戒する念」「讒言」「絶望的な、かつ異常な心理状態」：「わが方の調査」.....	88
その2. 「人的被害大部分事実であったと認定」：物的損害補償の大幅圧縮方針.....	91
その3. 「責任をわが国が負うべきであるとの考え」の国内適用は不可能：政治的解決へ.....	92
3) バルセロナで生きる④：「よく人のことを観察している、頭のいい人」一見まもられて.....	95
第五章「わたしには記憶がないから」：日本の研究者と出会う.....	100
1) アナさん⑤：工夫にあふれたお茶目な人ーはじめての聞きとり、そのあとで.....	100
2) 「写真を撮りたがった...それがうれしかった」：関係への意志.....	102
3) 「パーソナリティへの興味に感謝」：手紙へ.....	103
4) 「日本で今起きていることを心配しながら」：日本に思いをひろげる.....	104
5) 「ちがった体験」を伝える：過去に向きあう実践者.....	105
第六章「そう、それがわたしである」：生存の力に根を張って.....	107
1) アナさん⑥：「これを読んで」ーシリュルニックの記事.....	107
2) 「わたしは生きていたいと思ってきた」ーレジリエンス.....	109
3) 「自分自身の（培った）生きるシステムに沿う」ー心の「傷つき」と日本社会をめぐって.....	112
おわりに.....	120

1) アナさん⑦：「(主語としての) わたし、それはすべてのうえに (“Yo, encima de todo”)」	120
2) 人間の生命の力をもとに「尊厳ある生を生きる」	122
<参考文献>	126
<資料>	131

<凡例>

1. 「」で示しているのは、つぎの内容である。

①会話

②インタビューや文献からの短い引用語句や文

③論文名や書籍の一部の章名

④とくに注意を喚起したい部分や語句

2. インタビューや文献からの長い引用については、本文と分けて示した。

3. インタビューや外国語文献の翻訳はとくに明示していない限り、筆者による。

はじめに

1) 「わたしは、領事館のたったひとりの生き残り」：日本の戦争によって被害を受けた人のライフストーリー

「…そのときに、両親も姉弟も、知っていたはずの人はみんな、わたしの記憶から消えてしまったんです¹」

スペイン・バルセロナ在住のアナ＝マリア・アギレリャ＝リョンク(Ana María Aguilera Llonch)さんは、1938年にフィリピンで生まれた。1945年2月12日マニラ戦のさなか、戦火を避けてアナさんの一家が避難していたスペイン総領事館は、日本兵の襲撃に遭った。重傷を負いながらも襲撃を生きのびたのは、70人ほどいた避難民のなかでアナさんただひとりであった²。

一家をふくむ数十人もの人びとにたいして、目の前でくりひろげられたであろう惨劇。全幅の信頼のもとで安心して育つ基地として、生活すべてのよりどころであったにちがいない両親や姉弟との暴力的な別れ。このような記憶を、6歳の少女がどのように自らの人格に統合することが可能であっただろう。このときアナさんは、家族全員を亡くしただけではなかった。家族ひとりひとりや、事件がおこる前の一家の生活にかかわるすべての記憶が、ここでうしなわれてしまったのだという。

フィリピンには、スペインのバルセロナ (Barcelona) に本社をおくスペイン系有力企業フィリピン総合タバコ会社(La Compañía General de Tabacos de Filipinas)があった。この社員であった兄を追って、同社に職を得たアナさんの父は、1928年にバルセロナからフィリピンに渡っていた。1943年日本占領下にあったフィリピンでスペイン国籍者は約3000人を数えたが、戦火を生きのびた人びとのうち約700人が、1946年と翌年に仕立てられた二隻の帰国船でスペインに帰っている³。

事件のあと伯父一家にひきとられたアナさんは、1946年6月6日最初の帰国船でバルセロナに着いた。当時わずか7歳であったアナさんの体験は、注目をあつめた。下船前の新聞インタビューで、アナさんは事件に

¹ Josep Maria Sòria, (2002.11.10), La niña que sobrevivió al infierno, en *Magazine*, p.36

² 1945年2月12日に発生した日本兵数名による数十名殺害と放火事件。領事館員の他、スペイン、フィリピン、中国の避難民が犠牲となり、三人が脱出したが、二人は重傷により間もなく死亡。6歳の少女アナさんだけが生き残り翌年帰国した。

³ フロレンティーノ・ロダオ (深澤安博他訳)、(2012)『フランコと大日本帝国』晶文社、pp. 407

ついて問われ、つぎのように答えている。

「あの夜の4人の日本兵のことは忘れられません…わたしたちは領事館にいました。そしたら、あの兵隊たちが銃剣をもって入ってきて、みんなを殺しました…わたしは、領事館のたったひとりの生き残りです（1946年6月6日 *Diario de Barcelona* 紙）」

アナさんはこの日から、バルセロナの祖母の家で伯父一家や伯母たちと暮らしはじめ、現在もバルセロナに住んでいる。わたしは2010年からアナさんの聞きとりをおこなっている⁴。当時戦争の中立国であったスペイン国籍をもつ戦争被害者、総領事館襲撃唯一の生存者、家族全員を殺されその記憶もうしなう重いトラウマを負った子ども、そして、現場を遠く離れてその後を生きる当事者。このようなアナさんが、日本兵の襲撃で被った心身の傷をかかえてその後を生きるとは、どのような経験であったのだろうか。

2) 問題意識の概要と論文の課題

戦争を体験し破壊的な作用を被った人は、その後どのように自らの生を切りひらいて生きることができ、このような個人の歴史経験にたいして、人間として意味のある向きあい方はどのように可能であるのか。

本論文では、戦争被害者の経験の語りからライフストーリーを描き、歴史や社会との緊張関係や迷いと変化のプロセスに丁寧に寄り添うことによって、暴力的状況に対する人間のしなやかな強さと可能性を探り、人が生きたプロセスをリアリティ豊かに提示する。同時に、読み手との深い「対話」をこころみて、人として意味あるかたちで戦争の歴史経験とどのように向きあうことができるのか、可能性を探る。

本論文がこのような課題をもった背景には、つぎのような問題意識がある。

近年、人を排する尖った強い言葉が政治や社会で目を引く。人びとの生活はますます困難になり、共同性による打開の必要性は増しているはずであるのに、共同性よりも感情的な他者排撃の傾向が社会で強まっているように感じられる。世界各地の排外的な動きや紛争・テロ行為による犠牲が日々報じられる現在の状況のもと、日本では、過去の植民地支配や戦争の歴史に対するとらえ方が内外の緊張を高める問題でありつづき、戦争を近い将来の選択肢とする議論が、過去の歴史やそこでの自他の経験的対話とは切り離されたまま

⁴ アナさんのバルセロナの自宅にて2010年3月23日に開始し、現在も継続中。アナさんの語りは本文中に「」で引用する。なお聞きとりや文献からの短い引用語句や文のほか、とくに注意を喚起したい部分や語句にも「」を付し、長い引用は本文と分けて示す。

政治の上で勢いを増しているように見える。一方で、戦争の体験が記憶の問題であるだけでなく、身体にも深く刻印された心の現実の問題として、戦後長い人生を経た今でも人びとを縛りつづけていることが明らかになってきた⁵。そうでありながら、晩年をむかえた戦争体験者が、このような社会の現状をみて沈黙をやぶり語りをはじめ動きも見えている。

昨今の他者排撃の傾向が、生活が困難の度を増す社会での不安なムードの広がりや表裏一体の現象であるとするなら、戦争経験から遠い人びとが心を開いて戦争の実体験に向き合うことは、なおさら困難になっているかもしれない。こうした状況にある現在の日本で、わたしたちは過去の戦争の歴史経験にたいして、どのような意味のある向き合いかたができるのだろうか。

このような過去の戦争の歴史経験をめぐる現在の社会の問題について、若い世代が生きる現場で働きかけの糸口をさぐってきたのは、歴史教育の実践である。

高校の現場では、生徒たちが「引いて」しまい「戦争話」を受けつけなくなっている、荒れた人間関係や貧困の重い現実を生きる生徒たちには平和を「学ぶよゆうもない」という実態があげられていた⁶。小川輝光は、この背景にあるのは、「グローバル化と新自由主義改革による個別化と差別化」の進行で、「個へと解体」され、ますます明瞭になる「格差社会」に生きる中高生の現実であるという。「歴史教育は生徒の生き方につながるものとなるよう要請されている」と考える小川は、生徒の「日常の問題」と結ぶ取り組みや、「固有名詞をもつもの同士の出会い」による「過去の多様な歴史主体が交わる場」をつくる取り組みなど、「学ぶ意味」を見いだす実践が現場でこころみられていることを紹介している⁷。

⁵ 蟻塚亮二、(2014)『沖縄戦と心の傷 ト라우マ診療の現場から』大月書店。ベッセル・ヴァン・デア・コーク、(2016)『身体はトラウマを記録する 脳・心・体のつながりと回復のための手法』紀伊國屋書店。

⁶ 高校現場で生徒たちが「引いて」しまい「戦争話」を受けつけなくなっているとの報告(丸浜昭報告、「戦争の歴史を学ぶ意味—15年戦争学習の課題を考える」、2010年1月23日東京平和・国際教育研究会)に、フローアも、荒れた人間関係や貧困の重い現実を生きる生徒たちには、平和を「学ぶよゆうもない」との実態をあげて応じた。

⁷ 小川によると、1990年代には、アジア・太平洋戦争の教訓としての平和と基本的人権の重視という「正当な教育目標」が生徒に押し付けられていないかとの自省が迫られていた。2001-2015年の「質の異なる課題」の背景にある「グローバル化と新自由主義改革による個別化と差別化」の進行は、「社会的支えの実感」や「時代の変化への想像力」を奪い「歴史意識を希薄化」させ、中高生は「自己肯定感の低さ」と「自分の将来への不安」から「社会」問題とは距離を置き、身近な「つながり」を求める安定志向へと向かっている。ネットでの「つながり」はあっても多様な出会いに開かれてはいない。現場では1990年代とは「質の異なる課題」、たとえば「なぜ私は(自分と関係ない)その歴史を学ばなければいけないか」という生徒の問いかけに、その生徒個人に届く形で応えなければならないという課題が生じている一方で、90年代の課題であった「歴史修正主義とそれへの批判」にも、現在は「どっちもどっち」との「バランス感覚」から「傍観者」となるのが多数で、学校で習う「社会」や「歴史」を「自分につながる我がこととしてはとらえがたい」のが現状である(小川輝光、(2017)「教育の現場から」、歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題、第3巻歴史実践の現在』、績文堂出版、p.277-288)。

心の「傷つき」を視野に置くと、戦争そのものの性質に、教育の対象としてとりあげる方法の難しさが存在している。戦争は、政治に起因して社会全体に破壊的な状況をもたらす大きな暴力といえる。そのため、その実相を客観的に伝えようとして主観性を排することが、意図とはちがう形で、ときには非人間性だけを突出させてしまったり暴力そのものを伝達するだけになってしまったりすることもありうるからである。平和教育の実践現場を観察した臨床心理士の村本邦子は、この点で、残虐なシーンをふくむ場面に対して学習者が、ときには被害者と同様にトラウマ反応やトラウマ症状を引き起こす「二次受傷」がありうること、また「加害者側の子孫であるということに直面したことによる傷つき」もありうることに、警鐘を鳴らす。これは、若い世代に「戦争の記憶が意味ある形で伝わらず、自らの生き方につながる出来事として受け取ることが困難」になっているからで、日本の歴史教育や平和教育が「客観的事実に重き」を置き「様々な感情を置き去りにした」結果でもあるのではないかと、村本は指摘する⁸。

これら歴史教育実践や臨床心理からの指摘が共通してあげているのは、学び手の「日常の問題」や「生き方につながる」形で、人としての「感情」や「意味」を大事にして、過去に向き合う場をもつことの重要性である。先の世代の人びととの間だけでなく、戦時に敵対した側に属する人びととの間においても、「固有名詞をもつもの同士の出会い」や「過去の多様な歴史主体が交わる場」はどのように可能であったのだろうか。

戦時に加害側と被害側として異なる立場にあった人びとの出会いをとりあげた作品は、このような場がどのように存在していたのかを示してくれる。なかでも、出会いを通じた個々の人びとの気づきと変化のプロセスがていねいにえがかれたリアリティ濃い作品には、読み手の感情をゆさぶり生き方の思索へと誘う深い対話の力がある。これはなぜであるのか。これによって、読み手は何をしているのだろうか。

わたしは、担当する大学学部のスペイン語演習授業で、スペイン内戦元女性民兵の自伝を講読している。外国語テキストの講読であるから、行間をにらみ、自らの生活感覚をたよりに登場人物に寄り添う「読書」とならざるをえない。スペイン史の素材であり直接学生につながっているわけではないのに、学生は、「文中に出てくる人々は皆、自らの思想と意志を持って、つらく苦しい闘いの先に希望を見い出そうとして強く生きている」、「その時代で一生懸命生きた」彼らに「可哀想」というとらえ方ではなく「今、私たちが生

⁸ 村本邦子、(2014)「暴力と戦争のトラウマに向き合う心理学」、君島東彦・名和又介・横山治生『戦争と平和を問い直す—平和学のフロンティア』法律文化社、pp.72-84。

きている世代に継なげてくれてありがとうという感謝の気持ちを示すべき」などとコメントしている。これは、知らなかった出来事や生活について知識を得たからというより、困難な状況でも自らの命を精一杯生きた人びとが存在したという歴史に、学生たちが出会ったこと、そして、そのような人間の生の連なりのなかに個としての自分も在るのだということを、自らの人間として根幹のところで感じたからであるように思われる⁹。

そうだとするならば、ライフストーリーによって、人びとが「その時代で一生懸命生きた」個別の具体的なあゆみに出会えば、読み手は自らの経験と内的対話をおこなうことが可能になるのではないだろうか。本論文では、ライフストーリーをリアリティ豊かに記述し、語り手（対象者）、聞き手（研究者）、読み手の三者が自らの経験と「対話」しながら「交流」する場を提供することをめざす。

3) 当該テーマのための方法論と論文の構成

本論文では、つぎのように位置づけたライフストーリー法を主要な方法として用いる。ライフストーリー法は、公文書に残らないことの多い民衆の歴史研究への関心と、社会学における質的研究の復活の動きと軌を一にした、聞きとりやパーソナルドキュメントなどを用いた、公人ではない普通の人びとのライフ研究の流れに位置している。様々な使い方や定義が存在するが、本論文では、歴史過程の再構成というより個人の生の現実をとらえる目的で、対象者への聞きとりによる語りを中心に据えたライフストーリー法を用い、様々なパーソナルドキュメントや歴史文書資料などによって、対象者がおかれた歴史的社会的文脈に奥行きとリアリティをつけくわえていく。

戦争被害者をライフストーリー法によってえがく利点は、つぎのような特質にある。まず、戦争被害を受けた個人である対象者を、戦争の暴力的状況がもたらしたその後の困難な生活の現実に向き合いつづける主体、受傷の単なる客体ではなく自らの生の主体としてとらえることが可能になる。また、出来事の際の姿だけ断片的・部分的にとりだして固定的にみるのではなく、悩み迷うプロセスも含めた対象者の長い人生のパンのなかのある局面で起こったものとして出来事をとらえ、まわりの人びとや社会との関係において、ま

⁹ 荒沢千賀子レポート、「スペイン語学科4年講読「スペイン内戦元女性民兵」の自伝を読む 100歳の著者に手紙を書いて - 受け取った命のバトン」、2019年8月4日 歴史教育者協議会第71回全国大会埼玉大会大学分科会

るごとの生のありようの全体性のなかで、人間的な姿において対象者をとらえることが可能になる。

ライフストーリー法のこうした特質は、つぎの理由からも本論文の課題に相応しい。本論文は、暴力的状況がもたらす破壊に対する人間の可塑性・可能性を見ることを課題とするため、対象者がどの時点で、どのような関係性のなかで、何にどのような意味を見いだしたのかなど、対象者の内面の枠組みに寄り添って変化のプロセスをていねいに考察する必要がある。また、暴力と人間にかかわるテーマをとりあつかう本論文では、読み手もまた逡巡するような暴力性がすぐわきに存在している。そのため、前述の村本が指摘するように、読み手の感情を置き去りにせず、人間的な意味をともなった形で出来事が伝わることを念頭におくと、対象者の体験を研究者（聞き手＝書き手）がどう受けとめていったのか、研究者自身の気づきや発見のプロセスをむしろ前面に出して、人としての感性の自然なありようにしたがって読み手に示していく必要もあるだろう。このように、ライフストーリー法は、戦争や暴力性に関係する体験にともなうさまざまな課題に対応できる方法論である。

また、ライフストーリー法を本論文の方法とするのは、本論文の語りの特徴を生かすことのできる方法であることによる。本論文の語りの特徴は、事件の際にその衝撃によって「記憶をうしなつた」と、対象者が語っていることにある。したがって、歴史過程の証言とするうえでは困難がある一方、ライフストーリー法の観点からはそのことに大きな意味を見いだせる。そのため、ライフストーリー法がこの語りを生かすことのできる方法論となる。

上記の理由に加えて、本論文では、かつての加害側の立場を具現する可能性のある存在として研究者が、対象者に出会わざるをえず、たがいの関係性が当初から意味をもった。たがいに、個別の関係のあり方を現場で生きながら調査は進み、対象者との関係のあり方そのものが、対象者の語りの解釈の重要な手がかりともなっていた。本論文では、語りの置かれた文脈を明らかにするため、そして、しだいに、対象者の人生のあゆみが歴史と自らの関係をとらえ直し定義し直す実践としての性格をもつことがみえてきたことから、また、読者との対話を濃く印象づけるためにも、書き手である「わたし」¹⁰の気づきと発見のプロセスを明

¹⁰ 歴史家にとって「(わたし)の存在を飲み込んだ歴史叙述はどのようにして可能か」という、歴史叙述の問題は、人見佐知子によると、社会学の理論的・方法論的枠組みをめぐる議論の深化に触発されてきた歴史学のオーラル・ヒストリーの現在の課題であるという（人見佐知子、(2017)「オーラル・ヒストリーと歴史学／歴史家」、歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題、第3巻歴史実践の現在』、績文堂出版、p.132-144）。松原宏之は、それに加えて、歴史学の「文化論的転回後の叙述と文体」が「読者を揺り動かす力」をもつことの重要性を強調し、あらゆる文体を駆使して「歴史家自らもまたその一部であるような歴史の動態」を解き明かす叙述が必要であると説く（松原宏之、(2017)「カルチュ

確に記述していく。

このように、対象者をめぐる関係のあり方が焦点になる本論文では、対象者の語りからうかがえる人生上の変化を基本として各章を分け、ライフストーリーをえがく。さらに本論文では、個人の生活場面からの視点だけでなく、事件が引き起こした日本とスペイン両政府の政治外交関係から見る視点を重ねてえがき、これによって、対象者のライフにおける実践の意味を広く深くとらえることを可能にしたい。

そこで、本論文の各章は、つぎのように構成する。

まず、第一章から第四章までは、対象者の語りをもとにしたライフストーリーと、外交資料をもとにした政治外交過程を、それぞれ意味のある段階ごとに区切りながら並列して記述していく。第一章では、事件にいたるまでを膨らませて事件のもたらした衝撃をえがき、第二章では、出来事がもたらした後の困難とその対応を記述し、第三章では、個人と政治関係がそれぞれのレベルで転換へと向かう軌跡をとらえ、第四章では、個人レベルでは対象者の生命の力が充実へと向かう一方で、政治関係レベルでは「政治解決」にしか方策が見いだせなくなって「決着」へと向かう、双方のレベルでの対照的な様相をえがく。こうした二つのレベルでの流れを、つぎの第五章で合流させ、「わたし」と対象者の関係に焦点をしばって対象者の実践の意味をさぐり、第六章では、そこからさらに視野を広めて対象者の行為を深く問う。

このように、第一章から第四章まで、ライフストーリーという個人の生活レベルでの視点と外交過程の記述という政治関係レベルでの視点を並列させるのは、二つの関係の流れをふくむことによって、第五章と第六章で対象者の生き方の意味を深くとらえ、読者との対話を深めたいからである。この構成の意図を効果的にするため、本論文ではつぎのような記述の試みをおこなっている。

まず、ライフストーリーと外交過程の記述については、それぞれにふさわしい異なった文体を採用して視点のレベルのちがいを明示する。また、各章のはじめに、調査の進行につれて、加害側と被害側、個人レベルと政治関係レベルなどでの、位相の異なる現実が同時に目に入ってくる研究者「わたし」の調査現場をエピソードとして挿入し、読者が現場へのリアルな視点を得る手立てとする。

第一章の挿話①では、過去との関係を暗示するような対象者の特徴的なあり方を記しながら読者を聞きと

ラル・ターン後の歴史学と叙述」、歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題、第1巻新自由主義時代の歴史学』、績文堂出版、p.191-204)。

り現場へといざない、第一章の主題へつなぐ。第二章の挿話②では、被害側の文書資料や被害者遺族の聞きとりをもとに人間としての問いとの出会いを記し、第二章の主題へ導入する。第三章の挿話③では、加害側にかんする参考文献の資料を手がかりに過去と現在の距離についての思いを記し、第三章の主題を浮かびあがらせる。第四章の挿話④では、対象者の人となりや研究者との関係のあり方に焦点をもどして聞きとり現場へ視点をもどすと同時に、第四章の主題から第五章、第六章へとひきついでいく導入とする。

なお、本論文の対象者は、事件のとき6歳であった年齢や、事件をきっかけに記憶をうしなったこと、また、心身が深く傷ついていた事情からも、フィリピンやスペインのバルセロナの社会には関心をあまり向けていない。それが対象者を特徴づける要素でもあるが、本論文では、歴史の流れや変化する社会のなかに対象者のライフをおき、奥行きのあるリアルな視点でえがきたい。そこで、写真や人びとの語りによって、時代とバルセロナ社会を点描する。

そのため、さまざまな視点を並列して述べていく第一章から第四章までは、「挿話 (①～④)」につづく項として、まず、個人の生活レベルでえがくライフストーリー本論の部分を、1) アナさん (①～④¹¹)、つぎに政治関係のレベルでみる部分を、2) 国交回復交渉と「対日請求問題」(①～④)とし、最後に、3) バルセロナで生きる (①～④) という項をもうけて、この最後の項で、社会のようすを点描する写真資料や口述資料をとりあげて、簡潔に述べることにする。

4) 先行研究における当該テーマの位置と独自性

本論文のテーマは、1945年4月にスペインと日本が国交を断絶した主因となった在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件で、唯一の生存者となったスペイン少女のライフストーリーである。

事件はマニラ戦中に発生し、資料によると、数名の日本兵によって起こされ、このとき同領事館に避難していた約70名の西・比・中国国籍とみられる市民のうち、6歳であったこの少女だけが重傷を負いながらも命を取り留めて、翌年スペイン・バルセロナに帰国した。当時の中立国スペインの被害、なかでも総領事館襲撃事件は日西関係に大きく影響する外交問題となり、1945年4月のスペインによる対日断交へと発展し

¹¹ ただし、アナさんのライフストーリー部分は、第5章以降も継続。最終章は「アナさん⑦」。

た。両国はサンフランシスコ講和条約発効と同時に国交を回復し¹²、その後の交渉を経て日本は、「スペイン国民が蒙った人的及び物的損害」に対し、「総額五五〇万ドル」米貨に相当する金額を日本が「スペイン政府を通じて被害者に支払」った。本論文の対象者もこれに該当した一人であった。

アジア太平洋戦争でのスペインの戦争被害と対日断交をめぐる戦後の交渉経過は、これまでほとんどあげてこられなかった歴史研究テーマである¹³。しかし、本論文の焦点は、この外交史の過程の解明にではなく、語りにもとに個人の生きた経験を記述し、そこから浮かびあがる意味と人間の可能性探求におく。政治がつくりだした過去の暴力的な出来事としての戦争は、ある個人にどのような困難を生み出すのか。それに抗って、個人はどのような力を発揮して生きぬくことができるのか。その際、個人が自らの資源とすることができたのは、どのような社会的な文脈や関係であったのか。そして、このような生のあゆみは、その個人にとって何を意味するのか。本論文ではこれらの問いをもとに、歴史のなかの暴力的な出来事を経験した個人の、その後の具体的な経験の語りに寄り添って、揺れ動く心のプロセスを丁寧にすくい上げながら、個別の生の側から歴史をとらえなおす歴史実践をえがく。この点に、本論文の独自性がある。

こうした視角をもつ本論文の方法は、被害者を人間化し、まるごとの生において把握する方法である必要がある。そこで、このような方法として、本論文はライフストーリー法を用いる。さらに、語り手・聞き手（書き手）・読み手の経験的対話による「交流」が可能になるようライフストーリーを展開して、濃い対話をこころみる。これらによって本論文は、課題と方法において独自の研究のあり方を追求する。

研究課題と方法論におけるこれらの独自性は、本論文が特定のディシプリンへの貢献ではなく、現代社会が投げかける課題に資することを目的とした実践的な研究であることからきている¹⁴。そのため、本論文は学際的なアプローチをとり、前述のように、歴史研究やライフストーリー研究に基本を置きながらも、発達心理やレジリエンス、歴史教育実践など関連諸分野にも視野を広げ、とくに、実践現場からの知見を参照し

¹² 1952年2月12日合意にもとづく。このときの文書には、スペイン総領事館襲撃事件に対する日本政府からの「遺憾の意」の表明、および国交回復後に被害についての交渉を行う文言も記された。

¹³ 先行研究は、荒沢千賀子、(2019.3.15)「第二次世界大戦中立国スペインの戦争被害：国交回復交渉と「対日請求問題」—外交史料館公開資料から—」『獨協大学国際教養学部マテシス・ユニヴェルサリス第20巻第2号』pp.95-128。

¹⁴ これは、以下の通り一橋大学大学院社会学研究科地球社会研究専攻の原則にも合致していることを確認しておく：①問題に焦点をあてること (issue-focused)：政治学・経済学・社会学など個別の学問領域からではなく、問題に焦点をあてて、そこから諸領域にわたる問題解決の枠組みをつくるという、従来の社会科学系大学院とは逆転した発想に立つ。②現実的な解決を志向すること (solution-oriented)：地球規模の問題に直面する人びとの苦境を中心にすえて、どうやって解決や問題軽減ができるかを追求する。③脱・西欧中心の思想を追求すること (de-Eurocentric)：西欧的発想の押しつけにならない、地球社会の問題解決のための新しい思想を築く。

ていることにも本論文の特色がある¹⁵。

トラウマ¹⁶については、戦争体験とのかかわりで鍵になる概念として近年多くとりあげられるようになってきているが、本論文はトラウマ概念やレジリエンス概念などの解明が目的ではなく、対象者によって導かれ出会った論としてボリス・シリュルニックのレジリエンス論¹⁷を紹介し、本論文の問題意識との接点をさぐるために、関連分野として発達心理やレジリエンスなどの研究分野に視野を広げ、対象者の生の意味と向かう方向を総合してとらえることをめざす。

このような、本論文の研究課題と方法論につながる作品として、内海愛子らの作品¹⁸と、在日の慰安婦裁判を支える会の作品¹⁹があげられる²⁰。まず、内海らの作品は、元日本兵を対象者として、中国での被害調査を行う日本の研究グループが、調査に同行してかつての自らの加害の地に何度も立とうと試みる元兵士に寄り添った作品である。対象者の証言部分、歴史過程の研究部分、グループのメンバーらによる対象者との関わりと考察の部分の三つに分かれ、戦争における加害と被害について重層的な視角を提供している。

一方、トラウマを負った在日の元「慰安婦」に寄り添う在日の慰安婦裁判を支える会の作品は、日本の戦争によって被害を受けた人が対象である。過去を問う裁判に訴え出た対象者の個性ある生きざまを軸にした、会の複数のメンバーによる観察と、裁判資料及び裁判記録から成る作品である。かつての被害側と加害側という立場性による分断だけでなく、戦争と戦後日本社会に持ち越された旧植民地出身者への差別が加わ

¹⁵ 戦争被害者を対象とする研究で、「後続世代」の実践や社会学者の「参与」に視野を向けているのは、たとえば小倉康嗣である（小倉康嗣、(2013)「被爆体験をめぐる調査表現とポジショナリティ —なんのために、どのように表現するのか—」、『被爆者調査を読む —ヒロシマ・ナガサキの継承』慶応大学出版会）。

¹⁶ 宮地尚子は、「心の傷」「心的外傷」であるトラウマを「心と身体と社会という三つが重なる領域におきる現象」としてとらえ、「過去のトラウマ体験」「トラウマ反応（外傷反応）」「トラウマ体験とトラウマ反応の間の因果関係」の三つの要素が含まれているという（宮地尚子、(2013)『トラウマ』岩波新書、pp.i-ii, 3-4.）

¹⁷ シリュルニックはレジリエンス研究で知られるフランスの精神科医で、ユダヤ人一斉検挙で両親を亡くし、自らも六歳のときに強制収容所への移送から逃れて生きのびた経験をもつ。対象者が大事にもっていた新聞記事で、シリュルニックは「レジリエンス」を「われわれが自ら（の限界）をのりこえ、愛情に満ちたネットワークを確立する能力」と定義（Ima Sanchís, (2002.3.13), “La familia tradicional está en decadencia”: Psiquiatra, psicoanalista, neurólogo y etólogo, Boris Cyrulnik, en *La Contra: La Vanguardia*, p.84.）。

¹⁸ 内海愛子・石田米子・加藤修弘編（2005）『ある日本兵の二つの戦場 近藤一の終わらない戦争』社会評論社

¹⁹ 在日の慰安婦裁判を支える会編（2007）『オレの心は負けてない 在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい』樹花舎

²⁰ ほかに、中国の戦犯管理所の刑務官たち（新井利男資料保存会(2003)『中国撫順戦犯管理所職員の証言—新井利男の遺した仕事』梨の木舎）や、中国に於ける日本占領時性暴力に関する日本の研究チーム（石田米子・内田知行編（2004）『黄土の村の性暴力 大娘たちの戦争は終わらない』創土社）などがある。前述の作品をふくめ、これら戦時に敵対的立場であった人びとの出会いと、そこで気づきと変化のプロセスを荒沢がまとめている（Chikako Arasawa, (2019 近刊), *Volviendo la vista al pasado, Encontrar a los otros y reencontrarse a sí mismo - En busca de la realidad como humano*; en “*Volver la vista al pasado, Violencia masiva y memoria en Japón y España*”, La Universidad de Oviedo, pp.49-62 (予定))。

って、トラウマを介した心の溝が両者の間にいっそう深刻な分断を形成する。作品では、裁判とその過程での交流によって、互いの気づきと変化がもたらされていく道筋がていねいにえがかれている。

いずれも、異なる世代や立場の人びとの支えを得て、過去に深い心の傷をもたらした歴史のなかの体験に対して、異なった視角から対象者が再接近を試みる実践が取り上げられている。二作品に共通するのは、対象者の感じ方の枠組に徹底して立とうと務めることが、必ずしも明示されてこなかった対象者の心の痛みの存在を感じ取らせ、そこに、歴史が人間に振るった暴力の痕跡の具体的なありようを発見していくことである。歴史と個人の生のあゆみ全体に位置づけた具体的でリアルな記述、そして、寄り添い支える側の人びとによる気づきと変化のプロセスがゆっくりともたらず接近、これらが相まって、暴力に対する人間の可能性ばかりでなく、共同性が開かれていくことを予感させ、同じ歴史に立つ人間として読者は感性を揺さぶられる。

これらの作品に備わる、歴史を負って生きる人間のこのようなえがき方と対話性に、本論文は多くを学ぶ。だが、前者の作品では、自らの被害性と加害性を同時に強く意識する対象者はリアルに浮かび上がる一方で、加害側にいた元兵士が対象であり、この人物らの過去の行為によって被害を受けた側の人びとの顔は、あまり見えてこない。また、後者の作品では、対象者自身の語りを中心に構成されていないので、対象者像はメンバーらに見られる側の存在としてえがかれている。これらが、偶然の出会いに抛りながら、日本の戦争被害を受けた個人を対象に、語りを中心に据えて課題にせまろうとする本論文との違いとなる。

本論文が対象とする戦争被害は、アジア太平洋戦争フィリピン・マニラ戦中のスペイン総領事館襲撃事件によるものであり、その際の中立国スペインの被害と対日断交、日西国交回復と戦後処理の問題が関わる。マニラ戦についての研究は、日本側からは太平洋戦争史・戦後補償問題・国際関係史やアジア関係史などの枠組みで扱われてきている。スペイン史の枠組みからは、フロレンティーノ・ロダオが内戦後のフランコ政権の国際関係と政治史のなかでマニラ戦に言及している²¹。だが、アジア太平洋戦争における中立国スペインの被害をテーマとしたまとまった形での歴史研究は、これまで行われてこなかった。

スペイン総領事館襲撃事件について日本で初めて言及したのは、連合軍総司令部諜報課編「マニラの悲劇」（永井隆『長崎の鐘』に併載：1949）においてである。しかし、その後、この事件と生存者について、

²¹ フロレンティーノ・ロダオ・ガルシア著、深澤安博 他（訳）、(2012)、『フランコと大日本帝国』、晶文社

ロダオが上記で一部触れているほかは、荒沢による小論（荒沢：2015、2019）まで、日本では取り上げられてこなかった。一方、ロダオが研究で触れているほか、スペイン側でこの事件と対象者を取り上げてきたのは、新聞記事（ジョゼップ・マリア・ソリア Josep Maria Sòria：2002, 2014）とドキュメンタリー映画（ラモン・ビラロ Ramon Vilaró：2014）などのメディアであった。また、カルメン・グエル（Carmen Güell：2005）は、マニラ戦での他のスペイン人被害者をノンフィクションでえがいている。

したがって、本論文は、スペイン総領事館襲撃事件とその生存者を総合してとりあげる初の本格的な論となる。本論文の対象事件及び対象者の先行研究としての荒沢の小論のうち、語りを中心として展開したライフストーリーは本論文のベースとなっている。だが、頁数の制限もあって、語りの豊かな真実に迫り切れていないこと、文書資料や他の口述資料があまり活用できず歴史過程や社会関係などふくらみのあるリアリティのなかに対象者の生を位置づけてえがけていないこと、対象者に意味を持ったボリス・シリュルニクのレジリエンス論など解釈において学際性を十分に展開できなかったことなど、さまざまな限界があった。本論文ではこれらの欠点を補ったうえで、対象者の人生のあゆみが歴史と自らの関係においてどのような意味をもっているのか、説得力のあるライフストーリーをえがく。

本論文が使用する資料はいずれも、これまで知られていなかった第一次資料の発掘によっている。日西の諸資料館所蔵の文書資料、事件の唯一の生存者と関連諸人物の聞きとり資料である口述資料、及び個人アーカイブ資料から成る。戦後70年を経て国際関係の断絶の鍵を握った事件に関するこのような一次資料、とくに唯一の生存者から得られた貴重な資料は、今後の中立国被害の歴史過程の研究や第二次世界大戦史・アジア太平洋戦争史の展開に、独自の貢献を可能にするだろう。

5) 論文に使用する資史料または調査の概要と特徴

本論文で使用する資料は、大きく二つに分けられる。ひとつは、アジア太平洋戦争における中立国スペインの被害の実相と日西の被害交渉の経緯、日本政府による戦後補償実行に至る歴史過程や、スペイン系被災住民の祖国帰還や戦後補償交渉資料提供のもととなった私企業の資料も含めた、日西資料館所蔵の諸文書資料で、これまであまり知られてこなかった一次資料である。これについては、おもに日本側外交史料にもと

づいて²²、アジア・太平洋戦争末期の日西断交と、のちの国交回復と個人補償交渉の外交プロセスについて、荒沢がすでに整理した²³。本論文ではこれを、論文の課題に資する形で、対象者の歴史実践のライフストーリーという課題に必要な過去の歴史関係をあきらかにすることと、歴史の現場にリアリティと奥行きをもたせることを目的として使用する。

もうひとつの資料は、この歴史過程を実際に生きた個人による口述資料（語り）と個人アーカイブ資料、及び関連諸人物の語りである。対象者の口述資料については、2010年からはじめた聞き取りをもとに、戦争がもたらした暴力的状況に対する人間のしなやかな可塑性・可能性をみることに主眼をおいて、すでにライフストーリーを2015年に発表している²⁴。本論文では、これにその後の調査データを加えて中心的資料とし、本論文の課題に資する形でまとめていく。

語りの質は、聞き手の経験、および語り手との関係性に大きく依存する。本論文の語りは、対象者の独特の生命力と、研究者との2010年からの関係性によって得られ、この関係の構築そのものが、対象者の独自の生命力の発露であり、本論文の重要な観察対象となる。同時に、研究者側の経験を含めて、この関係なしには不可能な、語りの提供と解釈可能性をもつ資料であることを確認しておく。

²² 日本側外交資料に対応するスペイン側外交資料は資料請求時点（2013, 14年）で公開停止。

²³ 前掲書

²⁴ 荒沢千賀子、(2015)「記憶を失った「たったひとりの生きのこり」六歳スペイン少女のその後—マニラ戦スペイン総領事館襲撃事件」、足羽與志子・中野聡・吉田裕(編)『平和と和解—思想・経験・方法』旬報社、p294-324

第一章「わたしはたった一人の生き残り」：スペイン総領事館襲撃事件まで

挿話①：ライフストーリーを紡ぐ現場—半開きの扉の内奥

バルセロナの夕暮れどき。午後6時がいつもアナさんの指定する面談の時間だった。

凱旋門にそって少し歩き市街地にそれると、小さな広場に出る。その広場に面したマンションのひとつにアナさんは住んでいる。少し早めについて、約束の時間きっかりに、エントランスわきの呼び鈴のなかからアナさんの自宅の番号を選んで押す。

「チカコ？」

「入って」

アナさんの声がすぐにスピーカーから聞こえ、わたしの返答に合わせてエントランスドアが解錠される。

中間階を経て、そのひとつうえのアナさんの自宅玄関まで階段をのぼっていくわたしを、アナさんはいつも、半開きにした自宅ドアの内側の、外からは見えないところでじっと見まもりながら待っている。

「チカコ！」

「元気だった？」

一歩中に入ると、たっぷりと温かくながいに抱擁で迎えてくれる。

たくさんの思い出の品々が、こまやかな感性と工夫に仕切られて、屋内のかべを埋めつくしている。わたしが贈った品々も、今では収まるべきスペースをちゃんと確保されて、アナさんの記憶に場を占めているようだ。

アナさんの自宅前広場へ通じる道：2010.3.23、荒沢撮影



アナさんの自宅前の広場（同上）

アナさんは明快に思いを語る人で、意志がはっきりしている。アナさんの人生に関連する場所への同道をお願いしても、「わたしは遠慮する」と明快である。だから、聞きとりが外で行われたことはほとんどない。一歩なかに入ると居ごち良く温かなこの自宅、アナさんの思い出の内奥。ここが、アナさんのライフのストーリーが紡がれた現場であった。

1) アナさん①：はじめての聞きとり²⁵

アナさんは1938年8月23日、フィリピン・セブ島で生まれた。アナさんの一族は、スペイン・バレンシア (Valencia) のカステリョン (Castellón) の出身である。そこで手仕事の大工をしていた祖父が亡くなったとき、祖母カルメン・ペリス=ビベス (Carmen Peris Vives) さんはまだ40代で、5人の子を養わなければならなかった。祖母は、バルセロナで電話交換手であった妹をたよって1917年からバルセロナに出てきたのだ。5人の子どもたちのうち、長男のサルバドール・アギレリャ=ペリス (Salvador Aguilera Peris) さんと、次男で末っ子であった、アナさんの父のプラシド=アントニオ・アギレリャ=ペリス (Plácido Antonio Aguilera Peris) さんが、バルセロナに本社を置く有力企業、フィリピン総合タバコ会社に就職した。

フィリピン総合タバコ会社のマニラ支店でポストが空くのを待って、先に兄のサルバドールさんがフィリピンにおもむき、フィリピンで結婚して家庭をもち、そのあとを追って父のプラシド=アントニオさんが、遅れてフィリピンに行った。それらは、内戦前のことだった。

「父は独身のころ、“共和国 (La República)” という名前の労働者用宿舎にいたのよ。おもしろいでしょ。そう、父が送った写真に書かれていたの」

アナさんはそう言って、その写真をさがしたのだが、見つからなかった。

スペイン内戦に先立つ第二共和政期から内戦開始期に、フィリピンでも共和国派と反乱軍派のどちらを支持するか



土産の衣装をつける父 (アナさんの個人アーカイブより)

²⁵ 2010年3月23日、バルセロナのアナさんの自宅で。この日だけソリア記者同席。これ以降の聞きとりは、荒沢だけで、場所は同じであるので、以後日付など省略する。

をめぐって、スペイン系の人びとのあいだで動きが起こっていた²⁶。だから、父のプラシド=アントニオさんも、共和国というのは父の住んだ宿舎の名ではなく、父がかかわっていた当時の政治に関係のある何かであった可能性もあるが、今となっては不明である。

父は、何度か会社の手配でバルセロナにもどってきていたのだが、そのたびに祖母や伯母たちに、

帰国船での経由地インドなどで買った、さまざまめずらしい贈り物を持参したという。その際に、フィリピン時代の写真もたくさん持参してくれた。ただし、アナさんと、姉マリア=デル=カルメン・アギレリャ=リョンク (María del Carmen Aguilera Llonch) さん (8歳で没、フィリピン・セブ島 1936年12月30日生) の写真は残っているが、弟ジャイマ・アギレリャ=リョンク (Jaime Aguilera Llonch) さん (2歳で没、フィリピン・レイテ島のタクロバン、1942年7月25日生) の写真は、誕生後はすでに戦中であり、父



アナさんと母：父が持参したフィリピンの写真 (同上)



内戦で疎開中の祖母や伯母と (同上)

²⁶ 深澤安博、(1995.6)「フィリピンのスペイン共和国派-上-」歴史評論 542、歴史科学協議会編 p79～92、および、(1995.7)「フィリピンのスペイン共和国派-下-」歴史評論 543、歴史科学協議会編 p79～89

もバルセロナにもどっておらず一枚もバルセロナにはなく、フィリピンの自宅に残っていたであろう写真もマニラ戦でうしなわれてしまった。

アナさんが成長したあるとき、伯母さんが箱をわたしてくれた。なかには、いっぱい写真が詰まっていた。父が送ってくれたものだった。ただし、そのときはすでに伯父さんも亡くなっていたので、どこの写真であるか不明なものもある。アナさんの覚えているマニラは、戦後のこわれた家々の記憶だけである。

「裕福な暮らしだったの。姉やわたしは、セブ島で生まれて、弟はタクロバンで生まれている。同時に複数の家があったの。家のほかに別荘もあって、マニラにも家があった」

父の勤務がどのようになっていたのか、そのこととアナさん兄弟の出生地や写真とどういう関係があるのか詳細は不明であるが、アナさんはこのように語っている。

実際に、アナさんが帰ったバルセロナの家庭では、戦争のことは話されなかった。そこで、子どもであったアナさんは、いつも耳を澄ませて、ほんの少しばかりの会話のきれはしや手がかりから想像して、話を組み立ててきた。アナさんが25歳くらいになったとき、祖母や伯母が内戦中フィリピンに疎開していた話が会話に出たのだが、アナさんに直接語ってくれたわけではない。伯母たちが言っていたので、こうしたことを今語っているが、自分では覚えていないのだという。



フィリピンでの写真 (同上)

同席したソリア記者が事件に話題をもどしていく。このとき、わたしが聞けないだろうと思って、敢えてそのようにしたのだと、翌日会ったときに記者は説明した。

「マニラを懐かしく思い出すことはないの？」

アナさんが答える。

「一度もないわ。まったく記憶をうしなったの」

ソリア記者「領事館のことで覚えているのは？」

アナさん「ホールと、スペイン国旗は覚えている。サイレンが鳴って、防空壕に行ったの。戦争中は領事館に避難していた子どもたちと遊んだ。子どもだったから何も考えずに、遊んで、食べていることができた」

「日本兵のことは覚えていない。たぶん急に入ってきたと思う」

「自分が這って出たのは、覚えている。だれも呼ばなかった。頭にとどめをさされて、骨の一部が削れたけれど、急所は外れていた」

「死んだふりをして、ずっと隅にいた。そこは、ガレージかなにかだった」

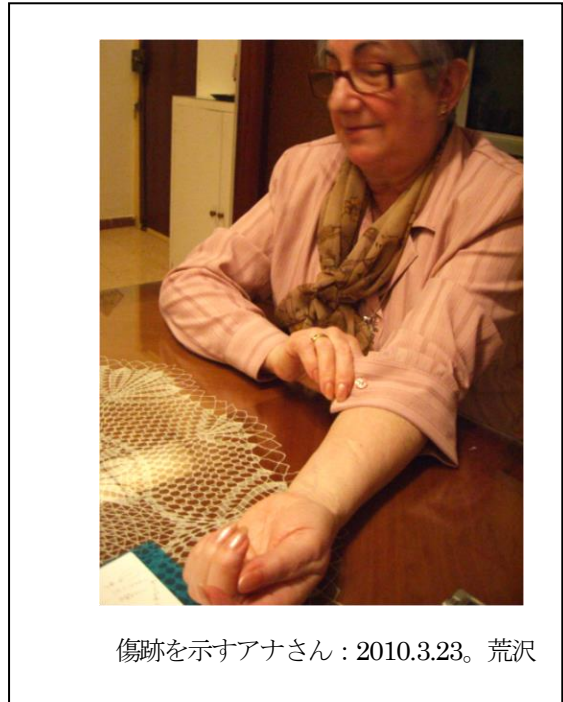
「這って出たときに、手袋もしていなかったから、爪にガラスがささっていた」

「頭の傷が治るまでに一番長くかかったわね。バルセロナに来て、温暖な地中海の気候だったから早く治ったの。そのとき残っていたのは、頭の傷だけ」

「日本兵は、生きている人にとどめを刺した。動いていたから」

アナさんは「ガレージか、（領事館の）外にある住居」に逃げたのだが、どこなのか良く覚えていない。上の方に上っていった。そのとき、領事館に火がついたのが見えた。

伯父は最初の妻を若くして亡くし、二度目の妻と子どもたちとともにマニラの山にある修道院サン・フランシスコ・デル・モンテ（San Francisco del Monte）に避難していた（その妻も、前年1944年10月16日に結核で死去）。アナさん一家が領事館に避難したのを知っていたので、伯父さんはアナさん一家をさがし



傷跡を示すアナさん：2010.3.23。荒沢

てくれて、赤十字に問い合わせたところ、アナさんが重傷ながらも助けられたのを知って引き取り、そのあとずっと保護してくれることになったのだ。

通過中に見えたマニラは、爆弾でこわされていた。病院！水！と、みんなが叫んでいた。

「それで、修道院へ行って住んだの。そこにはたくさんの一家がいたけれど、だれのことも覚えていなかった。食べたのは、サーディン缶のサラダばかり」

「覚えているのは、ブランコがあったとか細部について。医者には痛くないからって言われたけれど、痛いので、我慢していた。砂糖は茶色くて固かった」

その後、アナさんたちは書類を用意して帰国船を待ち、翌年 1946 年 4 月に伯父一家とともに、プルス・ウルトラ号 (Vapor Plus Últra) でバルセロナに帰国することになる²⁷。



帰国用のパスポート：7歳8ヶ月と記載（同上）

²⁷ Retorn dels treballadors de la Companyia de les Filipines (1946). Vapor Plus Últra 「フィリピンからのタバコ会社従業員帰国(1946)。プルス・ウルトラ号」 (ANC138-9920-03.01.05)

LIBRO DE
VISITAS
VIAJE
AL
ARZOBISPADO



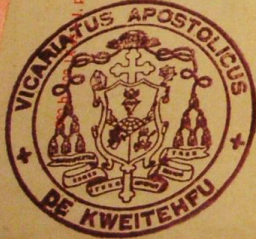
A bordo del Buque Español "Plus Ultra", en el Mar Indico.

BUQUE
"Plus Ultra"

Certifico que hoy, a las nueve y media de la mañana, he confirmado sub conditione en la Capilla de este Buque a la niña Ana María Aguilera y Llonch, hija legítima de Plácido Antonio Aguilera y de Aurora Llonch, nacida en Cebú el 23 de Agosto de 1938, y bautizada muy poco después en Cebú (probablemente en el Palacio Arzobispal), habiendo sido su madrina en la Confirmación la Sra. Dña. Rosa Jordá Vda. de Munné.

En el "Plus Ultra" a 2 de Mayo de 1946.

F. J. Javier Ochoa, O.R.S.A.
Sr. Francisco Javier Ochoa, O.R.S.A.
Vicario Apostólico de Kweiteh.



プルス・ウルトラ号の乗船券 (同上)

2) 国交回復交渉と「対日請求問題」①：マニラ戦とスペイン総領事館襲撃事件

その1. 在比スペイン国籍者とマニラ戦

16世紀からスペイン統治下にあったフィリピンは20世紀に米国が領有し、1935年からは独立を視野においた自治植民地となった。そのもとで多くのスペイン国籍の人びとが居住し活動していた。1936年スペインで内戦が勃発した際には、内戦を避けてスペインから旧植民地フィリピンに疎開する人びとも多く、アナさんの祖母や伯母たちもバルセロナから疎開していたようだ。

1939年、スペイン内戦が終わって5ヶ月のちに第二次世界大戦がはじまったが、内戦で疲弊したスペインは大戦には加わらず中立の立場をとった。フィリピンは1941年12月の日米開戦によって戦争にまきこまれ、翌1942年1月から日本の軍政下におかれた。

1945年2月3日から1ヶ月間にわたったマニラ戦²⁸は、フィリピンでの戦争の最終局面で発生した。このとき日本軍はほぼ全滅し、マニラの民間人約10万人が犠牲になったといわれている。その40%が米軍の空爆により、60%が日本軍の殺害によるとされ、フィリピンの対日感情を決定的に悪化させる原因ともなった。

マニラ戦ではフィリピン在住の外国籍者も被害を受け、なかでもスペイン国籍者は人的被害が大きかった。スペインは日本との間に2018年には外交関係樹立150周年²⁹を数える関係を築き、第二次世界大戦では中立の立場を利用して日本の「利益代表すら引き受けた友好国³⁰」であった。だが、フィリピンのマニラ戦で在比スペイン国民が深刻な戦争被害を受けると、日本軍の残虐行為を非難した³¹スペイン政府は、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件を主要な理由として、1945年4月12日日本との国交を断絶した。

²⁸ 1942年1月から日本の軍政下にあったフィリピンの首都マニラで1945年2月3日より始まった約一ヶ月にわたるアジア太平洋戦争末期の戦い。日本軍はほぼ全滅しマニラの民間人約10万人が犠牲になったといわれ、日本兵6,555人の遺体が確認され、米軍は1010人の戦死者と5,565人の負傷者を出した。(中野聡、2009、「マニラ戦と南京事件」、『南京事件七〇周年国際シンポジウムの記録—過去と向き合い、東アジアの和解と平和を』、日本評論社、p.153-162)

²⁹ 1868年11月12日、日本スペイン修好通商航海条約を締結。

³⁰ 1956年7月27日マ秘第191号「スペインの対日クレームに関する件」与謝野香特命全権大使より高崎達之助外務大臣代理・国務大臣宛。(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件「スペインのある種請求権解決取極関係」B'3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)

³¹ Política、文書No.20、1945年4月12日東京発「Envia copia reclamación sobre atrocidades japonesas en Manila」：在日スペイン公使が4月4日日本側に申入れ。(AGA (Archivo General de la Administración 総合公文書館：スペインのアルカラ・デ・エナーレス) 資料、P-000464、54-15903-01「1945, Ruptura Relaciones con el Japón y Potencia Protectora」)。原文はスペイン語で訳は荒沢(以下、同じ)。

マニラ戦による被害は、アジア・太平洋戦争におけるスペインの人的被害の大きな部分を占めている。そのときマニラには約 2000 人のスペイン国籍者がいた。この人びとがマニラ在住外国籍者のなかでも人的被害を多く受けた理由として、当時の在マニラ・スペイン総領事デル=カスターニョ (José del Castaño y Cardona) があげているのは、多くが居住する地域が戦闘の中心地になったこと、戦闘が短時間で終わるとの予測から盗難を恐れてマニラにとどまったまま疎開しなかった人びとが多くいたこと、白人への一般的な反感に加え当時高まりつつあった親米感情に同調するスペイン人への日本軍の反感などである³²。

事件の7年後にあたる 1952 年 2 月 12 日、日本とスペインは覚え書きを交換してサンフランシスコ講和条約発効と同時に国交を回復すると取り決め³³、覚え書きには、スペイン総領事館襲撃事件に対する日本政府からの「遺憾の意」の表明、および国交回復後に被害についての交渉を行う文言が記された³⁴。国交回復後に交渉が始まった「対日請求権問題」は、「日西両国国交上の最大の障害となり、通商航海条約はもちろんその他の条約の交渉もまったく不可能の状態³⁵」となるほどの緊張を生み、「日西国交上からも国際信用上からもま

³² 1954 年 4 月 21 日澁澤大使発、マ秘第 92 号「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件 (第九号) (人的被害について) (外務省外交資料館所蔵外交記録 B'3.1.2.9-4 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件 スペインのある種請求権解決取極関係) 」

³³ 1952 年 2 月 12 日「外交関係の回復に関する書簡について」 ([A-S38 (2) -189] 外務省外交史料館、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 \(2\) -189.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38%20(2)-189.pdf) (2011. 12. 6 閲覧))

³⁴ 1952 年 2 月 12 日に覚書交換。Francisco J. del Castillo スペイン外交代表から吉田茂外務大臣への覚書には「the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war.」と国交回復後の被害についての交渉の記載、また、吉田外相からスペイン外交代表への覚書には「I take this opportunity to express, in the name of the Japanese Government, our deep regrets for the sad incident which took place at the Spanish Consulate General at Manila on February 12th, 1945.」と、スペイン総領事館襲撃事件への「深甚なる遺憾の意」を表明する記載がある。(日本・スペイン間外交関係雑件、「1. 外交再開関係」、A1. 3. 0. 2、外務省外交資料館資料)

³⁵ 1957 年 1 月 8 日、「スペインの対日クレームに関し閣議報告の件」、別添二 (同前、B'3.1.2.9-4、外務省外交史料館)

た人道上からも」「放置を許されざる」問題と認識されていく³⁶。最終的に日本とスペインは1957年1月8日に合意に達し³⁷、日本はスペインの人的・物的被害に対し550万米ドルを支払った³⁸。

その2. 「アメリカのプロパガンダ」：対日断交へ

スペインの対日断交と戦後の国交再開、および「対日請求権問題」の中心にあつて影響を与えたのが、スペイン総領事館襲撃事件であった。スペイン総領事館襲撃事件とアナさんの被害はどのように知られ、当時の日本政府は、こうしたマニラ戦でのスペインの人びとの被害をどう受けとめたのか。

マニラ戦からスペインの対日断交までに至る経過について、日本の外交史料館公開資料を中心に、スペイン側外交資料を補いながら、順を追ってみていこう。ここではまず、フィリピン・マニラでのスペイン総領事館襲撃事件発生から対日断交の知らせが届き外交活動が停止にいたる直前の日西公信によって、その反応の一端を拾い出してみることにする。

スペイン政府による国交断絶の決定を日本に伝えた資料として日本側に現存する³⁹のは、対日断交の閣議決定を報じた4月12日の各紙内容を伝える在スペイン日本公使須磨からの公信⁴⁰である。スペイン政府が対日断交を決定した当時、日本では激しさが増す東京への空襲などで公電の着信が遅れていた⁴¹ため、この公

³⁶ 1955年10月5日、外務省、「[サンフランシスコ平和条約の例外としての旧連合国及び中立国の対日クレーム]中の主要案件資料説明」、「(6) スペインの対日請求権問題」、(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求問題雑件、B'3. 1. 2. 9)

³⁷ 1957年1月8日「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本政府とスペイン政府との間の取極(交換公文)」、「スペイン外務大臣から日本国特命全権大使にあてた書簡(来簡)」([A-S38 (2) -190] 外務省外交史料館、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 \(2\) -190.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 (2) -190.pdf) (2011. 12. 6 閲覧))：「日本政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がスペイン政府及びスペイン国民に与えた損害及び苦痛であつて日本政府が国際法の規則に基いて責任を有するものの賠償請求を満足させるため550万合衆国ドルに等しい金額をスペイン政府に支払う。」とされ、これにより日本政府は「損害及び苦痛のすべての賠償請求のすべての責任を完全にかつ最終的に免れる」ことになった。

³⁸ 1957年4月16日「スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインの間の協定に基く賠償金の支払いに関する件」欧亜局長より大蔵省理財局長宛：2月19日送金の報告。(同前、B'3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)

³⁹ 日本に対するスペインから「断交の通告ありしを報告」した須磨公使の公電第359号、第360号は「見当たらない」。(外務省、2010、『日本外交文書』第二巻、p.1068、543「スペインの対日断交発表について」、編注)

⁴⁰ 1945年4月12日須磨公使発、第357号「スペイン政府の対日断交発表に関する件」：スペイン政府の非公式発表に基づいて、4月12日にスペイン各紙が、前日に政府が閣議で対日外交関係断交を決定したと報道しているとの打電。本省4月22日着信。(第二次世界大戦関係雑件、「(22) 対日断交関係」、A'7. 2. 0. 1、外務省外交史料館)

⁴¹ 電信No.36、1945年4月3日東京発。(同前、AGA資料)

信の日本着信は4月22日となっている。この公信で在西・須磨公使は、スペイン総領事館襲撃事件に言及している⁴²。

「スペイン側ソースの情報にして且つ公式に立証せられたるものによれば日本軍は二月十二日在マニラ・スペイン領事館を襲撃館員及び同館にありしもの全員を殺戮せる後同館に放火せる事実並びにその他多数のスペイン人を殺戮⁴³しその財産を破壊せる事実確認せられたり」

公使は、「かゝる類例なき重大なる事実」を「対日外交関係を断絶する」要因として伝え、さらに「日本政府に提示せる損害賠償請求権ヲ依然留保」と賠償請求権にも触れている。

当時日本政府は、この公電着信より先にマニラ戦でのスペインの人びとの被害報道を知っていたようだ。当初の日本政府のとらえ方の一端が、スペイン側資料からうかがえる。3月25日に日本の広報担当者は、「マドリードで報道されているマニラにおけるスペインの人びと、及びスペインの諸施設に対する日本の残虐行為」に対し、「それらは全く根拠がなく、侵略アメリカ軍によってねつ造されたプロパガンダ」との認識を、在日・スペイン公使に示した⁴⁴。

そのころスペイン公使のもとには、本国から「断固たる抗議」をするようにとの指示とともに「日本の残虐行為」の報が続けて入っていた⁴⁵。なかでも詳細に伝えられたのが、総領事館襲撃事件であった。

「在比スペイン居留地において日本軍隊により引き起こされた言語道断の治安蹂躪の全てに対して、断固たる抗議を表明するよう強く要請する。日本軍による都市の組織的破壊が全面的に遂行される数日前、全ての修道会に対する行為とまさに同じころ、民間人と領事館に対して日本軍による残虐行為が始まっていた。領事館には数グループのスペイン人たちが避難していたが、そこへ日本軍が侵入し、全ての避難民を殺害した。スペイン人ヘナロ・アルバダレホ (Genaro Albadalejo) だけが致命傷

⁴² 1945年4月12日須磨公使発、第357号「スペイン政府の対日断交発表に関する件」：スペイン政府の非公式発表に基づいて、4月12日にスペイン各紙が、前日に政府が閣議で対日外交関係断交を決定したと報道しているとの打電。本省4月22日着信。(第二次世界大戦関係雑件、「(22)対日断交関係」、A7.2.0.1、外務省外交史料館)

⁴³ 本資料「殺戮」と記載の部分、前記資料(外務省、2010、『日本外交文書』第二巻、p.1068、543「スペインの対日断交発表について」)では「殺傷」と記載。電信No.31、1945年3月26日東京発、在日スペイン公使から本国宛。(同前、AGA資料)

⁴⁴ 電信No.31、1945年3月26日東京発、在日スペイン公使から本国宛。(同前、AGA資料)

⁴⁵ 電信No.12、No.13、No.14、No.15、いずれも1945年3月23日マドリード発、3月28日東京着：在日スペイン公使に、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件の詳細を伝え(No.12、No.13、No.14)、類似の事態が発生しているとして、日本政府に強い抗議を行うことを要請。(同上)

を負いながらも領事館を脱出したものの、事件を報告したのち死亡。避難民の家族である五歳の少女...次に続く（電信 No.12）」、「アギレリャ (Aguilella) は銃剣による刺傷を負いながらも救助されている。領事館に居た人びとは、女性や子ども、領事館守衛も含め全て殺害された。アルバダレホの証言によると、その数は五十人に上るとのこと。そののち日本兵らは故意に領事館に火をつけた。これらは全て2月12日に発生。日本兵らによる火災で火傷を負いながらひとりの女性が近隣の家に逃れ、先の人物と同じく情報を伝えたが、死亡。...次に続く（電信 No.13）」

公使は指示通り4月4日「マニラに於ける日本の残虐行為に関するクレーム（賠償請求）」を日本に申入れた。だが、外務省の沢田次官はやはり「アメリカのプロパガンダ」を口にした。そこで公使が、事件は総領事の証言のほか「膨大な証言」を根拠とする事実であると反論した。すると次官が、スペイン人に被害が及ばないように日本軍は指示されていたとしながらも再調査依頼⁴⁶や信頼関係による解決への志向を示したため、公使は「悲観的」でない印象を受けたと打電している⁴⁷。

当時は、激しさが増す東京への空襲などで公電の着信が遅れ⁴⁸、12日マドリード発の対日断交決定の口上書が在日スペイン公使に届くのは4月19日であったので、公使は13日頃の米国のラジオで対日断交決定を知った。翌14日、まだ日本側も正式な通知を受領していなかったが、日本側広報担当官は「フィリピンでの日本軍の行為」とされるものは「米国ラジオ放送によって流布された軍事プロパガンダ、および根拠のない作り話にもとづいたマドリードの新聞報道」によるとの認識を繰り返し⁴⁹、当時のスペイン政府の「非友好的」な行動⁵⁰に不快感を示した。スペイン政府による以下の対日断交の口上書が在日スペイン公使に届いたのは、4月19日であった。

「内閣は、つぎの通り口上書を発表する。スペイン人から直接提供され、且つ公的に証明された諸情報に基づくと、日本の軍隊によって、2月12日に在マニラ・スペイン総領事館への襲撃が行なわれ、

⁴⁶ 電信 No.37、1945年4月4日東京発、マドリード宛。(同上)

⁴⁷ 電信 No.38、1945年4月4日東京発、マドリード宛。(同上)

⁴⁸ 電信 No.36、1945年4月3日東京発。(同上)

⁴⁹ 電信 No.45、1945年4月13日東京発。(同上)、および、Política、文書 No.21、1945年4月21日東京発「Ruptura de Relaciones Diplomáticas con el Japón」(同上)

⁵⁰ ロダオは「戦争中に最も日本を助けた国 (p.415)」であったスペインがアメリカでの日本の利益保護を辞めた(1945年3月22日)などこの期のスペイン政府の動きの裏に対日参戦の可能性の模索をみる。(同前、p.415)

総領事館のすべての職員とその場に居た人びとが殺害され建物が故意に放火されたことは、全く疑いようがない。そして、そのあとさらに多くの人びとが殺害され、スペイン市民の財産が意図的に破壊された。これら類を見ない重大な事実を前にして、スペイン政府は、これらが両国の正常な友好関係の維持とは両立し得ないものであると判断し、日本政府との外交関係を断絶することを決定した。しかしこれとは別個に、すでに日本政府に提示済みの、スペイン国民が被った生命と財産の損失に対する賠償請求は維持されるものとする⁵¹。」

当初からスペイン政府は、スペイン総領事館襲撃事件をはじめとするマニラでの「日本の残虐行為」と対日断交を結びつけ、その賠償請求を強く主張していたのである。一方、日本側が「アメリカのプロパガンダ」「根拠のない作り話」として、これをなかなか受け容れようとしなかったことが、スペイン側の資料からうかがえる。

⁵¹ 電信 No.25 及び No.26 : なお、上記文書 No.21 にこの口上書が 1945 年 4 月 12 日マドリード発、4 月 19 日東京着であると記載。No.21 には、日本の情勢悪化に伴う内閣交代等の政治危機を原因とする、スペインからの日本の残虐行為へのクレーム対処の遅れや、マドリードでの日本側への断交公式通告を日本各紙が 4 月 21 日に報道との記載もある。(同上)

3) バルセロナで生きる①：フィリピン総合タバコ会社と戦争被害を受けた従業員

ここでは、アナさんの父と伯父が勤務し、日本政府とスペインの国交回復交渉および「対日請求問題」にかかわるスペイン側資料提供源のひとつであるフィリピン・スペイン総合タバコ会社について、従業員の戦争被害との関係でみておこう。

タバコは16世紀にアメリカ大陸からスペインにもたらされて広がり、スペイン領フィリピンでは18世紀からタバコの専売が実施されていたが、国際競争力のある民間大企業創設をめざして、1881年フィリピン・タバコの専売が廃止されてフィリピン総合タバコ会社（通称タバカレラ社）が創設され⁵²、中央支店をマニラに、本社をバルセロナ⁵³においた。同社は、マニラの官営工場を貸与され操業を開始した⁵⁴が、1898年の米西戦争でフィリピンがアメリカに割譲されると、同社は本国の保護をうしなつた。同社は、1909年最恵国約款の期限が切れて⁵⁵、国際競争にさらされたスペイン系企業が撤退していくなかで生きのびたスペイン系企業の筆頭にあげられる⁵⁶。製糖業にも進出した同社の工場は、1930年代後半にはフィリピンで最大級のサトウキビ圧搾能力をもつほどであった⁵⁷という。

このフィリピン総合タバコ会社は、戦争で被害にあった従業員に、戦時中の行いや被害について、宣誓申告書を提出させている⁵⁸。

⁵² フランス資本とカタルーニャ資本がベース（Martin Rodrigo y Alharilla, (2009), *Del desestanco del tabaco a la puesta en marcha de la Compañía General de Tabacos de Filipinas (1879-1890)*, *Boletín Americanista*, Año LIX, n° 59, Barcelona, 2009, pp.199-221）。

⁵³ カタルーニャ・ナショナル史料館（L'Arxiu Nacional de Catalunya（ANC））には膨大な同社資料が保存されている。

⁵⁴ 操業開始時点でマニラに117のタバコ工場と6,500人の工員、および280の加工作業場があった。後にコブラ、マニラ麻、リュウゼツランの栽培もはじめた（Ramón Bastida, Antonio Somoza y Josep Vallverdú, (2015.6), *Estudio económico y contable de la Compañía General de Tabacos de Filipinas: 1881-1922*, en *Revista Española de Historia de la Contabilidad*, No.22）。

⁵⁵ 1989年12月10日パリ条約調印。スペインはキューバの独立を承認し、領有するフィリピン群島、グアム島、プエルトリコなどをアメリカに割譲。スペインには10年間の期限付最恵国約款が適用となる。

⁵⁶ Florentino Rodao, (1999), *LAS COMPAÑÍAS ESPAÑOLAS DESPUÉS DE LA REVOLUCIÓN FILIPINA*, en 1898: España y el Pacífico. Interpretación del pasado, realidad del presente, Madrid, Asociación Española de Estudios del Pacífico, en *The Philippine Revolution and Beyond: Papers from the International Conference on the Centennial of the 1896 Philippine Revolution*, Jacoby Pub. House, pp.557-566.

⁵⁷ 永野善子, (1990), 『砂糖アシエンダと貧困—フィリピン・ネグロス島小史—』勁草書房, pp.121-122

⁵⁸ *Declaracions jurades del personal sobre les seves activitats i ingressos durant l'ocupació japonesa 「日本占領期における行いと収入に関する従業員の宣誓申告書」* : ANC138-441-4074-03.02.02

これら同社の宣誓申告書のなかに、アナさんの伯父サルバドール・アギレリャ=ペリス(Salvador Aguilera Peris)さんの申告書がある。なお、別資料にこれら申告書は1946年4月に作成されたと記載がある。伯父の宣誓申告書に記載されている内容から、解放されたのが1945年2月3日であることがわかる。扶養家族と

DECLARACION JURADA
DE
Salvador Aguilera Peris

SOBRE SUS INGRESOS Y ACTIVIDADES DURANTE LA OCUPACION JAPONESA.

Destino **Encargado Archivo** Dependencia **Manila**
 Haber básico mensual en 31-12-44: Sueldo **600.-** Sobdo. **60.-** Emolto. **75.-** Total **735.-**
 Fecha ocupación **2 de Enero 1942** Fecha liberación **3 de Febrero 1945**

Familiares dependientes:

Nombres	Parentesco	Edad	Residencia
Antonio Aguilera Sanchez	hijo	24	Barcelona
Salvador " "	"	22	id.
Jose Luis " Franco	"	14	Manila
Luis " "	"	12	id.
Manuel " "	"	10	id.
Enrique " "	"	7	id.
Mario " "	"	6	id.
Miguel " "	"	5	id.
Carmen Peris Vives	madre		Barcelona

SUELDO PROVISIONAL DURANTE LA GUERRA:

Enero a Dic. 1942	-----	₱ 650.-	mensuales
Enero a Dic. 1943	-----	400.-	"
Enero 1944 a Enero 1945	-----	400.-	"

SUBSIDIOS PERCIBIDOS EN EFECTIVO:

Enero a Mayo 1944	a ₱500.- mensuales	-----	₱ 2.500.-
Junio	" "1.000.- "	-----	1.000.-
Julio/Agosto	" "1.900.- "	-----	3.800.-
Sept./Nov.	" "2.850.- "	-----	8.550.-
Dic.	" "6.650.- "	-----	6.650.-
Enero 1945	" "7.600.- "	-----	7.600.-
Total			₱ 30.100.-

AYUDA EN ESPECIES:

Cantidad y articulo	Costo del empleado	Costo de la Compañia	Valor en mercado
800 kgs. arroz	960.-	4.800.-	80.000.-
100 csj. Mositas	120.-	120.-	1.200.-
25 paq. picadura	250.-	250.-	2.500.-

ACTIVIDADES COMO EMPLEADO:
 Hasta Junio de 1944 Encargado de la Seccion de Tarlac y Centrales. A partir de esta fecha, como en dichas Secciones habia poco movimiento acepte la oferta de pasar a hacerme cargo del Archivo, donde estuve prestando servicios hasta el tres de Febrero.

して、バルセロナ在住の母と二人の息子（2人とも前妻の息子）と、マニラでともに住む6人の息子の名が記されている。「戦争による損失」として、「家具、衣服、宝飾品、レコード、家、書籍、食器やガラス製品類」があげられ、「レコード」との記載には、帰国後クラシック音楽好きの伯父がコンサートに連れて行って

くれたことを、アナさんがクラシック音楽好きになった理由として、アナさんが語っていたことと符合する。

スペイン・フランコ政権とも関わりが深く、西比政財界に力を振るっていたフィリピン総合タバコ会社は、戦後すぐアメリカ、日本、フィリピンで補償獲得に向けて積極的に動いた⁵⁹。日本の外務省外交資料館の所蔵文書には、「タバカレラ」会社が提出した被害従業員リスト並びに被害状況報告書」として同社資料に言及⁶⁰があるが、その資料のひとつが、従業員のこの宣誓申告書であると考えられる。

日本政府とスペインの国交回復交渉および「対日請求問題」については次章以降であつたが、このプロセスは同社とスペインの政権の関係に軸をおくと、異なってみえてくる。例えばスペイン側が、在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件を当初ではなく、交渉が思わしくなくなった時点で持ち出したことや、日本側の外交官補償先決提案に応じようとしなかった意図に、民間の損害へのこだわりを見ることも可能である。日本側も「物的損害中の大口は「タバカレラ」会社の分である。之に対する処理振り如何に拠って補償額は大



⁵⁹ スペイン・フランコ政権の政治過程にマニラ戦とマニラの虐殺を位置づけるロダオは、独伊の援助で内戦勝利後数ヶ月のうちに勃発した第二次世界大戦で、枢軸寄りの中立の立場を取ったものの経済的苦境にあえぐスペイン・フランコ政権には、枢軸の劣勢のなか、日本による被害は米国らの援助を得る政策転換の好機と捉えられたとする (Florentino Rodao García, (2002), *Franco y el imperio japonés. Imágenes y propaganda en tiempos de guerra*, Barcelona: Plaza & Janés. (深澤安博(訳者代表)・他(訳)、(2012)、『フランコと大日本帝国』晶文社)。また、フィリピン総合タバコ会社資料には、タバコ会社副支配人の「西日委員会 (日本の外務省外交史料館所蔵外交記録公開文書 B3.1.2.9 に記載のある「日西混合委員会」) 委員長」就任受諾の手紙があり、日西委員会に同社の人物が関わっていたことがわかる。資料には「外務大臣の指名により委員会の長の地位に就く名誉を私は受諾しました。...西日委員会 (La Comisión Hispano-Japonesa) は先月の9月に始動し...」とある (タバコ会社 Vice Director の Dn. Charles H. Davies 氏の手紙: 1954年2月19日 (バルセロナ発、マドリードの「友人」 Teodomiro de Aguilar Embajador 氏宛)、原文は西語: 荒沢訳、Return dels treballadors de la Companyia de les Filipines (1946). Vapor Plus Últra 「フィリピンからのタバコ会社従業員帰国 (1946)。プルス・ウルトラ号」: ANC138-9920-03.01.05)。

⁶⁰ 1954年4月21日澁澤大使発、マ秘第92号「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件 (第九号) (人的被害について)」(外務省外交資料館所蔵外交記録公開文書 B3.1.2.9.4)

幅に動く。会社側は当国外務省に対して種々運動していた模様である⁶¹、「被害者中のあるもの特にタバカレラ会社は当国政府と密接な関係があり、之が政府当局をつついているものと推定される⁶²」などを見ていた。タバカレラ社にとって日本からの補償実現と被害の認定は、アメリカとの関係で「対日協力企業」との見方を払拭し、戦後復興資金を獲得する重要な課題であった⁶³。したがって、同社従業員の宣誓申告書は、同社へのアメリカの補償獲得のために対日協力の疑いをぬぐい去るための被害の事実を、強く訴える根拠を固めるもとにもなっただろう。

また、同社の被災従業員の未払い給与精算問題に関して、自ら被災した現地幹部がバルセロナ本社に送った文書⁶⁴から、被災大企業の事後処理のひと幕が覗え、未払い給与精算規定にあたって、従業員への個別の状況への配慮が、給与算定方針の記載や、アナさんの伯父の給与算定についてのつぎの記載からうかがえる。

「1) 1944-45年の給与未払い従業員は1944年1月1日からの手当支払いによって相殺する。

2) 1942-43年の給与未払い従業員にバランタインBallantyne基準を適用すると、結果として全体では概算で624,596ペソになる。低給与者に配慮することをベースにして額面の約65%を支払う。

3) 申告にもとづく額の35%は未支給のままとして、各自の行いと働きにより特別手当に値する従業員に、経営総務 (Administración General) の裁量でボーナスを支給する。ただし1942-43年の給与未払い従業員にバランタイン基準を適用した際の総額を越えないことを前提とする。⁶⁵」

「1947年8月16日

サルバドール・アギレリヤ・ペリス

実際には、解放後スペインへ帰国していることから、会社規定では2,389ペソの支給となる。

⁶¹ 1954年4月19日、マ秘第89号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会に関する件」(同上)

⁶² 1955年4月18日、マ秘第99号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島事件補償問題に関する件」(同上)

⁶³ フィリピン総合タバコ会社の社史に *La Compañía ¿fue colaboracionista?* 「当社は対日協力企業であったか?」との項 (Emili Giralt Raventos, (1981), *La Compañía General de tabacos de filipinas 1881-1981*, Barcelona, p.202)。

⁶⁴ Liquidación haberes retenidos ocupación japonesa 「日本占領期給与未払い者の精算」(バルセロナ José Rosales 氏宛 マニラ発) ビジネス文書 No.69 : 1947年8月16日 (pp.12-40)、ANC138。

⁶⁵ 同上、p.12 (No.69-p.1)

しかし、常日頃から大変優れた労働を提供した優秀な従業員であり、それに加えて、妻が病床にあった後に亡くなっていることや子だくさんである家庭事情から戦中戦後を通じ出費が高んだことを考慮して、1,751ペソの特別支給を認定し、1942-43年の給与未払いに対して総額4,140ペソを支払う。⁶⁶」

Anexo a la Nota de Regreso 700-67-16/8/47

Con carta del Sr. Get. No. 69
a Don José Rosales del 16-8-47

COMPANIA GENERAL DE TABACOS DE FILIPINAS
Administración General

LIQUIDACION DE LOS HABERES RETENIDOS DURANTE LA OCUPACION JAPONESA

Nombres y destinos	Haber Retenidos 1942-43	VALORACION		Complemen- to	Total a abonar	Totalidad hab. reteni- dos 1942-45	Saldos en 30-6-47		NUEVOS SALDOS	
		Escala Ballantyne	S/escala Compañía				Deudor	Acreedor	Deudor	Acreedor
Abola Velazquez, Antonio Fallecido	600	517	515	85	600	600	-	-	-	600
Aguilella Paris, Placido Fallecido	5.600	3.103	2.301	3.249	5.550	5.550	2.977.58	-	-	2.572.42
Aguilella Paris, Salvador En España	4.140	3.278	2.389	1.751	4.140	7.580	431.21	-	-	3.708.79
Aguirre Ugarte, Miguel Fallecido	5.600	3.103	2.301	3.599	5.700	5.700	-	-	-	5.700.-
Alonso Menéndez, Jesus Enc.B/Luisita y Motrico, Luisita.	4.704	4.089	2.795	2.205	5.000	6.654	2.887.94	-	-	2.112.06
Arando Altonaga, Nicamor B. Fallecido	600	454	454	2.566	3.000	1.250	6.375.25	-	3.375.25	-
Arias Lon, Eloy Fallecido	4.800	4.137	2.818	4.782	7.600	7.600	6.558.67	-	958.67	-

同社はま

二行目がアナさんの父（1945.2.12 没）、三行目がアナさんの伯父。生死に関わらず会社は未払給与に手当（伯父にはバランタイン基準で3,278のところ会社規定では2,389、これにボーナス1,751がつき計4,140。父にはバランタイン基準で3,103のところ会社規定では2,310、ボーナス3,249がつき計5,550とある。：Liquidación de los haberes retenidos durante la ocupación japonesa. (La Compañía General de Tabacos de Filipinas. Administración General) 「日本占領期給与未払い者の精算（フィリピン総合タバコ会社 経営総務）」No.69付：1947年8月16日（ビジネス文書No.69付属と上部手書き、p.1；全22頁）、Esdeveniments extraordinaris. El personal i l'ocupació japonesa de les Filipines(1941-1945). 「非常事態。フィリピンにおける従業員と日本占領（1941年-1945年）」：ANC138-441-4075-03.02.02.

⁶⁶ 同上、p.15 (No.69-p.4) (従業員のひとりであった対象者の伯父への支給に関する部分)

Barcelona, 3 Junio 1.946

C.G.T.F.

PERSONAL Y FAMILIARES EMBARCADOS EN MANILA
EN "PLUS ULTRA"

<u>Nombres</u>	<u>Edad</u>	<u>Residencia probable</u>
Salvador Aguilera.....	48	Barcelona
José L. Aguilera.....	14	Id.
Luis Aguilera.....	12	Id.
Manuel Aguilera.....	14	Id.
Enrique Aguilera.....	7	Id.
Mario Aguilera.....	6	Id.
Miguel Aguilera.....	5	Id.
Ana M ^a . Aguilera.....	7	Id.
José L. Aguilera.....	7	Id.

プルス・ウルトラ号 (Plus Últra) で帰国する従業員の家族ごとのリストの筆頭に、サルバドールさんと6人の息子、およびアナさん (Ana M^a. Aguilera Llonch) の8人の名前が、年齢と共に記載。1946年6月3日の日付：
ANC, Retorn dels treballadors de la Companyia de les Filipines (1946). Vapor Plus Últra 「フィリピンからのタバコ会社従業員帰国(1946)。プルス・ウルトラ号」：ANC138-9920-03.01.05

5 Junio 1946

RELACION DE EMOLUMENTOS PARA EL PERSONAL DE FILIPINAS, LLEGADOS POR VAPOR
 "PLUS ULTRA", SEGUN ACUERDO DE N/COMISION EJECUTIVA, FECHA 27 MAYO ULTIMO.

Nombres	Indemnización		Sueldo y me- dio de viaje	TOTAL
	Por empleado	Por familiar a s/c		
Salvador Aguilera	5.000	6 (6.000)	1.800	12.800
Primo Avecilla	5.000		1.275	6.275
José L. Azcona	5.000		945	5.945
Araceli Berlanga	5.000		975	5.975
José Bueno	5.000	3 (3.000)	1.125	9.125
Ricardo de la Campa	5.000	1 (1.000)	900	6.900
Angel Dubreuil	5.000		1.050	6.050
Ignacio Echevarria	5.000		900	5.900
Antonio Estrada	5.000	3 (3.000)		8.000
Gerónimo Galiana	5.000		2.400	7.400
Leandro Garcia	5.000		1.170	6.170
José M ^a Hernández	5.000	2 (2.000)	3.300	10.300
Dionisio Llano	5.000		915	5.915
Abundio Llorente	5.000	2 (2.000)	930	7.930
Manuel Martinez	5.000		1.200	6.200
José Menéndez	5.000		1.095	6.095
Jesús Molina	5.000		1.050	6.050
Rodrigo Pérez	5.000		1.500	6.500
Hugo Pérez	5.000		900	5.900
Marcelino Rodriguez	5.000		922'50	5.922'50
Pedro Rodriguez Roda	5.000		3.750	8.750
José S. Labandero	5.000		2.100	7.100
Rafael Membiela	5.000			5.000
Fermin Sanchez	5.000		1.140	6.140
José A. Sanchez	5.000		1.020	6.020
Vicente Hernández	5.000		900	5.900
Iñigo Sordo	5.000		1.050	6.050
Miguel Velasco	5.000		1.800	6.800
Cesar Villa Vega	5.000		1.087'50	6.087'50
Juan Ziegler	5.000		1.080	6.080
Miguel Franco	5.000	6 (6.000)	2.916	13.916
Eduardo Pueyo	5.000	4 (4.000)	2.355	11.355
José Berenguer	5.000	3 (3.000)	1.650	9.650
Pablo Robledano	5.000	3 (3.000)	4.140	12.140
POR EMPLEADOS FALLECIDOS				
Ana M ^a Aguilera	5.000	1 (1.000)		6.000
Josefa Catalá, V. Arando	5.000	6 (6.000)		11.000
Vda. de Castro	5.000	4 (4.000)		9.000
Vda. de Cos	5.000	3 (3.000)		8.000
Hijas de Escolano	5.000	2 (2.000)		7.000
Vda. de Gómez	5.000	1 (1.000)		6.000
Vda. del Moral	5.000	2 (2.000)		7.000
Vda. de Munné	5.000	1 (1.000)		6.000
Vda. de F. Urmeneta	5.000	2 (2.000)		7.000
POR EMPLEADOS QUE QUEDAN EN FILIPINAS				
Sra. de Penalba		2 (2.000)		2.000
Sra. de Pellón		2 (2.000)		2.000
QUEDA PENSIENTE DE LIQUIDACION				
José M ^a Sanchez Urgel	5.000	2 (2.000)	(960)	323;341'00

323;341'00

24

プルス・ウルトラ号 (Plus Últra) で帰国する従業員と家族への支給金。上段が生存従業員で筆頭にサルバドール (Salvador Aguilera Peris) さん、二段目が死亡従業員の家族で筆頭にアナさん (Ana M^a Aguilera Llonch) の名前が記載。(Indemnización「補償金」は家族人数に応じて1人1,000ペセタ、Sueldo「給与」、1946年6月5日。:同上)

COMPañÍA GENERAL DE TABACOS DE



SOLICITUD DE INGRESO

Fecha de la solicitud 23 de abril de 1928
 Nombre y apellidos del solicitante Plácido Ant^o Aguilera Peris
 Residencia y domicilio Elisabets 16. 4^o 2^a
 Edad 30 años - cumplirá en 1 de junio 1928
 Estado Soltero
 Si es casado el solicitante, especifique de donde es la esposa y cuantos hijos tiene con edades, profesiones y otras particularidades

Población y provincia de su naturaleza, y Estado a que pertenece Onda. provin-
 cia de Castellón - Valencia.
 Que idiomas posee Francés.
 Que estudios superiores tiene (especificándolos) funcionaria de Libros y
 mecanografía.

Empleos que ha ejercido Contable.
 Casas Narciso Casas - P^o Gornie 27 y 29. (Cebú)
 Tiempo de servicio Ocho y medio
 Sueldos 160 pesetas.
 Personas o casas que pueden dar informes de su conducta y aptitud Glaucolles S. F
 y D. Narciso Casas = Colegio R^o P. Escalaf

Si tiene padres y hermanos, cuantos y de quienes dependen. Indíquense edades y profesiones
Madre : tres hermanas.

Para donde solicita el destino Filipinas.

プラシド=アントニオ・アギレリヤ=ペリス (Plácido-Antonio Aguilera Peris : アナさんの父) さんの入社履歴書。日付：「1928年4月23日」。「独身」。住所：「エリザベツ通り」祖母のマンションの住所。出身「バレンシア、カステリオン、オンダ」。扶養家族：「母、3人の姉」、等：ANC138

HOJA DE SERVICIOS DEL SR. Plácido Ant^o AGUILERA Peris natural de Onda
 de Castellón
 Estado Soltero
 Edad en de Junio de 1928 (20 años) Condiciones Españolas

FECHAS	DESTINOS	SUELDO	Subvención	EMOLUMENTO	TOTAL HABER		LICENCIAS QUE HA DISFRUTADO	OBSERVACIONES
		AL AÑO	Mensual	MENSUAL	Pesos	Cts.		
May 1928	Admitido para Filipinas						De 2 Sep 1933 á fi-	(1) Más # 40 para
15 Jul 1928	Contaduría Admón. Gral.	960		20	100		nes Junio 1934, 10 ms.	
27 Jul 1928	Vapores (Cebú)						(8 todo y 2 sin)	
Ene 1929	Id.	960	10	10	100			
Abr 1930	Auxlr. Coprax (Cebú)	960	10	35	125			
1 Jul 1931	Id.	1.200	10	35	145			
Jun 1934	Ayudante Contad ^a Cebú							
1 Abr 1935	Encargado Coprax Cebú	1.500	25	10	160			
1 Ene 1937	Id.	1.500	25	50	200(1)			
1 Jul 1939	Agente en Tacloban	3.600		50	350	Unificados		
Sep 1941	Id.	3.600	10	50	360			
12 Feb. 1945	Fallece.							

プラシド=アントニオ・アギレリヤ=ペリス (Plácido-Antonio Aguilera Peris : アナさんの父) さんの社内職務履歴の記録 (Hoja del servicio)。最初の欄は1928年5月フィリピン勤務として採用。最後の欄は手書きで「1945年2月12日、逝去」。: 同上

第二章「わたしには記憶がないから」：困難と生存戦略

挿話②：人間への問い

日本とスペインで資料館をめぐり、関連資料をさがした。

スペインのアルカラ・デ・エナーレスにある行政総合資料館⁶⁸には、マニラからスペインへ家族と思われる人びと宛てに送られた電信が大量に保管されていた。安否をつたえる文面、クリスマスを祝う文面。これら、スペインの家族や知人に向けて送られた多数の電信は、マニラ戦が直後に待ち受けている時期に、そうとは知らず、戦況への不安をにじませつつも相手への気づかいと愛情にみちていた。

これらの文面にさまざまな思いを託した人びとは、どうなったのだろう。生きのびることができただろうか。これらが家族との最後の通信となった人びとも多かったのではないか。今、これら多数の薄紙の紙面には、「歴史資料」として保管されることになった運命によって口を閉ざされた多くの生命の痕跡と、その不条理な生命断絶の予感が、張りついてただよっているようにみえた。

片鱗を残す不安とともに電信文のなかにかいま見えている思いや感情。ここには、さまざまな人生のストーリーが電信の枚数だけあったのだ。一枚一枚電信文を読みながら、わたしは胸が痛くなった。

もうひとつのわたしのフィールドであるスペイン・アストゥリアスの都市ヒホンに滞在していた 2014 年、すぐ近くのマンションに、マニラからの帰国船名簿にあったと同じ名前の男性が住んでいることを偶然発見した。この男性名でウェブ上にアップされている多数の写真からはフィリピンとの関係がうかがえ、写真によって推定される年齢も合致している。聞きとりの用意をして訪ねた。しかし、住居のエントランスからかけた電話には、はじめ高齢の男性らしき声が何か答えてくれたのだが、意味を解しかねているうちに、家政婦らしき年配の女性の声に替わり、男性が認知に関する問題をかかえてベッドに就いているため、そっとしておいてほしいと答えて、そのまま電話は切れた。

遅すぎたようだった。念のためアナさんにも聞いたが、知った名前ではないという。

アナさんのはじめて聞きとりの翌日、もうひとり存在が判明していたマニラ戦のスペイン被害者、故マリ

⁶⁸ 行政総合資料館 (Archivo General de la Administración)。訪問は 2013 年 3 月、および 2013 年 5 月。

ア=エレナ・リサラガ (María Elena Lizarraga) さん⁶⁹の親類の方がたに話を聞いた。マリア=エレナさんの妹ビクトリア (ビッキー) ・リサラガ (Victoria Lizarraga) さんの娘ナディーネ=ボヒル・ガセット=リサラガ (Nadine Bofill Gasset Lizarraga) さんには、一ヶ月半後にもお会いした⁷⁰。母のビッキーさんは、モレタ (Moreta) 博士邸の事件⁷¹で日本軍に発砲されて負傷し、両足を切断した。娘のナディーネさんは、母の義足を「普通のこと」と思っていたし、「不平をいうこともなく、いつも笑顔をたやさない人」であった。でも、母が「苦しくて、夜に眠れないことも多かった」。



二度目の聞きとりで、ナディーネさんは、鋭く問うのだった。母からは、元々日本人とは関係が良かったし、庭師の在比邦人はとても優しく良い人であったと聞いているだけに、問わずにはいられなかったのだろう。

「どうしてなの。戦争になると、知り合いの日本人が軍服を着て現れて、急に変わるなんて。あんな、残酷なことができるなんて。どうしてなの。正当化は聞きたくない。でも、理由が知りたいの」

母のビッキーさんは、身体の痛みにも苦しんだだけでなく、人間としての信頼にも深い傷を負って苦しんで

⁶⁹ Josep Maria Sòria, (2002.7.7), La última de Filipinas: Historias del siglo XX, en *Magazine; La Vanguardia*, pp.54-61. マリア=エレナさんはこのとき79歳。妹のビッキー・リサラガ (Vicky Lizarraga) さんは記事の3年前に亡くなっている。姉妹について、カルメン・グエルガールポルターージュを書いている (Carmen Güell, (2005), *La última de Filipinas*, Barcelona: Belacqva de Ediciones y Publicaciones)。

⁷⁰ 2010年3月24日と5月5日。バルセロナの自宅で (荒沢)。

⁷¹ 1954年4月21日、マ秘第92号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件 (第9号) 人的被害について」に、「モレタ (Moreta) 博士邸の件」として記載：事件については「本事件に関しては被害者 (重傷) の一人 Prudencio Chicote と称するスペイン人の詳細な申告がある他、「カスタニヨ」西総領事もその報告書中において特に凄惨な事件として本件経緯を特記している。之等によれば、四五年二月十四日米軍の砲火を避けてマニラ市の「エルミタ」の「イザツク・ベラル」通りの「モレタ」博士邸に、スペイン人十四名 (男子四名、女子六名、小児四名)、比島人四十二名、中国人十名、葡萄牙人一名が避難した。翌二月十五日には米軍の砲撃が激化し、避難者中 Vicente Julian の妻 (西人) が砲弾で死亡するに至ったため、避難者は一層の安全を期して、日本歩哨に諮った上、同邸を出で「ゼネラル・ホスピタル (General Hospital)」に向ったが、途中日軍の射撃を受け二名の者が負傷したため、再び「モレタ」邸に引返した。次で二月十七日約二十名の日本兵が同邸に侵入し、男子を凡て二階の浴室に監禁した上六発の手榴弾を投じて多数の死傷者を生ぜしめた。婦女子は凡て階下のサロンに集合せしめられていたが、日本兵は之等の者を一名宛別室に赴くことを命じ、その途中の廊下において背後より銃剣で刺殺し、総計十九名の女子と十四名の児童を殺害した。右の結果、スペイン人中には右の犠牲者を出した。」と記載。二人については「負傷者 (100%日本側に責任のある者) 二名」として記載され、ビッキーさんについては「独身、「モレタ」邸より「ゼネラルホスピタル」に赴く途中、日軍の射撃を受け重傷」、マリア=エレナさんについても「既婚、同一事情で重傷」との説明付加 (旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件、「スペインのある種請求解決取極関係」、B'3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館、pp.49-53)。

いたということに、気がついた。そして、その苦しみは娘のナディーネさんのものでもあった。

しかし、この人間への問いに、わたしはどう答えればいいのかわからなかった。

以下、本章では、アナさん個人の生活レベルで、そして、日本政府の政治関係レベルで、マニラ戦とスペイン総領事館襲撃事件がその後どのような困難をもたらし、どう対処したのか、それぞれに分けてみていく。



(左) マリア=エレナさん。(中) 左がマリア=エレナさん、右がビクトリアさん。(右) 左端がマリア=エレナさん、右端がビクトリアさん。(ソリア記者の「La última de Filipinas」から)

1) アナさん②：「いい子にしてなさい」「記憶がない」こと―「生」そのもの

記憶の喪失について、アナさんはくりかえし語る

「わたしには記憶がないから、ほかの人よりつらくなかった」

「わたしには記憶がないから、これ以上語れない」

アナさんのこうした記憶の語りは、聞きとりをつづけるべきかどうかためらわせるものであると同時に、家族と記憶の喪失がアナさんの人生にどのような意味をもったのかということに、わたしの関心を強く向けさせる力をもっていた。

アナさんの体験を特徴づけるのは、一家全員をうしなったこと、そして、家族や家族との生活の記憶のすべてをうしなったことである。6歳の少女であったアナさんは、記憶をうしなうという究極の方法によって、事件の衝撃で心が壊れることから自らをまもった。アナさんの記憶喪失は、究極の自己防衛であった。幼いアナさんにとって、家族や友人・知人、そしてこれらの人びととの生活の場は、かけがえのない大切なものであったにちがいない。その記憶は、事件の衝撃がよびおこした反応によってアナさんの心からうしなわれただけでなく、戦争による破壊と翌年の帰国によって、物理的にもアナさんの生活からうしなわれてしまった。

家族とその記憶の喪失は、アナさんの人生にどのような意味をもつことになったのだろうか。そして、「わたしには記憶がないから」というアナさんの記憶の語りは、アナさんのなにを表しているのだろう。

まず、事件がアナさんにもたらした困難からみていくことにしよう。

事件は、アナさんの心身に多くの傷をのこした。アナさんの身体には十六カ所もの深い傷がのこり、その後も長く不調がつづいた。また、記憶喪失という究極の自己防衛反応をえらぶほかなかったほど、深刻な破壊の縁に立たされたアナさんの心にも、傷あとがのこった。今は何でもないが、日本男性と行きあっても、まともに相手を見ることができない状態が、一定の期間つづいた。

「小さいときは、映画であっても（日本人を）まともに見ることが出来ませんでした。...男性にたいしてだけです。日本女性にはこんな反応を感じたことはありません。現在では、ただ無関心なだけです⁷²」

アナさんの群衆にたいする恐怖やそこで殴打されるアナさんの恐怖は、消えずにつづいているという。

⁷² Josep Maria Sòria, (2002.11.10), La niña que sobrevivió al infierno, en *Magazine*, p.38

このような直接心身にのこされた傷のほか、家族とその記憶の喪失がアナさんにもたらした困難はどのようなもので、アナさんはそれにどう対処したのか。アナさんの語りから考えていこう。

事件の翌年、伯父一家に連れられて帰国船に乗った。帰国船は石炭運搬用の船プラス・ウルトラ号 (Vapor Plus Ultra) で、1946年4月16日にマニラを出発し、6月5日バルセロナに着いた。約50日の船旅である。そのときアナさんは7歳であった。アナさんに、その旅での印象的な思い出を訊ねた。すると、「お気に入りのセーラー服を盗られたことがとても悲しかった」とアナさんは答えた。

アナさんはこの服の盗難について、よく覚えている。伯父が買ってくれた、白と赤の服と、青と白の服の2着の服であった。そのときマドラスに船が着き、靴を買おうということになって、伯父といっしょにみんなで下船した。船室にもどってくると、アナさんの2着の服はなく、石炭の跡がついていたという。

アナさんはこのとき、「わたしより、必要な人がいたのだ」と思ったのだが、くやしかった。

50日間の外国の船旅である。もっとも印象的であったのが「お気に入り」のものを喪失して「悲しかった」ことだという7歳の記憶。まるで「お気に入りのセーラー服」が、アナさんの喪失した、愛する人びとの代わりでもあったかのようである。本来なら嘆き悲しんだであろう、愛する人びとの喪失。だが、その人びとにくわえられた暴力の衝撃は、自己防衛としての記憶喪失を発動させ、これによってアナさんは、嘆き悲しむことさえできなくなっていた。つまり、事件の暴力性は、アナさんから愛する対象をうばっただけでなく、それを悼む行為そのものもうばっていたのだ。

「7歳でゼロから人間関係をつくっていかなければならなかった」と語るアナさんは、いつも「だれが私を保護してくれる人か」じっと観察し、自分に「いい子にしてなさい」と言いきかせていた。一方で、アナさんの子ども時代の語りには、友だちが出てこない。同世代は「子どもっぽく見えた」からだという。

観察力を研ぎすませ、危険を遠ざけて保護をえることの可能な関係への感受性を、アナさんが最大限に高めていたことがうかがえる。これが、子どもひとりでは不可能な自らの生存の条件をととのえるために、小さなアナさんが身につけた方法であり、最大限の能力をふりむけた生存の戦略であった。

だがこれは、保護をえる関係にしかふみだせなかったということでもある。信頼のかなめであり、安心して育つための基地であるべき保護者を、アナさんはうしなつた。そのため、ときには我を張ったりしながら思い

きり自己の感情を生きたり、対立や葛藤をくぐってともに成長する、子どもたちのたくましい育ちかたからは、遠ざけられた生きかたをするほかなかったのである。

安心につつまれて子どもらしく育つ生活は、アナさんの日常の土台にあるあたりまえのものではなく、つねに最大の関心をふりむけてめざすべき目標として存在していた。したがって、子どもらしく育っていた同じ世代は、その子どもらしさによってアナさんの生活からはほど遠く、アナさんの関心をわかちあう相手としては「子どもっぽすぎる」存在でしかなかったのも、当然といえる。

そもそも記憶がなければ、その過去はないのか。そして、心は傷つかないのだろうか。アナさんの「わたしには記憶がないから」という語りの意味を、あらためて考えてみよう。

アナさんの愛する対象の記憶は、向きあうことがとうていできない危険な過去の暴力の記憶とともに存在していたために、自己コントロールの外におかれることになった。これが、アナさんの記憶の喪失である。しかし、実はアナさんにとってこうした過去は、「記憶が存在しない」というかたちをとって、たえず自己とともにあった。つまり、自らの内に、ふれることのできないかたちで過去が存在しつづけている状態といえないだろうか。だとしたら、アナさんの人生は、自己コントロールのきかない、いつどのように暴発するともしれない危険な過去を、内面の奥深くに押しこめて生きつづける人生であるといえる。

そうであるなら、アナさんがいつもくりかえす「わたしは記憶がないから、これ以上語れない」ということは、危険な過去がひそむ自己内部の深い領域には近づかないためのセーフティネットともいえる。また、「わたしは記憶がないから、他の人よりつらくない」ということばも、そのように言ってしまっただけで割りきることで、思考をとめ、より深い領域に立ち入らないための、やはりセーフティネットと考えることもできる。

心が傷ついたときに発揮されるべき人間の復元力は、そもそも六歳の少女であっては、まだ育まれようとしていた段階にすぎないだろう。しかし、その形成の基盤となる安心感や安全感の根本は、できごとによって傷つけられただけでなく、家族や親しい人びとをその記憶ごとくしなすことによって、実際に愛情や援助をえることも、心に思いえがいて支えや励みとすることも不可能となり、二重にゆるがされただろう。このようにして暴力は、立ち直りを支えるはずの人間関係をも、アナさんからうばい去った。だから、心の傷つきに対抗する力は、発揮する基盤も、形成する土台も、支える関係も、すべてが破壊されてしまったのだ。これが、アナさんを襲った暴力であった。

しかし、そんな状態にあっても、まわりの人びとの支えをえて、小さいアナさんは自分のもつ能力や資源を最大限発揮して、懸命に対処してきた。人への洞察力とするどい感性を発達させ、独自の勘にしたがって価値を峻別する。したたかともいえる、このような鋭い観察力を最大の武器として、自分にとって危険となるものを遠ざけ、無視する能力を身につけた。しかしこれらは、いつもまわりをうかがい、わがままも対立もせず、感情を全面的に発揮することもない、いわば子どもらしくないとも言える生きかたをえらびとることによって、えた資源でもある。

ここに、暴力がアナさんの「育ち」のうえにくわえた、ある「変形」がうかがえる。自らを襲った暴力にたいするとっさの対処であった、記憶の喪失。これにまもられながらも、アナさんはこれによって、人として育つための資源・環境・能力のうえに、「変形」をくわえられてしまったのである。

しかし、アナさんは、「形を変えられた」土台に立って、この「変形」をひきうけ生きぬいてきた。だから、アナさんにとって記憶の喪失とは、アナさんにくわえられた暴力がどのようなものであったかを明らかにするものであり、人生を生きぬいた労苦の出発点であり、土台であり、人生の闘いそのものでもあるのだ。

こう考えていくと、記憶の喪失をめぐるアナさんの語りは、ただの説明ではけっしてなく、アナさんの人生をさまざまに物語る、アナさんの「生」そのものであると見えてくるのである。

2) 国交回復交渉と「対日請求問題」②：「遺憾の意の表明」をめぐる

その1. 「一々遺憾の意を表さなければならない」のは「極めて辛い」：国交回復交渉の開始

日本政府がマニラ戦とスペイン総領事館襲撃事件にふたたび目を向け、調査に乗りださざるをえなくなったのは、敗戦を経て、スペインとの国交回復が政治課題として具体的に浮上してからであった。ここでは、日本政府は何を困難ととらえ、これにどのように対処しようとしたのか、以下にみていく。

戦後のスペインとの国交回復交渉では、当初からスペイン側が要求した「遺憾の意の表明」が問題となった。はじまりは1951年10月22日、在京スペイン外交使節団のカスティージョ代表が「国交を再開すべき時期が到来した」として来訪したことであった⁷³。これは、1951年9月8日サンフランシスコで日本に対する平和条約が調印された翌月である。

このときスペイン側は「友好関係の宣言」と「スペイン国民の損害の補償の問題」を提起し、後者については「国民を納得させるためにどうしても必要と考える」というのであった。外交関係の再開は「対日平和条約の効力発生と同時に」と決められ、この点に問題はなかった。最大の問題は、スペイン側の交換公文書の「深い遺憾の意 deep regret」という字句にあった⁷⁴。

日本側は、「スペイン国との間には戦争状態はなかった」ということを理由として、「単に外交関係再開を謳う」こと、スペイン国民の損害については「具体的に問題に言及することなく、単に戦争の結果生じた問題の解決のため協定を結ぶ意向がある程度の、一般的記述に止める」との考えを表明した。しかし、スペイン側は、差し当たっては「物質的な補償」を要求してはいないものの、「遺憾の意」の表明は「国民感情を納得させるため」の「精神的補償」として必要であると主張し、譲らなかった⁷⁵。

日本側はスペインの「希望に沿って交渉を進める」としていたものの⁷⁶、最初の日本案に表明されたのは「遺憾の意 regret」ではなく、「同情の意 sympathy」であった⁷⁷。この日本案に、「カスティージョ公使」は「自分としては本国政府に取次ぐわけには行かない」と強い拒否感を示した。「日本政府による遺憾の意の

⁷³ 1951年10月22日付「外交関係再開関係国交回復に関する在京スペイン外交使節団長申入に関する件」（「日本・スペイン間外交関係」、「1. 外交関係再開関係」、A1.3.0.1、外務省外交史料館）

⁷⁴ 1951年10月31日、「Normas para tener presente（考慮すべき原則）」（同上）

⁷⁵ 1951年10月31日：マルティン・アロンゾー等書記官の来訪についての記録。（同上）

⁷⁶ 1951年11月27日「高裁案」：「外交関係再開に関するスペイン政府及び日本政府間の往復書簡に関する件」（同上）

⁷⁷ 1951年11月28日「Resumption of Normal Relationship between Japan and Spain（Draft）」（同上）

表示」は、「自分としては絶対に譲ることはできない」もので、日本案の「同情の意」では「本国政府及び在比スペイン人にとっては一顧の価値なしと言う外なく、日本政府は事件について何等遺憾の意を持っていないという感じを受けるであろう」と言うのだった。日本側は、「中立国との最初のケース」であるスペインとの交換公文に「遺憾の意」を表すと、「全部の中立国との交換公文に当り日本政府は一々遺憾の意を表さなければならない」こととなり、「日本側にとって極めて辛い」と主張したが、公使は「頑としてその態度を改めなかった」⁷⁸。

日本側内部で方針が再検討された。「国交再開は素々先方から申出て来た」のだから日本が「万難を排して迄即刻合意に到達しなければならない必要乃至理由はない」としつつも、「意見が一致しなかったという理由だけ」で決裂させスペインとの国交だけが「断絶したまま」となるのも、「カスティージョ代表に悪感情を抱かせる」のも「得策でない」。こうして「支障のない範囲内でなるべく先方の希望にも應ずる」方向へと修正がなされていく。

「遺憾の意 regrets」の表明を避けた理由は、次の三点から説明されている。(1)「平和条約においても戦争責任を認めるような字句は含まれておらず、連合国に対しても少なくとも表面上は頭を下げた形になっていないこと」、(2)「スペインとの間に用いられた語」が今後の類似公文に影響し、「中立国には我方から陳謝して国交を再開して貰った形となる虞れがあること」、(3)「regrets の表示は事件解決措置の一つ」であるので、まだ解決方法について話し合われていない現在には適当でないことである。だが、検討の結果、「過去のこととして一切類かむりで通すというつもりでもない」として、「同情の意 Sympathy」の表明にかえて、イタリアの場合に倣い、国交回復後の話し合いに応じる用意があることを字句として入れる方向へと向かうことになる⁷⁹。

⁷⁸ 1951年11月28日「スペイン国との国交再開に関する件」。なお、問題は日本側提示案の「同情の意 our heartfelt sympathy for the hardship」だけでなく、「heartily welcome the intention of the Spanish Government」の部分に「感謝の意が表されていない点」にもあったことが、欄外の書き込みから知れる。(同上)

⁷⁹ 日付記載なし「スペイン国との国交再開に関する件」：1951年11月28日の「カスティージョ代表」との話合いを受けて。(同上)

こうして、スペインからの公文に関する次の日本案には、「先の戦争中の日本軍占領期にマニラ及び他のフィリピン各地で発生した事件の友好的解決に向けて⁸⁰」「話し合う意図⁸¹」などの字句が入った。また、日本からの公文に関する日本案には「日本政府はスペイン政府に感謝する⁸²」と、感謝の意を明示した。さらに、公文交換の際には「口頭を以て遺憾の意を表明する用意がある」こともスペイン側に伝えた。これらによって日本側は、公使から「自分としてはこの案で結構」「できるだけこの案で本国政府の同意を得るよう努める」との言葉を引き出すことに成功したのであった⁸³。

その2. 「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」：総領事館襲撃事件の浮上と日本側調査

ところが、事態は急展開する。

12月27日と翌1952年1月4日、マドリードの日本在外事務所長に対してスペイン側から提案があった。「マニラ事件」での「スペイン人一般居留民」の問題とスペイン総領事館の問題を別扱いとし、前者はスペイン側公文をわたす際に日本側が口答で遺憾の意を表明し、後者は日本側公文の中に遺憾の意を表明する字句を入れるという内容であった⁸⁴。日本でも公使が、1月4日に総領事館襲撃事件に言及した。そこで、日本側が事件の詳細情報を要求すると、1月7日にスペイン側から文書で回答が届いた⁸⁵。

ここに至って、ようやく日本側は、「之より先客秋スペインとの国交再開に関する覚え書き交換の問題が起った時からスペイン側は比島における自国人の生命財産に対する日本軍の侵害を重要視していることが判明した」と認識したのである⁸⁶。

⁸⁰ 訳文は荒沢による。原文は「with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the times of the Japanese military occupation during the last war.」1951年12月3日、「Resumption of Normal Relationship between Japan and Spain (Draft - 3 December 1951)」(同上)

⁸¹ 同上。原文は「the intention to enter into discussion」。

⁸² 同上。原文は「the Japanese Government thank the Spanish Government」。

⁸³ 1951年12月5日「スペイン国との国交再開に関する件」(同上)

⁸⁴ 1952年1月5日普通第一号、「エリセ外交局長との會談に関する件」、および1952年1月5日普通第一号(乙号)、「マニラ事件の処理」(旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件、「スペインのある種請求解決取極関係」、B'3. 1. 2. 9-4、外務省外交史料館)

⁸⁵ Note Verbale, No.1、1952年1月7日、および「AIDE MEMOIRE」(同前、A'1. 3. 0. 1)

⁸⁶ 1952年1月7日、「在マニラスペイン総領事館の被害に関する件」(同前、B'3. 1. 2. 9-4)

日本側は自ら調査に乗りだした。だが、記録は「戦災のため焼失したか又は終戦時焼却せられたか」で現存せず、関係者の聞きとり調査を実施する。しかし、外務省関係者は全員 1945 年 1 月中にマニラを離脱しているため詳細は不明であり、スペイン総領事館の事件については、誰も知らないと判明する。そこで、軍関係者に聞きとりが行われ、1 月 4 日にはマニラ派遣軍の参謀副長（渉外担当）宇都宮少将から次の回答を得た。

「スペインに対するアトロシティー^(ママ)は相当にあったものと思うが、その下手人と思われる人は殆ど全部戦死したか又は生存はしていても名乗り出る人とてなく、一方的にスペイン側の言い分を承る以外に反証の挙げようもない。自分達のマニラ滞在中はスペインに対しては特別の優遇をしたほどで特別な不祥事件もなかったと記憶するが、山下裁判の時に検察側からたくさんスペインに対するアトロシティー^(ママ)も持ち出されて自分たちも始めてそういうことを耳にした次第である。バギオに逃げてからマニラのスペイン・クラブに日本兵が侵入し、スペイン人多数を殺害した事件を調査するよう東京からの訓令を受けたので、現地部隊に調査せしめたことがある。それは四五年二月頃と記憶し、スペイン人が比島人のゲリラをかくまったというのが口実であったらしいが、相当ひどいことをやったものようである。然しスペイン総領事館を侵犯したということは全然聞いていない。」

この時点では、スペインクラブの事件との何らかの関連が推測されたものの、「総領事館以外のスペイン権益侵犯に対しても残念乍らスペイン側から申し立てがあればこれに対し反駁を加え得る根拠は殆どないものと思われる」と締めくくられている⁸⁷。

上記宇都宮参謀の脱出後もマニラ市に一番遅くまで留まった、比島陸軍準指令部の渉外係加納中尉にも、1 月 16 日に聞きとりを行った。

「自分がマニラを離脱したのは四五年二月五日であり、スペイン側申出の如き事件は今まで全然耳にしたことはない。スペイン総領事館とスペインクラブとは隣であり、全地域は米軍の砲撃爆撃の最も苛烈な所であった為惨憺たる有様であった。当時マニラの防衛は海軍士官の指揮下に陸海両軍が従っていたが、我が防衛軍の籠城している地点に対する米軍の侵入路上に丁度右スペインクラブ、総領事館があったので、右総領事館では激戦が行はれたものと思はれる。但し右最後まで頑張った部隊員

⁸⁷ 同上

は数名を除き全滅したので、今更当時の状況を確認する方法は先づないと思はれる。スペイン総領事館以外のスペイン人生命財産に対する比島内に於ける不祥事件は何も聞いたことがない。」

ここに至って、「本件要するに日本側としては眞疑の調査が不可能なりと思はれる」との認識から、「スペイン側に対しては「若しあったとすれば」といふ前庭^(ママ)の許に適当に対応する（仮定的陳謝、先方の出方によっては若干の見舞金支給等）より方法のないものと思はれる。」ということになった⁸⁸。

さらに、第二復員局残務処理部にも調査協力を依頼し⁸⁹、文書での回答（2月13日付）を得た。それによると、保管する公文書からは事件を確認できるものはなく、同部はマニラ市街地の戦闘状況の調査を行った。調査の結果、南北からマニラ市内に突入した米軍が2月11日頃合流して日本軍を包囲したため、それ以降マニラ市内の日本軍は、外部と「僅かに無線連絡を保つ程度」となっており、このような事件の報告も存在していない。そこで、マニラで米軍に包囲されながら戦後帰国できた人物にも調査したが、誰も事件を知る者はいなかった。報告書の最後に「参考事項」として、永井隆著『長崎の鐘』（1949年出版）掲載の連合軍総司令部諜報課の提供資料「マニラの悲劇」を紹介して⁹⁰、同部は次のように結んだ。

「事件の発生したといわれる二月十二日は日本軍が米軍に包囲された直後の事であり、約一万名の日本軍が約二週間の内に殆ど全滅してしまった当時の戦況より見て極度の混戦乱戦状態にあったことは推断に難しくなく、掘ってかかる事件が絶対に発生しなかったとはいいい得ないものと認められる。⁹¹」

この第二復員局の回答は、文書回答より先に口頭で伝えられていた。前述の調査に、1945年4月12日付の在スペイン須磨公使の緊急打電⁹²中の総領事館事件の報告も加えて、日西の資料を総合的に検討した日本側は、スペイン総領事館襲撃事件についてこう結論した。「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」

⁸⁸ 1952年1月16日、「在マニラ スペイン総領事館の件」（同上）

⁸⁹ 1952年1月17日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件」（同上）

⁹⁰ 1952年2月13日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件について（回答）」：1949年1月30日日比谷出版、永井隆著、『長崎の鐘』の後半、第一章「スペイン人居住民の蒙りたる被害」中、一九四五年三月三日「マニラ」での僧正トマル・タスコン教父の陳述の引用部分：「コロラド街六二番地にあるスペイン領事館はスペイン国旗が悠然と掲げられていたにもかかわらず破壊された。領事館に避難していたスペイン人若干を含む五十名以上の人々は生きながらも焼かれ、または銃剣で刺殺された。その中にはつぎの家族の人々が含まれている。—アギレイア・ベルランガ及びアバダレホ。屍体のうち身許の明らかになったものはわずか十五にすぎなかった（p.205）。」

（同上）

⁹¹ 1952年2月13日、「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件について（回答）」（同上）

⁹² 1945年4月12日須磨公使発、第257号「スペイン政府の対日断交発表に関する件」（同前、A'7.2.0.1）

が、「先方ないし関係者の申立ては大体一致しており、当時の同地の状況からしてもこの種事件は事実であったか、又は大体類似の事件が発生したものと推定される⁹³」。

その3. スペイン総領事館襲撃事件への「深甚なる遺憾の意」：覚書の交換

それでも日本側は、スペイン側による「遺憾の意の表明」の要求に対して、国交再開の交換公文とは別の公文による遺憾の意の表明を希望したり、「もしそれが事実ならば」という「留保を付ける」可能性に言及したりしていた⁹⁴。日本側にとって総領事館襲撃事件は、1月4日に初めて提示されたものであり、「その前二ヶ月余に亘り話合継続中、一度もメンションされたことがない」ため「日本側の方がむしろ驚いて直ちに調査を行った」と認識される事件であった。

一方、これらの日本側の申し出を退けたスペイン側にとって、総領事館襲撃事件は「日西国交断絶の原因になったもの」で、国交再開の交換公文の中に「日本側が自発的に遺憾の意を表することは国交再開の絶対的条件」なのであった。

結局、「わが方としても、交換公文中に遺憾の意を表示する字句を入れることに大体同意する方向」に向かったと1月25日の文書に記されたのは、「本件が日西国交断絶の直接の原因であったことに鑑み」たからであった⁹⁵。最終的には、「関係資料は全然なかったが、客観的に見れば何等かこの種の事件が起こったものと考えられるので」として、遺憾の意の表明を日本側は受け容れた。

それでも、国交再開と遺憾の意の表明を切りはなそうとの最後の試みがあったことが、つぎの記述から見てとれるが、スペイン側の固い意志に阻まれて断念したようだ。「本事件について遺憾の意を表明するが、国交再開とは別個にこれを取扱いたい旨主張したところ、先方はどうしてもこれを承諾しなかったので覚書中に入れることとした」⁹⁶。

⁹³ 1952年1月24日、「在マニラスペイン総領事館の被害に関する件」（同前、B'3.1.2.9-4）

⁹⁴ 1952年1月25日、「スペインとの国交再開に関する件」（同前、A'7.2.0.1）

⁹⁵ 同上

⁹⁶ 1952年2月14日、政策四第三号、吉田大臣発、在マドリッド矢口所長宛、「スペインとの国交再開に関する件」（同上）

また、「一般スペイン人の被害」に関しても、すんなり決着したわけではない。先述のように、はじめ日本側は「一般居留民の被害については覚書交換の際次官より口頭で遺憾の意を表明せんとのがが方の提案」を出していた。これに対しスペイン側は「大臣自身これをなすべき」と主張し、さらに「被害の補償を将来研究する意思を併せ述べることを要求したため覚書交換が遅れていた」という状況であった。ところが、「二月八日に先方は口頭の遺憾の意の表明の条件全部を撤回し」とあり、その結果「二月一二日は単に覚書の交換が行われたのみであった」⁹⁷。スペイン側が急に「条件全部を撤回」したのは、総領事館襲撃の当日である2月12日に覚書交換を実行することへの、スペイン側のこだわりの結果であったのかどうかは不明である。

こうして「遺憾の意の表明」の問題は決着し、スペイン総領事館襲撃事件発生のおよそ7年目にあたる1952年2月12日、日西両国は公文を交換した⁹⁸。先述の通り、スペイン側覚え書きには外交関係再開後に「先の戦争中の日本軍占領期にマニラ及び他のフィリピン各地で発生した事件の友好的解決に向けて」「話し合う意図」が盛り込まれ⁹⁹、日本側覚え書き¹⁰⁰には1945年2月12日の在マニラ・スペイン総領事館事件に対し、日本政府の「深甚なる遺憾の意を表明¹⁰¹」するとの字句が入った¹⁰²。

「深甚なる遺憾の意」の表明を実現させた要因は、何であったのか。交渉経過からわかるのは、まず、スペイン側の固い意志と在マニラ・スペイン総領事館襲撃事件のインパクトの大きさである。さらに、スペインが中立国であったことや、スペイン側被害の大半がマニラ戦に集中し、「約一万名の日本軍が約二週間の内

⁹⁷ 同上

⁹⁸ 1952年2月12日、電報第912号、吉田大臣発、在マドリッド矢口所長宛、「スペインとの国交再開の件」、および、同日、情報文化局発表、「スペインとの国交再開の件」(同上)

⁹⁹ 1952年2月12日、「覚え書き」、フランシスコ・J・デル・カスティージョ (Francisco J. del Castillo) スペイン外交代表より吉田茂外務大臣宛。(同上)

¹⁰⁰ 1952年2月12日、「覚え書き(英文)」、吉田茂外務大臣よりフランシスコ・J・デル・カスティージョ (Francisco J. del Castillo) スペイン外交代表宛。(同上)

¹⁰¹ 1952年8月29日提案、9月5日決裁、「高裁案 マニラにおけるスペイン国外交官殺害事件に関する弔慰金支出の件」(同前、B'3. 1. 2. 9-4)

¹⁰² 日比関係から日本軍の戦争犯罪をみる永井によると、この時期は、日本政府にとって「デリケートな問題」であったフィリピン戦犯問題の転機である。フィリピンでの対日戦争裁判(1947年8月から49年12月)の死刑囚79名のうち17人の処刑が1948年8月から1951年1月に執行されたのち、2月には賠償を要求してきたフィリピンの「反日感情」を知る日本政府は、フィリピンに「誤解」されないよう「慎重姿勢」をとっていたが、講和間近の1952年2月になると外相が戦犯への「同情」を語り、講和条約が発効(同年4月28日)すると、日本国内では戦犯を「戦争犠牲者」とみて同情を寄せるムードが広まっていた。(永井均、2013、『フィリピンBC級戦犯裁判』、講談社選書メチエ、pp.183-190)

に殆ど全滅」し「肯定あるいは否定する資料を全く欠いている」という戦いの最中であったというような事情に拠るところも大きい。

いずれにせよ、ここで日本側が、交換公文により国交回復後スペイン人の被害に関して交渉に応じることを約束し、スペイン総領事館襲撃事件について遺憾の意を表明したことは、この後の交渉で常に参照され、交渉を方向づける役割を果たしていくことになる。

3) バルセロナで生きる②：「バリオだから」一爆撃と「防空壕」、「疎開」

アナさんは事件の翌年、バルセロナに帰って、現在までそこで暮らしてきた。アナさんを1946年に受け入れたバルセロナは、どのような状況にあったのだろうか。バルセロナは1936年7月から1939年3月末までつづいたスペイン内戦で、終盤まで共和国派の拠点でもありつづけた都市である。アナさんが帰ってきたのは、内戦でたがいに争い空爆も受けたバルセロナが、その経験を内戦後どのように吸収した社会であったのか。

当時のスペイン・フランコ政権は、第二次世界大戦と冷戦という二十世紀世界史と深く関わって生まれ、生き延びた政権である。アナさんが帰国したスペイン史の大きな文脈を、ここで確認しておこう。

第二次世界大戦直前の複雑な国際関係と独伊の軍事支援が1939年スペイン内戦での反乱軍勝利とフランコ政権成立にあずかったことは知られている。大戦でフランコ政権は中立の立場を取った¹⁰³が、大戦後国際社会から孤立して¹⁰⁴「緩やかな外交的経済封鎖」のもとにおかれ、「飢餓と苦難¹⁰⁵」にあえいだ1940年代は「配給品でさえ受け取れない飢餓の時代と記憶され¹⁰⁶」る。これを救ったのは冷戦であった。アメリカは反共のために対スペイン政策を転換し¹⁰⁷、スペインは国際社会に復帰した¹⁰⁸。こののちスペインはめざましい高度成長をとげていく¹⁰⁹。

¹⁰³ 成立翌月に国連を脱退したフランコ政権は、大戦勃発当初は「中立」、翌年「非交戦国」を宣言し、独ソ戦が始まると義勇兵「青い師団」を送ってソ連と交戦し、枢軸国への便宜を提供した。連合国が優位に立つ1942年末からは姿勢を変え、1943年には「中立」復帰を宣言して「青い師団」撤退に着手し、しだいに連合国寄りへと軸足を移した。ロダオは、対日断交の際フランコ政権が対日参戦の可能性をさぐったという。(フロレンティーノ・ロダオ著、深澤安博訳者代表、八島由香利他訳、2012、『フランコと大日本帝国』、晶文社)

¹⁰⁴ 国連は、第一回総会(1946年2月)で非難決議、第二回総会(同年12月)で排斥勧告を決議。

¹⁰⁵ 楠貞義、ラモン・マタメス、戸門一衛、深澤安博、1999、『スペイン現代史—模索と挑戦の120年』、大修館書店、p.216。この「自給自足(アウトアルキー)時代(1939年から51年)」には「農業の回復がはかどらないために1950年代半ば近くまで深刻な食糧問題に悩むことになる」。(p.166)

¹⁰⁶ 「疑いもなく独裁がもたらした」この飢餓のもと、「パンの配給制は52年3月まで続いた」。(関哲行、立石博高、中塚次郎、2008、『世界歴史大系 スペイン史2—近現代・地域からの視座』、山川出版社、p.172)

¹⁰⁷ アメリカはスペインと軍事協定を結び、スペインによる軍事基地提供と引き換えに経済援助を行った。

¹⁰⁸ 国連は1947年11月に非難決議を取り下げ、1950年11月には排斥決議を撤回。1955年にスペインは国連加盟。

¹⁰⁹ 楠によると、フランコ政権を支えたのは、軍部、教会、大土地所有者や、「二〇〇～三〇〇家族」から成る金融・産業ブルジョアジーで、適切な政治的・制度的紐帯の役割を果たすべきリベラルなブルジョアジーの未成熟が内戦をもたらした根本にあった。アウトアルキー・統制経済を脱したスペインは対外開放・自由化政策に踏みきり、1965年から10年間で所得倍増の高度成長を達成し社会構造が急速に変化して、新中間層が勃興する一方でフランコ体制を支えていた大土地所有者や一握りの金融・産業ブルジョアジーは政治的・経済的影響力を失い、軍隊の近代化・専門職化、社会の世俗化と相まってフランコ体制は内部から瓦解する方向へと向かった(楠貞義、1994、『スペインの現代経済』、勁草書房)。

政治に深く関わる立場とはいえない人びとにとって、内戦はどのような経験であったのだろうか。アナさんの家族に関していうと、内戦では多くの人が疎開をこころみただが、アナさんの家族は1937年から1938年にかけて、内戦を避けてバルセロナからフィリピンに疎開していた。だから、アナさんの姉が1937年に、アナさんが1938年に生まれたころは、ちょうど親族が疎開中であった。

バルセロナでスペイン内戦を経験した人びとの語りを手がかりに、アナさんが家族を介して得た情報ではわからない、当時のバルセロナの雰囲気近づいてみよう。

エミリア・ポルタ=フンコサ (Emilia Porta Juncosa) さん¹¹⁰は、1932年11月7日に生まれ



¹¹⁰ 2018.3.10（土）、自宅のマンションにて聞きとり（荒沢）。聞きとり時85歳。娘のリディア・レドンド=ポルタ（Lidia Redondo Porta）さん同席。

た。住んでいたのはグラシア地区 (Barrio de Gracia) とよばれて今もかつての面影を残す歴史地区の一角

(Mozart 通り) で、近くの広場 (Plaza de la Villa) には時計塔があつて知られている。

内戦中、銃撃されて倒れている人の遺体を遠くから目撃して、袋のようにみえたと語る。内戦中、父は徴兵されて従軍していた。配給手帳で食料を入手した内戦中はパンが手に入ったが、戦後悪化し食糧事情は闇市が立った。内戦中は小高い山の洞窟にかくれていたが、その後タラゴナの祖父の家に疎開した。グラシアの広場 (Plaza de la Revolución) には、防空壕があつた。

タラゴナの村では、自給用の小さな畑があり、家畜も飼っていた。グラシアではセルロイドの人形で遊んでいたが、疎開先に人形はない代わりに、爆弾は落とされなかったので、外の通りでゴム紐の縄跳びなどをして遊んだ。もともと、祖父がタラゴナ Tarragona からバルセロナへ出稼ぎに来てガラス工場に勤め、アラゴン出身の祖母が工場の料理人であつたので、知り合つて結婚した。祖母は若くして (32 か 33 歳で) 1930 年になくなり、祖父も 50 歳になる前に死亡している。祖父母には 4 人の子があり、そのひとりが母である。内戦中母は、タラゴナとグラシアを行き来していた。

戦後、靴屋で働いていた父が、カタルーニャ旗を箱のなかに毛布に包んで隠していたのを覚えている。7、8 歳くらいから 13 歳まで小学校に通つた。先生はカトリック修道女で、校内ではスペイン語を話したが、一歩街に出るとカタルーニャ語を使った。のち、ランブラス通りの靴屋で働き 1957 年、25 歳で結婚した。

このようにふりかえるエミリアさんに、内戦から戦後で大変だつたことは何か、訊ねた。すると、「バリオ



Mozart 通り：上は時計塔のある広場を、下は逆に、広場から通りを臨む (2018.3.18：荒沢撮影)



(Barrio) だから、人びとが助け合っしてしのげた」ので、あまり大変だとは感じなかったという。

「バリオ」とは何か。

エミリアさんによると、せまい通路を挟んで住む地区で、それぞれが自宅の部屋や階段に出て声を出して呼ぶと、すぐみんなに聞こえて、だれかが来て助けてくれる、そんな人びとの関係のある地区なのだという。今、エミリアさんが住む、隣人のこともよくわからないマンションには、そんな関係はもう存在していないのだという。

タバコ会社の社史¹¹¹にも、内戦でタバコ会社の本社があった目の前のランブラス通りでバリケードが築かれていた写真が、掲載されている。

エミリアさんの語りに出てくる防空壕は、バルセロナ各所につくられていたようだ。語りに出てくる配給、空爆、防空壕について、バルセロナの内戦の写真集¹¹²から、当時のようすをイメージしてみよう。

食糧配給にならぶ人びと



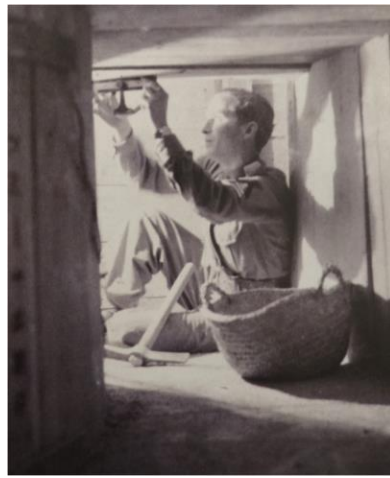
¹¹¹ Emili Giralt Raventos,(1981), *La Compañía General de tabacos de filipinas 1881-1981*, Barcelona

¹¹² 写真集は、El periodico, (2008), *La guerra civil a Catalunya : La postguerra: els primers anys d'una alta vida*, 同 *La guerra civil a Catalunya : La vida sota les bombes*.

空爆



防空壕



第三章「でも、母とは呼べなかった」：内戦後のバルセロナで

挿話③：人として疼く

日本側のマニラ戦研究を参照した。

永井は、フィリピンでの戦争裁判と日本人戦犯の問題を、日本社会がとらえていった推移と重ねて考察している¹¹³。永井はまた、フィリピンの人びとと、日本人捕虜やフィリピン在留邦人が、「日本軍による残虐行為」によって複雑なかたちで分断されていった、戦後すぐのフィリピンでの人びとの心の現実をとらえて、「終戦直後の時期、フィリピンの地において日本とフィリピン両国民の「心」の隔たりは絶望的なほどに大きかった」という¹¹⁴。

永井によると、フィリピン人と交流を深めていた在留邦人も含めて、大多数の日本人は敗北で「フィリピン社会のどこにも身の置きどころがなく、フィリピン人から文字通り石をもって追われた」。こうした「フィリピン人の憤怒爆発」を「日本軍の圧政や残虐行為」と結びつけて考える日本人もいた一方で、多くは「罪責感より、むしろ困惑や疑念、反発心」の方が強く「被占領者であるフィリピン人の気持ちにまで思いをはせることは稀であった」。戦前からフィリピン人と親しくつきあってきたある在留邦人は「こんなにも贈しみをあらわにするフィリピン人を見たことがなく「頭を抱えてうずくまり、悲しみに身を震わせていた」と吐露していることを、永井は紹介しているが、「少なからぬ日本人たちが「二度ともうフィリピンなんかに来るものか」と、恨みに近い感情を抱いてフィリピンを後にした」¹¹⁵。

ここで永井は、「心」の隔たりのもとに「日本軍の圧政や残虐行為」があることをとらえている。前章でみたように、被害者の人びとが、身体の痛みだけでなく人間としての信頼にも深い傷を負って苦しんでいたとするなら、「日本軍の圧政や残虐行為」は、在留邦人や日本兵にとって、人間としての信頼という意味で、どのような位置をしめていたのだろうか。

¹¹³ 永井均、2013、『フィリピン BC 級戦争裁判』、講談社選書メチエ

¹¹⁴ 永井均、2010、『フィリピンと対日裁判』、岩波書店、p.57

¹¹⁵ 永井は、フィリピン人のこうした行為について、「怒りの置き場のないフィリピン人たちは、今や無力となった日本人捕虜に投石し、罵詈雑言を浴びせるなど報復感情を直にぶつけることで、自らの怒りと悲嘆を和らげようとするかのようにであった」とみている。一方で、「多くの日本人をして被占領者(フィリピン人)の心情や立場にまなざしを向けさせるのを妨げたのかもしれない」。その要因は、「戦争末期の自軍兵士の悲惨な末路や相次ぐ戦友の死」に直面し、「自分たちが犠牲を強いられ、その末に屈辱の虜囚の身に陥ったという被害者的な感情」にあるという。これら「強烈な原体験(およびその記憶)と「被害者」的な意識」があったところへ、フィリピン人の罵声と投石にさらされたので「反発心さえ覚えた」(同上、pp.55-57)。

林は、日本軍文書や兵士の日記などから、つぎのような日本軍側の認識を観察している¹¹⁶。「住民は親米であり、米軍のために誘導などをおこなっているとして、住民全体を敵視する傾向がマニラ戦の最初から出ている」。「フィリピンは「独立国」であり、また日本の同盟国であるという認識は消えうせ、フィリピン人を「敵国人」として扱おうと判断している」。「ゲリラの人数もかなり過大評価され」「住民をみんなゲリラだと思い込むようになり、「日本軍の攻撃が失敗するのはゲリラ、あるいは住民たちが米軍に協力して日本軍を妨害しているからだ」と理解され、そこから「これらのゲリラを除去しなければ、戦えないという認識になっていく」。そのうえで林は、これらに、沖縄戦での「住民をスパイ視し住民虐殺が頻発」したこととの類似をみている。

米軍は、マニラ他各地で日本軍関係の文書や兵士の日記を押収し、いくつかを林は紹介している。そのなかで、ある兵士の日記（所属不明、ルソン島北東 Lucaban で 1945 年 5 月 23 日に押収、1944 年 7 月から 1945 年 5 月 22 日まで記載）のつぎのような記載が、目を引く。

「1945 年 2 月

毎日、ゲリラと原住民の討伐で過ごす。私はすでに 100 人以上を殺した。故郷を出るときに持っていた素朴さはとっくに消えうせた。いま私は無情の殺人者であり、私の刀はいつも血でぬれている。それは私の祖国のためだが、まったくの残忍さだ。神よ、私を許してください。おかあさん、許してください」

注目されるのは、この兵士が人としての疼きを感じ、それを書き記していたことである。

日本軍兵士たちは、林が述べているような認識を集団で強めていくなかで、人としての疼きをなくしていったのか。そもそも、感じることさえなかったのか。あるいは、内心ひそかに苦しんでいたのだろうか。それとも、疼くからこそ、逆に「無情の殺人者」になるべき正当な理由に固執していったのだろうか。

¹¹⁶ 林は、マニラの日本軍への撤退命令が遅れて撤退の機会を逸した要因に、日本軍の指令系統内での「微妙な問題」や「さや当て」の影響をみている。また、マニラ戦で「日米両軍の戦闘に巻き込まれて犠牲になった市民が多かった」一因に、「軍の戦闘を第一と考え、民間人の生命安全を無視ないし軽視する日本軍の体質」をあげている。マニラ戦は1945年2月3日に米軍がマニラに入ってから開始され、3月3日に終了したが、「日本軍による市民に対する残虐行為」について、「集団的に大規模な虐殺は、8日にイントラムロスの男たちがフォートサンティアゴに連行されてから、あちこちで頻発し」、「こうした残虐行為は21日ごろまでに集中」した。それ以後は、多くの市民が米軍によって解放され、日本軍が確保している建物が狭い地域に限定されたため、住民の大量虐殺はほとんどなくなった。マニラ解放後、直ちに情報収集、戦争犯罪捜査を行った米軍の捜査記録や体験記を読むと、日本軍の市民に対する行為の「残虐性は並大抵のものではない」（林博文、(2010.1)「資料紹介 日本軍の命令・電報に見るマニラ戦」、関東学院大学経済学部総合学術論叢『自然・人間・社会』第48号）。

人として疼くことはどのようにして可能であり、そこに立って行動する選択肢は、どのようにして見つけることができるのだろうか。

1) アナさん③：「でも、母とは呼べなかった」「12歳の私にはとてもつらかった」

アナさんはいつも、母代わりとなってくれた未婚の2人の伯母を「とてもよくしてくれた」と語る。しか同時に、「でも、母とは呼べなかった」とも言う。

夫の母には、「母」とよんでと言われた。だが、アナさんにはできなかった。

「(母の語が) わたしのなかにはないから、出てこない」

アナさんにとって、「母」とは「痛む」ことばであった。

アナさんには3人の伯母がいた。長女のコンセプション (Concepción) さんを「大きい伯母さん」、三女のロレト (Loreto) さんを「小さい伯母さん」とよんでいたという。もうひとりの伯母である次女のカルメン (Carmen) さんは結婚してバレンシアにいたので、バルセロナでは同居しなかった。

アナさんの父と伯父、伯母たちの生没年を、ここで生年順に整理しておく。

1. 長女：コンセプション (コンチャ)・アギレリャ=ペリス (Concepción Aguilera Peris, 1895.12.19—1983.4.1 : 87歳で没)
2. 長男：サルバドール・アギレリャ=ペリス (Salvador Aguilera Peris, 1897—1995.7.25 : 95歳で没)
3. 次女：カルメン・アギレリャ=ペリス (Carmen Aguilera Peris, 1901—1982.7.11 : 81歳で没)
4. 三女：ロレト・アギレリャ=ペリス (Loreto Aguilera Peris, 1905.1.11—1982.10.14 : 78歳で没)
5. 次男：プラシド=アントニオ・アギレリャ=ペリス (Plácido-Antonio Aguilera Peris, 1908.6.10—1945.2.12 : 36歳で没)

安心感・安全感や自律の源として、子どもばかりでなく生涯にわたる人間発達に重要な愛着関係の形成には、特定の母親的人物との情緒的きずなが意味をもつとされる¹¹⁷。この点からみて、アナさんの育った環境はどのようなものであったのだろうか。

アナさんと6人の息子をつれて伯父が帰ってきたのは、バルセロナのエリザベツ通り (Elisabets) にある祖母のマンションであった。広くないマンションは、13人同居の大家族住まいとなって、いっそうせまくなった。

アナさんは同居した家族について、つぎのように語っている。

¹¹⁷ 久保田まり(2006.10)「愛着研究はどのように進んできたか」、『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.2-10

祖母は、曲がったことを嫌うはっきりした性格の人で近寄りたく、伯母たちは言いつけに逆らうことはなかったという。祖母は40代で夫を亡くし、5人の子どもを女手ひとりで養って生きるほかなかった。だから、このような性格である必要があったのだと、アナさんは理解している。祖母はコンチャさんとカルメンさんに刺繍を教え、2人はカルメンさんが結婚で越すまで、同じところで刺繍で身を立てた。

伯父サルバドールさんは、バルセロナに来ると、近くにあったタバコ会社本社にアナさんをつれて行き、配給手帳やアナさんに支給される亡き父の遺族年金の手続きをしてくれた。それからはサルバドールさんが毎月、2家族分の支給されるものを持ち帰り、伯母さんたちに渡していたという¹¹⁸。サルバドールさんは、あまり優しさや愛情をしめす性格の人ではなかったという。だが、このサルバドールさんには、2人の伯母さんと同様、本当に感謝していると、アナさんは強調する。

ところで、サルバドールさんは音楽が好きであった。タバコ会社の被害状況申告書¹¹⁹にも、「戦争による損失」のなかに「レコード」がリストアップされていた。伯父さんはタバコ会社を退職してから、クラシック音楽などのコンサートのチケットが手に入ると、息子たちはあまり音楽好きではなかったのに、アナさんをつれ

¹¹⁸ Esdeveniments extraordinaris. El personal i l'ocupació japonesa de les Filipines(1941-1945). 「非常事態。フィリピンにおける従業員と日本占領(1941年-1945年)」: ANC-138-441-4075-03.02.02.。このうち、Liquidación haberes retenidos ocupación japonesa 「日本占領期給与未払い者の精算」(バルセロナ José Rosales 氏宛 マニラ発) ビジネス文書 No.69 : 1947年8月16日(頁12-40)は、フィリピン総合タバコ会社の戦時の未払い給与精算規定と個別従業員への対応についての資料で、被災従業員の未払い給与精算問題に関し、自ら被災した現地幹部がバルセロナ本社に送った文書である。被災大企業の事後処理のひと幕が覗え、なかに対象者の伯父の項がある。(頁12 : No.69-頁1)には「1) 1944-45年の給与未払い従業員は1944年1月1日からの手当支払いによって相殺する。2) 1942-43年の給与未払い従業員にバラントイン allantyne 基準を適用すると、結果として全体では概算で624,596ペソになる。低給与者に配慮することをベースにして額面の約65%を支払う。3) 申告にもとづく額の35%は未支給のままとして、各自の行いと働きにより特別手当に値する従業員に、経営総務 Administración General の裁量でボーナスを支給する。ただし1942-43年の給与未払い従業員にバラントイン基準を適用した際の総額を越えないことを前提とする。」とある。(頁15 : No.69-頁4)は、1947年8月16日(従業員のひとりであった対象者の伯父への支給に関する部分)には「サルバドール・アギレリャペリス 実際には、解放後スペインへ帰国していることから、会社規定では2,389ペソの支給となる。しかし、常日頃から大変優れた労働を提供した優秀な従業員であり、それに加えて、妻が病床にあった後に亡くなっていることや子だくさんである家庭事情から戦中戦後を通じ出費が高んだことを考慮して、1,751ペソの特別支給を認定し、1942-43年の給与未払いに対して総額4,140ペソを支払う。」と、細やかな個別の従業員への配慮がみえる。

¹¹⁹ Declaracions jurades del personal sobre les seves activitats i ingressos durant l'ocupació japonesa 「日本占領期における行いと収入に関する従業員の宣誓申告書」: ANC138-441-4074
フィリピン総合タバコ会社資料の一部。バルセロナに本社を置く同社はスペイン・フランコ政権と関わり深く、西比政財界に力を振るった。戦後すぐ補償獲得に向けて積極的に動いた同社は、対日協力の疑いをぬぐい去るためにも被害を強く訴え、従業員に戦時中の行いや被害を申告させた。この申告書は、日本の外務省外交資料館所蔵外交記録公開文書 B3.1.2.9.4 「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件(第九回)(人的被害)」のなかに言及のある「『タバカレラ』」会社が提出した被害従業員リスト並びに被害状況報告書」に関連するとみられる。別資料に、これら申告書は1946年4月作成と記載がある。対象者アナさんの伯父の申告書には、サルバドール・アギレリャペリス(Salvador Aguilera Peris)氏の宣誓申告書: 氏が解放されたのは1945年2月3日。扶養家族はバルセロナ在住の二人の息子と母(前妻の別居中の息子: 本論文対象者の従兄弟と祖母)と、マニラ在住の6人の息子。「家具、衣服、宝飾品、レコード、家、書籍、食器やガラス製品類」を「戦争による損失」に計上している。「レコード」と記載。

ていってくれた。アナさんは、この伯父の影響で、クラシック音楽が好きになったのだという。

2人の伯母には、母とよべなかつただけでなく、甘えることができなかったという。しかし、2人の伯母は本当に「とてもよくしてくれた」のだと、アナさんはくり返す。日本から補償がでることになったときも、「アナの好きなようにさせなさい」と言ってくれた。この日本からのお金は、アナさんの記憶喪失や身体の傷、そして家族の死によって、血であがなったお金であった。ビジネスのように受けとって使いたくなかつたアナさんは、よくしてくれた伯母さんたちへのお返しの意味も込めて、暮らしを快適にするために必要なものを買うことにした。それは、アイスクーラーと、洗濯機、戸棚、壊れた椅子の買い換えなどであった。

6人のいとこたちは全員男の子で、物を投げるなどわんぱくであったため、アナさんとは「気があわなかつた」。祖母の家では、アナさんの部屋といとこたちの部屋は、それぞれ反対側にしつらえられて完全に隔てられていたという。アナさんには学校でも友人はできず、「悪い時期」だった。

アナさんがこのようにとらえる、当時の家族ひとり一人の性格や行動のあり方、人生観といったものに、マニラ戦での出来事は、どれほど影響しているのだろう。さらに、スペイン・バルセロナ社会は、そこにどう影響しているのか。アナさんが語る、これら当時の家族の描写に、大きな文脈を重ねて考えてみよう。

そのころスペインでは、内戦が終わった1939年からフランコ将軍の独裁体制がはじまり、アナさんが帰国した1946年には、体制による内戦敗者への弾圧と、経済困難による生活苦や飢えが、全土にひろまっていた。過去の内戦での、あるいは進行中の弾圧によるトラウマに満ちた記憶が、まだ生々しかったと思われる社会で、人びとは大家族でせまい住居に身を寄せあい、権威ある者の顔色をうかがって生活苦に耐えていた。

「帰国」とはいえ、アナさんははじめて、この「ふるさと」にやってきた。一年間生活を共にして世話になったサルバドールさんは別として、アナさんには祖母や伯母たちの記憶もなかつた。しかも、そこはすでに傷ついて疲弊し、迎えた家族も、それぞれが痛みを内向きにかかえて息をひそめ、生活に精いっぱい状態であったと推測できる。

帰国のとき、アナさんは、自らが唯一の生存者となった事件の反響の大きさから、バルセロナの港では注目を浴びて、取材をうけた。しかし、そのときのことをアナさんは、「人がいっぱいいてこわくて、伯父さんにしがみついていた」と語る。

快適とはいえない住環境で、13人で暮らした少女時代。事件について、家庭ではほとんどふれられることはなかったとアナさんは語っている。悲惨な現場からひきあげ帰国したアナさんたちばかりでなく、家族はみな事件の遺族である。当時のアナさんに、どこかしら「甘えられなかった」と感じさせる空気がただよっていた家庭のなかで、それぞれの家族が愛する対象の喪失とどう向きあっていたのか、それは想像するほかない。だが、事件をひきがねとする家族の心のありかたが、当時のスペイン・バルセロナの社会状況とあいまって、家庭内での情緒のきずな形成や修復に、影響をあたえていた可能性はある。

これが、アナさんの帰った「ふるさと」であった。とりあえずの保護はえられたにせよ、特定の母親的人物とのあいだに、確固とした愛着のきずなを形成するうえで困難があったとしても、無理はない。これが「7歳でゼロから人間関係をつく」という、人生でもっとも重要な作業に、アナさんが着手した環境であった。

こんなアナさんを守ってくれたのは、学校の修道女たちだった。学校に通ったのは8歳から12歳までの4年間である。学校は、アナさんの住む祖母のマンションがあるエリザベツ通りにあったので、学校からはマンションにいる伯母たちが見えていた。辞書や百科事典で調べものをするのが好きな子どもだった。紙製の着せかえ人形もよくつくった。「遊び」はしたことがなく、いつも血色がわるく疲れていた。学校が終わるとすぐ家に帰ったし、つきあっているのはいつも大人であった。年上の人でないと、アナさんを理解できないという感覚があったようだ。

子ども時代アナさんがもっともつらかったできごとは、12歳のときにおとずれた。病を患った祖母が、一家の郷里カスティリヨンのオンダにある、4階建てに屋根裏部屋がついている大きな自宅に、自分と二人でアナさんを住ませた。上の伯母コンチャさんには、バルセロナに勤めがあった。家事を一手に引き受けていた下の伯母ロレトさんも、伯父と6人の男の子を食べさせなければいけない。バルセロナから数時間かかる距離にあった郷里オンダで看護と介護をするのは無理であった。そこで、病にたおれた祖母が人生の最期を郷里でむかえようと決めたとき、その世話をするのはアナさんの仕事になったという。

祖母が亡くなるまでの2年間、アナさんは、病床にある祖母の看護と大4階建ての家で、買い物、掃除、アイロンがけ、洗濯、床磨きなどの家事をまるごと担当することになった。田舎の村では学校にも行けず、近よりがたい人であった祖母には、言いつけにしたがうばかりの生活であった。体も小さく、家事のやりかたさえ

知らなかったアナさんは、「12歳の私にはとてもつらかった」とふりかえる。

アナさんは、この時のつらさをくりかえし語る。慣れない日々の仕事に召使いのように精出すアナさんを、その苦痛から救ってくれる人はだれもいなかった。自分の感情をおさえ、耐えて生きるアナさんの生存戦略が、ますます強められた経験であったかもしれない。



9歳のアナさん：アナさんの個人アーカイブ

2) 国交回復交渉と「対日請求問題」③：「三人の事務員が抱える程」の資料650件を八十数回精査して

その1. 「モラル」の問題、「差別待遇」：スペイン総領事館「外交官」被害の先決提案

サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月28日、日本はスペインとの国交を回復し、スペインとの交渉の焦点は「対日請求権問題」に移った。

まだスペインから公式に交渉要求が来ていなかった1952年8月末に、まず動いたのは日本側であった。スペイン総領事館の被害者の中で「外交官として取扱うことが妥当とみなされる」書記生と館員の二名だけを「他と切離して先に扱う」ことにして、この二名への「弔慰金支出」は、同年9月5日に決済を得て、早々と予算が確保されている¹²⁰。提案理由は、「同じマニラにおける中華民国総領事等殺害の損害補償¹²¹が近く取り上げられることになったのに鑑み」とある。

ところが、これに対してスペイン側の反応は、「喧しく云ってくる一般被害者の問題を後にするのは「モラル」の問題であるのみならず、政府が役人だけを先に保護して差別待遇を行うとの感じを与えることになり、之は政府の政策として甚だ面白くない」ので、「同意しかねる」というものであった。これに対し日本側は、「某国外交官」の同様のケースでは「一般の補償問題と切離し解決済み」であり、スペイン外交官の件についてもその際に一定金額を特別留保してあるとまで示唆している。それでもスペイン側の意見は変わらない¹²²どころか、「従来の主張を一層明確に且つ強く主張して外交官先議に反対の趣旨を重ねて明らかにした」という。そこで日本側は「折角予算上の御配慮を得たことではあるが、本件は一般案件と同時に解決する」ほかないと断念した¹²³。

¹²⁰ 同前

¹²¹ 1942年マニラ占領直後に日本軍が中華民国の総領事ら8名の領事館員を殺害、1945年には北ボルネオで在サンダカン中国領事一名を殺害。日本と台湾の国民政府は1952年に日華平和条約を結んで国交樹立し賠償請求権は放棄されたが、平和条約交渉中に台湾は日本の自発的な対応を求め、これに応じた日本政府は1953年台湾政府を通じ弔慰金を支払った。総領事の遺族には9000ドル、在サンダカン領事の遺族には8000ドル、その他七名には各4000ドルであった（日本の戦争責任研究資料センター事務局、「戦争中の個人補償に関する日本外交文書」、『季刊 戦争責任研究 第44号（2004年夏季号）』p.74-83, 93）が、本件では「同地及びサンダカンに於ける中国外交官の例にならない被害者一名当り各一萬弗、計二萬弗の邦貨相当額を支出」と記載。（同上）

¹²² 1953年3月12日、マ秘第八一号附属 別添甲、「イトラルデ」政務局長との、マニラ事件、友好条約、及び文化協定に関する会議録」（同上）

¹²³ 1953年3月18日マドリッド発、第23号 岡崎大臣宛、渋澤大使発、「マニラ事件におけるスペイン外交官殺害事件に関する件」（同上）、なお「渋澤大使」の姓の漢字表記には、資料により「渋澤」「渋沢」があるが、以下本論文では「渋澤」に統一する。

この一連の経過は、中立国であったかどうかを問わず戦後補償の経過が互いにかなり連動していたことを示している。この経緯が何を意味するかについては、個別の研究成果に立ちながら、中立国もふくめた総合的な見地で検討する必要があるだろう。

その2. 「100%日本側の責任」「50%日本側の責任」：日西合同委員会

スペインからの正式な要求は、1953年2月17日付口上書でもたらされた。日本側が要求額の根拠となる資料の提供を求めると、スペイン側は「三人の事務員が抱える程」の膨大な量の資料を示し¹²⁴、この資料検討のため、「西日合同委員会」設置を提案してきた¹²⁵。しかし日本側は、補償問題で多数の国から「クレーム」の要求が来ているので「他国との振合い」から「スペイン丈けを切離して特別扱い出来憎い」、「現段階ではその時期でない」として、同意を渋った¹²⁶。

これにスペイン側は強く反論し、日西合同委員会設置を譲らなかつた。論拠とされたのは、スペインの要求が通常の戦災補償とは異なり「国際法及び人類共同生活の原則の蹂躪行為」によること、旧交戦国間の問題とは何の関係もない「日西両国間のみの問題」であること、そして、マニラ戦被害発生当時スペインと日本は「正常且つ極めて友好的な関係」にあっただけでなく、「スペインは多数交戦諸国で日本のため利益代表を行っていた重要事実」があることであった¹²⁷。最終的に日本は、日西合同委員会を諮問的な性格で政府を拘束しない機関とするということで設置に同意した¹²⁸。

こうして日西合同委員会はマドリードで開かれ、1953年10月22日の第1回会合から¹²⁹翌4月13日第86回会合によって審議を終えるまで、精力的に活動した¹³⁰。審議はまず物的被害から始められ、審議状況に

¹²⁴ 1953年2月23日、マ秘第51号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「「マニラ」事件の賠償に関する件」(同上)

¹²⁵ 1953年4月10日、マ秘110号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件に関する混合委員会設置の件」(同上)

¹²⁶ 1953年5月26日、マ秘第145号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件の補償問題に関する件」(同上)

¹²⁷ 1953年6月18日、第59号、昭和二八 六一三九、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件の補償問題に対する西外務省よりの口上書に関する件」、(同上)

¹²⁸ 1953年7月17日、第57号、渋澤大使宛、岡崎大臣発、「比島事件に関する日西合同委員会に関する件」、(同上)

¹²⁹ 1953年10月21日、マ普通第272号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件に関する日西合同委員会に関する件」：スペイン側は大使と書記官の二名、日本側は在スペイン日本大使館員二名が参加。スペイン側アギラール大使は1946年初代フィリピン大使で、在任中の1946年に実施した被害調査が委員会の主要な資料となっている。(同上)

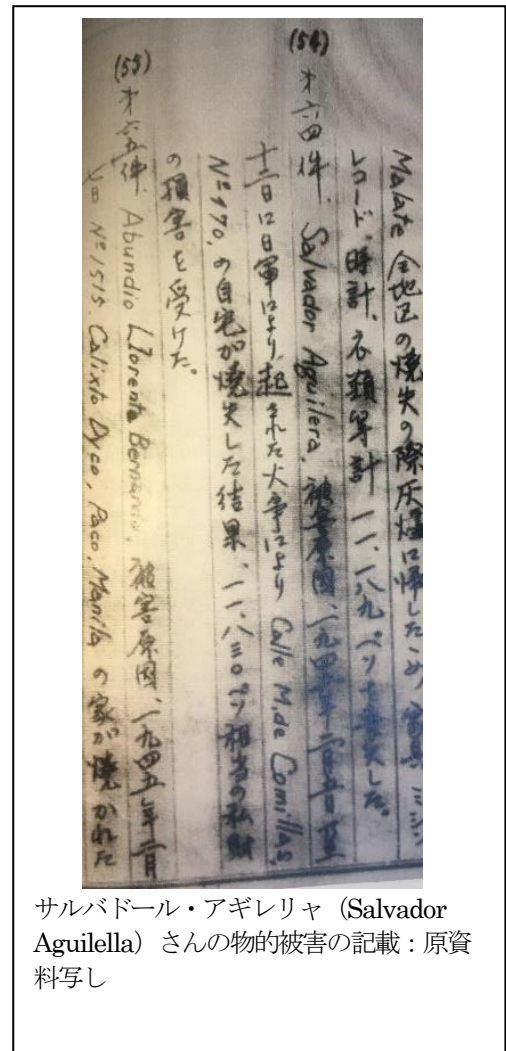
¹³⁰ 1954年4月13日、第19号、昭和二九 四二二四、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件に関する日西合同委員会審議状況に関する件」、(同上)

についてはその都度報告が出された¹³¹。審議では、物的損害検討に際して「被害原因の申告不十分なものについては交戦者間の責任を分担し、日・米各 50%又は日・米・比各三分の一の責任」としたほか、基準を設けて要求額を削減した¹³²。

第一回の審議報告¹³³は、10月22日からスペイン外務省にて行われた10回の会合で総計650件中65件の審議を終えたことを報告している。スペイン側提出資料について「一九四六年三月二十五日の在マニラ西総領事館の公示に対して同年四、五月頃領事館に提出せられたもの」との説明があり、提出資料が「被害原因については通常可成り詳細な記述があり、火災、爆撃、略奪等の別と共に加害者についても日軍、米軍、比島ゲリラ隊の何れかを明記したものが多い」と分析している。この報告の「四、物的損害各件審議状況」の「第六四件」で、アナさんの伯父サルバドールさんの物的損害がつぎのように記されている。

「第64件 Salvador Aguilera 被害原因、1945年2月5日乃至12日に日軍により起された火事により Calle M.de Comillas, Nº 170, の自宅が焼失した結果、11.830ペソ相当の私財の損害を受けた。」

第85回会合では「人的被害」について審議され、死者330名、負傷者61名の件がとりあげられた。この審議の結果、死



サルバドール・アギレリヤ (Salvador Aguilera) さんの物的被害の記載：原資料写し

¹³¹ 1953年10月30日、第107号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島問題日西合同委員会に関する件」：「物的損害より審査を開始し、週五回各一時間半を当て現在まで六回の会合により総計650件中27件の調査を終了」と記載。(同上)

¹³² 1953年12月1日、マ秘第315号、渋澤大使発、岡崎大臣宛、「比島事件日西合同委員会に関する件(第三号)」(同上)

¹³³ 1953年11月7日、マ秘第285号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会審議状況報告(第一号)」：11月5日までの十回の会合の報告。(同上)

者の 235 名が 100%日本側の責任、45 名が 50%日本側の責任と認定され、負傷者は 42 名が 100%日本側の責任、11 名が 50%日本側の責任と認められたことが、110 頁にわたる詳細な報告書に記載されている¹³⁴。

審議を経て渋澤信一大使が、「本使の見解」を付記していることが注目される。そこには、「委員会がパスした被害案件の大部分は公平な立場から見ると一応日本側の行為に起因すると認めざるを得ない。即ち被害の起こった場所、時日、原因等についての各人の申立てが共通して居る所が多いからである」とある。そのうえで大使は、「人道的見地から人的被害については成可く補償を厚くしたい」と希望し、「被害者側も躍起となって西当局に運動して居る」ことを指摘して、「日本側の誠意を示す」為にも早期の補償額提示を求めている。

なかでも目を惹くのは、大使による最後の記述である。「何等反証となるべき資料を有さず」「八十数回の奮闘を続けた」日本側の二名の委員の「努力」への十分な「アプリーシエイト」を本省に願っているだけでなく、スペイン側を「無理なことを云うとの印象を与えぬ様日本側に対して凡て資料を示し公正な立場をとるに努めた点は之を認むべきであらう」と評価する文言が、わざわざ記されている¹³⁵。日西合同委員会の審議の一端を垣間見せる記述であるというだけでなく、渋澤大使がこのような文言を練って打電した意図からは、この委員会の審議が、担当した人びとにもインパクトをあたえるものであったことを推定させる。

¹³⁴ 1954年4月21日、マ秘92号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第9号）人的被害について」：人的被害でスペイン側が提出した主資料は①在マニラ・スペイン総領事による被害報告（1945年11月7日提出。60頁余りの詳細資料）で、ほかに②総領事による死亡者リスト公電（1945年4月17、18日付。日本軍による殺害約140名、爆撃以外の原因による死者約40名）、③1946年4月総領事館の公示に応じて提出された本人や遺族による被害申告書、④「タバカレラ」会社が提出した従業員による被害状況報告書、⑤殺害事件に関する証言記録（スペイン人又はフィリピン人が総領事に行った）などがあった。（同上）

¹³⁵ 1954年4月19日、マ秘第89号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会に関する件」、（同上）

以下に、1954年4月21日付の重光大臣宛、渋澤大使発、「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第9号）人的被害について」の一部、総領事館襲撃事件とアナさん一家に関連する部分を写しておく¹³⁶。

比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第9号）人的被害について：1954年4月21日

「マ秘第九二号 昭和二十九年四月二十一日

在スペイン日本国大使館 特命全権大使 渋澤信一

外務大臣 岡崎勝男 殿

比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第9号）

（人的被害について）

委員会は三月二日の第六十五回会合乃至四月十二日の第八十五回会合において人的被害につき審査した。各件審査状況については別添（一）の議事録をご参照相成りたいが、審査の結果を総合すると右の通りである。

（略）

三、西側資料

人的被害に関して西側が提出した資料は

- （イ）「カスタニヨ」在マニラ西総領事の一九四五年四月十七日、十八日付死者リストに関する公電（日本軍による殺害者として約一四〇名、爆撃以外の原因による死者として約四〇名の氏名を列挙）
- （ロ）「カスタニヨ」総領事が一九四五年十一月七日提出したマニラ戦に際しての日本軍の不法行為に関する報告（六十余頁の詳細な報告でマニラ戦の経過とスペイン人の人的、物的被害を總括的に叙述。但し死傷者については各所に随時現れるのみである）
- （ハ）一九四六年四月の在マニラ西総領事館の広告に従って被害者並びにその遺族等が提出した人的・物的被害申告書（物的被害の審査に際して使用せられたと同一資料）
- （ニ）在マニラ西総領事館で、各種の証人の申告に基づき作成した死傷者カード
- （ホ）「タバカレラ」会社が提出した被害従業員リスト並びに被害状況報告書
- （ヘ）日本軍による殺害事件に直接間接関係したスペイン人又は比島人の西総領事に対する証言記録等である。右の中（ロ）の資料中に最も詳細な被害状況の記述があるため、委員会では被害者の過半数につきこの資料により審査した。

被害状況

- （一）死傷者氏名は四月十四日付電信第八七号に別添送付した最終議事録中に列挙せられた通りであるが、その大部分は一九四五年二月のマニラ戦に際して被害を蒙ったもので、特にスペイン総領事館、イントラムロスの「サンチアゴ」要塞、「モレタ」博士邸、「プリセ」館、ドイツ倶楽部、「サンマルセリーノ」修道院等数個の場所に集中避難（「サンチアゴ」要塞の場合は日本により集結せられた）していた際に日本軍の襲撃を受けた者が多い。マニラ在住の外国人の中ではスペイン人の間に特に多くの犠牲者が生じたものであるが「カスタニヨ」西総領事はその理由として
 - （イ）当時マニラは約二千人のスペイン人居留民が存したが、その大部分はマニラ戦中、日米戦闘の中心地帯となったマニラ市南部のマラテ、エルミタ、イントロムロス、パコ等の地区に居住していたため特に被害を蒙ることになったこと。

¹³⁶ 原資料は縦書き。荒沢が横書きにして記載。一部読みとり不能箇所あり、「□」「(?)」と記す。

(ロ) 而も之等の者はマニラ戦のあることは予想はしていたが、日本軍主力部隊は約二ヶ月以前にルソン島の中央部に撤退し、マニラには約一万二千の日本軍が残留するのみであったため、マニラ戦は短時間乃至は一、二日の間に終結するものと一般に予想していたと共に当時比島人の浮浪者が頻りに横行したため住居を退去して盗難に遭うことを恐れてマニラに留まったため殺害を蒙ったこと。

(ハ) 又日本軍は白人に対し一般的な反感を有していたが、その外に戦争の末期には比島人が親米的となりつつあり、スペイン人もこの比島人の親米感情に同調していたため、特にスペイン人には反感を抱いていたと見られること。

(二) 日本側の責任を□□□死傷者を被害場所より類割すれば次の通りである。又、各々の場所における被害状況並びに被害者氏名・性別・年齢・○○等は左の通りである。

被害場所	死者		負傷者	
	100%日本側の責任の者	100%日本側の責任の者	100%日本側の責任の者	50%日本側の責任の者
在マニラスペイン総領事館	18名	—	1名	—
イントラムロス・サンチャゴ要塞(四五年二月一九日)	67名	—	3名	—
イントラムロス(二月一九日以外)	7名	8名	2名	1名
モレタ博士邸	9名	—	2名	—
プリセ館	12名	—	3名	—
ドイツ倶楽部	17名	—	—	—
サン・マルセリーノ修道院	10名	—	—	—
その他の場所	95名	37名	31名	10名
合計	235名	45名	42名	11名

1. 在マニラ西総領事館の襲撃

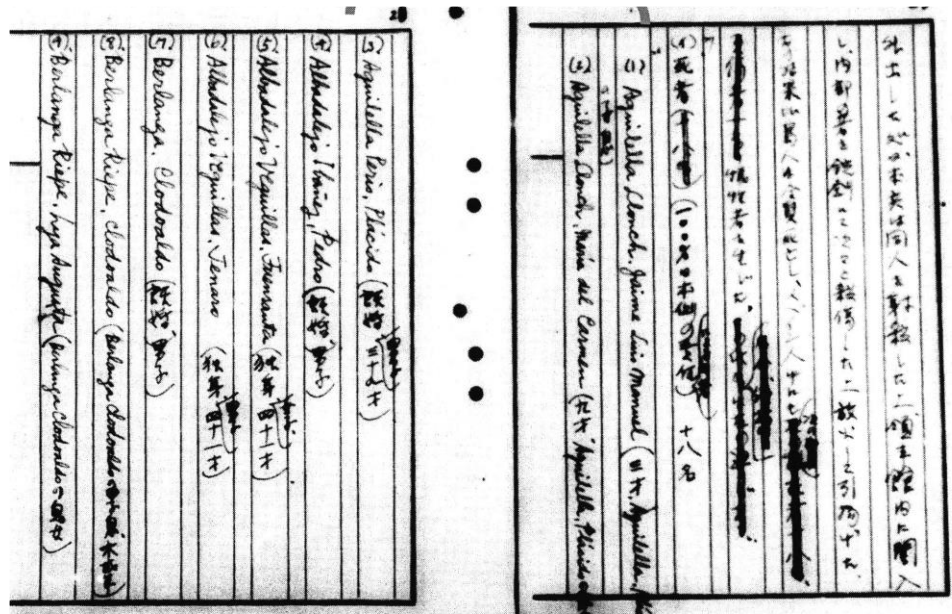
本事件については「カスタニヨ」総領事の報告中に最も詳細な記述がある。被害当日の一九四五年二月十二日には同総領事は領事館を退去して家族と共に「コンコルヂア」學院に避難していたが、領事館も日本軍の襲撃を受けたとの報を得たため、数日後領事館に赴き、実地検分を行うと共に隣家の目撃者の陳述を聴取した。被害当日領事館には一九名のスペイン人の外約五十名の比島人及び中国人一家族が避難していた。

日本軍の襲撃後三名の者が脱出したが、その中二名は隣家に辿りつき事件の経過を若干物語ったが重傷のため数時間後共に死亡した。他の一名は「アナ・マリア・アギレリヤ」と称する五才のスペイン人幼女で、重傷を受けていたが米軍の介抱により生命を取り止め、結局本事件唯一の生存者となった。「カスタニヨ」総領事の報告も主としてこの幼女の説明に基づき、それに隣家の目撃者の証言、屍体検証の結果等を補足して行われたものである。右報告によれば、同日午後二時頃日本軍兵士数名が領事館に押し入ろうとしたが避難者は扉を固く閉ざして之に應じなかったため、日本兵は入り口にあった避難者の一人の荷車に放火し、偽って、所有者は消火のため外出する様勧めた。領事館使用人の「リカルド・ガルシア・ブツク」がスペイン国旗を掲げて外出した処、日本兵は同人を射殺した上、領事館内に闖入し、内部の者を銃剣にて次々と殺傷した上放火して引揚げた。

右の結果比島人は全員死亡し、スペイン人中にも次の犠牲者を生じた。

右の結果比島人は全員死亡し、スペイン人中にも次の犠牲者を生じた。

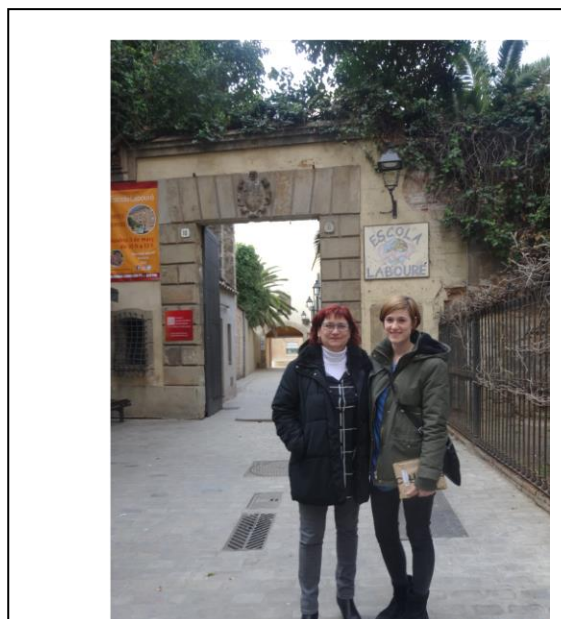
- (イ) 死者 (100%日本側の責任による者) 十八名
- (1) Aguilera Lonch, Jaime Luis Manuel (三才、Aguilera, Plácido の子息)
 - (2) Aguilera Lonch, María del Carmen (九才、Aguilera, Plácido の息女)
 - (3) Aguilera Peris, Plácido (既婚、男子、三十九才)
 - (4) Albadalejo Ibañez, Pedro (既婚、男子)
 - (5) Albadalejo Veguillas, Fuensanta (独身、女子、四十一才)
 - (6) Albadalejo Veguillas, Jenaro (独身、男子、四十一才)
 - (7) Berlanga, Clodoaldo (既婚、男子)
 - (8) Berlanga Riepe, Clodoaldo (Berlanga, Clodoaldo の子息、未成年)
 - (9) Berlanga Riepe, hija Augusta (Berlanga Clodoaldo の息女)
 - (10) Berlanga Riepe, María Araceli (Berlanga, Clodoaldo の息女)
 - (11) Berlanga Riepe, María Cruy (Berlanga, Clodoaldo の息女)
 - (12) Berlanga Riepe, Sonia María (Berlanga, Clodoaldo の息女)
 - (13) Domenech Venavent, Josefa (独身、西總領事館の家政婦)
 - (14) García Buch, Ricardo (独身、男子、西總領事館使用人)
 - (15) Lonch Prats de Aguilera, Aurora (Aguilera, Plácido の妻)
 - (16) Martínez de Bujanda, Ángel (独身、男子、三十八才)
 - (17) Riepe, Augusta (Berlanga, Clodoaldo の妻)
 - (18) Veguillas de Albadalejo, Petra (Albadalejo, Pedro の妻)
- (ロ) 負傷者 (100%日本側の責任のある者) 一名
- (1) Aguilera, Ana María (五才、Aguilera, Plácido の息女)
- (以下が、原資料の写し)



3) バルセロナで生きる③：宗教のふところ、多様性、相対化と自己選択

アナさんは帰国後エリザベツ（Elisabets）通りの祖母宅に住んだ。この通りには、独特の歴史ある宗教団体がある。アナさんはすぐ前の学校に通い¹³⁷、学校からは自宅にいる伯母さんたちが見えていたし、カトリック修道女のあたたかく見まもられたことを語っている。そこからは、学校に通った子ども時代に、アナさんにとって重要な安心がどのようにはぐくまれたのかがうかがえる。

もと祖母宅の真向かいには、エリザベツ通りをはさんで、カトリック系学校エスコラ・ラボウレ（Escola Laboure）がある。敷地にはカザ・ダ・ミザリコルディエ財団バルセロナ（Fundació Casa de Misericòrdia de Barcelona）の女性用ホームなどもある。ここを訪問したのだが、学校では取材を認めてもらえなかったので、カ



左は Núrda Gaecda Muñoz さん、右は Gemma Beren Guer Gaecda さん（Fundació Casa de Misericòrdia de Barcelona の入り口、もとアナさん祖母宅から学校への入り口）：2018.3.18、撮影荒沢

ザ・ダ・ミザリコルディエ財団バルセロナ女性ホームで取材をおこなった¹³⁸。HPによると財団の創設は1581年で、400年の歴史がある。1984年からは慈善・福祉活動をおこなう宗教法人となっている。

シスター・バシリサ・オラバリエタ（Sor Basilisa Olabarrieta）さんは、ラ・リオハのログローニョ出身の76歳の修道女で、この女性向け施設の長である。現在は低廉な料金で入所している27名の6歳から16歳までの少女を3人のシスターが世話し、敷地内の幼・小学校（就学年齢は合わせて5歳から11歳）で学ぶ援助をしている。放課後にもどると、スポーツインストラクターや宿題指導チューターなどが加わって指導する。

外国からの移民の娘がふえてきている。南米、フィリピン、ギニア人が今は多く、スペイン人は12歳の

¹³⁷ エリザベツ通りに並ぶカトリック修道会ドミニコ会ラ・アヌンシアータの学校（el colegio de las Dominicas de la Anunciata）で、現在は女子大生向けの寮 Residencia Universitaria Elisabets（Carrer d'Elisabets, 19）。

¹³⁸ シスター（ソル）・バシリサ・オラバリエタ（Sor Basilisa Olabarrieta）さん、秘書 Núrda Gaecda Muñoz さん、歴史アーカイブ担当 Gemma Beren Guer Gaecda さんに、荒沢が2018年3月16日（金）聞きとり。

少女1人である。月曜から金曜まで預かり、週末は両親のもとに帰宅する。入所には信者である必要はなく、経済的困窮が条件である。料金支払いがあるのは、両親が娘を忘れないようにするためだという。

シスターに、入所している子どもたちを育てるうえで大事なことは何か訊ねた。

「ベッドの整え方や、食器道具の扱い方などを教えていますが、大事なのは愛してあげること、優しく接することです。しかし、あきらめず辛抱強く面倒を見ないといけません。叱ってはうまくいきません。子どもたちは良書を読む習慣をもつことが大事です。そうすれば教養が身につきます」

秘書のムニョス（Núrdia Gaecda Muñoz）さんと、その娘で歴史アーカイブ担当のグエル（Gemma Beren Guer Gaecda）さんは、バルセロナと財団についてつぎのように説明する。バルセロナの旧城壁の外側には、かつて貧しい人びとがあつまったので、病院や救貧施設ができた。それが財団創立のもとでもある。この財団には、生んで育てられない赤ん坊を預ける丸穴が、通りを入った別の入り口の脇にある。



(左)Fundació Casa de Misericordia de Barcelona の別の入り口。(中)左右の遠景。(右)子どもを入れる丸穴：
2018.3.8、撮影荒沢

この日、わたしは10時50分に訪問したのだが、ミサ中なので待つようにと言われて休憩室に通された。20分ほど待つあいだ、休憩室の中央におかれたテーブルの向かい側では、具合が悪くて授業に出られないという、アフリカ系らしい低年齢の少女が、顔も上げず熱心にスケッチブックに絵を描いている。休憩室にはテレビがあって、アニメが上映されていた。それは、10匹くらいの小ダヌキたちが山小屋の中で踊っていると、大きなクマが現れて、外から押し入ろうとするシーンであった。そこへシスターが入ってくる。する

と、見ていたようには見えなかったその少女が、顔を上げないまま、お絵描きの手もとめずに、シスターに、テレビアニメのシーンを説明して言う。

「...この子たち、お家がなくて難民収容所にいるの。だから…」

幼い少女とはいえ、アナさんのように、すでにさまざまな経験をしてきているのだろうか。

宗教団体には公的政策の不備をおぎなつて、ふところ深くいろいろな人びとを受け入れてきた歴史があるようだった。アナさんを支えたひとつが、このようなバルセロナの歴史が築いてきた、宗教のふところであったのかもしれない。

アナさんが、少女期を内戦後と独裁期のバルセロナですごしたことには、どのような意味があったのだろう。さまざまな人が移入して形成されたバルセロナには、その多様で複雑な歴史過程がある。それら全体から、人びとの生活をとらえることは容易ではない。そこでここでは、写真資料や、少し年代のずれはあるが、国内の他地域からバルセロナに移入した人の語りなどを手がかりにイメージし、考えてみることにする。

ポンシアーノ・ディアス=ペレス (Ponciano Díaz Pérez) さん¹³⁹は、1954年3月30日に、父と同じくスペイン・ガリシアのオウレンセにあるベリン (Verín) で生まれた。父方の祖父母はサンタンデルの出身で、母方の祖父母はオウレンセのパソス (Pazos) 出身である。ポンシアーノさんの父は、1959年にカタルーニャに出稼ぎに来た。ポンシアーノさんの母は、1970年に弟ハイメ (Jaime) さんをつれて、そして、ポンシアーノさんは1971年に、母方の叔父とバルセロナに来た。兄のグレゴリオ (Gregorio) さんはガリシアで奨学金をもらって勉強していたので、バルセロナに来たのは、さらにあとであった。

¹³⁹ ポンシアーノ・ディアス=ペレス (Ponciano Díaz Pérez) : 聞きとり当時63歳。Barcelonaの自宅で2018年3月12日に聞きとり(荒沢)。

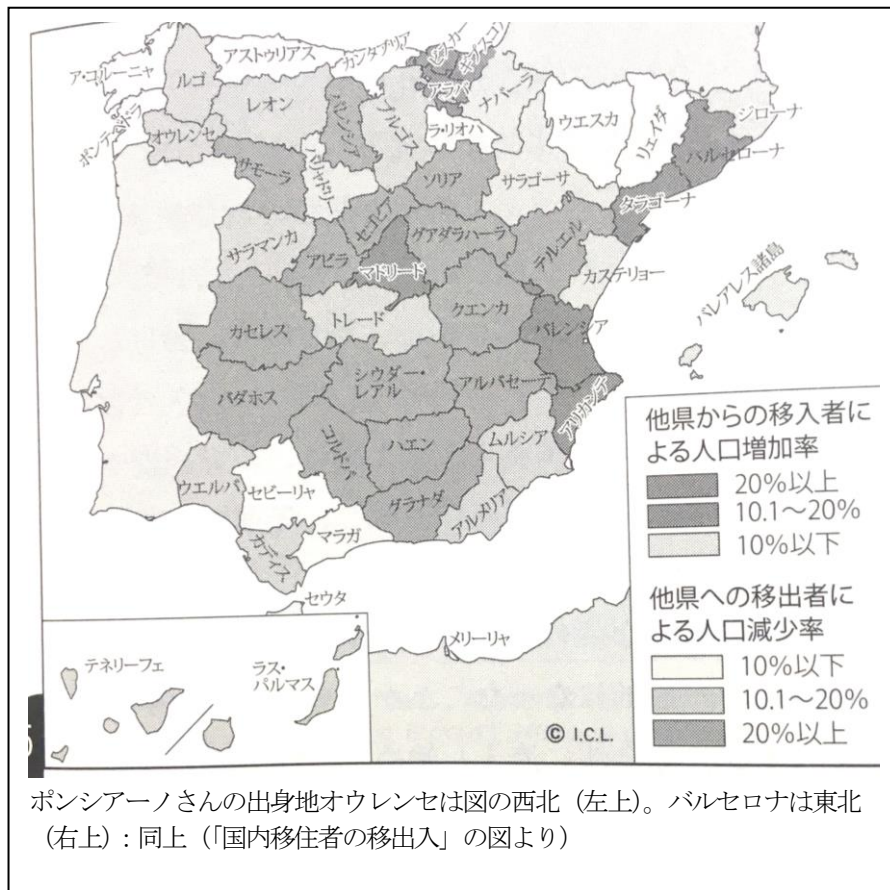
バルセロナに来て驚いたのは、水道がでることであった。ガリシアでは井戸水を汲んでいたからだ。また、ガリシアではカンテラのろうそくで生活していたので、電灯があることにも驚いた。ガリシアに電気が通ったのは1958年であった。郷里の村では、牛が荷車を引いており、車も信号もエレベーターもなく、店もほとんどないほぼ自給の生活で、4、5歳のころは母と畑に通う生活をしていたポンシアーノさんは、ガリシアは「半野生」であったと、バルセロナの豊かさへの驚きを語る。



バルセローナに到着する移民たち（シャビエー・ミザラックス撮影、1962年）

：J・アロステギ・サンチェス他著、立石博高監訳、竹下和亮他訳、(2014)『スペインの歴史—スペイン高校歴史教科書』明石書店、p.343

物がなく飢えた時代といわれるが、地域差が大きかったと考えられる。だから、バルセロナが国内の人びとをひきつけた時代であったのだろう。ポンシアーノさんが住んだ地区は、新しい工業団地であったようで、国内移民が多かった。ポンシアーノさんは、家ではガリシア語 (gallego) を使い、母はずっとガリシア語を使っていた。学校や生活ではカスティーリャ語 (castellano : スペ



内移民が多かった。ポンシアーノさんは、家ではガリシア語 (gallego) を使い、母はずっとガリシア語を使っていた。学校や生活ではカスティーリャ語 (castellano : スペ

イン語¹⁴⁰⁾で、友人とも同じであったカスティーリャ語だったけれど、なかにはカタルーニャ語で話す友人もいた。フランコの死までは、あまりカタルーニャ語文化は出てきていない。

バルセロナの人びとに聞きとりをすると「言語」の話になっていくことが多い。フランコ独裁期には地域言語は禁じられていたことから、独裁や圧迫への反発、あるいは地域主義的な心情や主張を象徴させるものとして、「言語」が語られているように感じる。聞いていると、実際の生活場面での言語使用にはバリエーションがあったようだ。アナさんは、バルセロナの家庭内やフィリピンでは「バレンシア語 (valenciano)」をつかい、結婚してからは「カタルーニャ語 (catalán)」をつかったという。聞きとりでは、わたしにあわせてカスティーリャ語で語っている。ある人びとは、家庭の内と外で線引きし、ある人びとは学校内も家庭と同じカテゴリーにふくめて、「外」とのちがいを語る。

こうした点で、ポンシアーノさんの語りの最後は、興味深いものであった。妻のリディア (Lidia) さんとの出会いは、1972 年ごろ、まだフランコ独裁期に、バルセロナ内の規模は小さいが公的な期間が催した「カタルーニャ語クラス」であったという。

だが、ポンシアーノさんの妻リディア・レドンド=ポルタ (Lidia Redondo Porta) さん¹⁴¹⁾は、前章で内戦の体験を聞いたエミリアさんの娘で、1957 年にバルセロナで生まれたカタルーニャ語ネイティブである。カタルーニャ語ネイティブがなぜ、「カタルーニャ語クラス」に行ったのか。しかも、まだフランコ期であるのに公的な機関が「カタルーニャ語クラス」を開催していたという。これにも驚いた。

リディアさんは、母エミリアさんのころは校内ではカスティーリャ語、校外に一步出るとカタルーニャ語という時代だった。リディアさんは、カトリック系の学校で修道女に教わっている。これは宗教的理由からではなく、リディアさんが学校教育をうけたころはカトリック系の学校の方が良い教育を受けられるということであったからなのだが、校内ではカタルーニャ語が使われていた。フランコの死は 18 歳の時で、その後公教育でカタルーニャ語の正書法と文法が学ばれるようになったのだが、それは 5 歳年下の年代の人びとからであった。リディアさんは自らを、正規にカタルーニャ語教育を受けなかった最後の世代なのだという。だから、

¹⁴⁰⁾ スペインでは、地域主義の観点から「言語」の位置づけや呼称は言語政策と関わる重要なテーマである。その主張から、カタルーニャ地方では、「スペイン語 español」ではなく「カスティーリャ語 castellano」と呼ぶ。「言語」と「方言」の線引きも、その主張の一部であり複雑である。

¹⁴¹⁾ リディア・レドンド=ポルタ (Lidia Redondo Porta) : 聞きとり当時 61 歳。Barcelona の自宅で 2018 年 3 月 11 日に聞きとり (荒沢)

カタルーニャ語を自分で学ぶ必要があつて、二年間教室に通つた。

しかし、2人はカスティーリャ語で話している。わたしへの気づかいからではなく、2人はカスティーリャ語で出会つたので、これが習慣になっているのだという。こんな2人も、子どもたち¹⁴²がいる場では、カタルーニャ語をつかう。カタルーニャ語ネイティブである子どもたちに、ポンシアーノさんはいつも、「お父さんのカタルーニャ語、変だよ」と笑われているという。

そんなポンシアーノさんに、最後に訊ねた。

「あなたはカタルーニャ人なのか、スペイン人なのか、それともガリシア人なのか、あなたのアイデンティティはどこにあるの」

するとポンシアーノさんは、即答しなかつた。1、2秒であつたと思うが一瞬考えて、そして、きっぱりと答えた。

「カタルーニャ人だ。リディアと出会つちやつたから」

ポンシアーノさんの応えかたが、わたしには印象的だつた。ポンシアーノさんは、選びとつてカタルーニャ人であろうとしている。人生の伴侶の選択とともに、受け入れたアンデンティティなのだ。

バルセロナは多様であり、全体像がとらえにくい。しかし、そこに意味があるのではないだろうか。かつては経済的に文化的にも大きな開きがあつたスペイン各地方から、今は諸外国から移民をひきつけているバルセロナは、多様である。それだけに、自分のあり方をたえず選んでいるし、選ぶ必要がある。ときには使い分けのかもしれない。それは、同一化の困難でもありうるが、自分であることの意味を相対化する足場をもっているということでもある。

アナさんがバルセロナで生きたことには、どんな意味があつたのだろうか。アナさんは、事件とは地理的に離れたところに生活の拠点を置くことが出来た。帰国当初はともかく、内戦の痛みと生活の困難のうずまくバルセロナでは、自らの生活にせいっぱいの人びとが、アナさんに注目しつづけたとは思えない。それは、事件のインパクトがさほど大きな意味をもちつづけることがない距離を保つことができた、ということでもある。内戦後の生活の困難とはいっても、バルセロナは他の地方にくらべれば経済的にもずっと余力があつて、飢え

¹⁴² 2人には、1980年生まれの息子ヘクトル（Hector）さんと、1987年生まれの娘アレクサンドラ（Alexandora）さんがいる。

たわけでもないし、タバコ会社の強い支援があった。、また、中央政府の公的な命令はあっても、バルセロナには独自の文化的よりどころがあることから、

それぞれが自らの生活に応じて線を引いて言語をつかい、それも年を追って変わっていくというような、相対化の視点をもって自己定義することが可能な社会の雰囲気があったのだ。他地方や諸外国からの移民の流入は、多様な視点を提供するという意味で、相対化に貢献してきたのだろうし、新しい生活を築く人びとの活気が可視化される社会にもなる。

地理的、心理的、社会的な距離と、その経済力。これにくわえて、独自の地域メンタリティーの存在や流入する人びとの多様性が、生活のなか



1960年代のスペイン農村。当時は国内総生産の22%が農業により、生産人口の42%が従事していたと注にある：(同上)



で提供しつづけてきた、相対化のなかの選択という視点。このような、バルセロナのあり方が実現した「ふところの深さ」にくわえて、カトリックがその宗教観の原点でたもちつづけた弱者救済のまなざしの、たまたま真正面にあつた祖母の自宅の位置。

これらが、アナさんに影響した、バルセロナとアナさんの関係であつたのではないだろうか。

第四章「四倍の愛情があふれた」：夫との生活

挿話④：プロ級写真機と手しぼりのオレンジジュース

いったいどれほどの手間をかけて、わたしを迎えてくれているのだろう。

アナさんはいつも、わたしにちょっとした飲み物やデザートを用意して待っていてくれる。代わりにわたしが何かをたずさえていくと、しかられてしまう。アナさんのもてなしを喜んで受け入れることが、一番なのだろう。だが、あるとき、手しぼりのオレンジジュースが出た。バルセロナでオレンジジュースは定番の飲み物であるとはいえ、そのとき用意してくれていたのは、半端な量ではなかった。

手しぼりといっても、オレンジしぼり用の器具がある。アナさんに訊ねると、アナさんが使ったのは、当時わたしが滞在していた家の台所にあるのと同じ器具であった。そこで翌日、自宅近くのスーパーで普通、キロ売りのオレンジを買い込んだ。そして、アナさんが前日用意してくれていた量になるまでしぼりつづけた。慣れないせいもあったかもしれないが、汗ばみながら小一時間かけて、しぼったオレンジはやっとその量にとどいた。

こんなことで少しは、アナさんの気持ちに近づくことができたのかどうか、わたしにはわからなかった。

わたしは新たにバルセロナを訪問するたびに、アナさんの写真とアナさんとの写真を撮っていた。はじめアナさんは、何も言わずにわたしの言うとおりにカメラに収まってくれていた。ある日、あまりにも手際が悪いわたしの様子に、アナさんがさりげなくアドバイスをしてくれた。そして、旧式であるとはいえ、写真を撮るためのかなり専門的な機器がいろいろと現れた。

なぜこのようなものが所有されているのか。アナさんは、アマチュアながら相当の腕前の写真愛好家であったのだ。きっかけは、18歳のとき伯母さんが写真機を買ってくれたことであった。20歳でコダックを買い、それが愛機となった。アナさんが保管するアルバムには、同じように写真を愛好していたという、亡夫フェルナンドさんとの思い出があふれるほど詰まっていた。

1) アナさん④：「行き場のなかった四倍の愛情があふれた」 一夫との生活

14歳のときに祖母が没すると、アナさんはバルセロナにもどって学校を終え、16歳で事務職に就いた。趣味の写真とハイキングの活動をつうじて、のちの夫フェルナンド・フェルナンデス=メセゲル (Fernando Fernández Meseguer) さんと知りあい、1968年に結婚する。このときアナさんは28歳、1922年6月18日にバルセロナで生まれた夫フェルナンドさんは44歳であった。

2人の出会いのきっかけは、当時のハイキングブームだった。みんなでネームのはいったおそろいのリュックを背負い、サンドイッチを用意して、毎月一回、50人くらいでバスに乗ってバルセロナの郊外の山に出かける。バルセロナには、月会費制のカタルーニャ・ハイキング連合 (UEC : Unió Excursionista de Catalunya) があって、アナさんも夫フェルナンドさんもそこに所属していた。1年つきあってから、結婚した。



18歳のアナさん：アナさん個人アーカイブ

結婚式は1968年4月23日にサンタ・アナ教会で、友人・家族など65人の参加でおこなった。翌1969年6月に長女エステル (Ester) さん、つづいて1970年12月には長男ジャウマ (Jaume) さんが生まれ、2人の子どもにも恵まれた。

アナさんにとって、夫との生活はどのようなものであったのだろう。

アナさんは夫への愛情をこう表現する。

「行き場のなかった (亡き家族4人分の) 四倍の愛情があふれた」

夫は「君は僕にとって完璧なひとだよ」と、「女性にとって最高のほめことば」をくれた。アナさんのすべてをそのまま受け入れ、評価してくれたのだ。伯母2人が母親的存在になってくれたが、父親的存在がいなかったアナさんには、いつも「父」が欠けていた。16歳の年齢のちがいににもかかわらず、「心は双子」であった。

「いつも夫が第一。子どもは大きくなると出ていくんだから」

旅行好きな夫に連れられて、車で夫婦旅行に出かけては、ふたりで写真をとった。また、20組の夫婦でつくる長年の交流グループ¹⁴³にも連れだって参加し、充実した社会生活のよきパートナーでありつづけた。

アナさんとちがって、夫は「思い通りに生きる人であった」。これと反対に、アナさん



フェルナンドさん(左)とアナさん(右)の結婚式での写真と婚姻証明書：同上

自身は徹底して「自分の気持ちをおさえて」「夫にあわせた」。そして、結婚と同時に、経済力のある夫に望まれるとおりに仕事を辞め、主婦として家事につくすのである。

「夫はわたしに何も言わなかったけれども、わたしは彼が気に入るっていうことをわかったうえで、やってあげるの。…で、夫は気づいて言うのよ。ああ、それ気に入ったよって」

観察し、相手が気に入ることをちゃんと見通したうえで、それを行う。これがアナさんの言う「したがうこと」であった。

「したがうということばは、わたしの場合にはすべてを意味しているの…独立、生存。すべてなのよ」

観察は、アナさんが保護者を見つける生存戦略の主要な手段であったし、家事は、12歳による祖母介護という新しい事態を生きぬくために、いやおうなく覚えた技術であった。生存のために身につけたこれらの技術を全面的に動員して、アナさんが愛情を表現した方法、それが夫に「したがう」ということであった。少女期に、生存のために鍛えるほかなかった技術の最良の部分が、アナさんのすべてを受け入れる相手との生活を豊かにし、しあわせを実現する手段となった。

「観察」によって保護者を見つけ、「いい子」でいることを生存戦略とせざるをえなかった、少女期のアナさんには、つきまとい離れない不安がつねにかたわらにあったことが推測できる。そんなアナさんが、夫を

¹⁴³ 30年ほど前に20組の夫婦40人ではじめ、聞きとり時点も交流がつづく。アナさんにとっては社会への扉ともいえる大切な役割を果たしているグループである。

「思い通りに生きる人」と表現するとしたら、それは夫が、アナさんとは対極にある「思い通り」の生きかたを可能にする、安心や自己信頼をしっかりとつ人物であったことを、アナさんが感じとっているからではないだろうか。だからこそ、そんな夫から「君は僕にとって完璧」と無条件に受容されることが、大きな意味をもった。

アナさんは夫にだけ、事件について語っている。繊細なアナさんには、ときどき神経が高ぶってしまうときがあった。そんなとき、夫は「なにも言わなくていいから」「泣くといいよ。そうしたら、楽になるから」とじっと抱きしめていてくれた。

不安と隣りあわせに生きるほかなかった生活によって研ぎすまされた、アナさんの感性が見いだした安心の懐、それが夫にあったのだ。だまって理解し受容する、安定した人格のもち主である夫との生活。これによって、アナさんはようやく、安心と信頼の基地をえたといえる。

2) 国交回復交渉と「対日請求問題」④：「マニラ戦の被害をいかに算定するかにかかっている」

その1. 「供述を警戒する念」「讒言」「絶望的な、かつ異常な心理状態」：「わが方の調査」

日西合同委員会の結果に基づいて、スペイン政府は1954年6月に正式な請求額を提示してきた。一方、スペインでの動きとは別に、日本側は独自の事実調査に着手している。その際、次のような困難に直面したと記録されている。クレームの大半は1945年2月のマニラ戦に関連するものであるが、「当時マニラ附近の戦に従事した日本軍人の殆どが戦死乃至は戦争犯罪人として処刑¹⁴⁴」され、しかも、僅かな生存者がいても、「マニラ関係の旧軍人には未だ戦時中の事件に関する供述を警戒する念が消えず、証人を忌避する傾向」があつて「適切な証人」を得るのに時間がかかった¹⁴⁵。しかも、こうした遅れは「スペイン側当局は我方調査の遅延について不満の色強く」という状況につながっていく¹⁴⁶。

このような状況で「合同事実調査会」が実施されたのは、ようやく翌1955年5月（第一回）¹⁴⁷、6月（第二、三回）¹⁴⁸である。この調査について見ていこう。

調査対象には「軍関係責任者」と書かれているほか、詳細は記載がない。調査方法については、「物的資料」もなく「直接間接にして生存しているものも皆無に近い」ため「作戦状況、一般治安状況を聴取し」「具体的損害事実の有無を推測」する方法をとったと記されている¹⁴⁹ものの、どのような状況を知る人物に、何人くらい聴取し、どのように推測されていったのか不明である。

第一回合同事実調査会ではマニラ戦について取り上げている。要旨報告文書でまず注意を引くのは、項目である。全五項目で構成されているが、「一、日本軍の兵力」「二、米軍の攻撃」でマニラ戦での戦力状況を概観し、そのあと「三、ゲリラ・暴徒の横行」「四、我が軍の軍紀」「五、フィリッピン人の讒言」と続き、

¹⁴⁴ 永井によると、対日戦争裁判での死刑判決は有罪の60%の79名であったが、刑が執行されたのはそのうち20%の17人とどまり、1953年7月に恩赦で終身刑に減刑されて日本に生還し、同年12月のさらなる恩赦によって特赦・釈放されている。（永井、同前、p.210）

¹⁴⁵ 1955年6月3日、欧米局第五課、「スペインの対日クレームに関する件」、（同前）

¹⁴⁶ 1955年6月1日、第23号、昭和三〇 六七六五、重光大臣宛、渋澤大使発、「スペインの対日クレームに関する件」、（同上）

¹⁴⁷ 1955年5月22日付文書、於外務省、「第一回合同事実調査会要旨（マニラ戦）」、（1956年1月19日 別添（二））（同上）

¹⁴⁸ 1956年6月20日、21日付文書、「第二、三回合同事実調査会要旨」（同上別添（三））、（同上）

¹⁴⁹ 1955年6月29日付文書、「在比島スペイン人の被害に対する補償問題」（同上）：わが方の調査は「当時の軍関係責任者にして生存している者又は、身をもって戦線を離脱した者から作戦状況、一般治安状況を聴取し」「具体的損害事実の有無を推測」する方法に拠った。

全五項目のうち二つがフィリピン人に言及するものであるからである。「三、ゲリラ・暴徒の横行」には、マニラ戦開始とともに蜂起した「フィリッピン人のゲリラ」が「掠奪・暴行等をほしいまゝにした」とある。

「五、フィリッピン人の讒言」には、「当時の強い反日感情及び本人の利欲」から「平気で事実と反するような証言」をする「フィリッピン人の讒言」によって、「一方的且つ出鱈目なもの」もあるのに、「明らかに米軍の砲爆撃」によるものが日本軍による破壊とされ、金銭目当てに「日本軍により殺害」と「申告」する等が、「戦犯裁判」で起こったとされている¹⁵⁰。ここには、フィリピン人への強い不信がうかがえる。

「四、我が軍の軍紀」では、日本軍による「掠奪暴行」と「一般家庭の破壊放火」について説明がある。日本軍は「極めて貧弱な装備」であったので「劣勢を補うべく軍紀の厳正保持に留意した」、圧倒的優勢の米軍に抵抗していたので「掠奪暴行を加える余裕も意欲もなかった」と、気持ちのあり方を理由にこれらが日本軍の行為であることを否定している。また、「少くとも 1945 年二月中旬までは殆ど発生しなかった」とあるが、「1945 年二月中旬」の根拠や、その後については記載がない。また、日本軍による破壊は「作戦の必要上」「極めて限られた特定建造物」であり、「一般家庭の破壊放火などは全然発生していない」うえ、スペインなど「中立国人一般の生命・財産の保証」には「厳重に注意するよう末端まで指令が行き渡っていた」とあるが、「指令」が実行されたとする根拠や検証については説明がない。

「第二、三回合同事実調査会要旨」でも、人的損害も物的損害も米軍の爆撃とフィリッピン人暴徒によるという基調は、第一回と同じである。新たに「住民の退去命令」、「日本軍による接收・徴発」の項目が加わり、海軍が「戦争直前」に「一部地区」で避難命令を出していたとの記載や、接收・徴発では「正当なる補償措置」がとられ「特に開戦当初においてはすべて補償済みのはず」との記載がある。ただし、現実に補償が実施されていたのかについての説明はない。

個別の人的損害では、在マニラ・スペイン総領事館襲撃について、「2 月 12 日頃総領事館附近の治安は十分保たれており、まして中立国人の生命財産の保護については特に注意するよう末端まで司令が徹底していたので、白昼堂々と日本軍が放火殺人をやったとは考えられない」とある。イントラムロス・サンチャゴ要塞の事件について、「米軍の砲撃による死亡者の遺体を日本軍が防空壕等に集めて埋葬したため、これが戦後

¹⁵⁰ 前記 1955 年 5 月 22 日付文書、「第一回合同事実調査会要旨（マニラ戦）」

発掘されて日本軍による集団虐殺と誤認されるに至ったものではないかと考えられる」との見方が示されているが、そう推測する根拠や説明は書かれていない。

これらから、どのような「具体的損害事実の有無を推測」したのだろう。上記「第二、三回合同事実調査会要旨」の直後に出された「在比島スペイン人の被害に対する補償問題（1955年6月29日付）」は、これまでの全ての経緯の記載とスペイン側要求の分析の上で、「わが方の査定方針」の基本と査定額の案を具体的総合的に示した重要な文書である。このなかに「わが方の調査」との項目で「軍関係責任者につき調査した結果、明らかにされた状況」の記載がある。これが、上記三回の「合同事実調査会」から導かれた解釈であり、「わが方の査定方針」を練りあげる根拠になったと考えられる。

「(4) マニラ防衛部隊は視界清掃のため不要の民家、倉庫等を焼却し戦闘に入ったが、勝敗の数は最初から明らかであり、死を目前にして絶望的な、かつ異常な心理状態にあった。

(5) 日本軍の秩序は戦争の進行とともに失われ、又比島人がにわかに敵対的行動に出るに至ったため、異常な心理状態は一層昂進し、平常状態において想像し得ない行動があったことは充分考えられる。」

「事実調査会」で述べられたであろう内容を、そのまま事実判定の材料としてはいないことがわかる。むしろ証言から、「勝敗の数は最初から明らか」で「死を目前にして」いたという「状況」を拾い出し、そこから日本兵士の「絶望的な、かつ異常な心理状態」を「推測」している。それだけでなく、さらに日本兵たちを追い込む作用をもった「比島人がにわかに敵対的行動に出るに至った」という「状況」にまでていねいに目を行き届かせていることが、印象的である。事実調査会で、「軍関係責任者」には「ゲリラ化したフィリピン人暴徒」と見え、そう証言したのであろう、その証言の意味をむしろ、「異常な心理状態は一層昂進し、平常状態において想像し得ない行動があった」との、日本兵の心理を「推測」する鍵を提供するものにとらえている。この視点は、(4)に加えて(5)に書かれた「状況」を拾い出すことなしには、見えてこない。文書は、「事実調査」の要旨報告文書の関心からは抜け落ちていたように見える、現場の日本兵士たちの心の現実に近づこうとのころみなのだろうか。

その2. 「人的被害大部分事実であったと認定」：物的損害補償の大幅圧縮方針

上記「状況」を「推測」した1955年6月29日付文書は、さらに「わが方の査定方針」の提案へと進んでいる。人的損害の殆ど全部、物的損害の大部分はマニラ戦中に発生しているのだが、人的損害は333件「全てについて先方の要求をそのまま認め」、物的損害は「大幅に圧縮」し、マニラ戦中の物的損害は「戦闘行為中の損害であるとの立前」から「要求額の30%程度」、その他比島各地での物的損害は「信憑性」や「疑義」を「立前」にして「要求額の60%程度」を認めるというのである。

この査定方針には、どのような意図があったのか。「スペインの対日クレームに対する補償額の査定」(1956年3月7日付¹⁵¹)には、つぎのような説明がある。人的損害の333件については、「日西混合委員会」の検討で「すべて日本軍の不法行為によるもの」との結論に達し、その後の「我方の事実調査の結果」でも、「在マニラスペイン総領事館の襲撃事件を始め各件について先方の主張に高度の信憑性を認め得る」にいたったと、まず明確に認めている。そして、「先方の主張を反駁することが至難」であること、「交渉上のタクティックとしても人道的見地に立」てること、また「比較的要求額が少な」いこと、さらに「スペイン政府が最も重要視」していること等を理由として、「人的損害を全面的に認めることにより、物的損害を大幅に削減」させるべく交渉することが「有利」であるから、「原則的にわが方の責任を認めることとする」という。補償額については、「被害者の中に多数のカトリック神父及び在マニラスペイン総領事館員等が含まれていることを考慮」し、「全面的に日本側の責任が認められる二七七件」と「其の他の五六件」に分けながらも、合計して「先方の要求額のほぼ100%を補償¹⁵²」するというのであった。

¹⁵¹ 1956年3月7日付文書、欧米局第五課、「スペインの対日クレームに対する補償額の査定」、上欄外に「大蔵省提出用」との記載あり。(同上)

¹⁵² 査定額は、「被害者の中に多数のカトリック神父及び在マニラスペイン総領事館員等が含まれていることを考慮し、全面的に日本側の責任が認められる277件に対しては、昨年春妥結した対スイス補償の場合(死者1名あたり16,000ドル、重傷者6,400ドル)を参考として、死者1名あたり7,000ドル、同未成年者3,000ドル、廃疾者5,000ドル、負傷者1,000ドルと査定し、其の他の56件については右額のそれぞれ50%を当て、合計180万4,000ドル、すなわち先方要求額のほぼ100%を補償することとする」。(同上)

問題は、どのようにして物的損害補償額の「大幅削減」を実現するかであった。マドリードで、スペインの正式要求を検討する「日西会談¹⁵³」が開催されることが決まり、日本側はこの査定方針に基づいて会談に臨むことになった。

日西会談では、日本側がまず、「アトロシティーに基く人的被害の件については比較的容易に解決し得る」が、「物的損害は多岐に亘り」主張に開きが出ると、人的損害と物的損害に線を引き分けた。ここで、人的損害と物的損害を分ける根拠に「アトロシティー」を挙げていることが注目される¹⁵⁴。そして日本側は、物的損害をマニラの「戦場化」による「戦闘行為の結果」であると主張した。「損害が火災に基く」としても、それが「日本軍のおこしたもの」だとしても、その火災が「不法」に起した火災かどうかは「大部分について全く立証されていない」ため「日本側に補償の責任なし」というのである。

しかしスペイン側は、日西合同委員会で「不正行為に基づかぬ事件は全く除外してある」と、納得しなかった。「現に日本側がスペイン人を殺戮し日本政府もこれに対し責任を認めているではないか。同様の事情の下に行われた物的損害については責任がないとゆうのは納得出来ない」と、日本側の人的損害と物的損害の扱いのあいだに存在する矛盾を突いてくる。こうして、しだいに「討議は感情的」にさえなあって、「事実の認定について双方水掛け論となり結論を得ず」という状態に陥っていく（第三回「日西会談」1956年1月18日）。そうしたなかで、スペイン側はくりかえし政治的解決を示唆してくるのであった。

結局日西会談は、「戦闘行為による損害であるか不法行為による損害であるか」で「意見対立のまま」四回で終わった¹⁵⁵。

その3. 「責任をわが国が負うべきであるとの考え」の国内適用は不可能：政治的解決へ

日西会談で日本側とスペイン側が対立を深めるのを見て、在マドリード・渋澤大使が意見を具申して軌道修正をもとめた。大使は、「今日までの会談を通じて得た印象」として、「政治的解決」を強く示唆する自ら

¹⁵³ マドリードで四回開催。スペイン側はアギラール大使とアラネギ経済政策局次長、日本側は渋澤大使と服部書記官が参加。（「日西会談」の各報告文書による。第一回1955年12月27日、第二回1956年1月14日、第三回1月18日、第四回1月24日。この他「服部・アラネギ会談」を1月9日と20日に開催）

¹⁵⁴ 1955年12月26日、マ秘第386号、重光大臣宛、渋澤大使発、「比島クレームに関する件」（同上）

¹⁵⁵ 1956年3月5日、欧米五課、「スペインの対日請求権問題の経緯」（同上）

の見解を本省に送っている。そのなかで大使は、「マニラ事件に関する会議では相当云い合いはあったが、先方として特に意地悪い態度に出たことはない」とわざわざ説明し、討議が「感情的」にさえなった背景には、かつての日西合同委員会の「審議を蒸し返し一つ々の案件を繰返し討議」することに対しての、スペイン側の納得しかねる「気持ち」があったことに触れている。これは、かつて日西合同委員会を支え、力を尽くした大使自身の経験と無関係ではないだろう。

それだけでなく大使は、「秩序立ってことを取り運ぶことは不得手」で「ともすれば感情的に」なり「体面を重んじ自己の言い分はなかへ撤回しない」スペイン人の「性向」にまで触れて、「これ以上当方が一つ々の件に当り重箱の隅をほじるような細かい穿鑿をする様なことになっても、解決に資する処はない」と直裁に述べている。そして、「現場の事情に対し兎も角も証人を持つのは先方」であり、「資料不備の点は多少見過しても、この辺で政治的解決に赴くのが良策」として、「データについて十分掘り下げ」ることよりも、補償金額の「数字」交渉に入ることを提言したのである。

このあと日本は「政治的解決」へと向かっていく。そこには、上記のようなスペイン側の状況だけでなく、当時の日本の社会状況に対するつぎのような認識もあった。「わが国が加害者であると信じる余地のない事件」であっても「わが国が何らかの責任を負うこと」は「少なくとも国内的には承認される可能性が全くない」。「責任をわが国が負うべきであるとの考えを国内に適用せしめることは不可能な事情にある¹⁵⁶」。

そして、つぎのような点があげられて、日西親善の観点による早期解決の必要性が強調されていく。(1)

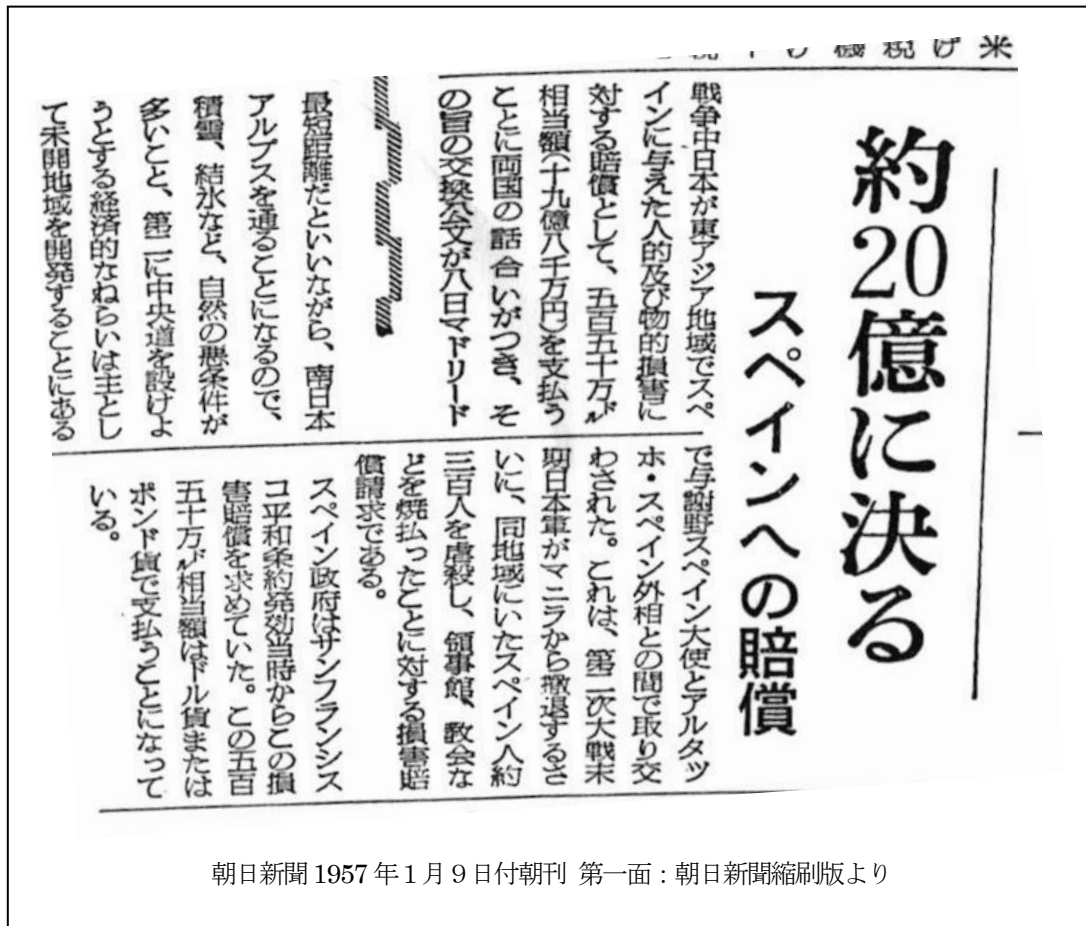
「現在わが国の対西関係は、本件未解決のため、すべて円滑を欠き」「先方は先ずクレーム問題の解決をほのめかし」てくること、(2)「日西関係を親善に導きうる」こと、(3)スペインは第二次世界大戦争中日本の「利益代表」をつとめた「友好国」で「対日感情は良好」だが、「感情的」な国民性からして「万一本件がつまづけば、逆に反作用を起こす可能性が充分にある」こと、(4)対西関係は「中南米諸国」にも連動し「軽視し得ない」こと、(5)同種クレームであった「対比戦債が解決」した等¹⁵⁷である。

最終的に、スペインが額面と条件を受け容れたとの報が入ったのは1956年12月17日であった。こうして、「スペイン国民が蒙った人的及び物的損害」に対して、「総額五五〇万ドル」米貨に相当する金額を日本

¹⁵⁶ 1956年6月29日付電信、重光外相発、在スペイン渋谷大使宛「スペインの対日クレームに関する件」(同上)

¹⁵⁷ 1956年7月27日、在スペイン与謝野大使発、高崎外相宛「スペインの対日クレームに関する件」(同上)

が「スペイン政府を通じて被害者に支払う」ことで、両国は合意した。ようやく戦争中からの「懸案」は「円満解決¹⁵⁸」を見た。翌1957年1月8日に公文が交わされ¹⁵⁹、2月19日に支払いが実行された¹⁶⁰のである。



¹⁵⁸ 1956年12月18日付電信、在スペイン与謝野大使宛、高崎大臣発「スペインの対日クレームの件」(同上)

¹⁵⁹ 1957年1月8日交換公文、「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とスペイン政府との間の取極」、[A-S38 (2) -190]、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 \(2\) -190.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38 (2) -190.pdf) (2011年12月6日閲覧)

¹⁶⁰ 1957年4月16日電信、第584号、大蔵省理財局長宛、欧亜局長発、「スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインとの間の協定に基づく賠償金の支払に関する件」(同前)

3) バルセロナで生きる④：「よく人のことを観察している、頭のいい人」－見まもられて



ジャウマさんの自宅で：2012.2.21

アナさんの娘エステル・フェルナンデス＝アギレリャ（Ester Fernández Aguilera）さんとはじめて会ったのは、2011年2月であった。アナさんと地下鉄の駅で待ち合わせ、息子ジャウマさんの自宅に行った。すると、ジャウマさんとそのパートナーのロシ（Rosi）さん、エステルさんがそれぞれの娘をつれて待っていた。一家で、わたしの歓迎パーティを開いてくれたのだ。

ジャウマさんの娘で6歳のマルティナ（Martina）さんと、エステルさんの娘で13歳のアルバ（Alba）さんが、2人でつくった、妖精の歌と踊りの寸劇を披露してくれた。

この少女たちが、アナさん手製の段ボールのドールハウス¹⁶¹の女主人であったのだ。

2018年3月、アナさんの自宅で聞きとりをしていたときのことである。トイレを借りて出てくると、アナさんがにっこりして言った。

「象（エレファンテ：Elefante）」

意味をとりかねてきょとんとしているわたしに、アナさんは吹き出しそうになって言う。

「トイレットペーパーよ。戦後は、このブランドだけだったの。」

ごわごわしてるから、ちぎったらまず、手でくしゃくしゃとこうやって、柔らかくしてから…」

と、手を動かしてやってみせてくれた。

¹⁶¹ 第五章を参照。

2018年3月20日、この年のフィールドワーク最終日の夕刻、わたしは娘のエステルさん宅を訪れた。エステルさんに聞きとりをおこなうのは二度目だった¹⁶²。今回は2012年9月に、弟ジャウマ・フェルナンデス=アギレリヤ (Jaume Fernández Aguilera) さんの家で2人いっしょに聞きとりをした¹⁶³。今回は、エステルさんの自宅のマンションで、パートナーのタクシー運転手クリストバル・デルガド=カラスコ (Cristóbal Delgado Carrasco) さんがいっしょであった。



「象」のトイレトペーパー：エステルさんがインターネットで検索した画像：2018.3.20

質問をはじめようとして、ふとアナさんの「象 (エレファンテ)」の件を思い出し、エステルさんに訊ねた。

「象 (エレファンテ) って、ご存じですか？」

エステルさんは、なかば懐かしそうに、なかば笑い出しそうになった。

「ああ、それ、トイレトペーパーなの。

ごわごわしてるから、ちぎったらまず、手でくしゃくしゃとこうやって柔らかくしてから…」

エステルさんは、アナさんとまったく同じ表現で答えて、これもまた同じ仕草で手を動かしてやってみせてくれる。わたしの方が吹き出しそうになる。母と娘なのだとな得する。

クリストバルさんが横から言う。

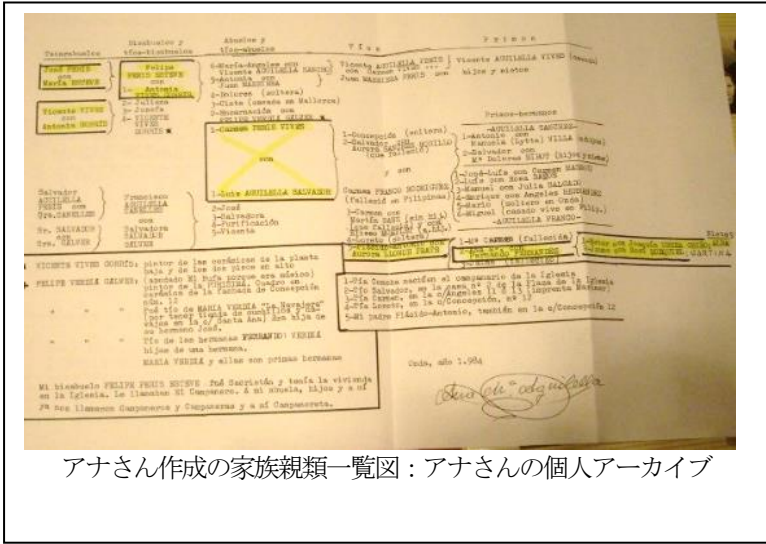
「この人はすごく細かいんだぞ。パソコンのフォルダーなんて、完璧に整理してあるよ」

エステルさんが笑いながら応じる。

「母ゆずりの性格なの。きちんとしてるのが好きなのよ」

細かく緻密に整理するのは、アナさんの、

そして、エステルさんにも共通する性格であったのだ。



アナさん作成の家族親類一覧図：アナさんの個人アーカイブ

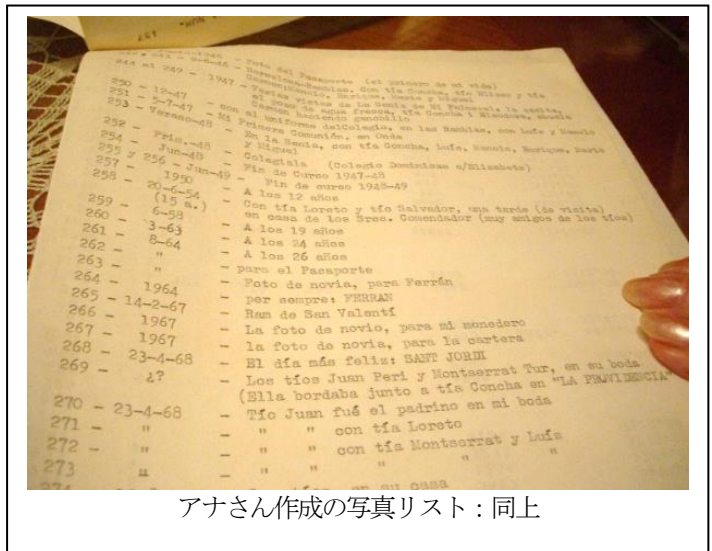
¹⁶² 2018年3月20日。バルセロナのエステルさんの自宅にて聞きとり (荒沢)。
¹⁶³ 2012年9月29日。バルセロナのジャウマさんの自宅にて (同上)。

はじめての面談では、アナさんの手で作られた家族関係図や個人アーカイブの目録の細かさと緻密さに、驚かされた。翌日、ソリア記者に会ったとき、記者がそれを指して、アナさんの記憶の喪失がアナさんにそうさせていると言ったことを思い出す。その指摘が必ずしも当たっていないとはいえないが、それは性格であったからなのかもしれない。

エステルさんは、小さいころの母アナさんをこう表現した。

「母はいつも、弟のあとを追いかけてたわね」

アナさんが、姉のエステルさんを女性らしく優しい細やかな落ち着いた性格の子で人形遊びが大好きだったと言う一方で、弟のジャウマさんを一時もじっとしておらず、石を投げたりするいたずらっ子であったと言っていたのと符合する。アナさんはこれにつけ加えて、息子ジャウマさんは小さいときからいつも姉のあとをついてまわり、子ども好きの姉のエステルさんは弟



アナさん作成の写真リスト：同上

の世話をよくしてくれて、2人ともとてもいい子だったと語っていたのだ。

エステルさんは父のことをあまり宗教的な人ではなかったという。そのため父は、アナさんとはちがひ、子どもたちに宗教色の強い教育を受けさせたくなかった。そんな父の選択で、エステルさんは、非カトリック系の私立学校に通った。小さいけれどリベラルで、校内ではカタルーニャ語が学ばれ使われていたという。

アナさんは、一歳半違いの2人の子どもがつづいて通ったその学校を、小さいけれど家族的で、でも子どもたちは先生に敬意をはらって接していた学校で、とても良い教育をしてくれたので夫婦とも満足していたと語っている。

これまでわたしは、ほぼアナさんとばかり話してきた。だから、なんでもないことであっても、このようなエステルさんの子ども側からのことばは、アナさんの語ったなかみを、立体的でリアリティあるものにしてくれる。相対化・客観化してとらえる視点をもらうことができた。

クリストバルさんは警官の子でバルセロナ育ちだが、母が1969年にスペイン・マラガ (Malaga) のロンダ (Ronda) に帰郷して生んだので、生後すぐに母とバルセロナにもどったのだが、マラガ生まれということになる。エステルさんもクリストバルさんも1969年生まれであるから、1975年の独裁者フランコの死以降スペインが大きく変わりはじめた時期に教育を受けている。

話題は教育にむかった。クリストバルさんは、子どもにはきびしく接することも必要なのだという。警官の子であったので、通うことになったのはカスティーリャ語だけで教育するきびしい学校で、下校時も校門前で並びひとり一人先生にあいさつをしてから校門を出なければならなかった。あるとき、それをしないで校門を走り抜けようとした生徒がいたのだが、追いかけてつかまり、最後尾に並ばせられたのを見たという。警官の父にきびしく育てられ、反抗ばかりしていたクリストバルさんであったけれども、そのように育てもらったことを今は感謝しているという。そのことばに、エステルさんは大きくうなずいていた。

クリストバルさんがエステルさんのパートナーになって、まだそれほど長くはない。エステルさんの一人娘アルバ (Alba) さんはもう18歳から19歳になろうとしていて、ひとり暮らしを望むようになった。これが、クリストバルさんと住まうきっかけになったようだ。だから、いつもクリストバルさんが、陽気なジョークでアナさんの気を引き立てようところみるのだが、アナさんはまだ、どことなく警戒して心を開いていなようと、そんな2人の距離を、興味津々の様子でエステルさんが語る。そんな風にアナさんに近づくタイプの人には、まわりにいなかったのかもしれない。

クリストバルさんは、じつはアナさんをよく観察している。そしてこう評する。

「あの人は、よく人のことを観察している。本当に頭のいい人だ」

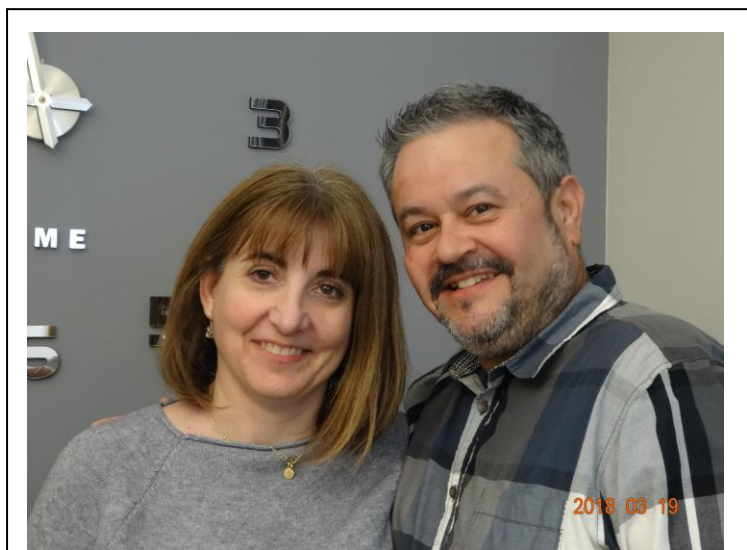
このようにアナさんを評するクリストバルさん自身の感性に、むしろ敬服した。同時に、ながく生活をともしてきた家族ではないながら、アナさんと家族を内側から見る、クリストバルさんの立ち位置とその観察が、わたしには興味深く思えた。

この訪問の何日か前のこと、2018年3月のある日だった。アナさんがふと、言った。

「チカコが帰ると、いつも子どもたちから電話があるのよ。

お母さん、今日はチカコと、なに話したのって」

わたしはようやく気づいた。わたしの訪問は、家族に見まもられて、つづいてきていたのだ。



エステルさん (左) とクリストバルさん (右) : 2018.3.20 荒沢撮影

第五章「わたしには記憶がないから」：日本の研究者と出会う

わたしがアナさんに出会うきっかけとなったのは、2002年『マガジン』誌のソリア記者によるアナさんの記事である¹⁶⁴。アナさんとの聞きとりをつづけるうち、わたしは、アナさんの語る自己のイメージとアナさんの現在のあいだに、ずれがあるように感じはじめた。アナさん自身は語っていないけれども、現在のアナさんに生じている重要な変化が、そこにみえているのではないだろうか。鍵となるのは、



ソリア記者：ラ・バングアルディア紙面談室にて（2010.3.23：荒沢撮影）

「偶然」というアナさんのことばである。アナさんは、人生の「偶然」を「運命」として、意志ともいえる強い気持ちをもって積極的にひきうけているようであった。そして、その意志の向かう先には、これまで封印してきた自らの過去の歴史経験があった。

そこでつぎに、アナさんの現在について、わたしとの関係を切り口にみていこう。

1) アナさん⑤：工夫にあふれたお茶目な人—はじめての聞きとり、そのあとで

『マガジン』誌のアナさんの記事をきっかけに、ソリア記者に話を聞くだけのつもりで連絡をとったわたしに、アナさんと直接話すよう熱心に勧めてくれたのは、記者自身であった。はじめての聞きとりは、2010年3月23日である。夢中で話をうかがい、はじめ同席したソリア記者が2時間ほどで退席したあと、気がつくと6時間以上もお宅に滞在していた。

アナさんのマンションのエントランスでベルを押すソリア記者（同上）



¹⁶⁴ Josep Maria Sòria, (2002.11.10) “La niña que sobrevivió al infierno”, en *Magazine*, pp.32-38.

はじめは緊張していたわたしであったが、二時間ほどでひととおりアナさんの語りが終わると、ソリア記者は退席した。わたしはアナさんがどういう人なのか、興味があった。アナさんは家じゅうを案内してみせてくれた。アストゥリアスを本来の調査フィールドとしていたわたしは、年配の女性のお宅を訪ねると、おしゃれなインテリアでセンス良く飾られた家じゅうを案内して下さることが多かったのですが、アナさんが家じゅうを連れて見せて下さったときも、興味津々であった。

アストゥリアスのお宅よりも比較的にこじんまりとしていたものの、アナさんの家はどのお宅より

も個性的であった。ていねいに整理された思い出の品々がならび、トイレに通じる廊下にまで、装飾品がずらりと並んでいる。驚いたのは、段ボール製の人形の家であった。小さな孫娘が二人居たアナさんは、人形



ドールハウス。左に立つのはアナさん（同上）

と一緒に子どもが入って遊べる特製のドールハウスを、手作りしてあったのだ。

ほかにもベランダからトイレの中まで、工夫のつまったアナさんのお宅は、このうえなく居心地良さそうにみえた。知れば知るほど驚くわたしに、アナさんも得意げに、そして、お茶目でコミカルなしぐさをまじえて、楽しそうに案内してくれる。

この人は、どういう性格の人なのだろう。知れば知るほど、アナさんには不思議な魅力があった。

案内していただいているうち、気がつくと0時を過ぎていた。訪問は午後6時であった。ソリア記者が2時間で退席した午後8



装飾品で埋まる寝室の壁（同上）



トイレ前廊下の壁にならぶ思い出の品々

時までは時間を記録していた。だが、夢中で過ごしていたその後は、あっという間に時間が経っていたのだ。

急いでお礼を言って退出しようとした。すると、アナさんが引き留めて、タクシーで帰いなさいと言う。

大通りをまっすぐ歩けば、ホテルまではそれほど遠い距離ではなかったのだが、アナさんがそれで安心するのならと、わたしは素直にしたがって、アナさんが呼んでくれたタクシーを待った。

下のマンションの出口まで降りて、アナさんといっしょにタクシーを待った。わたしは、アナさんとふたりの写真をとっていなかったことが心残りであった。アナさんに言い出せないうちに、タクシーが来てしまった。二人の写真を撮る最後のチャンスが、消えるかもしれない。



アナさんと二人で（同上）

思い切ってアナさんをお願いすると快諾してくれる。そこで、運転手に頼んで、急いで二人で写真におさまると、その日は帰途についた。

2) 「写真を撮りたがった…それがうれしかった」：関係への意志

翌日、ソリア記者と会った。

「昨日彼女が 君に話したことは、かつて彼女がわたしに話したことと一字一句同じだった」と言われて、とまどった。前日は、アナさんが「記憶がないから、これ以上語れない」とくり返してもいた。では、わたしの聞きとりには、どんな意味があったのだろうか。記事を引用すれば、それですむことであったのか。そして、聞きとりはこれで終わるのだろうか。

また、アナさんからさっそく電話報告をうけたというソリア記者の伝えるアナさんの感想にも、とまどった。前夜、聞きとりを終えて退去するとき、わたしが「アナさんと写真を撮りたがった」こと、アナさんには「それがうれしかったようだ」と言う。二人の写真を取りたがったことがうれしいとは、どういうことだろう。

そのとき、ようやく気づいた。わたしは、アナさんが事件後はじめて知りあった日本の人間である。わたしとの関係そのものへのアナさんの意志が、そこに存るのではないか。聞きとりはまだ終わってはいない、そう思えた。

それでもわたしには、ためらいがあった。バルセロナでアナさんの聞きとりを行ってから、本来のフィールドであるスペイン・アストゥリアスへ行った帰途、バルセロナ経由便で渡西していたわたしは、日本へ帰国する前日をバルセロナで過ごした。アナさんへのお土産は何がいいだろう。日本の土産が気に入ってもらえるとは思えなかったわたしは、アストゥリアスで小さな手土産を手に入れることにしていた。迷いに迷って用意したものだった。事情を知るアストゥリアスで友人に、「日本からのお土産じゃなくて、チカコからのお土産なんだから」と励まされてようやく決めた、アストゥリアスの土地に伝わるお守りである。

アナさんは、喜んでくれるだろうか。

手紙も用意して、アナさんの自宅の前に来た。でもそこで逡巡したわたしは、結局呼び鈴を押せずに引きあげ、近くの郵便局から手紙と一緒に郵送して、そのまま帰国したのだった。

3) 「パーソナリティへの興味に感謝」：手紙へ

2ヶ月ほどたつと、アナさんから「手紙」が来るようになった。とはいっても、本当の手紙ではない。アナさんが「手紙」とよぶ、息子ジャウマさんのメールアカウントを使った電子メールである。アナさんからとどいた最初の「手紙」には、二人で撮った写真をアナさんに送ったお礼に添えて、こんなことばがあった。

「... インタビューの後で、あなたにマンションを案内しましたね。そのとき、孫の人形の家やバルコニーまで写真を取りながら、あなたが熱心に見てくれていることに気づきました...あなたが、わたしの人間性に興味を示してくれたことに感謝しています... (2010.5.31. アナさんの最初の「手紙」)」

手紙には、アナさんによる、わたしへの観察がうかがえた。ここにも、アナさんができごとの証言者であることをこえる、関係への意志がしめされていると、わたしには読めた。そして、この関係への意志は、アナさんのわたしへの観察にもとづくものであったのだ。

それから一年半後、2012年2月18日バルセロナを再訪したわたしの前で、アナさんは赤いフォルダーをとりだした。そこには、わたしたちが交換した30通以上の「手紙」が印刷されて、綴じられてあった。ていねい読んでくださった跡が、そこにかがえた。

「一週間かけてゆっくり「解釈」するのよ。語学みたい
に。... 元気がわくの。必要とされてるって感じるのよ。」

興味深いのは息子さんが間に立っていることで、「手紙」のやりとりは、わたしたちだけでなく家族をまきこんだ人間関係づくりともなっていた。

では、このわたしたちの交流は、アナさんにとってどんな意味があるのだろうか。



赤いファイルの背に「Chikako」の文字：2012.2.18、荒沢撮影。

4) 「日本で今起きていることを心配しながら」：日本に思いをひろげる

あるとき、ラジオから聞こえてきたピアノの奏者が日本人であったという、「偶然」を強く意識したアナさんが、そのピアニストのCDをわたしに送ってくれた。同封の手紙の「偶然」を強調する文面から、「運命」的なものへのアナさんの強い意志を感じとれた。



アナさんからのCD

「わたしの人生は偶然に満ちています。だから今日、偶然はわたしに耳を傾けさせて…そのピアノ・ソリストは…日本人だったので、貴方のことが頭に浮かびました」

2011年3月11日、日本で地震と津波が発生したとき、アナさんとその息子ジャウマさん、妻のロシさん三人の連名でとどいた安否確認メールは、スペインの友人知人のなかで最も早いものであった。

「バルセロナから僕らは、日本で今起こっていることを心配しながら見えています。そちらで君たちがみんな無事であるようにと願っています…」

そのとき、アナさんが、わたしという具体的な日本の人物を知人にえて、家族とともに日本に思いをひろげていることが感じられた。

アナさんにとって、わたしという日本の人物との出会いは、日本とのさらなる「偶然」の出会い、そして過去へとつながるものであった。わたしは、いわば日本への扉であるのかもしれない。この「偶然」をポジティブにひきうけたアナさんは、日本との関係を新しく作り直し、それをとおして過去に向きあい直していた。

5) 「ちがった体験」を伝える：過去に向きあう実践者

そもそも、アナさんが過去の事件と再会したのは、2002年に『マガジン』誌がもたらした「偶然」による。そこには自分とは別の、バルセロナ在住のマニラ戦被害女性マリア・エレナさんの記事¹⁶⁵が掲載されていたのだ。これを読んだアナさんは、さっそく記者に電話をした。

「別の体験を聞きたいありませんか」

このときの気持ちを、アナさんは「ちがった体験もあることを知らせなくてはいけない」と思ったからと語る。同時に、この「偶然」がなければ「名のり出ることにはなかった」とも言う。これがきっかけで、アナさんは記者のインタビューを受け、四ヶ月後の2002年11月、こんどはアナさん自身の体験が、同誌に載った¹⁶⁶。

記事は、アナさんへのインタビューと当時の報道などにもとづいている。事件の概要とアナさんの被害のありようにくわえて、出生から帰国・結婚にいたるアナさんの簡単な経歴がまとめられ、「記憶をなくした被害者」としてのアナさんが紹介されている。

¹⁶⁵ Josep Maria Sòria, (2002.7.7), La última de filipinas, en *Magazine*, pp.54-61

¹⁶⁶ Josep Maria Sòria, (2002.11.10), La niña que sobrevivió al infierno, en *Magazine*, pp.33-38

しかしアナさんは、インタビューで語ったその時点で、すでに自らが記者に語った自己イメージをこえる新しい自己を生きていた。だからこそ、アナさんは名のりです、インタビューを受けた。記事掲載は、「偶然」をポジティブにひきうけて過去に向きあう新しい生きかたの実践であり、生きかたの変化の結果であった。わたしとの関係そのものが、アナさんのこの新しい生きかたによって導かれたものであるから、過去に向きあうアナさんの道のりの途上での、いわば必然でもあったともいえる。

こうして、わたしとの関係からみえてきたのは、「過去に向きあう実践者」という、新しい生きかたにふみだしているアナさんであり、「偶然」に意味をみいだす強い意識と意志が、その背中を押しているようであった。



historias del siglo XX [4]

TEXTOS DE Josep M. Sòria

Cóme mecanisinos de defensa tiene una persona para superar hechos traumáticos? ¿Cómo actúa un cerebro infantil ante una estremecedora violencia humana? ¿Puede una niña de seis años olvidar el terrible e incuprensible asesinato, ante sus aterrizados ojos, de sus padres, de sus hermanos? ¿Qué secuelas deja en una mente infantil el haber sido testigo directo de una matanza, de la que escapa con 16 heridas de bayoneta en el cuerpo?

Ana Aquilella Llorch, 63 años, puede responder a esas preguntas. Es la única superviviente de la matanza del consulado español en Manila perpetrada por soldados japoneses el 12 de febrero de 1945. Allí fueron paravinosamente asesinados más de medio centenar de personas, entre ellas su padre, Plácido Antonio Aquilella (36 años); su madre, Aurora Llorch Prats (33); y sus hermanos, María del Carmen (18) y Jaime (2).

La familia Aquilella, originaria de Onta (Castellón), se había instalado a finales del siglo XIX en la zona de Cebú (Filipinas), donde se dedicaba a la fabricación de la copa, la médula del coco de palma usada en la fabricación de aceites y jabones. Dos hermanos Aquilella, Plácido Antonio (el padre de Ana) y Salvador, estaban empleados en Tabacos de Filipinas, en Manila. Plácido Antonio se había casado con Aurora Llorch, que había nacido en Cebú de una familia originaria de Catalunya (Barcelona). Del matrimonio habían nacido María del Carmen, Ana y Jaime.

La invasión de Filipinas por las tropas japonesas, en plena guerra del Pacífico, se produjo en enero de 1942. Las tropas estadounidenses del general MacArthur, tras el desastre de Pearl Harbor, iniciaron la reconquista del Pacífico Sur y llegaron a las puertas de Manila el 3 de febrero de 1945, cuando las autoridades niponas habían ordenado desalojar las casas del casco antiguo y de Intramuros. En la batalla por la conquista de Manila, que duró 20 larguísimos y durísimos días, los japoneses dieron muerte a más de 50.000 civiles, en una orgía de violencia y de sangre →

la niña que sobrevivió al infierno

10 NOVEMBRE 2010 33

ソリア記者によるアナさんの記事 Josep Maria Sòria, (2002.11.10), "La niña que sobrevivió al infierno, en Magazine, pp.32-38, (タイトル: 「地獄を生きぬいた少女」): 最初の頁 (p.32)

第六章「そう、それがわたしである」：生存の力に根を張って

1) アナさん⑥：「これを読んで」—シリュルニックの記事

このフィールドワーク最後の聞きとり（2014年3月）でのことである。アナさんに特別にお願いをして、予定をこえてもう一日時間を割いていただいたその日、アナさんは私のために一枚の新聞記事の切りぬきを用意してくれていた。

日頃は雄弁に自分を語るアナさんが、この日は「これを読んで」とだけ言って、記事を渡してくれたまま何も言わない。記事は、レジリエンス研究で知られるフランスの精神科医ボリス・シリュルニック（Boris Cyrulnik）のインタビューであった。記事から目を上げたわたしの問いかけるようなまなざしにも、「読めばわかるから」と、解説しようとはしない。

前日の聞きとりの最後に、わたしはアナさんに問われるまま自分の思春期の苦しかった心情を語っていた。「わたしは、自分には生きる価値がないと思っていたんです」アナさんはこれにたいして特に何も言わずにわたしを見つめていた。そのあと帰宅してから、アナさんに電話をして「もう一日」の時間をいただけるようお願いした。この日「自分らしいありかた」と語ったアナさんの言葉についてもう少し聞きたいと思ったからだ。電話では、質問したいことがあるとだけ言って内容にはふれなかったが、その機をとらえてアナさんは、この記事を用意したのだろう。

この日、もう一日の聞きとりでは、記事の内容について直接話題になることはなかった。まずは読んでじっくり考えるべき大事なものへとつながる何かの記事に在るように思えて、わたしの方からも訊ねなかった。

アナさんがまた語ってこなかった何か。それを今、わたしにつたえようとしているのではないだろうか。それは、アナさんにとって特別な意味があるけれども、まだ雄弁に語るストーリーにはなり切っていない何か。たやすくは表現できない心の琴線にふれるような何か。そして、これまでアナさんが生きてきた核心に関わる何かであるように思われた。

前日の会話に、アナさんに何か決意させるものがあつたのかもしれない。わたしは、前日最後の自分のことばを思い返していた。



記事のコピー：アナさんの個人アーカイブより

(Ima Sanchís, (2002.3.13), "La familia tradicional está en decadencia": Psiquiatra, psicoanalista, neurólogo y etólogo, Boris Cyrulnik, en *La Contra; La Vanguardia*, p.84.)

2) 「わたしは生きていたいと思ってきた」 —レジリエンス

六歳以降の人生最大の危機といえる夫の死ののち、アナさんの「生存」が目覚めたのは二年数ヶ月後であった。「生きなくてはいけない」という内なる声が聞こえたのだ。アナさんはいつも、生きていたいと思ってきた。死にたいと思ったことは一度もない。夫が亡くなったときでさえ、生きていたいという気持ちがむしろ強まったという。

「わたしはいつも、生きることをのぞみつづけてきた。わたしは生きていのよ」

過去を思い喪失の痛みを生きる日々を、アナさんは「自分らしいありかた」との「行ったり来たり」と表現していた。それが、わたしの注意をひいたのだ。「自分らしいありかた」という表現でアナさんが心にえがいている「自分らしさ」とは、なにをさすのだろうか。

この問いにたいして、アナさんからかえてきた答えは、「生存すること、生きぬくこと」であった。そして、「そう、それがわたしである。この記事を読んだときにそう思ったの」と、「生きぬくこと」が「自分らしさ」で、アナさんの「レジリエンス」であると意識したことを、つけくわえた。

この記事についてあとで調べると、2002年2月13日付『ラ・バングアルディア』紙の84面の記事で、これはアナさんが自ら名のりでした四ヶ月前にあたっている。アナさんが名のりでしたことと、関係があるのだろうか。

記事は、トラウマに満ちたできごとを経験した子どもにかんするシリュルニックの「レジリエンス」理論を紹介し、「レジリエンス」を「われわれが自ら（の限界）をのりこえ、愛情に満ちたネットワークを確立する能力」と説明している。シリュルニックはユダヤ人一斉検挙で両親を亡くし、自らも六歳のときに、強制収容所への移送から逃れて生きのびた経験をもつ。アナさんは、さらに著書『みにくいあひるの子（邦題は『壊れない子どもの心の育て方』）』を購入して読んでおり、そこでは「人の心が編み出す癒やしの過程」として「レジリエンス」が紹介されている¹⁶⁷。

「生きていたいというのは、むしろレジリエンスと言うべきね。生きていたいこと、レジリエンス、生存する

¹⁶⁷ ボリス・シリュルニック、斎藤学監修、柴田都志子訳、(2002)『壊れない子どもの心の育て方』KKベストセラーズ、p.14、(スペイン語版：Boris Cyrulnik, (2002), *Los Patitos Feos*, GEDISA、原著：フランス語 (2001), *Les Vilains Petits Canards*, ODILE JACOB)

こと、生きぬくこと。わたしは、レジリエンスという用語なんて、なにも知らなかった。でも、このことばを知る前から、わたしは生きたいと思ってきた。だから、このことばはそれを意味しているのよ」

「ここにすべてがうまく説明されていたから。そう、それがわたしである。この記事を読んだときにそう思ったの」

「人は、自分らしくある必要があるのよ。自分らしくあるというのは、自分自身の（培ってきた）生きるシステムに沿うありかたを意味しているの…わたしらしさ、わたしらしさ…そうよね、したがう以外に方法がないわね、戦争のなかでいたんだから」

アナさんの「自分らしいありかた」とは、「生存」なのである。アナさんの「生」のありかたを根本から方向づけた「偶然」の暴力、この歴史経験を生きぬいた自分のありかた、それが「生存」であり、アナさんの「自分らしさ」であったのだ。惨劇のさなかで自らを生きさせた「生存」への強い意志。身体の奥深くに埋めこまれたこの意志に「したがう」ことが、アナさんの「自分らしさ」であり、「自分自身の（培った）生きるシステム」に沿うありかたで、シリユルニックの言う「レジリエンス」なのだと解釈する。アナさんが言う「したがう」ことは、生命に身をゆだねる、まさに「すべて」であったのだ。

アナさんは今、夫の死をめぐる、自分が「行ったり来たり」していると感じている。対立や葛藤を通したたくましい育ちをうばわれたアナさんが、夫の死がもたらす葛藤をどう生きぬくのか、まだわからない。だが、アナさんはこの「行ったり来たり」を経て、夫の死に際しても生きたいと感じる自分を確かめ、そんな自らのなかに存在する生存への強い意志をあらためて意識している。つまり、この「行ったり来たり」は、アナさんが「自分らしいありかた」について確信をふかめるプロセスとなっているのだ。そこに還って自分を確かめ、あゆみだすための場、いわばアナさんの「生存」の基地となっているから、たびたび「行ったり来たり」するのだといえる。そうであるなら、これも、夫との生活が遺してくれた、アナさんの「生」のありかたなのかもしれない。

「レジリエンス」理論と出会ったことは、アナさんにどのような意味があったのだろう。

記事に「それがわたし」と思えるほど深く共感したアナさんは、表現がないまま身のうちに存在していた感覚に、「レジリエンス」ということばをえた。「レジリエンス」ということばと出会ったアナさんは、すで

に感覚的に気づいていた自らのうちにある「生存」への意志を、あらためて「自分らしさ」として自覚し、「自分らしいありかた」への確信を深めた。また、それまでの「生」が孤独たかひではなかったことを知って励まされ、大きな安心をえたにちがいない。

アナさんの「生存」をめぐる「偶然」の訪れを、時系列でみてみよう。夫の死から二年数ヶ月後に内なる「生存」の声を聞いたアナさんは、そのおよそ一年後に「レジリエンス」理論と出会ってシリェルニックの著書も読んでいたところ、四ヶ月後に別のマニラ戦被害女性マリア＝エレナ・リサラガさんの記事¹⁶⁸と出会った。この「偶然」を受けとめて、アナさんは名のりでした。

アナさんはこれらの「偶然」の連なりを、自らの「生存」が誘う「運命」と受けとって、「偶然」に「したがう」道をえらんだ。つまり、これらはアナさんのなかで、「生存」にたいする確信の深まる過程として、直線的につながっていったとみることができる。この「偶然」がなければ「名のりであることはなかった」と、アナさんは言う。それは、この「偶然」を引きうけることが、身体に深くきざまれた「生存」の選択と意志に「したがう」ことであつたからだろう。

その先に、自らがかつて回避した、危険をふくむもうひとつの過去があると知りつつ、新しい道にふみだせたのは、自らの「生存」の力への深い信頼があるからである。そして、その「生存」の力は、夫との生活によって豊かになり、夫の死によっていっそう鍛えられた。「行ったり来たり」の葛藤は、あらためて自己を問い、肯定的に自己を再発見し、確立する過程であるといえる。「ゼロから」の生存戦略に、つきまとう不安が透けて見えたかつての七歳の少女は今、「生存」という「自分らしいありかた」を土台として、強い自己信頼をうち立てた。

事件のむき出しの暴力性を前にして、全力で自己防衛に立ちはだかった、幼いアナさんの「生存」の力。このとき立ちあがった「生存」の力に導かれる、自らの「生」への強い肯定を核として、事件を自らの「生存」の根源的体験とみる視点が、現在のアナさんに意識されている。だからこそ、暴力的でいまだ危険をはらむ記憶ではあるものの、アナさんにとって事件は、自らの「生存」の根源にある体験として、語るべき「ちがった体験」と感じられたのではないだろうか。語るべき「ちがった体験」と言うアナさんのことばを

¹⁶⁸ Josep Maria Sòria, (2002.7.7), La última de Filipinas: Historias del siglo XX, en *Magazine: La Vanguardia*, pp.54-61

通して、その感じかたを核心で支えている「自分らしさ」としての「生存」への、ゆるぎない信頼がみえるように思われた。

わたしがアナさんのなかに感じとった「偶然」に向きあう姿勢、「偶然」をひきうける意志、そして、その一途な強さとは、自らの「生存」へのアナさんのゆるぎない確信をあらわすものであったのだ。

3) 「自分自身の（培った）生きるシステムに沿う」一心の「傷つき」と日本社会をめぐって

アナさんがわたしに伝えようとしたものは、アナさんのライフ全体の根幹にかかわるものであった。それは、アナさんばかりでなく、人がさまざまな困難に向き合って生きる核となるものでもあるだろう。

だが、ここに、まだ何かがあるように思われた。アナさんがシリユルニックのレジリエンス論と出会い、「そう、これがわたしである」と感じたことは、アナさんにとってというだけでなく、わたしにとってどのような意味があるのか。それが気になった。

わたしがそのように感じるのは、日本の歴史と文化社会に基盤をおいて生きるわたしと、日本と歴史によって強く枠づけられて第二の人生をはじめざるをえなかったアナさんとの関係に、特別な性質があることとかわかっているのだろう。アナさんの生き方の根本が見えたように思われる今、ここにたどり着いたわたしたちの関係の意味をもう一度歴史に返し、アナさんの生き方が、わたしという個人を通して、歴史にたいして何を実現しつつあるのか、その意味を明らかにする必要があると思えた。

まず、シリユルニックとアナさんには、人生の出発点と自ら認める共通した境遇があることを確認しておこう。ユダヤ人であるシリユルニックは6歳半のとき、自分を殺そうとする人びとを目前に見た。この経験を「第二の誕生」と書いている。これは「わたしは二度生まれた」という、冒頭のシリユルニックの印象的な文¹⁶⁹につながっている。シリユルニックは、「私の」トラウマは、自分では気づかないうちに、私を個人的にしたのである」「自分のアイデンティティでもあるその心の傷」という表現で、自らのトラウマを語って

¹⁶⁹ Boris Cyrulnik, (2013), *Sálvate, la vida te espera*, DEBATE, p.13. (ボリス・シリユルニック、林昌宏訳、(2014)『憎むのでもなく、許すのでもなく ユダヤ人一斉検挙の夜』吉田書店、P.5)

いる¹⁷⁰。ここには、心の傷に対して、ネガティブな一般的イメージとは明らかに異なった距離と暖かい包容の感覚があり、ここに至るまでの心の軌跡に裏打ちされた確からしさが伝わってくる。

誰かが自分の死を望んでいるという、突然の不条理にアナさんが直面したのも、シリュルニックと同じ6歳。「わたしは二度生まれた」という同じ文を、アナさんがドキュメンタリー¹⁷¹の撮影の際に語ったのも、重なる思いがいくつもあったからだろう。

アナさんが特に強調して枠線で囲っていたのは、記事のつぎの部分であった。

子どものときに苦しんだトラウマをのりこえた人びとは、非常に高い共感能力をそなえた、より人間的な人びとであって、創造力を発揮して回復していく。

愛情をもって育てられなかった子どもは通常、うわべは無関心に見えても、愛情を重要なものとする大人になる。このような子どもは、他者理解に心をくたく、より感性豊かな子どもなのである

トラウマを負った子どもは不幸せになることが決まっているとこれまで言われてきたし、このような決定論は不自然とさえ言えるのに、わたしたちはずっと信じてきた。… (略) …ボリス・シリュルニックはかつて、孤児として愛情を得られずさまよう生き方をする境遇に置かれたが、今やヨーロッパが誇る人物となり、わたしたちにこう言ってくれている。みなさん、心配しなくてもいいですよ。トラウマを負った子どもであってもボロくずのような大人にはなりませんから。

記事でアナさんが注目した部分からは、シリュルニックが、「トラウマを負った子どもは不幸せになることが決まっている」との「決定論」的のみかたに強く反対していることがわかる。

ここでは、アナさんとシリュルニックのレジリエンス論に着想を得ながら、視野を広げて、子どもの心の傷つきと、愛情や人格形成など成長発達にかかわる関連分野の文献によって、現在の日本社会との接点をさぐってみよう。

¹⁷⁰ 同上 p.120. (p.66)

¹⁷¹ Ramon Vilaró Giralt, (2014), *De Aliados a Masacrados. Los últimos de Filipinas*, (coproducido con TVE) , <http://www.dealiadosamasacrados.com/> 2017.6.18 閲覧、(英語版：(2015), *From Allies to Massacred*)

日本では、2001年ごろからレジリエンス研究が増えている¹⁷²。子どもの心の傷つきとレジリエンス論に関する現在の主流は、子どもの成長への諸リスク要因は「個人の属性」ではなく「環境とのダイナミックな相互作用のプロセスとしてあらわれる」という見方であり、「長い時間軸」で発達を見ることや、愛情や信頼関係の源となる「周囲の人々」の存在が重要であるとわかってきた¹⁷³。一方で、危惧されているのは、「すべては本人次第」「立ち直れないのは本人のせい」との犠牲者非難¹⁷⁴や、ビジネス社会での「競争に適した人材育成ツール」として「強さ」育成が目的となり、強いばかりでなく「ときには落ち込み思い悩む経験」が「他者に対する思いやり、共感性」を育むのに、逆の方向へ向かう傾向があること¹⁷⁵などである。

人の成長発達と心の傷つきとの関係について、現場では今何が問題になっているのだろう。

発達心理分野での現在の大きなテーマは、子どもの不適応行動や生きづらさは親の愛情不足のせい、愛着問題は世代間伝達するかという、愛着ときずなをテーマとする二つの問題である¹⁷⁶という。これらについて、「成人してからの愛着の安定」や「愛着問題の世代間伝達」は、「愛着に関わる過去の外傷的経験」の有無や「親自身の過去の愛着の経験そのもの」にではなく、現在「過去の葛藤や現在の問題を統合して客観的に見ることができているか」、「自分の人生物語として統合し意味づけしているか」に関わっていることが、調査でわ

¹⁷² 仁平義明によると日本では2001年ごろからレジリエンス研究が増えている。1954年からの「カウアイ島30年追跡調査」では、子どもが「発達初期のマイナスは後の時期であっても取り返しができる」という結果が示され、これまでの見方をくつがえした。レジリエンス「resilience」の日本語表記にはバリエーションがあるが、日本の精神医学界では「レジリエンス」がほぼ定着しており心理学会もそれにならう傾向がある。また現在の文献では、レジリエンスが「心の健康の回復現象や過程」と「心の回復の能力や特性」の双方に使われるのに対し、「レジリエンシー-resiliency」はほぼ「能力や特性」の意味で使われている。レジリエント（レジリアント）はそのような人を指す（仁平義明（2014.8）「レジリエンス研究の現在」、『児童心理 No.989 特集 子どものレジリエンス』金子書房 p.13-20 (909-916)）。

¹⁷³ 松嶋秀明によると、「カウアイ研究」以来、学習上の問題や非行、精神障害の発症など、さまざまな子どもの成長へのリスク要因は、「個人の属性」ではなく「環境とのダイナミックな相互作用のプロセスとしてあらわれる」とみる立場が、現在の研究の主流である。成功事例であれ、失敗事例であれ、短い時間軸で見いだされたものは最終的な結果ではなく、人生はそのあとも長く続くのだから「長い時間軸」で発達を見ること、そして、愛情をあたえ信頼関係をつくって子どもの能力を伸ばそうとする「周囲の人々」が存在することが重要であるとわかってきた。（松嶋秀明（2014.8）「レジリアンスを培うもの—ハワイ・カウアイ島での六九八人の子どもの追跡調査から」、『児童心理 No.989 特集子どものレジリエンス』金子書房、p.40-45 (936-941)）

¹⁷⁴ 木村美也子によると、「精神」「こころ」の病の治療・研究が、以前の「なぜ発症するのか」という「脆弱性」から、現在「なぜ回復できるのか」「なぜ発症しないのか」という「レジリエンス」への着目に変化している。ただし、レジリエンスの存在や困難から立ち上がることができるということには希望があるものの「一種のヴィクティム・ブレーミング（victim blaming）」を生み出しかねないと危惧する（木村美也子（2012.9）「脆弱性とレジリエンス」、『こころの科学 165号 特別企画トラウマ』日本評論社 p.16-21）。

¹⁷⁵ 岡田努（2014.8）『“自分”のとらえ方（自己概念）とレジリエンス』、『児童心理 No.989 特集 子どものレジリエンス』金子書房 p.21-26 (917-922)

¹⁷⁶ 『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.2-10 雑誌『そだちの科学 No.7』（2006.10）は「愛着ときずな」を特集として組み「児童虐待」と「発達障害」の問題への注目から「愛着」が関心を集めていると巻頭言にある（p.1）。

かった¹⁷⁷。

しかし、子どもの心の傷つきへの注目が高まって専門書などが増える一方で、その情報が「この方法をしなかったからまずかった」「将来こうなるのか」と自分を責め自信を失うことや子どもへの烙印づけ、あるいは「専門家の治療がないとトラウマ化する」とか「異常になる」ということにつながって、「情報の副作用」が起こっている¹⁷⁸。そのため、養育者を支援する現場では、「愛着形成についてあえて問題をみつける必要はない」「ありもしない理想論に向かって家族を追い立てるはめになる」「ちょっとでも、自信を回復してもらうことが大切である」との指摘もあり、愛着と心の傷つきをめぐる言説が、母親の不安と緊張ばかりか、その傍らで父親も母子の間に入る居場所を見失い不安に陥る構造を強めている¹⁷⁹という。

社会での心の傷への注目の高まりが、「情報の副作用」や「ありもしない理想論に向かって家族を追い立てる」現場での状況につながっていく背景には、何があるのだろうか。

滝川一廣は、「心的外傷論の通俗的な流布」が社会全体に「「こころの傷」への過敏性や忌避」を助長していることに、現代の深刻な問題があると指摘する。「無疵な子ども」はどこにもいないし、「痛みを通してこころを成熟させたり、歓びや愉しみの享受によってこころを豊かにしたり」するのが精神発達のプロセスである。それなのに「こころの傷を過剰に恐れて、傷つくリスクを過度に回避」するために、「成熟の糧をみずから失う」結果になり、かえって「心理失調」を引き寄せているケースも少なくない。ここには「一般的な精神発達のプロセスに深甚なつまずきが生じている事実」がある。いったん心的外傷論を離れて「発達の支援」がしっかりなされた土台の上でこそ、心的外傷治療も実を結ぶという。これを滝川は、「私たちの間でこころが傷つくことへのレジリエンス（しなやかな耐性）」が低くなっていると表現している¹⁸⁰。

¹⁷⁷ 久保田まりは、愛着を「ある特定の他者との間に形成された情緒的なきずなであり、人生早期に限らず、生涯にわたる人間発達において重要な心理的意味をもつ関係性」と定義し、「母親の人物との愛着関係は、「心理的安心感・安全感の保証」とともに「最適な自立」を可能にしてくれる関係性」という（久保田まり(2006.10)「愛着研究はどのように進んできたか」、『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.2-10）。

¹⁷⁸ 大山みち子(1999)「第6章 ト라우マを受けた子どものケア」、藤森和美編『子どものトラウマと心のケア』誠信書房 p.101, 110

¹⁷⁹ 青木紀久代は、「子どもの親へのアタッチメント（愛着）型を測定したからといって、特定のタイプの親子には愛情関係が薄いなどとは、結論づけられようはずはない」「愛着行動とは、これまでも、これからも連続と続く親子関係の一場面を物語っているのだから、その原因が過去のある一場面に限定されるようなものでもない」「いま、目の前の親子の関係の取り方に不具合が起こっているなら、因果論的に確かめられもしない家族のこまかな事情まで詮索する前に、...（略）...親子を丸ごと受け止めてみるのが先決である。それが結局、その家族への援助の第一歩になる」という（青木紀久代(2006.10)「家族のなかでの愛着ときずな」、『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.43-48）。

¹⁸⁰ 滝川一廣(2017.10)「こころの傷と心的外傷」、『そだちの科学 No.29 特集 発達障害とトラウマ』日本評論社、p.2-7

生島浩も、「機能不全家族」のなかで育つことによる「家族トラウマ」という見方や、これを大人になってからの「不適応行動」と強く関連付ける「家族トラウマに傷ついた被害者としての子ども」との言説にたいして疑問をなげかける。「素朴な疑問として、「家族関係に傷つかない」ということはあり得るのだろうか」と問い、「(理に合わない) 体験の重要性」を主張する。人の成長発達には「真に落ち込む経験」が不可欠で、「不安や不愉快を味わうことが、自分自身の心の容量を広げ」、「何事も一筋縄ではいかないことを子どもに繰り返し身をもって体験させること」が、むしろ大人の債務だ¹⁸¹とさえ言う。

アナさんに導かれるまま、シリュルニックのレジリエンス論から日本の社会に眼を向けたところ、心の傷つきや「心のケア」に関心が高まっているのに、むしろ社会での「こころが傷つくこと」へのレジリエンスが低くなって、「こころの傷を過剰に恐れて、傷つくリスクを過度に回避」することにつながり、心の発達の深刻なつまずきから、自信をうしなって心の不調が生まれていく現状がみえてきた。「落ち込む経験」や「不安や不愉快を味わう」ことによって「自分自身の心の容量を広げ」るような、成長発達の機会がすりへっている社会の関係のありかたの方に問題があるということになる。

宮地尚子は「心のケア」とは、いったい誰が、何をすることなの」と問い、必要なのは「心のケア」＝「メンタルヘルス」を被災者に提供することよりも、「メンタリー・ヘルシー」な対応や施策を、社会全体が心がけること」だと、視点を転換する。むしろ、「トラウマ」が「人間の弱さと不完全さを認識させてくれる」し、「人間の持つ復元力（レジリエンス）への信頼と尊重も学ばせてくれ」る¹⁸²。レジリエンスへの信頼と尊重は、社会での「こころが傷つくこと」へのレジリエンスを高める土台になり得るし、岡田のいう「強い人も弱い人も、外交的な人も内向的な人も、それぞれが居場所を得て互いに尊重し支え合い共存できる社会¹⁸³」を展望するもとにもなり得る。

レジリエンスへの信頼と尊重は、どのように可能になるのだろうか。

シリュルニックは、「(トラウマとその回復に関する研究についての) これからの課題は、観察期間を長期にし、ライフサイクルの各ステージの中で人の発達を見ていくこと¹⁸⁴」であるという。実際には「多くのレ

¹⁸¹ 生島浩 (1999) 「子どものトラウマと家族」、藤森和美編『子どものトラウマと心のケア』誠信書房

¹⁸² 宮地尚子 (2013) 『トラウマ』岩波新書、pp.vi-viii, pp.224-226

¹⁸³ 岡田努 (同前)

¹⁸⁴ ボリス・シリュルニック (2002) 『壊れない子どもの心の育て方』KK ベストセラーズ、p.30-32 (スペイン語版：2002, *Los Patitos Feos*, GEDISA) (原著：フランス語(2001), *Les Vilains Petits Canards*, ODILE

レジリエンスのストーリーは一度も語られず分析されてこなかった」のに、専門家は問題のあるケースだけを観察して理論を練りあげてきた。ここから「専門家のバイアス」が生まれている。だから、専門家は「研究所を出て、フィールドワークを行う必要がある」という¹⁸⁵。実際に生きた人にフィールドで出会い、長い人生のストーリー全体に耳をかたむけることから始めるべきだという主張には、自らの経験が土台にある。

アナさんは、シリュルニックと同じく、「レジリエンスのストーリー」を自ら生きてきた。もう一度、アナさんのことばにもどってみよう。アナさんは、「人は、自分らしくある必要がある」と言い、それは「自分自身の（培ってきた）生きるシステムに沿うありかたを意味している」。アナさんの「わたしらしさ」とは、「戦争のなかにいた」のだから「したがう以外に方法がない」ものであった。

「わたしは二度生まれた」と語っているとはいえ、シリュルニックとはちがって記憶に一度目の人生が存在しないアナさんにとって、たった一度の人生は、マニラ戦という歴史の惨劇が心身深く刻印した「スペイン総領事館襲撃事件の唯一の生存者」「日本の被害者」「戦争孤児」として、はじまった。しかし、そこで、自らを生きさせた「生存」の力に遭遇したアナさんは、その「生存」のあり方を受けいれ、全面的に信頼した。他の人びとの生き方や、他のどのような基準によっても比べることなく、「戦争のなかにいた」のだから「したがう以外に方法がない」「わたしらしさ」として、これを「自分自身の（培ってきた）生きるシステムに沿うありかた」と認識している。「生きたいこと、生存すること、生きぬくこと」は、アナさんにはみな、同義である。

アナさんは、自らを定義づける歴史がつくった枠のその下に、人間の生命の力をひろげ展開させて土台とし、そこから「わたし」を定義しなおすという行為をやったのけた。だから、歴史の偶然がもたらした、わたしという日本の研究者との出会いも、受けいれた。歴史が規定する存在のあり方からではなく、人間の生命の力をもとにした位置から、アナさんはわたしと関係を築きふくらませてきてくれた。そうであったから、わたしのなかでアナさんが、人として良く生きることについて考えるうえで、なくてはならない人として位置をしめ、濃く示唆の多い会話が可能になってきたのだ。

¹⁸⁵ Boris Cyrulnik, (2009), *Resilience How Your Inner Strength Can Set You Free From The Past*, PENGUIN BOOKS, p.112-113.

つまり、アナさんの「レジリエンス」は、歴史とアナさんの関係だけでなく、わたしを通して、日本とアナさんの関係についても、人間の生命の力をもとに定義しなおし、関係を書きかえつつあるといえるのかもしれない。そして、アナさんの人生のあゆみが体現するこの「レジリエンスのストーリー」が、社会で「「こころが傷つくこと」へのレジリエンス」が低いと表現されるような日本の現状にたいして、意味ある影響をおよぼすならば、それは、日本の「被害者」という受け身の関係からスタートしたアナさんが、人として良く生きることについて示唆を提供することができる存在という新たなあり方を、日本との関係に書きくわえていく行為ともなるだろう。

アナさんが、歴史をとらえ返して自らを定義し直したこと、過去の自らへの加害国との関係にたいしても人間らしさの方向で示唆をあたえ得るような生き方をしているということ、これらは、「歴史」によって自らのあり方を強く枠づけられた個人が、生涯をかけて実践する、「歴史の本質の問い直しと再定義」という意味で、歴史実践¹⁸⁶なのだと思う。

アナさんは、かつてアナさんを紹介したソリア記者にふたたびインタビューを受けた。2014年のその記事は、2002年の同記者の記事と同じようにアナさんの身に起こったことを紹介しているが、最後は、つぎのような「日本の女性歴史家との友情」でしめくくられていた。

「偶然はつぎのように望み、実現させた。1945年のマニラの事件を調査する日本の女性歴史家が、彼女のことを知った。この歴史家が彼女に会いたいと申し出たことから、二人が知り合って5年が経つ。未だにアナは、恨みはまったくないと明言しているものの、日本男性とは、たまたま行きあってもぞっとして平静ではいられない。しかし、この日本の女性歴史家、荒沢千賀子は、アナと友情を得ることに成功し、その後も訪問を重ねて手紙のやりとりを長くつづけている¹⁸⁷」

アナさんはやはり、わたしたちの「友情」がどのような意味をもつか、よくわかっており、自らの意志で

¹⁸⁶ ここでは、「歴史」によって自らのあり方を強く枠づけられた個人が、人生のさまざまな局面で自らと「歴史」の関係逆問い直し主体として力を発揮していく、そのあゆみの総体を「歴史実践」とよんでいる。なお、大門正克は、保莉実が2004年に「歴史は誰のものかという問い」を立てて「歴史と歴史学を再検討」するため「日常実践において歴史とのかかわりをもつ諸行為」を「歴史実践」と呼んだことを引き合いに、2001年から2015年の歴史学の動きを総括し「歴史と歴史学をあらためて問い直す」用語として「歴史の研究や教育に携わる人びとが歴史にかかわる諸行為を「歴史実践」とする」と定義している（大門正克、(2017)、「歴史学の現在—2001年から2015年」、歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題、第1巻新自由主義時代の歴史学』、績文堂出版、p.1-16）。

¹⁸⁷ Josep Maria Sòria, (2014.7.19), El trauma de Manila: Qué fue de ..., Anna Aguilera, en *QUÍEN Protagonistas de la semana: La vanguardia*, p.12.

関係を育んできたのだ。



qué fue de... ANNA AGUILLELLA

JOSEP MARIA SÒRIA



MANE ESPINOSA

El trauma de Manila

Se la puede ver paseando por el barrio del Born, en Barcelona. A sus 75 años, conserva un buen estado de salud y nadie diría que esta mujer discreta y de aspecto cuidado es la principal protagonista de una espeluznante historia del siglo pasado, única superviviente de una matanza, la que los japoneses, en retirada, perpetraron en el Consulado español de Manila, la capital de Filipinas, el 12 de febrero de 1945.

Anna Aguillega i Lluch, con apenas 6 años cumplidos, sobrevivió a un salvaje acto bélico que entonces sobrecogió al mundo entero, consecuencia del que fue calificado como *terror amarillo*. Sesenta personas, entre ellas sus padres y sus dos hermanos, María del Carmen, de 8 años, y Jaime, de 2 años, que se habían refugiado en la legación diplomática, fueron asesinados por unos soldados cuya sed de sangre y muerte resulta todavía hoy incomprensible.

Anna sufrió hasta 16 heridas de bayoneta en el tórax, en los brazos, en el cuello y en la cabeza. Su instinto de supervivencia, haciéndose pasar por muerta, la salvó. Pero de aquellos trágicos hechos apenas recuerda nada, puesto que sufre amnesia por lo que los psiquiatras denominan "conductas de evitación provocadas por hechos traumáticos". Es decir, las víctimas suprimen la actividad psíquica de forma in-

termitente con el resultado de que recuerda detalles, a veces nimios, con una nitidez chocante, mientras que se borra de la memoria el resto, mucho más traumático. Ese es el caso de Anna Aguillega, que se considera afortunada de no recordar aquella matanza a pesar de que las huellas de las heridas son visibles casi 70 años después.

Tuvo aquella chiquilla la entereza de aguardar que los soldados japoneses, tras la horrible matanza, desaparecieran del consulado en llamas. Después reptó hacia la escalera de un edificio colindante, donde esperó más de 24 horas hasta que fue localizada por la Cruz Roja. Anna tardó más de un año en restable-

LA IMAGEN DEL DESAMPARO

A bordo del *Plus Ultra*, el buque en el que fue repatriada en 1946 Anna Aguillega y un centenar de españoles más, el periodista Manuel del Arco la entrevistó para el viejo *Brusi*.

Escribe el periodista que Anna "parecía la más desdichada". Con siete años cumplidos, con una delgadez que evidenciaba sus orejas caídas y que coronaban un rostro blanquecino, era la imagen del desamparo.

-¿A ti no te espera nadie, Anita?
-No lo sé. Mi abuelita quizás.

-¿La conoces?

-No, ella a mí tampoco.

-¿Entonces?

-Pero con esto sabrá quién soy, ¿verdad?

Esto era, sencillamente, una fotografía de su mamá que la pequeña Anita llevaba como única documentación...

cerse de sus heridas físicas en un hospital de Manila, tras lo cual fue repatriada a Barcelona el 6 de junio de 1946, donde vivía su abuela paterna y dos tías. En la calle de Elisabets comenzó Anna una nueva vida, partiendo de cero, estudió cultura general en las monjas dominicas de la Anunciata y más tarde taquigrafía y cálculo mercantil que le sirvieron para iniciar una vida laboral. Fue indemnizada, supone que por el estado japonés, en un millón de pesetas que gastó en mejorar las condiciones de vida de la casa de su abuela (nevera, camas, un armario...). En 1968 se casó con Ferran Fernández Messegue, un hombre 16 años mayor que ella, que la indujo a

Aguillega tenía 6 años, sufrió 16 impactos de bayoneta y vio morir a su familia

dedicarse por entero al hogar. "Siempre me he rodeado de personas mayores. He buscado su protección". Tuvo tres hijos y enviudó hace 10 años.

Quiso el azar que, hace cinco años, una historiadora japonesa que investiga lo ocurrido en Manila en 1945 diera con ella y pidió verla. Anna afirma que no guarda rencor alguno, aunque todavía le recorre un escalofrío cuando se encuentra con un japonés, especialmente si es un hombre. Pero Chikako Arasawa, la citada historiadora, se ganó una amistad que ha propiciado nuevas visitas y una prolija relación epistolar.



ソリア記者の2014.7.19記事「マニラのトラウマ」：ラ・バンガード紙web頁より (Josep Maria Sòria, (2014.7.19), El trauma de Manila: Qué fue de ..., Anna Aguillega, en *QUIÉN Protagonistas de la semana: La vanguardia*, p.12.)

おわりに

1) アナさん⑦：「(主語としての) わたし、それはすべてのうえに (“Yo, encima de todo”)」

2018年3月、バルセロナに4年ぶりにおもむいた。着いてすぐアナさん宅に向かう。しかし、アナさんはどこか以前とは様子がちがう。年齢のせいで、思ったことがすぐにことばとなって出てこないようにみえた。かみ合わない会話は、「チカコはわたしには関心のないことばかり言っている」という、いらだちをかくさないアナさんのことばで終わった。

4年前に、説明のないまま受けとったシリユルニックの記事。これについてさまざまに考える時間を得たわたしは、ようやくアナさんとこれを話題にする機が熟したと思ってバルセロナにきたのだ。

遅かったのだろうか。アナさんから答えを得る機会はもう、うしなわれてしまったのか。

いつものとおり夕刻に訪問した帰途、バルセロナの旧市街をあてもなく歩くうち、涙さえ出てくる。そんな、どこか絶望的な気持ちであったにもかかわらず、ふと、迷路のような旧市街を、自分が迷うことなく歩いているということに気づいた。4年ぶりのバルセロナであった。2012年にはアナさんへの聞きとりのために3ヶ月あまり住んだ街でもある。短期であるとはいえ、わたしはこの住人であり、その経験はわたしのなかで生きていた。

自らの生命の声に耳をかたむけ、目の前にやってきた偶然をそのまま受けいれて進む。これが、アナさんから学んだ生き方である。アナさんとの関係が変わりつつあるなら、それを受けいれよう。このあたらしい状況は、わたしがアナさんに、日本に生まれて生きる普通のひとりとして、自分を語る時がやって来たということであるのかもしれない。

つぎの訪問を約束した。アナさんはこころよく受けいれて、待っていてくれた。わたしは、自分にかかわったさまざまな日本の人びと、とくに、わたしの人間観に決定的な影響をあたえてくれた、中高教員時代に会った生徒たちについて、懸命にアナさんに語った。

アナさんはすぐに、このわたしの変化を了解した。

「あなたが語りなさい。わたしは聞くから」

こう言うと、こんどは居心地よさそうに、ふんふんと耳をかたむけてはコメントを返してくれる。ときおり、なにか感想をのべようとして、でもことばが見つからない失望の色を顔にうかべたようにみえるときもある。そんなときアナさんは、わたしの方に手をふって、話をつづけるようにと合図をする。

こうしてまた、充実した会話の時間がわたしたちにもどってきた。

そんなある日、ふと、4年前にアナさんに語った自分の思春期の思い、「わたしは、自分には生きる価値がないと思っていたんです」ということが、そのあとどのように推移したのか、アナさんは覚えていたかどうかはわからないものの、語ってみようと思いたった。

あのころのある日、いつものようにこの思いにとらわれたとたん、いつもとはことなる声が自分のなかから立ちあがって、わたしに問うた。「それじゃあ、死ぬの」と。するとすぐに、別の声が応えたのだ。「いや、どんな汚い手をつかってでも、わたしは生きてやる」と。

これが、わたしには気に入った。この自分がいてくれるなら生きていける、そんな思いが、なぜかずっと自分の支えでありつづけてきたのだ。これが、何を意味するのかわからないままずいぶん年月がすぎた。

しかし、アナさんはこのエピソードをわたしが語るやいなや、まだ最後の文を言い切っていないのに、すぐに応えを返してくれた。

「(主語としての) わたし、それはすべてのうえに (Yo, encima de todo.)」

この、アナさんの短いスペイン語のフレーズの真髄を、どのように適切に訳せるのか、いまだにわからない。しかし、はじめて得た、思春期のあの思いの本質にふれることばであった。

生命の本質にあるものと、生涯かけて向きあってきたアナさんの、磨かれた感性がとらえた、わたしを生かしてきてくれたもの。わたしもあのとき、自らを生かそうとする生命の声を耳にしたのだろうか。

わたしはアナさんのことばに圧倒されて、心のなかでそのフレーズを何度も反芻していた。そんなわたしを、アナさんは、満足そうな表情で見っていたのだった。

2) 人間の生命の力をもとに「尊厳ある生を生きる」

アナさんが発することばには、その深い含蓄に感心させられることが多い。

「アナさんって、本当に生活の哲学者なのね」

わたしのことばに、アナさんはうれしそうな顔を見せる。

「それ、気に入ったわ」

「尊厳ある生」「良く生きること」をめぐるわたしたちの会話は、アナさんが「自分らしさ」「レジリエンス」とよぶ、アナさんの「生存」への姿勢と人間的感性に、わたしを近づかせてくれた。そして、アナさんが、そのあゆみのなかで磨いた深い感性は、わたしが自分の過去の経験や社会を理解するうえで、示唆にとむ手がかりをあたえてくれる。「アナさん流」でいくとこんなときはどうすべきか、などといつのまにか考えている自分に気づくこともふえた。

本論文は、アナさんの生き方の意味をとらえるライフストーリーである。アナさんのライフに、外交文書から知れる事件をめぐるの日本側の認識と対応を、並置するかたちで重ねてえがいた。そこには、ふたつの目的があった。

ひとつは、アナさんのライフを枠づけた出来事が、公的にどのように位置づけられたのかを示すためである。これは、アナさんと日本のわたしたちの公的な関係を示している。もうひとつは、過去の日本によって被害を受けた無数の人びとの1人であるアナさんの、ライフを通した行為の意味とそこにふくまれる問いかけを、いっそう明確にするためである。

外交交渉資料からうかがえるのは、つぎのような経緯である。1) まず、マニラ戦での日本軍による「アトロシティ」発生当初、日本が事実を正面からうけとめなかったこと、2) 戦後、国交回復交渉がはじまっても、断交の主因であるスペイン総領事館襲撃事件は「一度もメンションされたことがない」ため「日本側の方がむしろ驚いて直ちに調査を行った」と認識され、スペイン側からの指摘でようやく日本は、スペインとの国交再開「問題が起った時からスペイン側は比島における自国人の生命財産に対する日本軍の侵害を重要視していることが判明した」という状態であったこと、3) 650件の個別被害について日本とスペインの委員が八十数回の会合で検討するという、被害の現実に近づこうとするプロセスが存在したこと、4) そ

うでありながら、最終的に「わが国が加害者であると信じる余地のない事件」であっても「わが国が何らかの責任を負うこと」は「少なくとも国内的には承認される可能性が全くない」、「責任をわが国が負うべきであるとの考えを国内に適用せしめることは不可能な事情にある」との日本の政治社会状況への文言を記して、「政治的解決」に向かったことである。

この政治過程を、被害者であるアナさんが、まわりの人びとや環境に助けられながら生き活きと「自分らしさ」を確立していくライフに対応させ、第一章から第四章で、1) 事件との遭遇、2) 事件のインパクトと対処、3) 変化のきざし、4) 今につづく結果という、四つの段階に分けてえがいた。4) では、政治過程と個人のライフの進んだ方向が大きくわかれたことがわかる。これは何を示唆しているのか。アナさんのライフの意味と、本論文の問題意識との関係で、とらえるために、第五章、第六章と本章をおいた。

第五章、第六章と本章では、観点を三つに分けてしだいにひろげていきながら、アナさんのライフの意味を重層的にとらえようところみた。まず、第五章では、アナさん自身と過去の関係において、第六章では、わたしたち日本社会の現在に視野をひろげ、心の傷つきの観点から、そして最後に本章で、アナさんのライフの問いかけの意味を、本論文の問題意識に対応させてしめくくった。

さらに、ここでとりあげた政治過程と個人のライフという二つの軸をつなぎ、構成の意図を効果的にえがくため、本論文ではもうひとつ、人としてのわたし自身の感性を第三の軸として配し、三つの軸の流れによって記述を進行させた。

本調査をとおしてわたしは、かつて戦場で追いつめられた生を生きた人びとと、現在を生きるわたしたちとのあいだに、どれほどの距離があるかくりかえし考えさせられた。攻撃がもつ加害性は、被害をうける人びとだけでなく、加害の側にある人びと自らにもおよび、外にたいしてだけでなく、自らの内にも向かうのだろうと思う。そんななかをどのように、人として生きることができるのだろう。そんな生の現実に向けて、応えが返ってこない「人間としての問い」を向けつづける被害者やその遺族のすがたが、胸を去らない。「人として疼く」ことそのものはどう存在し得たのか。それさえ不可能な生に追いやられた現実があったのか。

アナさんのことばがうかぶ。

「耳をかたむけることが、まず大事なのよ。まずは、耳をかたむけるということができなくては」。

日本が「政治解決」に向かったとき、「人として疼く」こと、あるいは「人間としての問い」をめぐる生の現実に耳をかたむけることにも、背が向けられてしまったのではないだろうか。

わたしたちはだれでも、歴史や社会による強い枠づけをはなれて生きることはできない。しかし、そうした枠の下にもうひとつ平面を設定して、そこに人間の生命の力をおいて自らを枠づける歴史や社会そのものを問うこと。そして、「自分自身の（培ってきた）生きるシステムに沿うありかた」、「自分らしくある」生き方を展望すること。このようなアナさんの生き方は、わたしたちの社会が果たさないまま過ぎた、人間の生命に立って社会、歴史を問い直すという課題に、あらためて光をあてている。

「わたしには記憶がないから、ほかの人よりつらくなかった」というアナさんが、その希有な生命の力への信頼に立って「偶然」を引きうけたことによって、本論文は生まれた。日本の過去が生んだおびただしい数の心身の傷つきを思うとき、アナさんの生涯をかけての実践は、そのものが人間にとって「希望」なのだと思う。

[謝辞]

長くかかった本論文の完成であるのに、あたたかい励ましの言葉をかけつづけてくださった一橋大学の宮地尚子教授に、心より感謝したい。中野聡教授には、本テーマにとりくむきっかけをいただき、また、資料収集にあたって「アジア・太平洋戦争および現代世界における大規模暴力をめぐる総合的比較研究」（2011年度～2013年度科学研究費補助金（基幹研究B）研究代表者：中野聡）の助成をいただいて深く感謝している。

本論文の完成に時間がかかった要因のひとつは、スペイン・アストゥリアスにもうひとつのフィールドをもち、本論文の研究と平行して調査を継続していたためである。しかし、その経験が、本テーマの調査の際に有効に働いただけでなく、オーラル・ヒストリーを専門とするルベン・ベガ=ガルシア (Rubén Vega García) 教授をはじめとするオビエド大学の研究者の方がたやアストゥリアスの友人の皆さまには、多くの有益な示唆や励ましをいただいた。心より謝意を表す。

人を信頼することの要を、わたしは教員として出会った生徒や学生の皆さんからいただいていた。これも、

アナさんとの会話によって、自覚することのできた重要な発見であった。この幸せな巡り合わせに深謝する。

何よりも、生きる達人ともいえる勇気ある女性、アナさんと知り合えたことは、わたしにとって、このうえない幸せであった。この出会いには感謝のことばがない。アナさんにご家族のお幸せを心から願いたい。

最後に、中途退職して研究を志して以来、わたしの選択を見まもり応援しつづけてくれた家族の援助なしに、本論文の完成はなかった。ここに記して謝意に替えたい。

<参考文献>

- 1) ト라우マ・発達心理・レジリエンス研究関連分野：
- 青木紀久代 (2006.10) 「家族のなかでの愛着ときずな」、『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.43-48
 - 蟻塚亮二・須藤康宏、(2016) 『3・11と心の災害 福島にみるストレス症候群』大月書店
 - 蟻塚亮二、(2014) 『沖縄戦と心の傷 ト라우マ診療の現場から』大月書店
 - 安克昌、(2011) 『増補改訂版 心の傷を癒やすということ—大災害精神医療の臨床報告』作品社
 - 遠藤俊夫(編集人)、(2006.10) 『そだちの科学 (特集)愛着ときずな』第7号、日本評論社
 - 生島浩 (1999) 「子どものトラウマと家族」、藤森和美編『子どものトラウマと心のケア』誠信書房
 - 大山みち子 (1999) 「第6章 ト라우マを受けた子どものケア」、藤森和美編『子どものトラウマと心のケア』誠信書房 p.101
 - 岡田尊司、(2016) 『愛着障害の克服』光文社新書
 - 岡田努 (2014.8) 『“自分”のとらえ方 (自己概念) とレジリエンス』、『児童心理 No.989 特集 子どものレジリエンス』金子書房 p.21-26 (917-922)
 - 加藤秀視 (2014.8) 「自己愛が強い子どもを育む—虐待・非行の体験から得た教訓」、『児童心理 No.989 特集 子どものレジリエンス』金子書房、p.69-73 (965-969)
 - 木村美也子 (2012.9) 「脆弱性とレジリエンス」、『こころの科学 165号 特別企画トラウマ』日本評論社、p.16-21
 - 金馬宗昭 (2014.8) 「ひきこもりからの立ち直り」、『児童心理 No.989 特集子どものレジリエンス』金子書房、p.64-68 (960-964)
 - 久保田まり(2006.10) 「愛着研究はどのように進んできたか」、『そだちの科学 No.7 特集 愛着ときずな』日本評論社、p.2-10
 - 小西聖子、(2012) 『新装 ト라우マの心理学～心の傷と向きあう方法』NHK 出版
 - 崔炯仁 (2016) 『メンタライゼーションでガイドする外傷的育ちの克服—〈心を見渡す心〉と〈自我境界の感覚〉をはぐくむアプローチ』星和書店
 - ボリス・シリユルニク、林昌宏訳、(2014) 『心のレジリエンス 物語としての告白』彩流社
林昌宏訳、(2014) 『憎むのでもなく、許すのでもなく ユダヤ人一斉検挙の夜』吉田書店、(スペイン語版：(2013), *Sálvate, la vida te espera*、原著：(2012), *Sauve-toi, la vie t'appelle*.)
塚原史・後藤美和子訳、(2007) 『妖精のささやき』彩流社
斉藤学監修、柴田都志子訳、(2002) 『壊れない子どもの心の育て方』KK ベストセラーズ、(スペイン語版：(2002), *Los Patitos Feos*, GEDISA、原著：(2001), *Les Vilains Petits Canards*, ODILE JACOB.)
 - Boris Cyrulnik, (2013), *Sálvate, la vida te espera*, DEBATE.
(2009), *Los patitos feos: La resiliencia: una infancia infeliz no determina la vida*, GEDISA
(2009), *Resilience How Your Inner Strength Can Set You Free From The Past*, PENGUIN BOOKS, p.112-113.
 - Boris Cyrulnik y Marie Anaut (Coords.) (2016), *¿Por qué la resiliencia? Lo que nos permite reanudar la vida*, Barcelona: Editorial Gedisa, S.A. (原著：(2014), *Résilience, De la recherché à lapracticqu*.)
 - セルジュ・ティスロン、阿部又一郎訳、(2016) 『レジリエンス—こころの回復とはなにか』白水社文庫クセジュ 1009
 - 滝川一廣 (2017.10) 「こころの傷と心的外傷」、『そだちの科学 No.29 特集 発達障害とトラウマ』日本評論社、p.2-7
 - 西澤哲、(1997) 『子どものトラウマ』講談社現代新書
 - 仁平義明 (2014.8) 「レジリエンス研究の現在」、『児童心理 No.989 特集 子どものレジリエンス』金子書房 p.13-20 (909-916)
 - ウルズラ・ヌーバー著、丘沢静也訳 (1997) 『〈傷つきやすい子ども〉という神話 ト라우マを超えて』岩波書店 (2005 岩波文庫、原著：Ursula Nuber, (1995), *Der Mythos Von Frühen Trauma Über Macht und Einfluss der Kindheit*, S. Fischer Verlag CmbH.)
 - ジュディス・L・ハーマン、中井久夫(訳)、(1999) 『心的外傷と回復』みすず書房
 - ベッセル・ヴァン・デア・コーク、(2016) 『身体はトラウマを記録する 脳・心・体のつながりと回復のための手法』紀伊國屋書店

- (2004)『サイコロジカル・トラウマ』金剛出版
- 藤森和美(編)、(2001)『被害者のトラウマとその支援』誠信書房
 - 深谷和子(編集代表)、(2014.8)『児童心理 (特集)子どものレジリエンス』第68巻11号
 - ポーリン・ボス、中島聡美・石井千賀子(監訳)、(2015)『あいまいな喪失とトラウマからの回復—家族とコミュニティのレジリエンス』誠信書房
 - 松嶋秀明(2014.8)「レジリエンスを培うもの—ハワイ・カウアイ島での六九八人の子どもの追跡調査から」、『児童心理 No.989 特集子どものレジリエンス』金子書房、p.40-45 (936-941)
 - 水島広子、(2015)『トラウマの現実に向き合う ジャッジメントを手放すということ』創元こころ文庫
 - 宮地尚子、(2016.2)「虐待サバイバーとレジリエンス」、『子どもの虐待とネグレクト (特集)レジリエンス再考』第17巻3号(通算45号)、pp.346-352
 - (2013)『トラウマ』岩波新書
 - (2011)『震災トラウマと復興ストレス』岩波ブックレット815
 - (2007)『環状島=トラウマの地政学』みずず書房
 - 村本邦子、(2014)「暴力と戦争のトラウマに向き合う心理学」、君島東彦・名和又介・横山治生『戦争と平和を問い直す—平和学のフロンティア』法律文化社、pp.72-84
 - ピーター・A・ラヴィーン (2017)『トラウマと記憶 脳・身体に刻まれた過去からの回復』春秋社

2) 戦争体験、戦争と平和、歴史認識関係:

- 足羽與志子・濱谷正晴・吉田裕(編)、(2010)『平和と和解の思想をたずねて』大月書店
- 新井利男資料保存会(編)、『中国撫順戦犯管理所職員の証言 写真家新井利男の遺した仕事』梨の木舎
- Chikako Arasawa, (2019), *Volviendo la vista al pasado. Encontrar a los otros y reencontrarse a sí mismo - En busca de la realidad como humano-, en Carmen García García (Ed.), Volver la vista al pasado, Violencia masiva y memoria en Japón y España, La Universidad de Oviedo, pp.49-62.*
- 荒沢千賀子、(2015)「記憶を失った「たったひとりの生きのこり」六歳スペイン少女のその後—マニラ戦スペイン総領事館襲撃事件」、足羽與志子・中野聡・吉田裕(編)『平和と和解—思想・経験・方法』旬報社、p294-324
- 石田甚太郎、(1990)『フラン・ヒャー日本軍によるフィリピン住民虐殺の記録』現代書館
- 石田忠、(1986)『原爆体験の思想化—反原爆論集1』未来社
- 上田敏明、(1990)『聞き書き フィリピン占領』勁草書房
- 内海愛子・石田米子・加藤修弘(編)、(2005)、『ある日本兵の二つの戦場—近藤一の終わらない戦争』社会評論社
- 岡部牧夫・萩野富士夫・吉田裕(編)、(2010)『中国侵略の証言者たち—認罪の記録を読む』岩波新書
- 君島東彦、(2009)『平和学を学ぶ人のために』世界思想社
- Carmen Güell, (2005), *La última de Filipinas*, Barcelona: Belacqva de Ediciones y Publicaciones.
- 近藤一・宮城道良、(2011)『最前線兵士が見た「中国戦線・沖縄戦の実相」～加害兵士にさせられた下級兵士～』学習の友社
- 在日の慰安婦裁判を支える会(編)、(2007)、『オレの心は負けてない 在日朝鮮人「慰安婦」^{ソンシンド}宋神道のたたかひ』樹花舎
- 高橋哲哉(編)、(2002)『<歴史認識>論争』作品社
- 中村政則、(2008)『昭和の記憶を掘り起こす 沖縄、満州、ヒロシマ、ナガサキの極限状況』小学館
- 濱谷正晴、(2005)『原爆体験 六七四人・死と生の証言』岩波書店

3) 歴史研究関係:

3) - 1. フィリピン史・スペイン史関係:

- J・アロステギ・サンチェス他著、立石博高監訳、竹下和亮他訳、(2014)『スペインの歴史—スペイン高校歴史教科書』明石書店
- Edmon Vallés, (1977), *Història gràfica de la Catalunya autònoma 1931/1939*, Ediciones 62 S/A.
- (2004), *La Guerra Civil a Catalunya*, Ediciones 62.
- Ramón Bastida, Antonio Somoza y Josep Vallverdú, (2015.6), *Estudio económico y contable de la Compañía*

General de Tabacos de Filipinas: 1881-1922, en *Revista Española de Historia de la Contabilidad*, No.22.

- 深澤安博、(1995.6)「フィリピンのスペイン共和国派-上-」歴史評論 542、歴史科学協議会編 p79～92
- (1995.7)「フィリピンのスペイン共和国派-下-」歴史評論 543、歴史科学協議会編 p79～89
- Florentino Rodao García, (2003), La colonización filipina y las relaciones con Asia, en Juan Carlos Pereira Castañares (coord.), en *La política exterior de España (1800-2003): historia, condicionantes y escenarios*, Ariel, pp.341-356.
- (2002), *Franco y el imperio japonés. Imágenes y propaganda en tiempos de guerra*, Barcelona: Plaza & Janés.
- (深澤安博(訳者代表)・他(訳)、(2012)、『フランコと大日本帝国』晶文社)
- (1999), LAS COMPAÑÍAS ESPAÑOLAS DESPUÉS DE LA REVOLUCIÓN FILIPINA, en 1898: España y el Pacífico. Interpretación del pasado, realidad del presente, Madrid, Asociación Española de Estudios del Pacífico, en *The Philippine Revolution and Beyond: Papers from the International Conference on the Centennial of the 1896 Philippine Revolution*, Jacoby Pub. House, pp.557-566.

3) - 2. マニラ戦、アジア太平洋戦争関係 :

- 荒沢千賀子、(2019.3.15)「第二次世界大戦中立国スペインの戦争被害：国交回復交渉と「対日請求問題」—外交史料館公開資料から—」『獨協大学国際教養学部マテシス・ユニヴェルサリス 第20巻 第2号』 pp.95-128
- 池端雪浦(編)、(1996)『日本占領下のフィリピン』岩波書店, 1996.7.
- 倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎。吉田裕(編)、(2006)『二〇世紀の中のアジア・太平洋戦争』岩波講座アジア・太平洋戦争 8、
- 寺見元恵、(2001)「19世紀のマニラ」、池端雪浦ほか(編)、『東南アジア世界の再編』岩波講座東南アジア史 5、 pp.321-347
- 中野聡、(2016.1.26)「マニラ市街戦——その真実と記憶—— (Web版)」(2017.6.19 閲覧)
<http://nakanosatoshi.com/2016/01/26/%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A9%E5%B8%82%E8%A1%97%E6%88%A6%E2%94%80%E2%94%80%E3%81%9D%E3%81%AE%E7%9C%9F%E5%AE%9F%E3%81%A8%E8%A8%98%E6%86%B6%E2%94%80%E2%94%80%EF%BC%88web%E7%89%88%EF%BC%89/>
- (2009)「マニラ戦と南京事件」『南京事件七〇周年国際シンポジウムの記録—過去と向き合い、東アジアの和解と平和を』日本評論社、 p152-162
- (2006)「植民地統治と南方軍政—帝国・日本の解体と東南アジア」、『支配と暴力』岩波講座アジア・太平洋戦争 7、 pp.3-29
- (2006)「日本・フィリピン戦没者追悼問題の過去と現在—「慰霊の平和」とアムネシア—」、森村敏巳編『視覚表象と集合的記憶—歴史・現在・戦争—』旬報社、 pp.289-321
- (2005)「フィリピンが見た戦後日本—和解と忘却—」『思想 戦後 60年』No.980、 pp.42-56
- (2004)「追悼の政治—戦没者慰霊問題をめぐる日本・フィリピン関係—」、池端雪浦、リディア・N・ユ・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、 pp.367-408
- (2002)「米国植民地化のフィリピン国民国家形成」、池端雪浦 他(編)、『植民地抵抗運動とナショナリズムの展開』岩波講座東南アジア史 7、 pp.135-159
- (1993.10)「日本の東南アジア占領体制—フィリピン、インドネシアを比較して」『歴史学研究』 651号、 pp.57-68
- (1989.11)「フィリピンの対日協力者問題とアメリカ合衆国」、『歴史学研究』 600号、 pp.57-58
- 永井均、(2013)『フィリピン BC 級裁判』講談社選書メチエ
- (2010)『フィリピンと対日戦争裁判』岩波書店
- (2006)「連合国民間人抑留者の戦争」、『帝国の戦争経験』岩波講座アジア・太平洋戦争 4、 pp.145-176
- 永野善子、(2001)「フィリピン—マニラ麻と砂糖」、加納啓良編『植民地経済の繁栄と凋落』岩波講座東南アジア史 6、 pp.89-113
- (2001)「フィリピンとアジア間貿易」、加納啓良編『植民地経済の繁栄と凋落』岩波講座東南アジア 6、 pp. 273-295

- 日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム(1994)『日本のフィリピン占領』龍溪書房、p51
- 林博史、(2012.1)「マニラ戦とベイビューホテル事件」『自然・人間・社会』第52号
- (2010.1)「資料紹介日本軍の命令・電報に見るマニラ戦」『自然・人間・社会』第48号
- (2005)『BC級戦争裁判』岩波新書
- 早瀬晋三、(1995)「二つの大国アメリカと日本に翻弄されたフィリピン」、萩原宜之・後藤乾一(編)、
『東南アジア史のなかの近代日本』みすず書房、pp.33-51
- (1994)「フィリピンに夢を求めた日本人「移民」—移民」、宮本勝・寺田勇文(編)、『アジア
読本 フィリピン』、pp.286-292
- 藤原彰、(2001)『餓死した英霊たち』青木書店
- リカルド・T・ホセ、永井均(訳)、(1995)「日本のフィリピン占領の遺産」、萩原宜之・後藤乾一(編)、
『東南アジア史のなかの近代日本』みすず書房、pp.132-142
- (1994)「占領の日々—日本のフィリピン占領」、宮本勝・寺田勇文(編)、『アジア読本 フィリ
ピン』、pp.293-298
- リディア・ユー=ホセ、石井正子(訳)、(1994)「二つの理解、二つの誤解—フィリピン観、日本観」、宮
本勝・寺田勇文(編)、『アジア読本 フィリピン』、pp.310-316
- 連合軍総司令部諜報課編、(1949=1991)「マニラの悲劇」、家永三郎編 (1991)『日本の原爆記録』
日本図書センター、p103-203
- 吉沢南、(2010)『私たちの中のアジア太平洋戦争 仏領インドシナの「日本人」』有志舎
- Alfonso J. Aluit, (1994), *By Sword and Fire: The Destruction of Manila in World War II 3 February-3 March
1945*. Manila: National Commission for Culture and Arts.
- Richard Connaughton, John Pimlott, and Duncan Anderson, *Battle for Manila*. London: Bloomsbury, 1995.
- Antonio Pérez de Olaguer, (1947), *El Terror amarillo en Filipinas*, Editorial Juventud, S.A. (Antonio Pérez de
Olaguer, Trinidad O. Regala, and Bernardita Reyes Churchill. (2005), *Terror in Manila: February
1945: An Abridged Translation of El Terror Amarillo en Filipinas*. Manila: Memorare Manila 1945
Foundation.)
- 3) -3. フィリピン総合タバコ会社関係：
 - A. 会社史
 - Compañía General de Tabacos de Filipinas Barcelona, (1953), *Historial de la Compañía General de Tabacos
de Filipinas, S.A.*
 - Eimili Giralt Raventos, (1981), *La Compañía General de Tabacos de Filipinas 1881 1981*, Compañía General
de Tabacos de Filipinas Barcelona.
 - B. 社会史その他
 - フランシスコ・コミン・コミン、パブロ・マーティン・アセニャ (編)、林屋永吉 (監修)、たばこ総
合研究センター (訳)、(2005)、『タバカレラ スペインたばこ専売史 1636-1998』、山愛書院
 - Martin Rodrigo y Alharilla, (2000.11), Hegemonía, consenso y conflicto: una historia social del
poder en la restauración, en *EspañMarx*, pp.1-18.
 - (2009), Del desestanco del tabaco a la puesta en marcha de la Compañía General de
Tabacos de Filipinas (1879-1890), en *Boletín Americanista*, Año LIX, nº 59, Barcelona, 2009,
pp.199-221.
- 4) 歴史教育関係：
 - 荒沢千賀子、(2019.8.4) レポート、「スペイン語学科4年講読「スペイン内戦元女性民兵」の自伝を読む
100歳の著者に手紙を書いて—受け取った命のバトン」、歴史教育者協議会第71回全国
大会埼玉大会大学分科会
 - (2012)「わくわく探訪「加藤実践の生まれる現場」」、加藤公明・和田悠(編)、『新しい歴
史教育のパラダイムを拓く』地歴社
 - 小川輝光、(2017)「教育の現場から」、歴史学研究会(編)、『第4次現代歴史学の成果と課題 第3巻歴
史実践の現在』、績文堂出版、pp.277-288

5) ライフストーリー、質的調査関係：

- 大門正克、(2009)「オーラル・ヒストリーの実践と同時代史研究への挑戦—吉沢南の仕事を手がかりに」、法政大学大原社会問題研究所(編)、『人文・社会科学研究所とオーラル・ヒストリー』御茶の水書房、pp.21-46
(2008)『歴史への問い / 現在への問い』校倉書房
- 小倉康嗣、(2013)「ライフストーリー 個人の生の全体性に接近する」、藤田結子・北村文(編)『現代エスノグラフィー』p.96-103
- 北澤毅・古賀正義(編)、(2008)『質的調査法を学ぶ人のために』
- 倉敷伸子、(2009)「女性史研究とオーラル・ヒストリー」、法政大学大原社会問題研究所(編)、『人文・社会科学研究所とオーラル・ヒストリー』御茶の水書房、pp.47-68
- 小林多寿子(編)、(2010)『ライフストーリー・ガイドブック—ひとがひとに会うために』嵯峨野書院
- 桜井厚・石川良子、(2015)『ライフストーリー研究に何が出来るか 対話的構築主義の批判的継承』新曜社
- 桜井厚、(2012)、『ライフストーリー論』弘文堂
- 桜井厚・山田富秋・藤井泰、(2008)『過去を忘れない—語り継ぐ経験の社会学』せりか書房
- 桜井厚・小林多寿子(編)、(2005)『ライフストーリー・インタビュー 質的研究入門』せりか書房
- 桜井厚、(2002)『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 谷富夫、(2008)『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社
- ポール・トンプソン、酒井順子、(2002)『記憶から歴史へ—オーラルヒストリーの世界』青木書店
- 中野卓・桜井厚(編)、(1995)『ライフヒストリーの社会学』
- 日本文化人類学会(監修)、鏡味治也・関根康正・橋本和也・森山工(編)、(2011)『フィールドワーカーズ・ハンドブック』世界思想社
- 歴史学研究会(編)、(1988)『オーラル・ヒストリー体験史 本多勝一の仕事をめぐる』青木書店
(1988)『事実の検証とオーラル・ヒストリー 澤地久枝の仕事をめぐる』青木書店

6) 新聞記事・雑誌

- (1946.6.6.), *Fondea en el puerto de Barcelona el «Plus Ultra»*. Impresionante recibimiento tributado a los repatriados de Filipinas, en *ABC*(Madrid), p.13.
El número de religiosas llegadas. Relato de los sucesos en Manila, en *ABC*(Madrid), p.13.
La odisea de la colonia española en Filipinas, en *ABC*(Madrid), p.13.
- (1947.4.13.), *Llega a Barcelona el buque filipino «Haleakala»*. Emocionado mensaje del vicepresidente de Filipinas, en *ABC*(Madrid), p.25.
- (1947.4.13.), *Llega a Barcelona un grupo de repatriados españoles en un buque filipino*, en *ABC*(Sevilla), p.10.
- (1964.12.22), *Hace ya 83 años. Fue fundada en Barcelona la Compañía General de Tabacos de Filipinas*, en *ABC*(Madrid), p.148.
- (1957.1.9.), *Canje de notas en el palacio de Santa Cruz*, *La vanguardia*, p.3.
- Josep Maria Sòria, (2014.7.19), *El trauma de Manila: Qué fue de ...*, Anna Aguilera, en *QUÍEN Protagonistas de la semana: La vanguardia*, p.12.
(2002.11.10), *La niña sobre vivió al infierno: Historias del siglo XX*, en *Magazine: La Vanguardia*, pp.32-38.
(2002.7.7), *La última de Filipinas: Historias del siglo XX*, en *Magazine: La Vanguardia*, pp.54-61.
- Ima Sanchís, (2002.3.13), “La familia tradicional está en decadencia”: *Psiquiatra, psicoanalista, neurólogo y etólogo, Boris Cyrulnik*, en *La Contra: La Vanguardia*, p.84.

7) 写真集

- El periodico, (2008), *La guerra civil a Catalunya : La postguerra: els primers anys d'una alta vida. La guerra civil a Catalunya : La vida sota les bombes.*

<資料>

- 1) 聞き取り資料：全員バルセロナ在住者で、聞きとりは荒沢による。(詳しくは、別記)
- a. アナ=マリア・アギレリャ=リョンク Ana María Aguilera Llonch : 2010.3.23 から 2018 年まで複数回、自宅にて。
 - b. エステル・フェルナンデス=アギレリャ Ester Fernández Aguilera : 2012.9.29、弟ジャウマさんの自宅にて。2018.3.20、エステルさんの自宅にて。
 - c. ジャウマ・フェルナンデス=アギレリャ Jaume Fernández Aguilera : 2012.9.29、自宅にて。
 - d. ジョゼップ=マリア・ソリア Josep María Soria : 2012.3.23、新聞社面談室にて。
 - e. ナディーネ=ボヒル・ガセット=リサラガ Nadine Bofill Gasset Lizarraga : 2010.3.24 と 5.5、自宅にて。
 - f. マリア=フォン・ボフィル=ガセット María Fon Bofill Gasset : 2010.3.24、ナディーネさんの自宅にて。
 - g. クリストバル・デルガド=カラスコ Cristóbal Delgado Carrasco : 2018.3.20、自宅にて。
 - h. エミリア・ポルタ=フンコサ Emilia Porta Juncosa : 2018.3.10、自宅にて。
 - i. リディア・レドンド=ポルタ Lidia Redondo Porta : 2018.3.11、自宅にて。
 - j. ポンシアーノ・ディアス=ペレス Ponciano Díaz Pérez : 2018.3.12、自宅にて。
 - k. ソル・バシリサ・オラバリエタ Sor Basilisa Olabarrieta : 2018.3.16、カトリック施設 CMCB (Fundació Casa de Misericordia de Barcelona 内)にて。
 - h. 上記施設の秘書および、歴史アーカイブ担当者 (Núrdia Gaecda Muñoz と Gemma Berenguer Gaecda) : 同上。

2) 映像資料

- a. ドキュメンタリー : Ramon Vilaró Giralt, (2014), *De Aliados a Masacrados. Los últimos de Filipinas*, (coproducido con TVE) 、(英語版 : (2015), *From Allies to Massacred*)
ドキュメンタリーHP : <http://www.dealiadosamasacrados.com/> 2017.6.18 閲覧、
監督 HP : <http://www.ramonvilaro.com/aliadosamasacrados/> 2017.5.22 閲覧)

3) 写真資料 : 荒沢撮影の写真、対象者の個人アーカイブの写真資料、その他。

4) 文書資料 :

4) - 1. スペイン : 西語

- a. 行政総合資料館 AGA (Archivo General de la Administración), (2013.3, 2013.5.16 複写)
 - a-1. Documentos sueltos :
 - 54-05131, 54-05161-00001, 54-05171, 54-15897-00002~4, 54-15898-00001~4, 54-15900, 54-15901, 54-15902, 54-15922-01~099,
 - a-2. Documentos completos :
 - 54-05161-00001, 54-15897-00001, 54-15897-00002, 54-15897-00004, 54-15903-00001~2,

- b. カタルーニャ・ナショナル資料館 ANC (Arxiu Nacional de Catalunya), Fons138, Tabacos de Filipina, (2012.9.21, 2014.3.11 複写)
- b-1. UI.441,UC.152, Codi.03.02.02, Expediment de declaracions jurades sobre ingressos i activitats del treballadors de l'empresa durant l'ocupació japonesa
UC.386, Codi.03.01.05, Dossier de declaracions jurades sobre ingressos i activitats del personal durant l'ocupació japonesa
UC.400, Codi.03.01.05, Declaracions jurades del personal sobre les seves activitats i ingressos durant l'ocupació japonesa
UC.4074, Codi.03.02.02, Esdeveniments extraordinaris. El personal i l'ocupació japonesa de les Filipines 1941-1945.
UC.4075, Codi.03.02.02, Esdeveniments extraordinaris. El personal i l'ocupació japonesa de les Filipines 1941-1946.
Codi.10.02, Aguilera Peris, Plácido Antonio 1928-1945
- b-2. UI.1041, UC.9895, Memorándums sobre l'ocupació japonesa de les Illes Filipines
- b-3. UI.1133, Danys de Guerra. Instancias presentades davant les autoritats espanyoles.
- b-4. UC.9917, Codi.03.01.05, Retorn dels treballadors de la Companyia des de les Filipines (1946). Vapor Haleakale; relació de passatgers.
UC.9919, Codi.03.01.05, Retorn dels treballadors de la Companyia des de les Filipines (1946). Vapor Haleakale; notes diverses.
UC.9920, Codi.03.01.05, Retorn dels treballadors de la Companyia des de les Filipines (1946). Vapor Plus Ultra.
- c. バルセロナ市歴史資料館 AHCB (Archivo Histórico de la Ciudad de Barcelona)
- c-1. 新聞記事 (Ana さんの帰国と当時受けたインタビュー掲載関連記事)
- (1946.3.16.), El trasatlántico «Plus Ultra», en Manila. Fue objeto de un apoteósico recibimiento, en *ABC* (Madrid), P.16.
 - Antonio-Carlos Vidal Isern, (1946.6.5.), Barcelona ha dispensado una efusiva acogida a los repatriados de Filipinas, en *El Noticiero Universal*, P.2.
 - (1946.6.5.), «Plus Ultra» en aguas de Barcelona. El «Plus Ultra» entró en el puerto a la una de la tarde, en *El Noticiero Universal*, P.2.
Los periodistas en bordo, en *El Noticiero Universal*, P.3.
Relato de la niña Ana Aguilera, superviviente de las matanzas de Manila, en *El Noticiero Universal*, P.3.
Un ilustre misionero español, en *El Noticiero Universal*, P.3.
El recibimiento, En *El Noticiero Universal*, P.3.
Llegada de dos deportistas, en *El Noticiero Universal*, P.3.
Hablando con unas religiosas, en *El Noticiero Universal*, P.3.
Las autoridades acuden a dar bienvenida, en *El Noticiero Universal*, P.3.
 - (1946.6.5.), Barcelona recibió con gran emoción a los repatriados de Filipinas, en *La Prensa*, P.1, 3.

- (1946.6.6.), Emocionante recibimiento a los repatriados de Filipinas, en *Diario de Barcelona*, P.1
Barcelona tributo un caluroso recibimiento a los repatriados de Filipinas, en *Diario de Barcelona*, P.2

Usted dirá... Anita Aguilera, en *Diario de Barcelona*, P.3

d. Ana María Aguilera Llonch さん個人アーカイブ所蔵資料：

- ・ 出生証明、家族死亡証明、パスポート、渡航券、手紙類、新聞記事、写真、その他

4) - 2. 日本：日本語及び、一部スペイン語

a. 外交資料館資料：

- 000100328, 「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000100328.pdf>. (2011.7.13 閲覧)

- A-S38(2)-190, 「スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する取極（交換公文）1957.1.8」

[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38\(2\)-190](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38(2)-190) (2011.6.20 閲覧)

- A-S38(2)-189, 「外交関係の回復に関する 1952.2.12 の西書簡について」

[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38\(2\)-189](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38(2)-189) (2011.7.14 閲覧)

- A'-0443, A7.2.0.1 : 「第二次世界大戦関係雑件 (22)対日断交関係」

- A'-0127, A1.3.0.1 : 「日本・スペイン間外交関係雑件 外交再開関係」

- B'-0087, B3.1.2.9 : 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件」

- B'-0088, B3.1.2.9-4 : 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件 スペインのある種請求解決取極関係」

b. 防衛資料研究所戦史研究センター

- 比島 全般 315、森川資料「マニラ市街図一万一千分一」（複写範囲：2681-2690）

c. 新聞記事

- 朝日新聞 1957年1月9日付朝刊、第一面「約20億に決る スペインへの賠償」

資料の詳細：以下西語訳は全て荒沢、資料内の敬称略

<対象者アナ=マリア・アギレリャ=リヨックAna María Aguilera Llonchさん（1938年8月23日比セブ生）の家族>

- 父：プラシド=アントニオ・アギレリャ=ペリス Plácido Antonio Aguilera Peris、1908年6月10日生（西カステリオン、オランダ）、36歳で没（1945年2月12日比マニラ、スペイン総領事館で。母姉弟も同じ）、タバコ会社勤務
- 母：アウロラ・リヨック=プラツツ Aurora Llonch y Prats、1912年5月8日生（比セブ）、33歳で没（同上）
※母の両親、すなわち対象者の祖父母は西セルダンニョラ出身だが移住し、フィリピンで母が誕生。
※両親は1935年に結婚。結婚時、一人娘であった母はすでに両親を亡くし、親戚もいなかった。
- 姉：マリア=デル=カルメン María del Carmen、1936年12月30日生（比セブ）、8歳で没（同上）
- 弟：ジャイマ Jaime、1942年7月25日生（比レイテ、タクロバン）、2歳で没（同上）
- 夫：フェルナンド・フェルナンデス=メセグエル Fernando Fernández Meseguer、1922年生（バルセロナ）、1998年没
- 娘：エステル・フェルナンデス=アギレリャ Ester Fernández Aguilera、1969年生（バルセロナ）
- 息子：ジャウマ・フェルナンデス=アギレリャ Jaume Fernández Aguilera、1970年生（バルセロナ）

1)フィールド資料

<聞きとり資料：すべて荒沢による>

- a. アナ=マリア・アギレリャ=リヨック Ana María Aguilera Llonch：バルセロナ在住。
・初回2010.3.23, 18:00 - 01:30、自宅にて：20:00まで記者同席。その後2018年まで複数回聞きとり。
- b. エステル・フェルナンデス=アギレリャ Ester Fernández Aguilera：バルセロナ在住。
・本論文対象者の娘。2012.9.29、ジャウマさんの自宅にて、弟との同席にて。
・2018.3.20、エステルさんの自宅にて、パートナーのクリストバル・デルガド=カラスコさん同席
- c. ジャウマ・フェルナンデス=アギレリャ Jaume Fernández Aguilera：バルセロナ在住。
・本論文対象者の息子。バルセロナ在住。2012.9.29、ジャウマさんの自宅にて、姉との同席にて。
- d. ジョゼップ=マリア・ソリア Josep María Soria：バルセロナ在住。
・ラ・バングアルディア La Vanguardia紙記者。2012.3.23 12:10-13:00バルセロナ、新聞社面談室で。
- e. ナディーネ=ボヒル・ガセット=リサラガ Nadine Bofill Gasset Lizarraga：バルセロナ在住。
・対象者が名乗り出たきっかけの他の被害者マリア・エレナ・リサラガ María Elena Lizarraga の妹ビッキー・リサラガ Vicky Lizarraga（いずれも故人）の娘。2010.3.24と5.5、自宅にて。
- f. マリア=フォン・ボフィル=ガセット María Fon Bofill Gasset：Nadineさんの従姉妹。2010.3.24。
- g. クリストバル・デルガド=カラスコ Cristobal Delgado Carrasco：バルセロナ在住。
・本論文対象者の娘エステルさんのパートナー。タクシー運転手。2018.3.20、自宅にて。
- h. エミリア・ポルタ=フンコサ Emilia Porta Juncosa：バルセロナ在住。
・バルセロナでのスペイン内戦経験者。2018.3.10、自宅にて。
- i. リディア・レドンド=ポルタ Lidia Redondo Porta：バルセロナ在住。
・エミリアさんの娘。2018.3.11、自宅にて。
- j. ポンシアノ・ディアス=ペレス Ponciano Díaz Pérez：バルセロナ在住。
・ガリシア生まれ。内戦後の国内移民。2018.3.12、自宅にて。
- k. ソル・バシリサ・オラバリエタ Sor Basilisa Olabarrieta：バルセロナ在住。
・カトリック施設CMCB(Fundació Casa de Misericordia de Barcelona)修道女。2018.3.16、施設にて。
- h. 上記施設CMCBの秘書および、歴史アーカイブ担当者（Núrdia Gaecda MuñozとGemma Berenguer Gaecda）：バルセロナ在住。
・2018.3.16、同施設にて。

<写真資料：撮影は荒沢>

(略)

2) Ana María Aguilera Llonchさん個人アーカイブ所蔵資料：文書資料の撮影は荒沢（2010.3.23）

<個人アーカイブ資料>

- ①各種証明書：アナ=マリア・アギレリャ=リヨックさんと家族
- 洗礼証明：セント・ロサリオ教区；セブ市ジョーンズ街56；1968年2月20日付
・1938年9月11日、セブ市セント・ロサリオ教区教会にて
- 国籍証明：（マニラ・スペイン総領事館；1945年4月13日付）

・職業：学生、住居：サン・フランシスコ・デル・モンテ修道院

○外国人登録証明書：フィリピン共和国労働省移民局、マニラ；1945年9月4日付

○結婚証明：教会婚1968年4月23日付

○出生証明書：スペイン領事館市民登録係；1957年5月29日付

・1938年8月23日、セブ市の母の家にて

○死亡証明書：マニラ1946年3月18日付

・死亡地：マニラ、スペイン領事館コロラド街とエラン通り（現Pedro Gil）の角

・住所；マニラ、コミーリャス170M

・死亡地居住年数：9年

・フィリピン居住年数：17年

・届出人：S・アギレリャ（ヴェガラ1223）、※Sはサルバドール Salvador

・聖アウグスティン教会（1946年2月12日埋葬（平和葬儀社：マニラ）

・医学死亡証明書：死亡原因；日本兵による銃剣貫通による傷（サンティアゴ・スペイン病院）

②手づくり文書資料

○家族親類の一覧図：アナ=マリア・アギレリャ=リョンクさん作成

○写真解説リスト：アナ=マリア・アギレリャ=リョンクさん作成

③写真資料

○土産の衣装をつける父、○フィリピン時代①、○フィリピン時代②（内戦疎開の祖母や叔母と）、

○父が持参したフィリピンの写真、○七歳（パスポートより）、○九歳、○十八歳、

○1968年結婚証明書付（二十四歳：新夫フェルナンドさん（四十歳）と）、

3) フィリピン総合タバコ会社社史より（参考文献に記載）

4) スペインの資料館資料：

<ANC (Arxiu Nacional de Catalunya カタルーニャナショナル文書館)：138 (archivo de tabacos タバコ会社アーカイブ) 所蔵> (なお、資料は全て西語、アーカイブ名はカタルーニャ語)

①Declaracions jurades del personal sobre les seves activitats i ingressos durant l'ocupació japonesa 「日本占領期における行いと収入に関する従業員の宣誓申告書」：ANC138-441-400-03.01.05-

※資料概要：

ANCには在比スペイン企業「フィリピン総合タバコ会社（現オランダ企業）」資料がある。バルセロナに本社を置く同社はスペイン・フランコ政権と関わり深く、西比政財界に力を振るった。戦後すぐ補償獲得に向けて積極的に動いた同社は、対日協力の疑いをぬぐい去るためにも被害を強く訴え、従業員に戦時中の行いや被害を申告させた。この申告書は、日本の外務省外交資料館所蔵外交記録公開文書B3.1.2.9.4「比島事件の日西合同委員会の審議状況報告書(人的被害)」のなかに言及のある「「タバカレラ」会社が提出した被害従業員リスト並びに被害状況報告書」に関連するとみられる。次の③にこれら申告書は1946年4月作成と記載。対象者アナさんの伯父の申告書がある。

○サルバドール・アギレリャ=ペリス Salvador Aguilera Peris氏の申告書（概要）：氏が解放されたのは1945年2月3日。扶養家族はバルセロナ在住の2人の息子と母（前妻の息子たちで対象者の従兄弟と、祖母）と、マニラ在住の6人の息子。「家具、衣服、宝飾品、レコード、家、書籍、食器やガラス製品類」を「戦争による損失」に計上しているが、「レコード」との記載が、帰国後クラシック音楽好きの伯父がコンサートに連れて行ってくれたことが、クラシック音楽好きになった理由だと対象者が語っていることと符合する。

②Esdeveniments extraordinaris. El personal i l'ocupació japonesa de les Filipines(1941-1945). 「非常事態。フィリピンにおける従業員と日本占領（1941年-1945年）」：ANC-138-441-4075-03.02.02.

※資料概要：

同社の未払い給与精算規定と個別従業員への対応。被災従業員の未払い給与精算問題に関し、自ら被災した現地幹部がバルセロナ本社に送った文書。被災大企業の事後処理のひと幕が覗え、対象者の伯父の項がある。

○Liquidación haberes retenidos ocupación japonesa 「日本占領期給与未払い者の精算」（バルセロナ José Rosales氏宛 マニラ発）ビジネス文書No.69：1947年8月16日（頁12-40）
（頁12：No.69-頁1）

「1）1944-45年の給与未払い従業員は1944年1月1日からの手当支払いによって相殺する。

2）1942-43年の給与未払い従業員にバラントイン基準を適用すると、結果として全体では概算で

624,596ペソになる。低給与者に配慮することをベースにして額面の約65%を支払う。

3) 申告にもとづく額の35%は未支給のままとして、各自の行いと働きにより特別手当に値する従業員に、経営総務の裁量でボーナスを支給する。ただし1942-43年の給与未払い従業員にバラントイン基準を適用した際の総額を越えないことを前提とする。」

(頁15 : No.69-頁4) 1947年8月16日 (従業員のみひとりであった対象者の伯父への支給に関する部分)

「サルバドル・アギレリャ=ペリス

実際には、解放後スペインへ帰国していることから、会社規定では2,389ペソの支給となる。しかし、常日頃から大変優れた労働を提供した優秀な従業員であり、それに加えて、妻が病床にあった後に亡くなっていることや子だくさんである家庭事情から戦中戦後を通じ出費が高んだことを考慮して、1,751ペソの特別支給を認定し、1942-43年の給与未払いに対して総額4,140ペソを支払う。」

SALVADOR AGUILELLA PERIS

En realidad, por haber marchado a España después de la liberación y según las citadas reglas generales, solo le correspondería percibir ₪. 2.389; pero como se trata de un empleado muy bueno que siempre nos ha prestado excelentes servicios y que, además, ha tenido muchos gastos durante la guerra y después de la liberación debido a la enfermedad de su difunta esposa y a su numerosa familia, le abonamos ₪. 1.751 como concesión extraordinaria, con lo que percibirá los ₪. 4.140 a que ascienden sus haberes retenidos durante 1942 y 43.

○Liquidación de los haberes retenidos durante la ocupación japonesa. (La Compañía General de Tabacos de Filipinas. Administración General) 「日本占領期給与未払い者の精算 (フィリピン総合タバコ会社 経営総務)」 No.69付 : 1947年8月16日 (ビジネス文書No.69付属と上部手書き、頁1 ; 全22頁)
 ※二行目が対象者の父 (1945.2.12没)、三行目が伯父。生死に関わらず会社は未払給与に手当 (伯父には上記の通りバラントイン基準で3,278のところ会社規定では2,389、これにボーナス1,751がつき計4,140。父にはバラントイン基準で3,103のところ会社規定では2,310、ボーナス3,249がつき計5,550とある。)

Con carta del Sr. Peris No. 69
a Don José Rosales del 16-8-47

COMPañIA GENERAL DE TABACOS DE FILIPINAS
Administración General

LIQUIDACION DE LOS HABERES RETENIDOS DURANTE LA OCUPACION JAPONESA

Nombres y destinos	Haber Retenidos 1942-45	VALORACION		Complemen- to	Total a abonar	Totalidad hab. reteni- dos 1942-45	Saldos en 50-5-47		NUEVOS SALDOS	
		Escala Ballentyne	S/escala Compañía				Deudor	Acreedor	Deudor	Acreedor
Abola Velazquez, Antonio Fallecido	600	517	515	85	600	600	-	-	-	600
Aguilella Peris, Placido Fallecido	3.600	3.103	2.301	3.249	5.550	5.550	2.977.58	-	-	2.572.42
Aguilella Peris, Salvador En España	4.140	3.278	2.389	1.751	4.140	7.580	451.21	-	-	3.708.79
Aguirre Ugarte, Miguel Fallecido	3.600	3.103	2.301	3.399	5.700	5.700	-	-	-	5.700.-
Alonso Menendez, Jesus Enc. B/Luisita y Motricio, Luisita.	4.704	4.089	2.795	2.205	5.000	6.654	2.887.94	-	-	2.112.06
Araudo Altonaga, Nicamor B. Fallecido	600	434	434	2.566	3.000	1.250	6.375.25	-	3.375.25	-
Arias Lon, Eloy Fallecido	4.800	4.137	2.818	4.782	7.600	7.600	8.558.67	-	958.67	-

○Subsidios abonados al personal europeo durante 1944-1945 「1944年-1945年欧系従業員支給手当」
 (マニラ発) 一覧表 : 1947年12月4日 (頁1 ; 全7頁)
 ※二行目が対象者の父 (1945.2.12没)、三行目が伯父。両者とも「在比家族」欄に「妻と子どもたち」と記載。父の居住地欄注(1)は欄外に「1944年7月タクロバンよりマニラに転居」と記載。

書も多い。スペイン・フランコ政権の政治過程にマニラ戦と「マニラの虐殺」を位置づけるロダオは、独伊の援助で内戦勝利後数ヶ月のちに勃発した第二次世界大戦で、枢軸寄りの中立の立場を取ったものの経済的苦境にあえぐスペイン・フランコ政権には、枢軸の劣勢のなか、日本による被害は米国らの援助を得る政策転換の好機と捉えられたとする(2002-2012)。日本による中立国被害と補償に関する先行研究はないが、以下の文書はいずれも、背景にある政治的文脈を充分考慮する必要がある。

—AGA：事件の報告関連文書資料（全て西語資料）—

①54-15903-01 (1945. Ruptura Relaciones con el Japón y Potencia Protectora)

○在マニラ「スペイン総領事館襲撃事件」に関する電信

No.31 (1945.3.26 発：東京スペイン公使 マドリード、外務大臣宛) p.2

「情報部長は、マドリードで報道されたマニラにおけるスペイン人及びスペイン諸団体に対する日本の残虐行為 (atrocidades japonesas) に関し、公式に次のように述べました。それらの報道は、日本の政策や、状況について政府がもつ情報との間に矛盾があるが、指摘されているような非難に何らかの真実がありうるのか、フィリピンにおける日本軍の残虐行為についての情報が求められた。そして、次のように付言しました。調査の結果では、それらは全く根拠がなく、侵略アメリカ軍によってねつ造されたプロパガンダにすぎない。本信は次に続く。」

No.32 (1945.3.26 発：東京スペイン公使 マドリード、外務大臣宛) p.1

「前の電信より続く。マニラとの通信は全く断絶し、打電の通り私には意見を表明するための資料はありませんが、マニラにおける日本軍占領の過酷さから私が持つにいたった意見は、前述の主張に賛意を表すとは言えるものではありません。本件に関して、僭越ながら、私からの連絡や電信、とくに 1944 年第 62 信、63 信、64 信、65 信を閣下に思い出していただきたく存じます。」

No.12 (1945.3.23 発：マドリード、外務大臣 3.28 着：東京スペイン公使) p.3

「在比スペイン居留地において日本軍隊により引き起こされた言語道断の治安蹂躪の全てに対して、断固たる抗議を表明するよう、強く要請する。日本軍による都市の組織的破壊が全面的に遂行される数日前、全ての修道会に対する行為とまさに同じころ、民間人と領事館に対して日本軍による残虐行為が始まっていた。領事館には数グループのスペイン人たちが避難していたが、そこへ日本軍が侵入し、全ての避難民を殺害した。スペイン人ヘナロ・アルバダレホ (Genaro Albadalejo) だけが致命傷を負いながら領事館を脱出したものの、事件を報告したのち死亡。避難民の家族である五歳の少女…。次に続く。」

No.13 (1945.3.23 発：マドリード、外務大臣 3.28 着：東京スペイン公使) p.4

「先の電信より続く。
アギレリャ (Aguilella) は銃剣による刺傷を負いながらも救助されている。領事館に居た人びとは、女性や子ども、領事館守衛も含め全て殺害された。アルバダレホの証言によると、その数は五十人に上るとのこと。そののち日本兵らは故意に領事館に火をつけた。これらは全て 2 月 12 日に発生。日本兵らによる火災で火傷を負いながらひとりの女性が近隣の家に逃れ、先の人物と同じく情報をもたらしたが死亡。次に続く。」

No.14 (1945.3.23 発：マドリード、外務大臣 3.28 着：東京スペイン公使) p.5

「先の電信より続く。
目撃者らの証言は、事件当時領事館に居なかったカスターニョ領事にもたらされ、現地検分が可能となったが、それはようやく二日ののちのことで、僧侶一名と数名のスペイン人の立ち会いのもとで実施された。検分では、浅く埋められたいくつかの遺体のほか、完全に焼け焦げた他の遺体が、領事館内や中庭で発見された。----- (以下略)。」

②54-05131-001 (1948, Telegramas del Ministerio del Asuntos Extranjeros 1948-51) :

○在マニラ「スペイン総領事館襲撃事件」に関する電信

No.1 (1948.1.8 発：マドリード、外務大臣、東京スペイン公使宛)

「Su 1. 1945 年 2 月 11 日複数の日本兵によって、領事館侵犯の後、扉のところでマニラ・スペイン総領事館使用人リカルド・ガルシア・ブッケロ (Ricardo García Buchquero) が殺された。A--- 領事館は襲われ、そこに避難していた 23 人のスペイン人、27 人のフィリピン人と中国人が殺害された。」

—AGA：国交回復関連文書資料—

③54-05171-0007, 0008 (1952. Tratados entre España y el Japón 「1952 年、スペインと日本の諸条約」)

○1952. Tratado entre España y el Japón (資料は和文、右上隅に「外務省」朱の公印の押印あり)

日本国外務省は、在本邦スペイン大使館に敬意を表するとともに、千九百年三月二十八日に東京で署名された特別通商条約、千九百零一年五月十五日にマドリッドで署名された修好交通条約、千九百零一年八月二十九日にサン・セバスティアンで署名された日西修好交通条約の実施及び有効期間に関する議定書及び千九百十三年五月十二日にマドリッドで署名された日西修好交通条約第九条及び第十二条の適用に関する宣誓書につき、在本邦スペイン大使館の注意を喚起する光榮を有する。

日本国政府は、日本国とスペインとの間に戦争状態が存在しなかつたこと及び前期の両条約がいずれの締約国によつても廢棄されてない事實にかんがみ、両条約は、前期の議定書及び宣言書とともに、なお効力を有するものと了解する。日本国外務大臣と在日スペイン外交代表との間の千九百五十二年二月十二日付の書簡交換により、日本国とスペインとの間の正常な外交関係が千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日に再開された。従つて、前記の両条約、議定書及び宣言書は、前記の日本国とスペインとの間の正常な外交関係再開の日からその適用を再開されたものと解釈される。

日本国外務省は、日本国とスペインとの貿易、海運その他の通商の関係が両国間の正常な外交の關係再開後いかなる基礎の上に置かるべきかを出来る限りすみやかに明らかにすることが望ましいと考え、在本邦スペイン大使館に対し、前記の日本国政府の了解に関するスペイン政府の意向を出来る限りすみやかに通報されることを要請する光榮を有する。

昭和二十七年八月四日

4)日本の資料館資料 その1.

<外務省外交資料館資料：Web Download資料、[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38\(2\)-189、190](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S38(2)-189、190) (2011.12.6閲覧) > (全て和文資料)

○スペイン政府の決定(書簡) [A-S38(2)-189] : 1952年2月12日

「スペイン政府は、在本邦スペイン外交代表から日本国外務大臣にあてた1952年2月12日付けの来簡をもって、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の最初の効力発行の日に日本国とスペインとの間における正常な外交関係を回復することに決定した旨通報してきた。これに対し、日本国政府は、日本国外務大臣から在本邦スペイン外交代表にあてた往簡をもって、前記の外交関係の回復に完全に同意する旨回答した。」

○スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とスペイン政府との間の取極(交換公文) [A-S38(2)-190] : 1957年1月8日

スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とスペイン政府との間の取極(交換公文)

昭和三年一月八日マドリッドで
昭和三年一月八日効力発生

日本国特命全権大使からスペイン
外務大臣にあてた書簡

(仮訳)

書簡をもって啓上いたします。

本使は、スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する最近の閣下との会談に言及し、日本国政府が、両政府が次の取極を合意することを提案する旨を閣下に通報する光榮を有します。

1 日本国政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がスペイン政府及びスペイン国民に与えた損害及び苦痛であつて日本国政府が國際法の規則に基いて責任を有するものの賠償請求を満足させるため、五百五十万合衆国ドルに等しい金額をスペイン政府に支払う。

2 前項に掲げる支払は、日本国政府の選択により合衆国ドル又はスターリング・ポンドで、千九百五十七年三月末までに行うものとする。

3 1に定める金額の支払により、日本国政府は、同項にいう損害及び苦痛のすべての賠償請求に関するすべての責任を完全にかつ最終的に免かれる。

本使は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十七年一月八日

日本国大使 与謝野 秀

スペイン外務大臣

アルベルト・マルティン・アルタタッホ閣下

○スペイン外務大臣から日本国特命全権大使にあてた書簡（来簡）（[A-S38(2)-190]同上）：1957年1月8日

スペイン外務大臣から日本国特命全権大使にあてた書簡

（仮訳）

書簡をもって啓上いたします。
本大臣は、千九百五十七年一月八日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、スペインのある種の請求権に関する問題の解決に関する最近の閣下との会談に言及し、日本国政府が、両政府が次の取極を合意することを提案する旨を閣下に通報する光栄を有します。

1 日本国政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がスペイン政府及びスペイン国民に与えた損害及び苦痛であつて日本国政府が国際法の規則に基いて責任を有するものの賠償請求を満足させるため、五百五十万合衆国ドルに等しい金額をスペイン政府に支払う。
2 前項に掲げる支払は、日本国政府の選択により合衆国ドル又はスターリング・ポンドで、千九百五十七年三月末までに行うものとする。

3 1に定める金額の支払により、日本国政府は、同項にいう損害及び苦痛のすべての賠償請求に関するすべての責任を完全にかつ最終的に免かれる。

本使は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

本大臣は、さらに、スペイン政府が閣下の書簡に掲げられた日本国政府の提案を受諾することを閣下へ通報し、かつ、閣下の書簡及びこの返簡を、本日効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十七年一月八日

アルベルト・マルティン・アルタッホ

スペイン駐在日本国特命全権大使

与謝野 秀閣下

○「賠償並びに戦後処理の一環としてなされた経済協力及び支払い等」

スペイン（請求権解決に関する取極：1957年1月発効） 550万ドル（19億8,000万円）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/shiryo/pdfs/shiryo_07.pdf（2011.12.6 閲覧）

<私的請求権問題等の解決のための支払い（計2,383万7,261ドル：85億8,141万4,246円）>

(1) 連合国に対する支払い=小計1,027万7,777ドル（37億円）

-オランダとの私的請求権解決に関する議定書（1956年3月13日/1956年6月1日）

損害賠償請求権 1000万ドル（36億円）

-オランダ、オプテンノール号問題解決に関する取極：1978年10月30日/1979年3月1日） 27万7,777ドル（1億円）

(2) 旧枢軸国に対する支払い小計120万ドル（4億3,200万円）

-イタリアとの請求権解決に関する取極（1972年7月18日/即日発効）

無償供与 120万ドル（4億3,200万円）

(3) その他各国に対する支払い=小計1,235万9,484ドル（44億4,941万4,246円）

①スイスとの請求権解決に関する取極（1955年1月21日署名/1955年3月26日発効）

無償供与 1225万フラン（102,924,500円：285万9,014ドル）

在スイス日本資産 242万6693フラン（1949年2億389万746円：56万6,363ドル）

②スペインとの請求権解決に関する取極（1957年1月8日/即日発効）

無償供与 550万ドル（19億8,000万円）

③スウェーデンとの請求権解決に関する取極（1957年9月20日/1958年5月2日）

無償供与 725万クラウン（5億452万7,500円：140万1,465ドル）

④デンマーク、グレート・ノザン・テレグラフ株式会社の請求権解決取極（1955年9月20日/即日発効）

30万ポンド（3億273万9,000円：84万942ドル）

デンマークとの請求権解決に関する取極（1959年5月25日/即日発効）

無償供与 117万5000ドル（4億2,300万円）

⑤オーストリアとの請求権解決に関する取極（1966年11月29日/即日発効）

無償供与 16,700ドル（601万2,000円）

尚、換算レートは1ドル=360円、1955年の1ポンド=1,009.13円、1960年の1ポンド=1,008円、1955年の1スイス・フラン=84.02円、1959年の1スウェーデン・クラウン=69.59円。ポンド、スイス・フラン、スウェーデン・クラウンの各レートは、大蔵大臣裁定相場による。

4)日本の資料館資料 その2.

<外務省外交資料館所蔵一外交記録公開文書：第18回公開以後はCD-R、それ以前はマイクロフィルムMF>

I. 本論文テーマに関する各外交記録公開文書の概要

①A'044(第20回公開CD-R)：A7.2.0.1「第二次世界大戦関係雑件、(22)対日断交関係」

資料の概要：

西政府の断交発表の新聞報道を在マドリードの須磨公使が本省に緊急打電（昭和20年4月12日）した資料がある。

②A'0127(第9回公開MF) : A1.3.0.1 「日本・スペイン間外交関係雑件外交再開関係」

資料の概要 :

資料は、外交関係再開、スペイン政府要人との会談、スペイン情勢報告などを含む。このうち外交関係再開の資料からは、1951年10月22日スペイン側「カスティージョ公使」が日本に国交再開の件を持ちかけ(「国交回復に関する在京西班牙外交使節団長申し入れに関する件」)、マニラ戦での西領事館での殺害問題を重要な条件としていことがわかる(なお、④MF-B'0088は本MF所収の交渉の続きとなる)。中立国との国交再開の最初の例として他への影響を懸念。「…戦争中同様の被害を受けたのはスペイン国民に止まらずおそらくはほとんどの中立国民におよびものと想像される。従つて中立国との最初のケースであるこの交換公文に遺憾の意を表することとなると全部の中立国との国交再開に当り日本政府は一々遺憾の意を表さなければならないこととなり、これは日本側にとつて極めて辛いことであるので…(略)…説明したが「力」公使は頑としてその態度を改めなかつた。…(1951年11月28日付資料)」などである。

③B'0087(第14回公開MF) : B3.1.2.9 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件」

資料の概要 :

旧枢軸国・中立国のクレームの処理方針と国別の処理状況をまとめた基本的な資料として重要である。スペイン関係では「国交回復後文書において本件を遺憾とし、国交回復後本件クレームに関して交渉に応ずる旨を約した」という経過が既にあり、1953年10月22日からマドリッドで「日西混合委員会」が開かれて翌1954年4月13日までに85回の会合で「事実調査」をただけでなく、さらに日本側でも独自調査を行い「奇跡的に生きのこつた軍関係者その他の資料につき詳細調査の結果、前期スペイン人の人的損害は大部分事実であつたと認定せらるるに至つた」。この解決なしに日西友好通商条約を結べない状況が日本側にあつた。「日西国交上」「国際信用上」「人道上」の理由から「放置を許さざるに至っている」と認識している。

④B'0088(第14回公開MF) :

B3.1.2.9.4 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件 スペインのある種請求解決取極関係」

資料の概要 :

上記②A'0127の続きで、マニラ戦でのスペイン人被害をめぐる詳しい交渉経過の資料がある。1952年1月4日カスターニョ在京コミッション首席の来訪に始まる経過を詳細に示す資料がある。1954年4月21日の日西委員会の審議状況報告書(人的被害)は特に重要で、事件ごとに個人名を挙げ日本側の責任を100%と50%の二段階に分け認定した)の筆頭に「在マニラ西総領事館の襲撃」の記載があり、対象者とその一家の氏名が記されている。

II. 外交記録公開文書所収資料 (以下、CD-R 及びMF から荒沢が作成。和文横書きは縦書きから変換。不明箇所あり)

①A'044(第20回公開CD-R)所収資料 : A7.2.0.1 「第二次世界大戦関係雑件、(22) 対日断交関係」より

○1945年4月12日、緊急打電、東郷外相宛、須磨公使発、「スペイン政府の対日断交発表に関する件」

<p>独、葡、瑞西、瑞典に転電せり</p>	<p>請求権を依然留保するものなり」</p> <p>蒙れる生命財産の損傷に対し さき日本に提示せる損害賠償</p> <p>外交関係を断絶するに決せり もつともスペイン政府はその国民が</p> <p>の正常なる友好関係維持と両立せざるものなりと思ふこと」に對日</p> <p>よつてスペイン政府はかゝる類例なき重大なる事実は日西両國間</p>	<p>せられたり</p> <p>多数のスペイン人を殺戮しその財産を破壊せる事実確認</p> <p>同館にありしもの全員を殺戮せる後同館に放火せる事実並びにその他</p> <p>は日本軍は二月十二日在マニラ・スペイン領事館を襲撃 館員及び</p> <p>「スペイン側ソースの情報にして且つ公式に立証せられるものによれ</p> <p>断絶を決定せりとて左の如き政府の非公式発表を掲載しおれり</p> <p>本十二日各紙は昨十一日「フランコ」主権の閣議は対日外交関係</p>	<p>(スペイン政府の対日断交発表に関する件)</p> <p>第五七号(緊急)</p> <p>東郷外務大臣</p> <p>須磨公使</p>	<p>昭和二〇 六一〇九 平 馬德里 四月十二日一、〇〇發</p> <p>本省 二十二日〇六、〇〇着</p>
-----------------------	--	--	---	--

1. 1951年10月22日、西外交代表カスティージョ公使とマルティン・アロンゾ一等書記官、井口次官訪問 [003-007]

国交回復に関する在京スペイン外交使節団長申入に関する件

昭和二六・一〇・二二 (押印)

一、十月二十一日午前十時、スペイン外交代表カスティージョ公使、マルティン・アロンゾ一等書記官同道、井口次官を来訪、スペイン国政府は日本との間に国交を再開すべき時期が到来したものと認めるに至ったので、本日はその問題についてお話するために来訪した旨を前置きして、スペインとしては国交再開に際して二つの事項を損害の補償の問題である。第二の問題は国民を納得させるためにどうしても必要と考える旨を述べた。右に対し次官から、貴公使の申入は日本政府においても非常に歓迎するところである。国交再開の方法としては貴使と外務大臣との間に公文を交換することが適当と考える、と述べたところ、公使は、自分の方もそのように考えている旨を述べた。

二、続いて公使は、日本政府が同意されるにおいてはスペイン国は日本に大使を派遣する用意がある旨を述べ、次官は、その点については吉田総理にも報告しなければならないが、自分個人としては大使交換に同意したい気持ちである旨を述べた。なお次官から、国交再開前に現在の SCAP に対する外交使節のまゝの状態で貴公使を大使に昇格する意向はあるのか、と問うたところ、公使は、日本政府がそれを希望されるならば本国政府にその旨を伝えてもよいが、今のところ本国政府としてはそのつもりはないものと考える旨を答えた。

三、同席のマルティン・アロンゾ一等書記官から、マドリッド在在外事務所はいつ設置されるのか、との問に対し、次官から、その問題については目下補正予算が議会に提出中であり、又貴方から在在外事務所長に対するアグレマンを戴かなければならない、と答えた。(なお次官から、事務所長には矢口事務官を予定している旨言及した。)

四、本件今後の事務的折衝は前記マー等書記官と島参事官との間で続けることに打ち合わせした後、公使は辞去した。

2. 1951年10月31日、マルティン・アロンゾ一等書記官、島参事官訪問 [008-0012]

スペイン国との国交再開に関する件 昭和二六・一〇・三一

一、三十一日午前十一時、マルティン・アロンゾ一等書記官、島を来訪したので、その後スペイン側で準備するものがあるか、と問うたところ、交換公文の一粗案であるかと断って、別紙を示した。よって島から、案文についてはわが方でも研究を進めるが、スペイン国との間には戦争状態はなかったわけであるから、単に外交関係再開を謳うこととし、スペイン案の、フィリピンにおけるスペイン人の損害に関する点については如何なる表現を用うべきか、なお研究した上で数日中にわが方の対案を持参すべき旨を約した。わが方としては具体的に問題に言及することなく、単に戦争の結果生じる問題の解決のための協定を結ぶ意向がある程度の、一般的記述に止めることを考えていた旨述べたところ、「マ」書記官は、自分の方は別に物質的補償を差当たり要求する考えはなく、国民感情を納得させるために精神的補償の意味で遺憾の意を表して頂ければ結構と考えている旨を答えた。

二、先方から、大使交換について質問があったので、本日朝次官に伺ったところにより、島から、わが方としては大使交換の用意ある旨、非公式にお伝えすることができるとなった旨伝えた。

三、次いで島から、在京事務所の場合につき、数日中に所長たるべき矢口氏の略歴及び所員名簿が出来上がる予定であるから、持参するつもりである旨、及びその際

現在他の各国と話合中の在在外事務所権限拡張に関する申入をなすべきことを予告し、右に関する在京各国使節団宛申入の例文を開示した。「マ」書記官は、右申入接到次第、本国政府に取次ぐが、おそらく異存はなかるうと思う旨述べた。但し外交郵囊については外の国でも許しているか否かを問うたので、本郷事務所からすでに同意を取付けた国もある旨を答えた。

四、なお同書記官は、毎週金曜日に東京発マドリッド行の航空便があるから、できれば来週の際に間に合うよう頂きたい旨述べたのでこれを了承した。

3. 英文書①[0013-0014] :1956年10月31日、スペイン側の提示案(1)「考慮すべき原則(Narmas para tener presentes)」
(※以下原文への下線・太字の加工は荒沢による)

Normas para tener presentes

- a. Your Excellency,
Following the preliminary conversations that I have had the honour to maintain with Your Excellency concerning the future re-establishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan
- b. Confirming the preliminary conversations that we have had with respect to the re-establishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan or between our two countries
- c. With respect to the preliminary conversations that we have had concerning the future re-establishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan
-
- a. and with the purpose to show the sincerity of my Government and in its name I have also the honour to express to Your Excellency with the request to convey them to the Spanish Government **our deep regret for the unhappy events**, which took place with **the Spanish citizens in Manila and other cities of the Philippine Islands** at the time of **the Japanese Military Occupation**.
- b. "**regret** in the name of the Japanese Government **for the unhappy events with the Spanish Citizens**, etc."
- c. It is also the sincere purpose of the Japanese Government that previously to the re-establishment of normal diplomatic relations, **to arrive to an understanding** with the Spanish Government about the qualifications and estimations of **the damages and losses suffered by the Spanish citizens** and which can be a matter of study and consideration between our Representatives.

4. 1951年11月16日起案・11月27日決裁「高裁案」[0015-0017]

高裁案
昭和二十六年十一月一六日起案
昭和二十六年十一月二七日決裁

外交関係再開に関するスペイン政府及び日本政府間の往復書簡に関する件

先般、在本邦スペイン外交使節団から、スペイン政府は、対日平和条約の効力発生と同時に、日本政府との外交関係を再開し、且つ、その後なるべくすみやかに大使を交換すること及びこれに先立ちこの趣旨の書簡往復を両政府間に行うことを希望することを申し入れてきた。さらにスペイン側は、右の往復書簡の中で、日本政府が、別紙英文案に記載した趣旨によつて、日本軍のフィリピン占領時代における同地在住のスペイン人に対する事の取扱につき遺憾の意を表明されたいことを要請し、この意思表示は、純粹に道義的のもので充分であると伝えた。

(この後に手書きメモ..もつとも個々の被害の補償については、国交再開後日本と交渉する意図はもっている由)

よつて、今後外交局とも打ち合わせの上、右の希望に沿つて交渉を進めることといたしたい。

右高裁を仰ぐ。

5. 1951年11月28日、島参事官、在京スペイン国外交使節団長カスティージョ公使訪問 [0018-0022]

スペイン国との国交再開に関する件 昭和二六・一一・二一八
 一、二十八日午後三時。同日朝外交局に内示してその同意を得た別紙交換公文について話し合いを開始するため、島、在京スペイン国外交使節団長カスティージョ公使を往訪して右案文を示したところ、同公使は一読の上、この案では自分としては本国政府に取次ぐわけには行かない。本国政府の訓令して来た事項は、(イ)大使の交換、(ロ)日本政府による遺憾の意の表示、及び(ハ)国交再開前にマニラにおける事件解決のため日西双方が問題を検討して解決の方式及び基礎について同意に達すること、の三点である、と述べたので、島から、第三の点については到底日本政府として国交回復前にそこまで漕ぎ付けることは物理的に不可能である所以を説明したところ、「カ」公使は、日本政府の立場はよく分かったから、この点については自分からできるだけ本国政府を説得するように努めることにしよう、しかしながら第二点に関しては自分の方は絶対に譲ることはできない、貴案の「同情の意」では本国政府及び在比スペイン人にとつては一顧の価値なしと言う外なく、日本政府は事件について何等遺憾の意を持っていないという感じを受けるであろう、と述べた。

二、よつて島から、戦争中同様の被害を受けたのはスペイン国人に止まらず、おそらくほとんど全部の中立国民に及ぶものと想像される。従つて中立国との最初のケースであるとの交換公文に遺憾の意を表することとなると、全部の中立国との国交再開に当り日本政府は一々遺憾の意を表さなければならぬこととなり、これは日本側にとつて極めて辛いことであるので、できるならば原案をマドリッドへ伝達して戴きたい、とわが方の立場を説明したが、「カ」公使は頑としてその態度を改めなかった。

三、島から、この案は外務省関係官の間で十分考慮した結果であり井口次官の同意を得たものであるので、これを変更することは極めて困難と考えられるので、貴公使が字句の変更を絶対に譲歩できないと言われる場合には、本件全体の結果がどうなるか予測できないが、とにかくお話の次第は上司に報告することにしよう、と述べた。

四、更に、スペイン側が申出を行い、わが方がこれから受ける点についても多少難色を示したが、この点はもし他国と日本との国交再開の交換公文の先例があるならば強いて異存はない模様であった。

(注)

※文書中の(注)につき上欄外に次の解説あり：「特に用語が"heartily welcome the interest than of ..."になっており感謝の意が表されていない点」

6. 英文書②：1956年11月28日、日本側の提示案(1) [0023-0026]

(0023-0024)：「I have further ~ last war.」のパスページ全体が存在しない他は、最終合意案 0076 と同じ。

Resumption of Normal Relationship
 between Japan and Spain
 (Draft)

(A) Letter from the Spanish Diplomatic Representative in Japan to the Minister for Foreign Affairs of Japan.

Monsieur le Ministre:

Confirming the preliminary conversations that we have had concerning the future reestablishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan, I have the honour, on behalf of my Government, to inform Your Excellency that, in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter.

I trust that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will

co-operate

His Excellency
 Monsieur Shigeru Yoshida,
 Minister for Foreign Affairs
 of Japan

co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance of my highest consideration.

(Signed)

Spanish Diplomatic Representative
 in Japan.

(0025-0026) : 下線部の太字が最終合意案 0077 とは異なる。

(B)Letter from the Minister for Foreign Affairs of Japan to
the Spanish Diplomatic Representative in Japan.

Monsieur le Ministre,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's note of today's date informing me, on behalf of Your Excellency's Government, that in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter.

On behalf of my Government, I have the honour to state in reply that the Japanese Government **heartily welcome the intention of** the Spanish Government and are in full agreement with their decisions as mentioned above. It is my pleasure to share Your Excellency's view that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly and

that

His Excellency

Monsieur Francisco J. del Castillo,
Spanish Diplomatic Representative
in Japan.

that the two nations henceforth will cooperate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I have further the honour to express to Your Excellency, in the name of the Japanese Government, **our heartfelt sympathy for the hardship** which the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands suffered at the time of the Japanese military occupation during the last war.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance to my high consideration.

(Signed)

Minister for Foreign Affairs
of Japan.

7. 1951年(日付不明: 1951年11月28日の話し合いを受けて) [0027-34]

スペイン国との国交再開に関する件

一、十一月二十八日在京スペイン国カステイロ代表との話し合概要別紙の通り。

二、同国との国交再開は素々先方から申出て来たのであり、我方としては万難を排して迄即刻合意に到達しなければならぬ必要乃至理由はないものと考えられる。然しながら問題の点については意見が一致しなかつたという理由だけで一旦開始された会談を決裂させ、同国との国交だけが断絶したままの状態におかれるのも望ましいことではなく、カステイロ代表に悪感情を抱かせるのも得策でないので、我方としても他国との振合上支障のない範囲内なるべく先方の希望にも應ずるよう検討して見るのが至当であろう。

三、我方が *regrets* を避けたのは主として

(一) 平和條約においても戦争責任を認めるような字句は含まれておらず、連合国に対しても少なくとも表面上は頭を下げた形になつていないこと。

(二) スペインとの間に用いられた語は恐らく今後の類似公文にも用いることを相手方から要求してくることが想像され、中立国には我方から陳謝して国交を再開して貰つた形となる虞れがあること。

(三) *regrets* の表示は事件解決の際執る措置の一つであり、解決方法についての話し合が未だ將來の問題である今日においてこれを行うことは適當でないこと。

の理由によるものである。然しながら我方としても本件は過去のこととして一切頬かむりで通すと

(左は7. の続き)

いうつもりでもない譯であるから、先方が受諾するならば Sympathy の表明にかえて、伊太利の場合に做つて問題解決のため将来の話し合に應ずる意向が

(註)

ある旨を表現する字句を附け加えること、
しても支障なからうと考えられる。

(註) 例えは

--- to state that the Japanese Government is willing
to enter into discussion with the Spanish Government
for the settlement of the matter after the normal
relations have been restored between our two
countries.

四、右趣旨の字句を入れる場合の方法として次の各種
が考えられる。

(一) 先方公文中に挿入して我方が同意する方法
(伊太利の場合)

(二) 我方回答文にだけ入れる方法

(三) 我方から同情の意を表した後で加える方法
我方としては(一)が望ましいが、先方が日本側の誠
意の披瀝という意味で強く主張するときは(三)の
方法迄譲ることも考慮しておく方がよからう。

五、本件は差当り前記各項の趣旨で交渉を續
けることとし、現段階では regrets の表示は出来る丈
避けるという立場を堅持すること、致したい。

(上欄外に書き込み…「公文交換の時口頭にて遺憾の
意を表示する〇と差〇〇〇〇」)

8. 英文書③[0035-0036] : 1951年12月5日、日本側の提示案(2)
(0035) : 下線部が挿入され、最終合意案 0076 と同じ文面になる。

Resumption of Normal Relationship between
Japan and Spain
(Draft - 3 December 1951)

(A) Letter from the Spanish Diplomatic Representative in Japan to the Minister for Foreign Affairs of Japan.

Monsieur le Ministre:

Confirming the preliminary conversations that we have had concerning the future reestablishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan, I have the honour, on behalf of my Government, to inform Your Excellency that, in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain (ママ) have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter.

I have further the honour to inform Your Excellency that the Spanish Government have **the intention to enter into discussion** with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to **reaching an amicable settlement** of the cases which **involved** the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the times of the Japanese military occupation during the last war.

I trust that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly, and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance of my highest consideration.

(Signed)

Spanish Diplomatic Representative
in Japan

His Excellency Monsieur Shigeru Yoshida,
Minister for Foreign Affairs
of Japan.

(0036) : 下線部が 0025 の下線部と差し替えられ、最終合意案 0077 との違いは「I take~1945.」がないこと。

(B) Letter from the Minister for Foreign Affairs of Japan to the Spanish Diplomatic Representative in Japan

Monsieur le Ministre:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's note of today's date informing me, on behalf of Your Excellency's Government, that in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter,

and also that the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war.

On behalf of my Government, I have the honour to state in reply that the Japanese Government **thank the Spanish Government for their kind communication** and are in full agreement with its contents. It is my pleasure to share Your Excellency's view that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance to my high consideration.

(Signed)

Minister for Foreign Affairs
of Japan.

His Excellency

Monsieur Francisco J. del Castillo,
Spanish Diplomatic Representative
in Japan

9. 1951年12月5日、島参事官、在京スペイン国外代表カスティージョ公使訪問 [0037-0041]

スペイン国との国交再開に関する件 昭和二六・一二・五

一、四日午前十一時、島、在京スペイン国外代表カスティージョ公使を往訪して、昨日アロンソ書記官にわが方修正案の要点を抜き書きしたものをお渡ししておいたが、本日はその全文が出来上ったので持参した、と述べたところ、「カ」公使は、「ア」書記官から抜き書きは受取ったがまだ話を聞いていないから、修正案についての説明を伺いたい、と述べた。

二、よって島から、修正した部分の概要は、

(イ) 「同情の表示」に代えて、国交回復後問題解決のための討議に応ずる用意のある旨を表明する字句を以てしたこと。

(ロ) その場合日本側から一方的に意思表示しただけでは不完全なので、貴方からの来翰中にもその趣旨を返ったこと。

(ハ) その結果案の内容は先般の日伊交換公文に極めて類似したものになったこと。

であり、なお本案が、スペイン政府の同意を得らるゝ場合には、公文交換の際井口次官がわが方往翰を貴公使の許に持参して、その際口頭を以て遺憾の意を表明する用意があることを説明したところ、「カ」公使は、自分としてはこの案で結構と思うからこれをマドリッドへ取次ぐこととする。或は本国政府から日本政府が事件の円満な解決に到達することを希望する誠意を披瀝する趣旨の字句を加えることを命じて来るかも知れないが、できるだけこの案で本国政府の同意を得るよう努力するようにしよう、と述べた。

三、右会談の際「カ」公使は、本件に関する本国外務省からの訓令は、その時その時によってかなり相違があり、おそらく何人かの係官が十分連絡せずに起案していたものと思われるが、今回は外務大臣自らこの案文を十分に検討するであろうから、その点は大丈夫と思われる、旨を附言した。(同公使の口振から察すると、従来よりかなり態度を緩和した訓令が新たに到達したのではないかと想像された。)

10. 英文書④[0042-0044] : 1951年1月7日、在日スペイン使節団より提示の文書 (2)

(0042) : 在日スペイン使節団からの「覚え書き(Aide Memoire)」

日付について欄外に「昭和二七、一、七 ララコエチア書記官持参、次官に提出(島)」との記載がある。

内容 a) 西→日への公文 ((A) 文書) については日本側提示の最終案 (Draft 1951.12.3 : 0035) を受諾。

b) フィリピンでのスペイン人被害の特殊性に鑑み、日本側の口頭陳謝は外相自身によってほしい。

c) マニラ・スペイン総領事館襲撃については、スペイン側の覚え書では言及しないことを受け容れるが、日本政府からの返書には遺憾の意を表明することが必須である。

MISIÓN DIPLOMÁTICA
EN EL JAPÓN

AIDE MEMOIRE

a) Spain accepts and is ready to sign as her own the last text proposed by the Japanese themselves for the initial Note for the reestablishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan.

b) Concerning the verbal manifestations offered by the Japanese about the reparations for damages to Spanish subjects established in the Philippines, and having count of its special character, the Spanish Government

considers that they will be made by His Excellency the Foreign Minister himself.

c) Concerning the attack of the Spanish Consulate General in Manila and the singular character of this official offense, the Spanish Government accepts not to make any reference in its Note giving occasion to the Japanese Government to express spontaneously its sentiments of regret in the answering Note which is considered necessary.

(0043-0044) : 在日スペイン使節団からの「口上書(Note Verbale) No.1」、総領事館襲撃の情報。被害者の実名がある。

N.V./No.1

Note Verbale

Reference is made to **the assault and looting of the Spanish Consulate General in Manila** about which facts and subsequent circumstances the Japanese Ministry of Foreign Affairs has expressed to the Spanish Diplomatic Mission its desire to receive **the most accurate information as possible.**

The Spanish Diplomatic Mission has consequently requested immediately its Government to send a telegraphic report, which has been received yesterday and which says as follows: -

The assault, pilferage and destruction of the Spanish Consulate General by the Japanese troops took place on February 12th, 1945. The Japanese soldiers violated the entrance without considering nor respecting the Spanish National Flag nor the official Coat of Arms, which were both uprooted, tread and destroyed. Continuing its destruction throughout the building, the Japanese soldiers attacked and killed in their own office the Chancellor Ricardo Garcia Buch¹ and the official of the Chancellery Angel Origlangaj² was also brutalized and killed the housekeeper Josefa Benavent³ and completely annihilated three whole families who were living in the Consulate;

The Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo.

the family of Pedro Albaladejo⁴, his wife and three children;

the family of Clodoaldeo Berquedaga⁵, his wife and five children

and the family of José Aguilera⁶, his wife and two children.

The total member of the victims assassinated in the Consulate amounts to fifty. After the killing and looting, the Japanese troops put fire to the Consulate, which was completely destroyed including the total archives and Consular Protocol, with furniture and material, with a tremendous loss of property.

The Spanish Diplomatic Mission takes this occasion to renew to the Japanese Ministry of Foreign Affairs the assurance of its high consideration.

Tokyo, January 7, 1952.-

11. 1952年1月17日、儀典課長、カステイヨ公使と会談 [0045-0046]

日西国交再開に関する件
昭、二七、一、一七、儀典課長

昨十六日カステイヨ公使との会談要旨左のとおり。
一、国交再開に関する交換公文の内容については、日西双方に異存がない。
二、マニラ事件に関する日本側陳謝の方法に関し、スペイン政府としては吉田大臣の来訪を要求することは適当でないと了承するが、その代り、カステイヨ公使が吉田大臣を往訪し、その際吉田大臣から遺憾の意が表明されることを期待する。これは本国政府の訓令に基づくものである。(この点田村から上司に報告し追って回答する旨返答して置いた。)

三、陳謝の項を別個の書簡としたいとの日本側提案は、尤もだと思ふから早速本国政府に請訓する。

1 Ricardo García Buch 氏。(外交資料 B' 3.1.2. 9.1-4 : 1954.4.21 「日西合同委員会審議状況報告書」の「四、被害状況」の「①、在マニラ西総領事館の襲撃」の「(イ) 死者 (100%日本側の責任のある者) 一八名」)

2 Ángel Martínez de Buyanda(?)氏として記載のある男性とみられる。(同上資料)

3 Josefa Domenech(?) Venavent 氏として記載あり。(同前資料)

4 Pedro Albadalejo Ibañez 氏。妻と2人の息子1人、娘1人の名も記載されている。(同前資料)

5 Clodoaldo Berlanga 氏とみられる。妻と息子1人、娘4人の名も記載されている。(同前資料)

6 Plácido Aguilera Peris 氏とみられる。併せて、妻と息子1人、娘1人の名も記載されている。(同前資料)

12. 英文書⑤[0047-0048] : 1952年1月21日、在日スペイン使節団からの「口上書(Note Verbale) No.2」
(0047-0048) : スペイン総領事館襲撃事件の追加情報。事件を証言した被害者や隣人、総領事らの実名が挙がっている。

MISIÓN DIPLOMÁTICA ESPAÑOLA
EN EL JAPÓN

No.2

Note Verbale

Reference is made by Note Verbale No.1 of the 7th instant of this mission regarding the assault and looting of the Spanish Consulate General in Manila to which respect the following complementary informations (ママ) have been received:-

In the Spanish Ministry of Foreign Affairs there are declarations of many witness who confirmed that the assault of the Spanish Consulate General in Manila was on the 12th February 1945 in the first hours of the afternoon by a group of Japanese troops in uniform. The troops, on their arrival, were received by the Officer of the Consulate, Ricardo Garcia Buen⁷, with a big Spanish flag in his hand to show that the office was an official foreign Mission but the Japanese troops shot his to death and destroyed the Spanish flag, starting to kill and burn everything inside the building. Some hours later when the Spanish Consul General, Mr. José del Castaño, with the Secretary, Mr. Ferrer, arrived to the place that was their office, everything was destroyed and they only found a big number of corpses and charred parts of human bodies.

The Spanish citizens, Pedro Albaladejo,⁸ who was mentioned in the previous Note, and one woman named Berlanga⁹, notwithstanding that they were seriously wounded, took refuge in the houses of a Mrs. Cottrell, next to the Consulate, who assisted them until their end and who was also a witness and testified to the Spanish Consul General.

The Spanish Diplomatic Mission takes this occasion to the Japanese Ministry of Foreign Affairs the assurance of its high consideration.

Tokyo, January 21, 1952. -

The Japanese Ministry of Foreign Affairs,
Tokyo. -

13. 1952年1月21日、島参事官と田村儀典課長、カスティージョ公使訪問 [0049-0051]
1952年1月25日、ララッコエチヤ書記官、島参事官訪問 [0051-0054]

スペインとの国交再開に関する件 昭和二七・一・二五
一、一月二十一日、田村儀典課長同道、他用を以て在京スペインミッシ
ョン往訪の際、先方の求めによりカスティージョ公使に面談
した処同公使は同月十六日の田村課長との
会談に言及して、在マニラ、スペイン総領事館襲撃事件に対
する日本政府の遺憾の意の表示は、国交再開の公文でなく、
別の公文としたいとの希望御申出は、早速本国政府に取次いだ
ところ、マドリッドからは、本件は日西国交断絶の原因になつた
ものであるから、国交再開に際して交換せらるべき公文中に日本
側が自発的に遺憾の意を表することは国交再開の絶対的条
件である旨嚴重に訓令してきた旨述べた。よつて島から、わが
方が別な公文を希望したのは、国交再開に関する交換公文は
他の諸国との振合いもあるもので、なるべく型破りとならないことを
希望したのであるが、どうしても右に同意できないというのであ
ればその旨上司に報告して日本側の態度を決意することに
しよう、と述べておいた。

二、然るに二十五日、同ミッションのララッコエチヤ書記官、島を来訪
して、先日の会談でスペイン側の申出に応じられたので「カ」公使は
吉田総理を往訪したい希望をもっている旨述べたので、島から
先日の会談でわが方が貴方申出を承諾した事実はない、
その点は同席した田村課長もよく承知している、但し本日は
その後部内で研究した結果、本件が日西国交断絶の直接の
原因であつたことに鑑み、わが方としても、交換公文中に遺憾の
意を表示する字句を入れることに大体同意する方向に向つて
いる旨お知らせする。但し本件については極力調査したに拘らず
わが方としては何らの記録もなく、又証人も現存していないので、
右字句には「もしそれが事実ならば」という意味の留保を附
けることにならう、と述べたところ、「ラ」書記官は、それでは本
国政府は絶対に承諾しないであらう、と述べたので、島から

⁷ Ricardo García Buch 氏。(同前資料)

⁸ Pedro Albadalejo Ibañez 氏。(同前資料)

⁹ Clodoaldo Berlanga 氏の妻か、4人の娘のうちの誰かとみられる。(同前資料)

(左は13. の続き)

スペイン側の主張を疑うわけではないが、問題を公に取上げて公文中に日本政府の遺憾の意を表示するとなれば、貴方の一方的言い分だけに従うわけにはいかないので、わが方自身の証拠がない限りある程度の留保がつくのはやむを得ないところである、と強く主張したところ、「ラ」書記官は、今日は吉田総理と「カ」公使との面会について御相談するつもりであったが、そのような新しい問題を提起されたのは意外であると述べた。よって島から、新しい問題といえば、貴方が本件を提示されたのは一月四日「カ」公使が井口次官を往訪された時が初めてであり、その前二ヶ月余に亘り話合継続中、一度もメンションされたことがないのであるから、日本側の方がむしろ驚いて直ちに調査を行った次第である旨応酬しておいた。

14. 1952年1月30日、電話の内容報告 井口次官、カステイヨ公使へ〔0055〕

日西交換公文に関する件 昭二七・一・三〇

日本側書簡中条件付きで遺憾を表明する点に関し
条件付きの点を削除してもよいとの次官の御意見をカステイヨ公使に内報し、更に大臣におかれても次官と同様の御見解であるとの昨夜の御電話の趣旨を今朝重ねて同公使に電話いたしましたところ井口次官の御配慮に
対し深甚の謝意を表する旨述べて居りました。

15. 1952年1月31日、ララコエチャ書記官、土屋局長訪問(1月30日)、中川氏、カステイヨ公使訪問(1月31日)〔0056-0067〕

スペインとの国交再開と、総理のステイトメントに関する件 昭二七、一、三一

在京スペインミッシン「ララコエチャ」書記官に、一月三十日午後土屋局長の許に来訪を求め(中川陪席)別紙案文(別紙甲乙)の如き書翰交換を行いたい旨述べた処、ラは早速「カステイヨ」公使に提出すべく、其の後に何分の返答をしようと答えた。尚その際ラは「カステイヨ」公使が総理を(国交再開の文書を持つて)来訪する際にフィリピンにおける一般スペイン人の生命財産の損害に対するコンベンションに関して、日西間にアグリーメントを結びたいというステイトメントを頂きたく、且一応本件に関し日本側の内諾を得ている旨本国政府に電報したいが、右支障ないか、自分の諒解する所では本件は既にカステイヨ公使と総理の間に合意が出来ていると思う。」と述べたので、土屋局長より「総理がカステイヨ公使に如何なる話しをせられたか我々は分からないが兎に角貴方申し出では早急に次官及び大臣に取り次いだ上、何分の返事をする。」と答えておいた。右に関しララコエチャは総理のステイトメントは書き物にして貰いたいと述べたので、当方から従来の諒解では口頭によるものと思うと答えた処、右ステイトメントの内容を書いた物を事前に頂きたいとか、相談したいとかで返答はつきりせず、旁々その英語が要領を得ないので三十一日晝右照会旁々中川スペイン、ミッシンに、カステイヨ公使を往訪した。中川の質問に対し公使は「国交再開に関する交換公文案は、昨夕頂いたもので結構であり、マドリッドからも右で支障ない旨既に返電に接した。総理のステイトメントに関しては、事前にも事後にも書き物を頂く必要は全然ない。然し、『日西友好関係に鑑み、比島在住スペイン人の蒙った生命財産の損害については日本政府は将来之を研究し、貴国と合意に達する様に努めることを貴公使にコンファームする』ということ合意が遺憾の意を表される時に是非言って頂きたい。之はスペイン本国からの嚴重な訓令である。」と述べたので、中川より「貴方御申出では早速上司に報告」

(15. の続き)

致すべきも、損害の賠償は物的なものを考えておられるのか、それとも精神的なものか、客秋アロンゾ書記官は島参事官に右賠償は物質的なものでなく、精神的な陳謝でよいと述べられたが、もしそうであれば、総理が陳謝せられれば、もうそれ以上將來に尾を引く様なコミットメントは假令口頭であつても大臣がなされなくても済ませる訳にはいかないものだらうか。平和条約でも比の種請求権は抛棄せられているし、他国との振合から見ても、貴方の御満足の行く様には仲々運びにくいと思う。」と答えた。

カ公使は「アロンゾの説明は誤りであり、補償は物質的なものでなくては意味がない。然し、之は必ずしも日本からシヤニムニ賠償を取り立てようというのではなく、方法としては全く自分一個の私案であるが、東京にスペイン系の図書館を建てるとか、学校を建てるとか、又はフィリピンが日本から取る賠償の中に、スペインの分も含ませるとか、種々の手が考えられる。自分は唯將來本件に関し、日本政府が考慮してくれるというコミットメントを最小限頂きたいのである。国交回復の交換公文の中にある日本側のステイトメントは、取りよによつては、スペイン側の申し出では尤もだというだけであつて、本件解決に関して日本側が進んで努力しようという意味には必ずしも取れないのである。」と述べた。尚カ公使は本件の実施については、他の国に対する悪い先例にならない様に、スペイン側としてはその点も充分に留意すべき旨を述べていた。たので、中川より、上司に貴方御申し出を伝えた上何分の御返事をすべき旨述べておいた。就ては、本件スペイン側に対し、先方申出を大臣も諒承せられた旨返答致して刺傷なきや何分の御指示を乞う。

次官は「政府が研究しよう」といふ位のことであれば例へば岡崎大臣が口頭で云つてもいいし、岡崎大臣又は次官から交換書翰のインテリゲンシヤンとして、そつちふラインの手紙を出してもよいが総理に又陳謝せしめるとか、又は先方の希望する様なコミットメントをさせるとか要するに総理に色々庄言して貰ふことは、日本側ではアクセプト出来ない」と述べられた。

16. 1952年2月12日、情報文化局発表 [0069] 和文タイプ文書

n

情報文化局発表

昭和二十七年二月十二日

スペインとの外交関係の再開について

わが国とスペインとは、昭和二十年四月十一日のスペインの対日断交通告以来断交状態にあるが、平和条約の最初の発効の日以降両国の間に正常の外交関係を復活することに話合いがまとまり、本日前午十一時この趣旨の覚書が外務大臣とデル・カステイヨ在京スペイン使節団長との間に交換された。

日西両国の間に伝統的に存在した友好関係の復活の基礎が今回の措置で固まったわけで真に喜ばしいことである。

文書課發送日 昭和廿七年貳月拾五日
欧米四 第三号 昭和廿七年貳月拾四日
受信人名 在マドリッド 発信人名 吉田大臣
矢口所長

スペインとの国交再開に関する件

本件に関しては既に電報をもって通報したが二月十二日日本大臣と在京スペイン使節団長との間に別添甲、乙の通りの覚書を交換した。

右覚書文案に関する使節団との協議に当り、先方は客秋交渉開始以来在比島スペイン人、生命財産の損害に対する賠償と友好関係宣言の二点を問題としていた。後者は勿論問題なかったが前者に関しては交換覚書中において本件への政府の同情を表示せんとするわが方の案に対し、先方はこれをもってすこぶる不満としたので円満な合意に達すべく彼我係官の間に屢次折衝を重ねていたところ、本年早々スペイン側は突然在マニラ総領事館事件を提起し、この事件についてわが方より遺憾の意を表明することを要求して来た。更に客年来の懸案であった一般居留民の被害については覚書交換の際次官より遺憾の意を表明せんとわが方案に対し大臣自身これをなすべき旨(貴信普通第一号(2号)の通り)を主張した。よって当方においては総領事館事件の眞疑につき極力調査をしたところ関係資料は全然なかったが、客観的に見れば何等かこの種の事件が起こったものと考えられるので(別添丙参照)、本事件について遺憾の意を表明はするが、国交再開とは別個にこれを取扱いたい旨主張したところ、先方はどうしてもこれを承諾しなかったので覚書中に入れることとした。その後カステイヨは、一般スペイン人の被害に関する口頭の遺憾の表明に当り右被害の補償を将来研究する意思を併せ述べること要求したため覚書交換が遅れていたが(この間貴地においては日西国交再開決定が発表された)、結局二月八日先方は口頭の遺憾の意の表明の条件全部を撤回し、二月十二日には単に覚書の交換が行われたのみであった。なおカステイヨは二月十二日早速新大使としてのアグレマンを要求して来たのこれを承認した。以上貴官御含み迄。

18. 英文書⑥[0076-0077]: 日本側からの提示案(3)(最終的に合意に達した案)
(0076)

Resumption of Normal Relationship between Japan and Spain
(12 February 1952)

(A) Letter from the Spanish Diplomatic Representative in Japan to the Minister for Foreign Affairs of Japan

Monsieur le Ministre:

Confirming the preliminary conversations that we have had concerning the future reestablishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan, I have the honour, on behalf of my Government, to inform Your Excellency that, in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter.

I have further the honour to inform Your Excellency that the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the times of the Japanese military occupation during the last war.

I trust that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance of my highest consideration.

(Signed)
Spanish Diplomatic Representative
in Japan

His Excellency
Monsieur Shigeru Yoshida,
Minister for Foreign Affairs of Japan

(0077)

(B) Letter from the Minister for Foreign Affairs of Japan to the Spanish Diplomatic Representative in Japan

Monsieur le Ministre:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's note of today's date informing me, on behalf of Your Excellency's Government, that in view of the traditional amity and friendship which had existed between

our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter, and also that the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war.

On behalf of my Government, I have the honour to state in reply that the Japanese Government thank the Spanish Government for their kind communication and are in full agreement with its contents. I take this opportunity to express, in the name of the Japanese Government, our deep regrets for the sad incident which took place at the Spanish Consulate General at Manila on February 12th, 1945.

It is my pleasure to share Your Excellency's view that the relations now to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance to my high consideration.

(Signed)
Minister for Foreign Affairs of

Japan.

His Excellency

Monsieur Francisco J. del Castillo,

Spanish Diplomatic Representative in Japan

19. 英文書⑦[0078-0080] : 1952年2月12日に交換された覚書
(0078)

Tokyo, February 12, 1952

MISION DIPLOMATICA ESPAOLA
EN EL JAPON

Monsieur le Ministre,

Confirming the preliminary conversations that we have had concerning the future reestablishment of normal diplomatic relations between Spain and Japan, I have the honour, on behalf of my Government, to inform Your Excellency that, in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter.

I have further the honour to inform Your Excellency that the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in other cities of the Philippine Islands at the times of the Japanese military occupation during the last war.

I trust that the relations now decided to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance of my highest consideration.

(Signed) F. Castillo
Spanish Diplomatic Representative
in Japan

His Excellency

Monsieur Shigeru Yoshida,

Minister for Foreign Affairs of Japan

(0079-0080)

February 12, 1952

Monsieur le Ministre:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's note of today's date informing me, on behalf of Your Excellency's Government, that in view of the traditional amity and friendship which had existed between our two countries, the Government of Spain have decided to resume normal diplomatic relations with the Government of Japan on and after the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan, signed at the city of San Francisco on September 8th, 1951, and to exchange ambassadors as soon as practicable thereafter, and also that the Spanish Government have the intention to enter into discussion with the Japanese Government, after the normal relations have been restored between our two countries, with a view to reaching an amicable settlement of the cases which involved the Spanish citizens in Manila and in

other cities of the Philippine Islands at the time of the Japanese military occupation during the last war.

On behalf of my Government, I have the honour to state in reply that the Japanese Government thank the Spanish Government for their kind communication and are in full agreement with its contents. I take this opportunity to express, in the name of the Japanese Government, our deep regrets for the sad incident which took place at the Spanish Consulate General at Manila on February 12th, 1945.

It

His Excellency

Monsieur Francisco J. del Castillo,
Spanish Diplomatic Representative
in Japan

It is my pleasure to share Your Excellency's view that the relations now to be resumed will forever remain cordial and friendly and that the two nations henceforth will co-operate for their mutual benefit and for the preservation of the peace of the world.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance to my high consideration.

(Signed) Shigeru Yoshida
Minister for Foreign Affairs
of Japan.

20. 1952年2月18日、吉田茂外相宛、在マドリッド在外事務所矢口所長発 [0081-0082]

マ第二十五号 昭和二十七年二月十八日
在マドリッド在外事務所 矢口所長
外務大臣 吉田茂 殿
西國の親日的論調の件
當國人が一般に親日的傾向を有する次第は機會ある
毎に報告の通りであるが、(往信第一四号、第一六号一の
(5)及び第二〇号参照)最近新聞、雜誌等は屢々
事務所の開設、日西國交恢復の公文交換等に関
連し「日本は再び立ち上がった」「日本の代表は西國に戻
つて来た」との趣旨の記事を掲げ一般の注意を惹いて
居るが、十七日の「ヤ」紙(朝日、毎日に相当する)は特に戦後
日本の行き方を柔道の要領になぞらえ、「日本は占領
開始以来最も従順に占領軍の命に服してきたが、
今や能動的活動の好き機會が来たと見、すばしこく
立ち上がりつつあり」との趣旨の興味ある記事を掲
載した。御参考迄別添原文を送付する。 翻訳
の上関係局課に御回覧願いたい。

21. 1953年2月9日、岡崎大臣宛 渋沢大使発 [0084-0085]

欧米四
マ普通第二十八号
岡崎大臣
在スペイン
渋沢大使

(昭和二八、二、九受)
昭和二十八、二、二付

カステイリヨ大使の動静に関する件

カステイリヨ駐日スペイン大使は一月十二日賜暇着西し、同二十九日バルセロナにおいてA・B・C紙に対し日西関係につき左の通り語った旨同紙に報道された。

『日本は異常な復興ぶりを示して居る。スペインとの関係では日西文化並びに通商協定が近く調印される筈であり、また自分は日本で最も充実した宗教団体であるスペイン人宣教師団の事業を後援する一つの仕事としてこれ等宣教師訪日直後のノ氣を図る為め、東京に「スペイン宣教師の家」を設立し度いと考えて居る。なお日本外務省の努力により東京に「スペイン図書館」が創設せられた。』

追て同大使はその私有財産管理の為め一月三十日モンテヴィデオ向け出発したが、四月中には帰西する筈の由。

22. 1953年1月31日、マ秘第26号、岡崎勝男外相宛、渋沢信一在日西大使発

「島参事官、西外務省政務局長会談（フィリピン問題）の件」（1953年1月20日会談の報告書）(0096-0098)

マ秘第三六号 昭和二十八年一月三十一日
在日西日本国大使館 特命全權大使 渋沢信一
外務大臣 岡崎勝男 殿

島参事官、西外務省政務局長会談（フィリピン問題）の件

一月二十日島欧州参事官来西の折先方の要望もあり西外務省「イ
トラルデ」政務局長と会談した。

一、「アイ」局長は予ねて本使に対し近くフィリピン問題討議の意向
を示して居た関係もあったので先づ同席の矢口より本問題に触
れたところ政務局長はスペイン外務省は予ねて在日西大使館再
開後は一層強くフィリピン事件の被害者より対日損害賠償交
渉の要求を受け困却し居ると前置きした後、最近日本ではフィリ
ピン、インドネシア等と賠償支払い交渉を進め居る由でもあるか
ら、スペイン政府もこの機会に予ねての懸案たる対日賠償問題
を提起し度く、而して之等要求額中現在まで調査の結果先づ間
違いないと見られるものは、

(イ) 一般人の物的損害は六四八件、西貨六千万余ペセタ（内二
一件については明確な「ウィットネス」あり）

(ロ) 人的賠償としては日本軍の爆撃等に依り死亡したと看做され
るもの三九名（請求額未定）

(ハ) 外に在マニラ、スペイン総領事館事件については米貨四千万
弗の賠償を要求し度い。

との趣旨を述べた。

二、右に対し島参事官より日本のフィリピン、インドネシア等との
賠償交渉は未だ何等解決し居らず、自然本件要求についても何
とも申し上げ兼ねるが、充分 Satisfactory and earnestly に考慮せらる
べき旨を答へ、更に取敢えず同参事官限りの私見としては本件
交渉は公的性質を有する在マニラ総領事館員の殺傷事件より始
むること然るべきやに思量される旨述べた処「アイ」局長は公的
性格のものを先に取上げ、公私の間に差等をつけることは本件
被害者のみならずスペイン人一般に対し面白からぬ影響を与え
る惧れもあり之を避け度く、何れより正確な数字を取纏めの上
渋沢大使あて公文を以て正式要求を提出し度い意向である旨を
述べた。

三、次いで島参事官よりスペインを中心とする欧州政情に触れ両者
間に種々意見の交換あり会談一度一時間の長きに亘った。（当
国外務省幹部が外交使節の随員との会見に三十分以上を費す
ことは特別の場合を除き最も稀である）

(以上)

本文に作成日時の記事はないが、附表には「昭和二九年十月十四日現在」と記載。

<p>概観</p> <p>中立国の対日クレーム</p> <p>一、戦争中立国であった諸国から今迄正式に提示し要求せられたクレームは、総件数二、二八三件、要求総額四三九億三三八四万一一五四円八〇銭(全部円価換算)に上り、なお今後各国から新たな要求が出される可能性もある。特にその内ポルトガルは三〇〇万ポンドの要求をなすべく準備中であると伝えられている。</p> <p>二、従来戦争に関する請求権についての事務処理方針は、</p> <p>(一) 先ず平和条約に基づく条約上の義務を履行し、</p> <p>(二) 戦後債務処理(対米)</p> <p>(三) 中立国を含む諸国からの請求権処理</p> <p>のプライオリティーにより行うこととし、(五二、一一、一九対蘭エドメモアール、岡崎大臣在京テッペマ大使談話録、五三、六、四、島参事官、在京蘭ロイヒリン大使談話録)クレーム処理は賠償其他の条約に基づく financial obligation の見通しをえ、かつ各国からクレームが出尽し財政負担の全貌が明確になるまで待つことになっていた。(五二、二、一五、吉田外相発スディッカー蘭外相宛書簡)</p> <p>三、従って現在は、各国から提示せられたクレームの内容について日本政府の責任の範囲を日本側の資料によって明らかならしめるため、鋭意事実調査を実施中である。</p> <p>四、しかるに平和条約締結後相当の相当の日時が経過したにもかかわらず日本がこれらクレーム問題につきいづれでも解決を遷延するのは不当であるとの気運が関係国に高まりつつあり、また平和条約第十六条問題解決の前提として対イスラエルクレーム解決を必要とする事態を生じ、このため他の国のクレームの早期解決要求が一層強化されるものと予想される。すうせいにあり、従来の方針を続けることは困難となりつつある。</p> <p>五、各国別クレームの内容を略述すれば左の通りである。</p>	<p>目次</p> <p>概観</p> <p>一、オランダ</p> <p>二、ギリシア</p> <p>三、イラク</p> <p>四、スイス</p> <p>五、スエーデン</p> <p>六、デンマーク</p> <p>七、スペイン</p> <p>八、イタリア</p> <p>九、ポルトガル</p> <p>附 欧米四課関係クレーム一覧表</p>
--	---

<p>(七) スペインのクレーム</p> <p>要求額 一四一億(約三九三〇万ドル)</p> <p>人的損害 二五〇件</p> <p>物的損害 六四八件</p> <p>一、一九五三年二月十七日付スペイン外務省発在スペイン日本大使館宛口上書第九号をもって戦時中フィリッピンに於て日本軍により蒙ったスペイン人の損害の補償要求額として人的損害二五〇件、物的損害六四八件につき、総額一四、一三八、九二〇、四三二、八〇円(三九、二七四、八〇六、七三三ドル)を通知支払要求越すと共に右額につき両國の交渉開始を提案した。</p> <p>二、之に対し在スペイン日本大使館より右金額の基礎資料提出を求めた所スペイン側は本クレームの各件につき具体的な審議を行う為マドリッドに日西混合委員会を設置したいとの強い意向を押し出して来た為種々折衝の末同年七月二十七日付在西班牙大使館口上書第七十三号及び同八月一日付スペイン外務省発同館宛口上書第四十一号の交換により本クレームの各件審議に関し、諮問的性格をもった委員会を設置する事に決定し、本委員会が審議した結果を両國政府に報告すると、これにより両國政府が拘束されるものではないとの了解に達した。</p> <p>三、右をもつて、一九五三年十月二十二日、日西混合委員会が開催され改めてスペイン側の提出した人的損害二〇六件、物的損害六五〇件約百四億四千万円(約二十九億万ドル)を基礎として日・西各一名の委員をもつて(日本側委員は在西班牙大使館の横山二等書記官、内藤官補、本年四月十三日迄八十五回の会合をもつて各件につき審議を行い左記金額にまで査定した。</p> <p>物的損害 五七八件 六、〇七〇、八七四、五五四・八〇円 (二六、八六三、五四〇・四三三ドル)</p> <p>人的損害 三三三件</p> <p>内死者二八〇名に対して暫定的に五五三、三三三、六八〇円を便宜上の数字として算出)</p> <p>四、以上の経過に対し本年六月二十九日在京スペイン代理大使書簡をもって左記金額の承認及び支払いを要請越して来た。</p> <p>物的損害 五七八件 六、〇七〇、八七四、五五四・八〇円 (二六、八六三、五四〇・四三三ドル)</p> <p>人的損害 六五〇、五二〇、〇〇〇円 (二、八〇七、〇〇〇ドル)</p> <p>利子 六〇四、九二五、五〇六・八〇円 (一、六八〇、三四八・六三三ドル)</p> <p>合計 七、三三六、三三〇、〇六一・六〇円 (二〇、三五〇、八八九・〇六六ドル)</p> <p>(八、物的要求総額に対し年一% 単利九九年の意味をもって)</p>	<p>五、本クレームに関しては他の中立国の場合と異なり各ケース毎に資料が完備していない。即ち資料としては、日西混合委員会議事録、被害者のスペイン政府に対する被害申告書(共にスペイン文)及び右を補足した在西日本大使館公信があり事実調査を行う為には各件について議事録と大使館公信を参照して資料作成の必要あり。本九月末議事録の翻訳を完了しこれらを基礎としてわが方資料に基く調査を開始した。</p>
---	---

2. 1955年10月5日「サンフランシスコ平和条約の例外としての旧連合国及び中立国の対日クレイム」中の「主要案件資料説明、(6) スペインの対日請求問題」

(6) スペインの対日請求問題

(一) 一九四五年二月米軍のフィリピン上陸及びマニラ攻防戦に際しマニラ市街主要部は破壊炎上し、海軍陸戦隊を主力とするわが守備隊は悉く玉砕した。攻防戦は約三週間にわたったがその間に日本軍の在マニラスペイン総領事館襲撃事件をはじめ多数のスペイン人殺害事件による死者二百八十名重傷者五十三名及び日本軍の組織的放火によるスペイン財産の焼失約六百件を生じた。

(二) スペインは右事件を理由としてわが国と国交を断絶し、戦後わが国は国交回復文書において本件を遺憾とし、国交回復後本件クレイムに関して交渉に応ずる旨を約した。

(三) 一九五三年以来スペイン政府は右の損害を中心として戦争中比島における他の日本軍の不法行為による損害とともに総額約七三億円(約二千万ドル)の補償を要求してきた。

(四) よって一九五三年末以来マドリッドにおいて事実確認のための両国混合委員会を設置し、事実調査を行い、さらにその後わが方のみでマニラ戦で奇跡的に生き残った軍関係者その他の資料につき詳細調査の結果、前記スペイン人の人的被害は大部分事実であったと認定せらるるに至った。

(五) スペインは中立国であり、日本軍の不法行為による損害に対し相当の補償を考慮すべきは止むを得ないがわが方は調査未完了を理由として今日まで解決を延期してきた。しかしスペイン政府は戦後十年を経過せんとしなお本件の解決を見ないことに大なる不満を抱き、先般わが方は日西友好通商航海条約締結を希望せるも本件の解決なき限りこの種条約締結は困難であると拒否されている。日西国交上からも国際信用上からもまた人道上からも本件は放置を許さざるにいたっている。

④B'0088(第14回公開MF) 所収資料:

B3.1.2.9.4 「旧枢軸国及び中立国の対日賠償要求関係雑件 スペインのある種請求解決取極関係」

1. 1952年1月6日、吉田外相宛、矢口所長発「エリセ局長との會談に関する件」

普通第一号
昭和二十七年一月六日
在マドリッド日本政府在外事務所
矢口所長
外務大臣 吉田茂 殿
エリセ外交局長との會談に関する件
十二月二十八日、一月四日の両日、本官 エリセ (E. S. E.) 外交局長を往訪、在外事務所権限、マニラ事件問題等に関し會談した。要旨別信甲号、乙号の通り報告する。

2. 1952年1月5日、普通第一号(甲号)、「在外事務所の権限及び大使館設置問題」

普通第一号(甲号) 昭和二十七年一月五日
在外事務所の権限及び大使館設置問題
一、本官より日本政府は在マドリッド在外事務所の設置に関し西國政府の執られた急速なる措置を是とし居る旨を述べた後、所謂外交特権の認許、その他今後の支援を要請した。
右に対し「エ」局長は西國政府は日西関係の恢復の熱意を有し在外事務所の円滑なる活動はその望むところなりとし、儀典局長とも連絡の上、講和条約発効の時期迄各国外交代表と同様の待遇を與えることを認め、旅券の發給、暗号の使用等については直ちに關係方面に連絡、必要の措置をとってくれた。
二、次で本官より日本政府は西國政府の要望に應じ講和条約発効後大使館を設置することにほゞ内定し居る旨述べた処「エ」局長は現在スカンデナヴィア諸國、スイス、中南米の少數諸國を除き大部分の國が西國に大使を派遣し居る次第でもあり、日西國交再開の機會に〇〇〇大使館を設置することは西國の為結構なるべしと謂った。

3. 1952年1月5日、普通第一号(乙号)、「マニラ事件の処理」

普通第一号(乙号) 昭和二十七年一月五日
マニラ事件の処理
エリセ局長より日西國交恢復に際し西國政府が特に關心を有する問題としてマニラ事件に
触れ、
西國政府は本事件を日本軍の犠牲になったスペイン人一般居留民の問題とマニラ總領事館内に於て同軍の犠牲になった書記生一名外館台を含むスペイン人九名の問題の二つに分けて処理することを適當と考える。
前者については在東京西國外交代表者が日西國交恢復の正式公文を日本側に手交する際日本政府の最高外交当局が口答を以て遺憾の意を表明し、後者についてはこれと引換えに西國外交代表者に手交せらるべき國交恢復の日本側公文の中に遺憾の意を表明する文字を挿入せしめられることにより解決するのが最も妥當なりと考えるが如何
と述べ、右実現方につき当時西本國の実情を承知する本官の協力を強く要望した。
尚賠償の問題については追て考慮するやも知れないが、國交恢復の措置の中では何等触れないこととし度いと述べた。
(終り)

4. 1952年1月7日「在マニラスペイン總領事館の被害に関する件」

一九五二、一、七、 政四 中川 記

在マニラスペイン總領事館の被害に関する件

カステイヨ在京スペイン・ミッシヨン首席が一月四日午前井口次官を来訪し、「マニラにあったスペイン總領事館は戦時中日本兵により侵入せられ、チャンセラ―某及び来客数名は其の場で殺害せられ、且西班牙国旗は焼却せられ云々」と述べたので同日午後係官よりスペイン側に対し本件〇〇の日時その他詳細なる情報提出方要求しておいた処一月七日午後スペイン側から別紙書面を提出して来た。之より先客秋スペインとの国交再開に関する覚書交換の問題が起った時からスペイン側は比島における自国民の生命財産に対する日本軍の侵害を重要視していることが判明した。そこで先ず本省の記録について当時の模様を調査したが、此の種記録は戦災のため焼失したか又は終戦時焼却せられたかの為に現在には全然存在しない(スペイン関係の部門も比律賓関係の部門も)ことが判明したので、当時マニラに在った人々の記憶に基いて調査するより方法がないことになった。

外務省関係者(福島、黒崎、増沢、中沢)の記憶では「比島全般に亘りスペインの生命財産に対する損害はあったろうが、詳細は不明である。然しマニラのスペイン總領事館が侵犯せられた件は全然承知していない」といふ事に一致している。(尤も外務省関係者は全部四五年一月中にマニラを離脱した由)

マニラ派遣軍の参謀副長(渉外担当) 宇都宮少将に

就き一月四日午後確めた処、マニラに対するアトロシティーは相当にあったものと思うが、その下手人と思われる人は殆ど全部戦死したか又は生存していても名乗り出る人としてなく、一方的にスペイン側の言い分を承る以外に反証の挙げようもない。自分達のマニラ滞在中はスペインに対しては特別の優遇をした程で特別な不祥事件もなかったと記憶するが、山下裁判の時に検察側から沢山スペインに対するアトロシティーも持ち出されて自分達も始めてそういうことを耳にした次第である。バギオに逃げてからマニラのスペイン・クラブに日本兵が侵入し、スペイン多数を殺害した事件を調査するよう東京からの訓令を受けたので、現地部隊に調査せしめたことがある。それは四五年二月頃と記憶し、スペイン人が比島人のゲリラをかくまうたというのが口実であったらしいが、相当ひどいことをやったものようである。然しスペイン總領事館を侵犯したということは全然聞いていない。」と述べた。

目下海軍関係者につき調査方二復に依頼してあり、又宇都宮参謀脱出後もマニラに残った陸軍渉外係加納中尉についても本人旅行より帰京後更に確める積りであるが、以上を綜合するに、恐らく戦災のため本来のスペイン總領事館が焼失したか、又は便宜のためか、領事館事務所をスペイン・クラブ(カザ・イスパニョーラと呼ばれていた由)に移していた所へ、日本兵が踏みこんだのか又は右スペインクラブの事件というのは總領事館事件の間違いかの何れかではないかと思われる。更に右總領事館以外のスペイン権益侵犯に対しても残念乍らスペイン側から申し立てがあればこれに対し反駁を加え得る根拠は殆んどないものと思われる。

5. 1952年1月16日「在マニラ スペイン総領事館の件」

一九五二、一、十六 政四
 在マニラ スペイン総領事館の件
 マニラ市に一番遅くまで留った、比島陸軍指令部の渉外係
 加納中尉につき一月十六日確めた所左の通り。
 自分がマニラを離脱したのは四五年二月五日であり、スペイン側
 申出の如き事件は今まで全然耳にしたことはない。スペイン
 総領事館とスペインクラブとは隣であり、全地域は米軍の
 砲撃爆撃の最も苛烈な所であった為惨憺たる有様で
 あった。当時マニラの防衛は海軍士官の指揮下に陸海両軍
 が従っていたが、我が防衛軍の箝城している地点に対する
 米軍の侵入路上に丁度右スペインクラブ、総領事館があった
 ので、右総領事館では激戦が行はれたものと思はれる。但し右最後まで頑張っ
 た部隊員は数名を除き全滅したので、今更当時の状況を
 確かめる方法は先づないと思はれる。
 スペイン総領事館以外のスペイン人生命財産に対する比島
 内に於ける不祥事件も別に何も聞いたことがない。
 本件要するに日本側としては真疑の調査が不可能なりと
 思はれるので、スペイン側に対しては「若しあったとすれば」といふ
 前提の許に適当に應對する（仮定的陳謝、先方の出方によっ
 ては若干の見舞金支給等）より方法のないものと思はれる。

6. 1952年1月17日「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件」

昭和廿七年壹月拾七日
 欧州参事官 欧四課長 昭和二十七年一月十七日起草
 欧米四課 一六号 昭和廿七年壹月拾七日 附
 (受信人名) 第二復員局残務処理部長 (発信人名) 欧米局長
 いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件
 本件に関し、在京スペイン・ミッシヨンから一月七日付をもつて、別添
 寫の通りの口上書を受領したが、本件の真偽
 は、スペインとの国交回復に当り微妙な關係を
 持つているので、貴方において本件の真偽並びに事
 実である場合にはその評価につき至急御調査の上結果
 何〇の御開示を煩らわしたい。

7. 1952年1月24日「在マニラスペイン総領事館の被害に関する件」

昭二七、一、二四、欧四
 「在マニラスペイン総領事館の被害に関する件」
 一、カステイヨ在京スペイン・ミッシヨン首席の一月四日井口次官
 に対する訪問、ミッシヨンからの一月七日付口上書（別添 甲）
 及び同一月二十二日付口上書（別添 乙）を総合すれば、先方言
 い分による本件概要は左の如くである。
 (1) 一九四五年二月十二日午後軍服の日本軍兵士の一団が在マニ
 ラスペイン総領事館に来て、大きなスペインの国旗を手に持
 つて同建物が外国公館であることを説明しようとした館員リ
 カルド・ガルシア・ブエンを射殺し、国旗及びスペイン国紋
 章を破壊した。
 (2) ついで右兵士は同建物を破壊すると共に、書記官リカルド・
 ガルシア・ヴッチ及び同館員アンジェル・オリグランガを事
 務室において殺害し、更に雇人ホセファ・ベナヴェント及び
 十名に上った。
 (※欄外上部記載(注) カステイヨ公使の話
 によるとこれが即ち前
 掲「ブエン」であるらしい。
 (3) 右兵士は、殺害、略奪の後に同館に放火し、同館はすべての
 文書、書類、家具、家財と共に焼失しこのための損害は莫大
 な額に達する。
 (4) 事件の数時間後総領事ホセ・デル・カスターニヨは秘書フェ
 レルを伴い同館に戻ったが総領事館は既に一物も止めず死体
 が残されているのみであった。
 (5) 被害者ペドロ・アルバラデホ及びベルランガは重症を負った
 後隣家コットレル夫人宅で手当を受けたが後死亡した。右コ
 ッترل夫人は事件目撃者として総領事に証言した。
 (6) 事件に関する目撃者の証言は多数スペイン外務省に記録され
 ている。

二、当該係官は右スペイン側申し入れを重視し、直ちに調査を開始したが、本省にはスペイン及びブリッピン関係のこの種記録は今現存せず、同地にあった本省関係者はいずれも四五年一月中に同地を離脱しており、総領事館侵犯の如き事件は全然知らなかった。

当時の軍隊関係者宇都宮元マニラ防衛軍参謀副長及び元比島陸軍司令部渉外係加納中尉につき事実確めたところ、前者は自分がバギオに逃げた後確か四五年二月頃罪マニラス・ペインクラブに日本兵が侵入、スペイン人を多数殺害したという事件につき調査を命じたことがある旨、又後者は四五年二月五日にマニラを離脱したがスペイン総領事館は日本軍防衛地点に対する米軍の侵入路上にあった旨を述べたが本件の如き事件は関知していない。ただ兩名共、本事件があつたとしても当時の関係兵は殆んど全員死亡しているものと思われるのでわが方としては真偽調査の手段はないであろうと意見を述べた。

他方当時のマニラの防衛は海軍の指揮下にあつたことに鑑み、第一復員局に対し本件調査方を公信をもつて依頼しておいたところ、今〇本件に関する資料は全然なく、関係者についての調査も全く不可能である旨口頭連絡があつた。

三、昭和二十年四月十二日在スペイン須磨公使の公電によれば同日スペイン政府は対日断交を決定し次の非公式発表を行った由。

(須磨公使の一九四五年四月一二日 公電引用 (省略))

四、永井隆著「長崎の鐘」について記載 (省略)

五、以上で明らかな如く、わが方としては本事件につき、これを肯定あるいは否定する資料を全く欠いているわけであるが、本事件に関する先方ないし関係者の申立ては大体一致しており、当時の同地の状況から見てもこの種事件は事実であつたか、又は大体類似の事件が発生したものと推定される。

8. 1952年2月13日「いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン総領事館襲撃の件について(回答)」

欧州参事官 欧四課長
復 第一〇〇九號
昭和二十七年二月十二日
引揚援護復員局第二復員局残務処理部長 ()
外務省 欧米局長 殿

いわゆる一九四五年二月十二日の在マニラ、スペイン
総領事館襲撃の件について(回答)

一月十七日附欧米四第一六號を以て照會のあつた標記の件について當部において調査した結果は左の通りであるからしかるべく処理されたい。

一、當部保管の公文書中には照會されたような事件のあつたことを確認できるものはない。

二、マニラ市街地の戦闘状況について調査したところ米軍は一九四五年一月三日に北方より四日に南方より夫々マニラ市内に突入し二月十一日頃南北両部隊がマニラ市東南方の「ユールソン」飛行場附近で合同し日本軍を包圍する態勢をとり爾後マニラ市内の日本軍と外部の日本軍とは僅かに無線連絡を保つ程度となつたが同日以後照會されたような事件についての電報報告のあつた事実はなく従つて事件が発生したといわれる二月十二日頃の状況については二月十一日以後マニラ市内において米軍に包圍され、終戦後帰国した者について調査を進める以外に知る方法がないことが判明した。

三、よつて前項後段に該當すると認められる者について調査を行ったが何れも本事件の発生については全然承知していない。

四、當部における調査の結果は以上の通りであるが事件の発生したといわれる二月十二日は日本軍が米軍に包圍された直後の事であり、約一万名の日本軍が約二週間の内に殆んど全滅してしまつた當時の戦況より見て極度の混戦乱戦状態にあつたことは推断に難くなく、拠つてかかる事件が絶対に発生しなかつたとはい得ないものと認められる。

五、参考事項
昭和二十四年一月二十日日比谷出版社(東京都港区芝今入町八)より刊行された永井隆著「長崎の鐘」の後半には連合軍司令部謀報課の提供による資料として「マニラの悲劇」と題する記事が掲載されているが同記事の第一章「スペイン人居住民の蒙りたる被害」の中に一九四五年三月三日「マニラ」において僧正トマス・タスコン神父が陳述したものと左のような記事が載せられている。(同書一〇五頁)

「コロラド街六二番地にあるスペイン領事館はスペイン国旗が悠然と掲げられていたにもかかわらず破壊された。領事館に避難していたスペイン人若干を含む五十名以上の人々は生きながらも焼かれ、または銃剣で刺殺された。その中にはつぎの家族の人々が含まれている。ナギレリア・ベルランガ及びアバダレホ。屍体のうち身許の明らかになつたものはわずか十五にすぎなかつた」

(終)

9. 1952年8月29日提案、9月5日決裁「高裁案 マニラにおけるスペイン国外交官殺害事件に関する弔慰金支出の件」

「高裁案」 昭和二十七年八月二十九日提案
 昭和二十七年九月五日決裁
 主管 欧州参事官（押印）：島、主任第四課長（押印）
 大臣 次官 官房長
 総務課長
 會計課長
 条約局長
 主計〇

件名 マニラにおけるスペイン国外交官殺害事件に関する弔慰金支出の件

本件に関しては、本年二月十二日付スペイン国との国交回復に関する公文交換の際、国交回復後に本件を含むスペイン人の被害に關し交渉に應ずる旨を述べ、特に在マニラスペイン総領事館に対する被害に關しては先方の強い希望により日本政府の深甚なる遺憾の意を表明している経緯がある。

その後スペイン側よりは本件について申出でないが、早晚提起し来るものと予想される。一方同じマニラにおける中華民国總領事等殺害の損害補償が近く取り上げられることになったのに鑑み、この際、同總領事館における被害者中外交官として取扱うことが妥當とみなされる書記生リカルド・ガルチア・ブエン及び館員アンジェル・オグリランガの二名だけを他と切離して先に扱うこととし、右二名の死亡に対する見舞金として、同地及びサンダカンにおける中国外交官の例にならぬ被害者一名当り各一萬弗、計一萬弗の邦貨相当額を支出することと致したい。

右高裁を仰ぐ。

10. 1953年2月23日、マ秘第51号、「「マニラ」事件の賠償に関する件」、岡崎外相宛、渋澤大使発

マ秘第五一号
 昭和二十八年二月二十三日
 在西日本国大使館
 特命全權大使 渋澤 信一
 外務大臣 岡崎勝男殿
 「マニラ」事件の賠償に関する件

（略） 二十一日午後当方矢口参事官（内藤官補随伴）「オリバン」極東部長（先方係官同席）との間に行はれた会谈要旨左の通り。

一、先づ当方より議會、大蔵省、その他に詳細説明の必要もあり在マニラ総領事館員事件以下各ケース毎に被害者氏名、被害内容、期日、場所等の綿密な資料を通報願いたい、と述べた処先方は多量の資料（三人の事務員が抱える程あり）を目の前に〇〇示し、出来るだけ早く之等を要約して通知すると答えた。更に又総領事館員事件の損害は一般居留民の被害額に比すれば遙かに尠く且つ官を先にし民を後にするは種々面白からぬ反響も予想されるから総領事館員事件を引離して処理することは好ましくないと述べ、質問に対する以上の返答を繰り返した。

（略）

本件についてスペイン政府と交渉に入ることと同国との国交再開の際文書を於ても同意したことであり且日本側として誠意を以て交渉に應じる用意あることはその後も先方に申出である次第であるから（一月三十一日付〇信第二六号）日本側として交渉を回避し乃至は殊更に延引して居る様な印象を与えることは極力避けなければならないと考ふる。

（略）

11. 1953年3月12日、マ秘第81号附属 別添甲、「イトラルデ」政務局長との、マニラ事件、友好条約、及び文化協定に関する会議録

マ秘第八一号附属 別添甲
「イトラルデ」政務局長との、マニラ事件、友好条約、及び文化協定に関する会議録
三月十二日

〔本使〕 (略)

右に関連し曩に島、矢口両官から、死亡外交官に対する問題を先に解決したらどうかとの「サゼスチョン」をしたのは、一般案件の解決が或る程度長引くことがあるのを考えてのことであった。

〔局長〕 右については当時申上げた通り、官を先にし、一般の人を後廻しにすると云う差別待遇となるので同意しかねる。

〔本使〕 事態を判然とさせるため重ねて申上げると、既に某国外交官について同様のことが起り、一般の補償問題と切離し解決済みであり、その際に「スペイン」の外交官の件をも考慮に入れ、既に手筈の中に一定の金額を

「イヤマーク」してあるので、本件については前に申上げた如き手続き上の問題は起らぬ訳で、当方としても以上の趣旨により本件を先に解決することを「サヂェスト」した次第である。

〔局長〕 外交官の問題だけを先にして、喧しく云って来る一般被害者の問題を後にするのは「モラル」の問題であるのみならず、政府が役人だけを先に保護して差別待遇を行うとの感じを与えることになり、之は政府の政策として甚だ面白くない次第であるからその点は貴方に於てもよく了解して戴きたい。

(略)

12. 1953年3月18日、第23号 岡崎大臣宛、洪沢大使発、「マニラにおけるスペイン外交官殺害事件に関する件」

昭和二八 二四六九 略 マドリッド 三月十八日二、四〇発 欧米四

本省 一九日一、〇〇着

洪沢大使

岡崎大臣

第三号

(マニラにおけるスペイン外交官殺害事件に関する件)

貴信欧米四第二〇号に関し
貴信と入れ違いにマ秘第五一号所報の次第はあるが、御来示の趣旨に鑑み更に本使政務局長と会見し、当方の事情を説明し、且つ一般人への補償の解決は時日を要することも説いて再考を促した
が、先方は外交官だけを先にとり上げ、喧しく云って来る一般被害者を後廻しにするのは、モラルの問題であるのみならず、政府が役人に対して優先的保護を与えるような感を与え、政策的にも甚だ面白くないとの従来の主張を、一層明確に且つ強く主張して外交官先議に反対の趣旨を重ねて明らかにした。ついで折角予算上の御配慮を得たことではあるが、本件は一般案件と同時に解決する方針によるの他なしと認められる。委細郵報。

(丁)

13. 1955年4月18日、マ秘第99号、重光外相宛、渋澤大使発、「比島事件補償問題解決に関する件」

マ秘第九九号

昭和三十年四月十八日

在スペイン日本国大使館 特命全權大使 渋澤信一

外務大臣 重光葵殿

比島事件補償問題解決に関する件

(略)

(五) 最近スペイン側が本件について、特に神経質となっているのは、スイス(又最近タイ国)との補償問題が解決され、対比賠償も歩み寄りの気配があり(此等の点について、駐日大使から累次報告を受けている模様)スペインが不当に軽視され、後廻しにされているのではないかと云う危惧又は不満があるからかと思われる。本使はスイスの補償問題は自体が簡単であるのみならず在瑞資金の凍結解除の問題と絡んで急速な解決を要する事情があり、スペインは何分事件数が多く複雑多岐だから審議に手間取りつゝある旨を説明して置いたが先方は充分納得していない模様である。

(六) 被害者中のあるもの特にタバカレラ会社は当国政府と密接な関係があり、之が政府当局をつつしているものと推される。

(略)

(七) スペイン側の多数の要求中には根拠について曖昧なものも少なく、又補償については尚更疑問とすべき点があるにせよ先方が損害について一応具体的資料を呈示しているのに反し、当方では、当時の事情柄之に対応すべき資料が甚だ乏しく曖昧と思われるものについても個々の件について反証を挙げる根拠に困難があるのではないかと推察される。又書類の完備不備は別としても、マニラ事件の如く日本側の暴行残虐が一般に謳われ、東京裁判等に於て公認された形となっている場合、書類上の記載ぶりは兎に角事件そのものについての責任は回避出来ないかと思はれる。特に傷害事件については人道的考慮からも、又ビキニ事件等に際する我が方要求額との振合いからしても進んで充分の補償を呈示すべきであると考え。

本件については財政上の負担、又他国との振合い等本省当局に於て種々御困難あることは拝察するに難くないが、国際信義の点からしても大乗の見地から速かに且大まかに御決定相成る様切望する次第である。

14. 1953年5月26日、マ秘第145号、岡崎大臣宛、渋澤大使発、「比島事件の補償問題に関する件」

マ秘第一四五号

昭和二十八年五月二十六日

在西日本国大使館

特命全權大使 渋澤信一

外務大臣 岡崎勝男殿

比島事件の補償問題に関する件

(略)

一、先ず矢口より

(イ) 日本政府は「日西合同委員会」の設置それ自体に必ずしも異議がある訳でなく唯現段階ではその時期でないと認めて居るもので (略)

三、仍って矢口より更に

(略)

(イ) スペイン側の主張は一応肯けるも、補償金の支拂といふ点ではスペインのケースもフィリッピン其他諸国のそれと変りない。補償問題が単にスペイン一国だけであるならばその要望通り「事実調査の為の合同委員会」をマドリッドに設けることに日本本国政府も異議がなかったかも知れないが、今回の如く多数国家より「クレーム」を提出されて居る場合は他国との振合いから見てもスペインだけを切離して特別扱い出来憎い訳であり爾く簡単には行き兼ねる事情を了承あり度い。

(略)

15. 1953年6月18日、第59号、岡崎大臣宛、渋沢大使発、「比島事件の補償問題に対する西外務省よりの口上書に関する件」

昭和二八 六一三九、略 マドリッド 六月一八日二、二〇発
本省 一九日二、一〇着
岡崎大臣 渋沢大使
第五九号

(比島事件の補償問題に対する西外務省よりの口上書に関する件)

五月二十六日付往信第一四五号別添当方口上書に対し西外務省より六月十三日付口上書をもって大要左の通り申越した。(原文は宛送した)。本補償要求は通常被災補償と異り国際法及び人類共同生活の原則の蹂躪行為により生じた重大な損害に対する不可避的救済であるから交戦諸国への補償と比較せらるべきものでなく、まして国際的交渉中に混入せられることは一層不当である。本件は日西両国間のみの問題で旧交戦国間で解決せられるべき甚大な金額の他の案件とは何んの関係も有しないし、又マニラ事件発生当時日西両国は正當且つ極めて友好的関係にあり、スペインは多数交戦諸国で日本のため利益代表を行っていた重要事実を特記せねばならない。西政府は日本政府が右事情に鑑み改めてその態度を考慮せられるものと思考し、ここに再び前言を主張すると共にマドリッドにおいて西、日合同委員会により本補償実現が早急に検討せられることを期待する。西政府は本件を重視し貴大使館の早急且つ有利なる御回答を御願いする。

(丁)

16. 1953年7月15日、第76号、岡崎大臣宛、渋沢大使発、「比島事件に関する日西合同委員会に関する件」

昭和二八 七一八〇、略 マドリッド 七月一五日二〇、五〇発
本省 一六日〇七、〇五着
岡崎大臣 渋沢大使
第七六号(極秘)

(比島事件に関する日西合同委員会に関する件)

往信第一五七号に関し
カステリヨ大使、本件に関し忌憚のない意見を交換したが同大使の見解は自国外務省の考え方を反映しているものと思われるので要旨左の通り。

(略) これを正面切って
外交交渉で争うよりはスペイン側も立場上、おいそれと譲歩する訳に行かず、問題は紛糾し両国国交に支障を来す恐れがある。合同委員会と言う緩衝地帯を設け一応同委員会に処理することになればその内部での議論がもめても一般に国交には直接影響しないであろう。日本側が委員会の権限について懸念することも理解するが卑見によればこれを諮問機関としその結論は単にそれぞれの政府に勧告することとし政府を拘束しないことすれば差支えなからうと思われる。自分としては差当り委員会案におちつくことがもつとも賢策と考える。

(丁)

17. 1953年11月7日、マ秘第285号、岡崎大臣宛 洪澤大使発、「比島事件日西合同委員会審議状況報告（第一号）」

マ秘第二八五号

昭和二十八年十一月七日

在スペイン日本国大使館
特命全權大使 洪澤信一

外務大臣 岡崎勝男 殿

比島事件日西合同委員会審議状況報告（第一号）

往電第一〇七号既報の通り、本委員会は十月二十二日より西外務省にて物的損害の審査を開始し、十一月五日迄の十回の会合により総計六五〇件中六五件の審議を了した。：（略）：

一、資料

(イ)：（略）：之等は一九四六年三月二十五日の在マニラ西総領事館の公示に対して同年四、五月頃領事館に提出せられたもので：（略）：被害原因については通常可成り詳細な記述があり、火災、爆撃、略奪等の別と共に加害者についても日軍、米軍、比島ゲリラ隊の何れかを明記したものが多し。：（略）：

四、物的損害各件審議状況

：（略）：

(54) 第六四件 Salvador Aguilera 被害原因 一九四五年二月五日乃至十二日に日軍により起された火事による Calle M. de Conillas, N° 170, の自宅が焼失した結果、一、八三〇ペソ相並の私財の損害を受けた。

(以下、他件：略)

18. 1954年4月21日、マ秘第92号、岡崎外相宛、洪澤大使発、「比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第九号）」

マ秘第九二号

昭和二十九年四月二十一日

在スペイン日本国大使館 特命全權大使 洪澤信一
外務大臣 岡崎勝男 殿

比島事件日西合同委員会の審議状況報告の件（第九号）

(人的被害について)

委員会は三月二日の第六十五回会合乃至四月十二日の第八十五回会合において人的被害につき審査した。各件審査状況については別添(二)の議事録を参照相成りたいが、審査の結果を綜合すると右の通りである。

(一、二、略)

三、西側資料

人的被害に関して西側が提出した資料は

(イ)「カスターニヨ」在マニラ西総領事の一九四五年四月十七日、十八日付死者リストに関する公電(日本軍による殺害者として約一四〇名、爆撃以外の原因による死者として約四〇名の氏名列挙)

(ロ)「カスターニヨ」総領事が一九四五年十一月七日提出したマニラ戦に際しての日本軍の不法行為に関する報告(六十余頁の詳細な報告でマニラ戦の経過とスペイン人の人的被害を總括的に叙述。但し死傷者については各所に随時現れるのみである)

(ハ)一九四六年四月の在マニラ西総領事館の広告に従って被害者並びにその遺族等が提出した人的・物的被害申告書(物的被害の審査に際して使用せられたと同一資料)

(ニ)在マニラ西総領事館で、各種の証人の申告に基づき作成した死傷者カード

(ホ)「タバカレラ」会社が提出した被害従業員リスト並びに被害状況報告書

(ヘ)日本軍による殺害事件に直接間接関係したスペイン人又は比島人の西総領事に対する証言記録
等である。右の中(ロ)の資料中に最も詳細な被害状況の記述があるため、委員会では被害者の過半数につきこの資料により審査した。(略)

四、被害状況

(一)死傷者氏名は四月十四日付電信第八七号に別添送付した最終議事録中に列挙せられた通りであるが、その大部分は一九四五年一月のマニラ戦に際して被害を蒙ったもので、特にスペイン総領事館、イントラムロスの「サンチャゴ」要塞、「モレタ」博士邸、「プリセ」館、ドイツ倶楽部、「サンマルセリーノ」修道院等数個の場所に集中避難(サンチャゴ要塞の場合は日軍

により集結せられた) していた際に日本軍の襲撃を受けた者が多い。

マニラ在住の外国人の中ではスペイン人の間に特に多くの犠牲者が生じたものであるが、「カスタニヨ」西總領事はその理由として

(イ) 当時マニラは約二千人のスペイン人居留民が存したが、その大部分はマニラ戦中、日米戦闘の中心地帯となったマニラ市南部のマラテ、エルミタ、イントロムロス、パコ等の地区に居住していたため特に被害を蒙ることになったこと。

(ロ) 而も之等の者はマニラ戦のあることは予想はしていたが、日本軍主力部隊は約二ヶ月以前にルソン島の中央部に撤退し、マニラには約一万二千の日本軍が残留するのみであったため、マニラ戦は短時間乃至は一、二日の間に終結するものと一般に予想していたと共に、当時比島人の浮浪者が頻りに横行したため住居を退去して避難に遭うことを恐れてマニラに留まったため被害を蒙ったこと。

(ハ) 又日本軍は白人に対し一般的な反感を有していたが、その外に戦争の末期には比島人が親米的となりつつあり、スペイン人もこの比島人の親米感情に同調していたため、特にスペイン人には反感を抱いていたと見られること。

等とその報告中に挙げている。

(ニ) 日本側の責任を〇〇〇死傷者を被害場所より類割すれば次の通りである。
(表は横書きに変換し最後に掲載)
又 各々の場所における被害状況並びに被害者氏名・性別・年齢・〇〇等は左の通りである。

1、在マニラ西總領事館の襲撃

本事件については「カスタニヨ」總領事の報告中に最も詳細な記述がある。被害当日の一九四五年二月十二日には同總領事は領事館を退去して家族と共に「コンコルヂア」學院に避難していたが、領事館も日本軍の襲撃を受けたとの報を得たため、数日後領事館に赴き、実地検分を行うと共に隣家の目撃者の陳述を聴取した。被害当日領事館には一九名のスペイン人の外約五十名の比島人及び中国人一家族が避難していた。日本軍の襲撃後三名の者が脱出したが、その中一名は隣家に辿りつき事件の経過を若干物語ったが重傷のため数時間後に死亡した。他の一名は「アナ・マリア・アギリリヤ」と称する五才のスペイン人幼女で、重傷を受けていたが米軍の介抱により生命を取り止め、結局本事件唯一の生存者となった。「カスタニヨ」總

領事の報告も主としてこの幼女の説明に基づき、それに隣家の目撃者の証言、屍体検証の結果等を補足して行われたものである。右報告によれば、同日午後二時頃日本軍兵士数名が領事館に押し入ろうとしたが避難者は扉を固く閉ざして之に應じなかったため日本兵は入り口にあった避難者の一人の荷車に放火し、偽って、所有者は消火のため外出する様勧めた。領事館使用人の「リカルド・ガルシア・ブツク」がスペイン國旗を掲げて外出した処、日本兵は同人を射殺した上、領事館内に闖入し、内部の者を銃剣にて次々と殺傷した上放火して引揚げた。右の結果比島人は全真死亡し、スペイン人中にも次の犠牲者を生じた。

(イ) 死者 (一〇〇%日本側の責任による者) 十八名

- (1) Aguililla Llonch, Jaume Luis Manuel (三才) Aguililla, Plácido (の子息)
- (2) Aguililla Llonch, María del Carmen (九才) Aguililla, Plácido (の息女)
- (3) Aguililla Peris, Plácido (既婚) 男子, 二十九才
- (4) Albadalejo Ibañez, Pedro (既婚) 男子
- (5) Albadalejo Veguillas, Fuensanta (独身) 女子, 四十一才
- (6) Albadalejo Veguillas, Jenaro (独身) 男子, 四十一才
- (7) Berlanga, Clodoaldo (既婚) 男子
- (8) Berlanga Riepe, Clodoaldo (Berlanga Clodoaldo (の子息) 未成年)
- (9) Berlanga Riepe, hija Augusta (Berlanga Clodoaldo (の息女)
- (10) Berlanga Riepe, María Araceli (Berlanga, Clodoaldo (の息女)
- (11) Berlanga Riepe, María Cruy (Berlanga, Clodoaldo (の息女)
- (12) Berlanga Riepe, Sonia Maria (Berlanga, Clodoaldo (の息女)
- (13) Domenech Venavent, Josefa (独身) 西總領事館の家政婦
- (14) García Buch, Ricardo (独身) 男子, 西總領事館使用人
- (15) Llonch Prats de Aguililla, Aurora (Aguililla, Plácido (の妻)
- (16) Martínez de Bujanda, Ángel (独身) 男子, 二十八才
- (17) Riepe, Augusta (Berlanga, Clodoaldo (の妻)
- (18) Veguillas de Albadalejo, Petra (Albadalejo, Pedro (の妻)
- (ロ) 負傷者 (一〇〇%日本側の責任のある者) 一名
- (1) Aguililla, Ana María (五才) Aguililla, Plácido (の息女)

2、マニラ市「イントラムロス」の「サンチアゴ」要塞

本事件に関しては、オーガスチン派神父「マヌエル・デイス」及び「ペラルミノ・デ・セリス」等の西總領事に対する詳細な報告があり、又「ペラルミノ・デ・セリス」神父は一九四六年二月十九日及び二十日付「マニラの声」誌にその体験記を掲載している。之等の三つの報告並びに其他の証人の断片的な証言を綜合すれば、本事件の経緯は次の通りである。

一九四五年二月四、五日頃、日本軍は僧侶も含め、「イントラムロス」地区の全住民約六千名を強制して「サンタ・ロサ」の廃墟

及び「サン・オーガスチン」修道院に集合せしめた。右の中僧職者は四十三名で、その内訳はオーガスチン派十六名、フランシスコ派十四名、レコレトス (Recolatos) 派六名、カプチノス (Capuchinos) 派六名、パウル派

(Paul) 一名であった。二月六日僧侶のみは「サロン」に集合せしめられ、他の者達が自由に庭園、屋内を往来し得たに拘らず、彼等のみは理由の如何を問わず「サロン」を離れることは許されなかった。二月七日午前九時頃日本軍は比島人、スペイン人を含め十四才以上の男子約二千名を

「サンチアゴ」要塞に連行した後同所中庭で全員につき丹念な身体検査を行い、武器、小刀、剃刀類からマツチに至る迄引渡す様命じたが、続いて時計、宝石、現金、鍵、書類其他を全部剥奪した後監獄に投じた。同日午後約一五〇名のスペイン人は比島人より離され別の小室に監禁された。食物は第一日目の夜少量與へられ

たのみで、その後の三日間はガソリン罐に入れた油臭い水が時々少量與へられるのみであった。二月九日午後日本軍は此等スペイン人に

「サン・オーガスチン」修道院に移ることを命じた。最初約千八百名の比島人がスペイン人と共に「サンチアゴ」要塞に連行されたが、「オーガスチン」に生還したものは之等一五〇名のスペイン人のみであった。同所に残されていた女子供の中には米軍の砲撃により多少の死傷者を出したが大部分は無事であった。二月十八日に至り日本軍は、

老人、病人をも含め十四才以上の男子約一三三名 (スペイン人一二五名、印度人二名、比島人 (日軍のスパイと見うけられる) 五名を再び同修道院より連れ出し「サンタ・クララ」修道院の前の倉庫の中に監禁した。二月十九日午後八時頃、日本軍は、同倉庫は米軍の砲撃の危険が高いから一層安全な場所に移すのであると告げて、特にスペイン人のみを別にして外に連れ出した。約四〇名の僧侶と民間人約八五名より成

る等スペイン人グループは数隊に分けられ、その中約八十七名は

「アドウアナ」通りと「ネラル・ルナ」通りの交叉点附近の二つの防空壕に夫々約七十名と十七名宛入らしめられたが、それより約

半時間後日本兵は壕の空氣抜きより多数の手榴弾を投入すると共に小銃を斉射し大部分を殺害した後壕の空氣抜きを

凡て石や土で密閉した宇上立去った。重傷を負い乍らも漸く死を免れた九名の者は密かに空氣孔を作り壕内に潜伏してい

たが、二月二十三日夜半日本兵の隙を窺って漸く脱出し米軍により解放せられた。後日行われた屍体検証の結果約八十名

については死亡が確認されたが約一二五名のスペイン人グループの中残余の約四十五名の死体は見当たらず、之等の者は日本軍が連れ去って

殺害したものと見られている、とのことである。

本事件に関し委員会で承認せられたスペイン人被害者は右の通りである。

(イ) 死者 (一〇〇% 日本側の責任の者) 六七名

(以下、人名リストは略)

オーガスチン派神父 十四名

フランシスコ派神父 九名

レコレトス派神父 六名

カプチノス派神父 九名

パウル派神父 一名

(其他) 三十名

(ロ) 負傷者 (一〇〇% 日本側の責任の者) 三名

3. イントラムロス (四五年二月十九日以外に死傷した者)

イントラムロス地区のサンチアゴ要塞はスパイ嫌疑か又はその他の理由により日本に逮捕せられた比島人、スペイン人、其他各個人が多数監禁せられていた

模様で、それ等の或る者 water cure と称する拷問等を課せられた旨が被害者の申告中に現れている。同所における被害者は右の通りである。

(イ) 死者 (一〇〇% 日本側の責任による者) 七名

(ロ) 死者 (五〇% 日本側の責任による者) 八名

(ハ) 負傷者 (一〇〇% 日本側の責任による者) 二名

(ニ) 負傷者 (五〇% 日本側の責任による者) 一名

4. 「モレタ」(Moreta) 博士邸の事件

本事件に関しては被害者 (重傷) の一人 Prudencio Chicote と称するスペイン人の詳細な申告がある外、「カスタニヨ」西總領事もその報告書中において特に凄惨な事件として本件経緯を特記している。

之等によれば、四五年二月十四日米軍の砲火を避けてマニラ市の「エルミタ」区

の「イザック・ペラル」通りの「モレタ」博士邸に、スペイン人十四名(男子四名、女子六名、小児四名)、比島人四十一名、中国人十名、葡萄牙人一名が避難した。翌一月十五日には米軍の砲撃が激化し、避難者中 Vicente Julian の妻(西人)が砲弾で死亡するに至ったため、避難者は二層の安全を期して、日本歩哨と諮った上、同邸を出で「ゼネラル・ホスピタル」(General Hospital)に向ったが、途中日本軍の射撃を受け二名の者が負傷したため、再び「モレタ」邸に引返した。次で二月十七日約二十名の日本兵が同邸に侵入し、男子を凡て二階の浴室に監禁した上六発の榴弾を投じて多数の死傷者を生ぜしめた。婦女子は凡て階下のサロンに集合せしめられていたが、日本兵は之等の者を一名宛別室に赴くことを命じ、その途中の廊下において背後より銃剣で刺殺し、總計十九名の女子と十四名の児童を殺害した。右の結果、スペイン人中には左の犠牲者を出した。

- (イ) 死者(一〇〇%日本側の責任による者) 九名
- (ロ) 負傷者(一〇〇%日本側の責任による者) 二名

5. 「プリセ」(Price) 館の事件

本事件に関しては被害者(重傷)のスペイン人 Carcerany Barta, José 及 Soucheiron の未入並に比島人 Antonio Eiguren Artadi 等(可成り詳細な申告書が存し、之等によれば、四五年二月十日マニラ市「バコロ」区の「コロラド・ペンシルベニア」通りの「プリセ」と呼ばれる建物には比島人、ドイツ人、埃國人、インド人、中国人等約三百名が避難しており、その中には二十余名のスペイン人も含まれていたが、同日午後五時頃三名の將校に率いられた日本陸戦隊員約三十名が同所に発砲し乍ら殺到し、避難者を凡て戸外に出させ同建物構内の中庭、ガレージ前等の各所に集合せしめた後、小銃・機関銃・拳銃を連続発射したため、大部分の者は折り重なって倒れたが、日本軍はなおも之等の死傷者の群に発砲を続け、次で銃剣を以て老幼男女の差別なく生残った者を刺して廻り、總計一七八名の者を殺傷した。スペイン人中右により被害を受けた者の中判明している者は左の通りである。

- (イ) 死者(一〇〇%日本側の責任による者) 十二名
- (ロ) 負傷者(一〇〇%日本側の責任による者) 三名

6. 「ドイツ・クラブ」(Club Aleman) の事件
Garriz, Rosario 等の証言によれば、同クラブはドイツ系のものであり、日本軍の襲撃は少ないと見られていたため、多数の者が避難していたが、日本軍は、四五年二月十日同所にガソリンを注いで放火し、火をくぐって逃げ出す者を入口に待ち構えていて射殺し、被害者は相当数に上り、スペイン人中にも次の犠牲者を出した。

- (イ) 死者(一〇〇%日本側の責任による者) 十七名

7. 「サン・マルセリーノ」(San Marcelino) 修道院の事件

同修道院は San Vicente de Paul 會派に属するもので、同所に起こった事件については同派より提出した申告書(物的損害第三四四件と同一資料)並びに「カスタニヨ」西總領事の報告書があり、之等によれば、四五年二月三日、マニラ市内の同修道院に侵入した日本軍は十名の神父を一室に監禁したが、次で二月九日午後十一時頃日本軍は之等神父を凡て後手に縛り上中国人召使数名と共に、同修道院廊下を通って別室に赴かせる途中背後より機関銃にて射殺した後、屍体を付近の掘割に投じた。之等屍体は数日後なお後手に縛られたまゝ掘割に浮かんでいるのを発見せられた。然し乍ら中国人召使の中二名は辛うじて難を免れ、付近に身を隠し米軍に解放せられた。本事件の右の経緯は之等一名の生存者の陳述によったものである。なお日本軍は一時同修道院を防御陣地に使用したため、同所は米軍の砲撃を受け多くの弾痕があり、戦闘後約二十名の日本兵の屍体が発見せられた由である。本事件により同會派に属するスペイン人神父の犠牲者左の通りである。

- (イ) 死者(一〇〇%日本側の責任による者) 十名

8. 其他の場所における被害者

- (イ) 死者(一〇〇%日本側の責任による者) 九十五名
- (ロ) 死者(五〇%日本側の責任による者) 三十七名
- (ハ) 負傷者(一〇〇%日本側の責任による者) 三十一名
- (ニ) 負傷者(五〇%日本側の責任による者) 十一名

五、御参考迄に西側より提供された、人的被害各件申告書の抜粋を別添(二)の通り送付する。

別添資料

1. 第六十五回乃至第八十五回委員會議事録
2. 各件被害申告書、抜粋

(18の続き：資料中の表 横書きにして荒沢が作成)

被害場所	死者		負傷者	
	100%日本側の責任の者	50%日本側の責任の者	100%日本側の責任の者	50%日本側の責任の者
在マニラスペイン総領事館	18名	—	1名	—
イントラムロス・サンチャゴ要塞 (45年末2月19日)	67名	—	3名	—
イントラムロス (2月19日以外)	7名	8名	2名	1名
モレタ博士邸	9名	—	2名	—
プリセ館	12名	—	3名	—
ドイツ倶楽部	17名	—	—	—
サン・マルセリーノ修道院	10名	—	—	—
その他の場所	95名	37名	31名	10名
合計	235名	45名	42名	11名

19. 1955年5月22日、於外務省、「第一回合同事実調査会要旨 (マニラ戦)」

第一回合同事実調査会要旨 (マニラ戦)
三〇、五、二二 於 外務省

一、日本軍の兵力 (略)

二、米軍の攻撃 (略)

三、ゲリラ・暴徒の横行
マニラ戦が始るとともに日本軍の治安維持能力低下しフィリッピン人のゲリラが市内各所に蜂起し掠奪・暴行等をほし、したが、この間の事情は二月上旬 (黒塗部分) がすでにマニラ戦の前に戦闘を了していた (黒塗部分) にあてた「マニラ全住民がゲリラ化したため戦闘任務遂行上重大なる支障を来す」との電報報告によっても明らかである。

四、我が軍の軍紀
我がマニラ防衛隊は前述のごとく極めて貧弱な装備を有したに過ぎなかつたので、これが劣勢を補うべく軍紀の厳正保持に留意したため、日本軍人による掠奪暴行等は、少くとも一九四五年二月中旬までは殆んど発生しなかつた。戦闘開始後は圧倒的優勢の米軍に頑強に抵抗したため掠奪暴行等を加える余裕も意欲もなかつた。又作戦の必要上極めて限られた特定建造物を破壊した以外に日本軍による一般家庭の破壊放火などは全然発生していない。
特にスペイン人を含む中立国人一般の生命財産の保護については嚴重に注意するよう末端まで指令が行き渡つていた。

五、フィリッピン人の讒言
戦後開かれた戦犯裁判におけるフィリッピン人の讒言は当時の強い反目感情及び本人の利欲から一方的且つ出鱈目なものもあつて、彼等は明らかに米軍の砲撃により破壊された建物についても日本軍による破壊として讒言し、それが後で事実として誤認されてしまう場合が多かつた。
人的被害についても日本軍により殺害されたと申告すれば遺族が政府から相当額の扶助料が貰えたこと
及び裁判記録にのるような讒言をすると報奨金が与えられたためフィリッピン人は平気で事実を反する証言を行った。

20. 1955年6月3日、欧米局第五課「スペインの対日クレームに関する件」

三〇、六、三 欧米局第五課

(略) 旧陸海軍関係者の出頭を求め合同事実調査会を開催したが、何分にも本クレームの大半は一九四五年二月のマニラ戦中の砲撃火災等に関連して起きた事件である。為、特に其の間の事情についてさらに調査する必要があるところ、当時マニラ附近の戦に従事した日本軍人の殆んどが戦死、乃至は戦争犯罪人として処刑されており、生存している僅かな人も海上自衛隊等に勤務しており証人出頭依頼手続きに時日を要する事、更にマニラ関係の旧軍人には未だ戦時中の事件に関する供述を警戒する念が消えず証人を忌避する傾向があり、適切な証人を得るために意外に日時を要した次第である。

(略)

21. 1955年6月20、21日、於外務省、「第二、三回合同事実調査会要旨」

別添 第二、三回合同事実調査会要旨 三〇、六、二〇、二二 於 外務省

(イ) マニラ戦

一、日本軍の装備 (略)

二、住民の退去命令

山下裁判においては裁判を有利に導くため、日本軍はマニラ市内において戦争する意志を有しないから住民は安心するようにとラジオ、掲示板其他の方法で住民に布告していたとの証言が出ているが、事實はマニラ戦開始前にマニラ市は日本軍が断固防衛するから一般住民は安居樂業すべしとの布告を陸軍が出していたが、戦争直前にいたり海軍が一部地区において住民は速やかに避難するようにとの命令を発していたのである。

三、米軍の攻撃

マニラ市街戦の際、米軍の攻撃は熾烈を極め、市内の各ブロックに対しいわゆる絨毯砲撃を行ったのであるが、日本軍陣地に対しては焼夷砲撃、火焰放射器を有する戦車携帯用火焰放射器等の使用により徹底的な焦土作戦をもって攻撃してきた。このため日本軍においても市街戦の常道たる夜襲をもって反撃し、一拠点をめぐる両軍の焼打戦が繰り返されたが、日米両軍による建造物破壊焼却の割合は一对百以上であったろうと推定される。マニラ市の郵便局、市役所、国会議事堂などすべて米軍の砲撃により破壊されたものである。当時の模様については、マニラ市の最前線より第三十一特別根拠地隊司令にあてた次の電報よりその一端が窺える。

「被害甚大味方第一線は勿論後方各部隊も相当被害を蒙る。敵統出し焼夷弾のために相当力所が破壊され味方拠点のうち重要建物を除いてすべて灰燼に帰す。」

又(黒塗り部分)の二月十二日の戦闘報告覚書には、

「マニラ市の河北及び日本軍拠点のあったコンクリートの建造物を除き日米両軍の間にあつた一般民家は米軍の焼夷弾によって殆んど焼失した」と記載されている。

四、マニラ戦中の事件（人的損害の分類による）

(1) 在マニラスペイン総領事館

事件の発生したという二月十二日頃総領事館附近の治安は十分保たれており、まして中立国人の生命財産の保護については特に注意するよう末端まで司令が徹底していたので、白昼堂々と日本軍が放火殺人をやったとは考えられない。

(2) イントラムロス・サンチャゴ要塞

ここは日本軍が最後に玉碎したところであり、ここに避難したスペイン人を含む一般マニラ市民も共に死亡し、屍体が払〇つていたという点には相当の信憑性がある。しかし、右は日本軍による虐殺ではなく、米軍の砲撃による死者の遺体を日本軍が防空壕等を集めて埋葬したため、これが戦後発掘されて日本軍による集団虐殺と誤認されるに至ったものではないかと考えられる。

(3) モレダ博士邸

この事件発生の頃は、日本軍の軍紀は厳正に保たれていたため、本件は日本軍人の所業とは考えられない。又被害者の一人が射たれたというゼネラル・ホスピタル附近の状況については、同病院が赤十字の標識をかゝけて明らかに識別できるようになっていたにもかかわらず、これを〇〇に日の丸と誤認したとの運〇をとつたものか米軍は同病院に対し猛烈な砲撃を加えたため、多くの一般住民犠牲者を出したというのが実状である。避難民中には多数のスペイン人もいた。

(4) ブリセ館

この附近はマニラ戦前から日本軍の力が及んでおらずゲリラ・暴徒が跋扈して極めて治安が悪く通行もできなかつた道である。従つて戦乱事態について人的事件が発生したかも〇〇〇〇。

(5) ドイツクラブ

当時マニラ防衛の日本軍と同地在住ドイツ人とは親密な友好関係にあり日本軍が彼等のクラブを襲うはずがない。又同クラブは本通の小屋にて殺害申告書にあるような多数の人々が避難出来るようなものではなかつた。

(6) サンマルセリーノ修道院

この事件は山下裁判においてもとりあげられているし、事実何等かの事件が発生したのではないかと思われる。しかし日本軍は修道院を避けてこれも隣接していたバコ〇〇陣地を築いて戦つたものか米軍の砲撃がしばしば、修道院に命中し相当の損害を受けたようである。日本軍は同修道院を陣地或は弾薬庫として全然使用しなかつた。

(ロ) その他の事件

一、日本軍による徴発・接収

徴発・接収についてはその大部分について正当なる補償措置はなかつた。数多い中には手違いから補償されなかつたものもあるかも知れないが徴発令書等は必ず交付されていた。

二、日本軍の掠奪

開戦当初米軍はフィリピン各地において軍事施設や軍需物資を破壊又は焼却して退却したが、この間の混乱を利用して各地に蜂起した暴徒は掠奪・暴行をほしいまゝにした。日本軍により掠奪されたこの事件はすべてこれ等暴徒によるものであつたと言つても〇〇〇〇ではない。これ等のゲリラ・暴徒は戦況が悪化するとともに増加し、それに比例して彼等による殺人、掠奪事件も著しく増加した。

三、日本軍の爆撃

開戦当初は日本軍のフィリピン各都市に対する爆撃は、すべて敵の軍事施設、軍需工場等のみを狙つた。戦争末期の一九四五年頃からフィリピンの制空権は完全に米軍に握られ日本空軍による爆撃は全く不可能であつた。

在比島スペイン人の被害に対する補償問題

(三〇、六、二九 欧米強要第五課)

一、スペイン政府の要求

(略)

二、経緯

スペイン政府は一九四五年在マニラ回国総領事館が日本軍の襲撃をうけ、総領事館員、同家族

その他多数のスペイン人が殺害せられたため、わが国との国交を断絶した経緯があるところ、戦後一九五二年国交を回復するに当り、わが方は交換公文中において、国交回復後

右件クレームに関する交渉に必ずしも応ずべき旨述べるとともに、特に在マニラ、スペイン総領事館の被害につき先方の強い要望もあり

深甚なる遺憾の意を表した。

(略)

マドリッドに両国の混合委員

会を設置し同委員会において右資料を検討すべき

ことを主張し譲らなかつた。このためわが方は同委員会

の性格を諮問的なものとし

(略)

スペイン側資料によつて一応の事実調査を

行つた。前記一、のスペイン政府の要求は右委員会の

結論に基づき当方委員の主張によつて著しく件数を整理し、かつ当初の要求額を相当減額してなされたものである。

三、先方の要求の内容

(略)

特にマニラ攻防戦に際して生じた人的損害

は人的損害総数の殆ど全部を占め、スペイン側は

これを最も重視しているが、その中でも日本軍が

不法に刺殺、銃殺、暴行等により集団的にスペイン人

を殺害し、かつこれら被害者の中に総領事館員、及び多

数のカトリック神父が含まれている事実を強調している。

又物的損害総件数の大分もマニラ戦中における日本軍の

不法な放火等によるもので、同じくスペイン側はこれを

重視しておりその他は主として徴発、接収、破壊

等によるものと主張している。

なおスペイン政府はこれら損害に関しては第三者の証

言を含む膨大な資料を有し、わが方に対する要求に

当つては、これら資料につき各件毎に充分綿密な調査を行い

資料不十分なものは除外した旨強調している。

四、わが方の調査

混合委員会による調査はわが方委員を含むものとはいへ、スペイン側資料を基礎とした一應のものであるため、わが方としては日本側資料に基づき再検討する必要があるが、比島戦

そのものがわが方の敗戦に終り、特にマニラ戦においては日本軍

防衛部隊が徹底的にせん滅せられたため、何らの

物的資料も残存せざるは勿論、直接間接にして

生存しているものも皆無に近い。このためわが方の調査

は当時の軍関係責任者にして生存している者又は、身をもつて戦線を離脱した者から

作戦状況、一般治安状況を聴取し、これらにより

具体的損害事実の有無を推測する他ないが、

軍関係責任者につき調査した結果、明らかにされた状況

は次のとおりである。

(1) マニラ攻防戦直前に至るまで、日本軍は一般住民

の立退きを勧告することなく、逆にマニラにおいては

戦闘は行われざるにつき安居業業すべき旨

の布告を發していた。

(2)、(3)、略

(4) マニラ防衛部隊は視界清掃のため不要の民家

倉庫等を焼却し、戦闘に入つたが、勝敗の数は最初

から明らかであり、死を目前にして絶望的な、かつ異常

な心理状態にあつた。

(5) 日本軍の秩序は戦争の進行とともに失われ、又比島人がわか

敵対的行動に出るに至つたため、異常な心理状態は一層昂進し、平常状態に

おいて想像し得ない行動があつたことは充分考えられる。

(6) 最大の虐殺事件たる「イントラムロス」の

「サンチャゴ要塞」事件は明らかに陸軍が戦つた。

右の諸点によりマニラにおける人的被害に

ついては大体事実であつたと認定する他なく、

日本軍の放火による物的損害についても或程度

これを認めるの他ないと思われる。

又マニラ戦関係以外の殺害についても一般状況より推察

して全面的に否定する根拠なく、或程度これを認

めるのが相当と思われる。

五、わが方の査定方針

スペインは中立国であり、日本軍の不法行為による損害に対して相当の補償を考慮することは已むをえない。戦後国交回復に当りわが方が補償交渉に應ずべき旨当時の〇〇〇〇を〇て明らかにしたのは、この趣旨に〇るに他ならないが、スペイン政府は戦後十年を経過せんとしている現在なお本件の解決を見ざることに對し大なる不満の意を表し、(略)

(1) 基本方針

わが方は前記のとおり人的及び物的資料 (略) が、先方はこれに反し歴大な事実資料を有し、又各件毎に争うことはわが方にとり全く不利であることを免れない。従つて先方が最も重視し、わが方の調査においても大体事実と認めざるを得ず、かつ總領事館員、及びカトリック神父を含むマニラ戦に際しての人的損害については、スペイン国民がこれらをわが軍の所為と確信しこれを反駁すること困難な事態にあること、クレーム全数に比すれば比較的少数に止まることをも考慮して、人道的見地から三三三件全について先方要求をそのまゝ認めることとし、その他の損害について大幅に圧縮することを主張する。すなわちマニラ戦に際しての物的損害については戦闘行為中の損害であるとの立前をもつて要求額の三〇％程度、その他比島各地における物的損害については先方主張に必ずしも信憑性なく、又物品の接収についても疑義があるとの立前をもつて要求額の六〇％程度を認めることとする。

(2) 査定額

イ. 人的損害 (略)

ロ. 物的損害 (略)

ハ. 利子 (略)

23. 1955年12月26日、マ秘第386号、重光大臣宛、渋沢大使発、「比島クレームに関する件」

マ秘第三八六号 昭和三十年二月二十六日
 在スペイン日本国大使館 特命全權大使 渋澤信一
 外務大臣 重光葵殿
 比島クレームに関する件

(略)

本使はこれに対し、アトロシティーに基く人的被害の件については比較的容易に解決し得ること、思うが、物的損害は多岐に亘り、この種事件の常として双方の見解及び主張に懸隔があるのは当然である。依而、必ずしも簡単に妥結に到るとは考えられないが、両国々交の為速やかなる解決を希望することは全様であると答えておいた。

(略)

24. 1956年1月19日、マ極秘第14号別添、重光大臣宛、洪澤大使発、「スペインの対日クレームに関する日西会談（第三回）要旨」

スペインの対日クレームに関する日西会談（第二回）要旨

日時 一月十八日（外務省において）十二時半—一時半

出席者 本使、服部書記官

「アギラール」大使、「アラネギ」経済政策局長

(一) 前回の会談に引きつゞき個別審議を行うこととし、(略)

(二) 次に日本軍の放火の例として第四件につき、わが方は (略) 先方は、コンコルディアは米軍の爆撃が行われたことは事実で、従って当該場所の被害は、日米折半にしたケースが多い。しかし固より日本軍の放火があつたことも事実であり、第二十九件の如きは、被害者が避難せんとした際、日本兵が門を閉ちて家を離れさせず、その上放火したものであり、当時日本軍の軍規は乱れ、数々の不法行為を行つたことは争えない事実であると述べ、討議は感情的となり、次で「ア」大使は在マニラ西總領事館の件に言及し、「日本政府は本件のみ取りあえず賠償するとの

○を持ち出したことがあるが、スペイン政府としてはかゝる残虐行為は他にも多くあるので、これらを後廻しにして、本件を解決することには同意できなかった」と述べた。

(三) これ等の事例について（又その他のものについても）先方が日本側の「不法」主張の根拠とするところは被害者又は他の証人の陳述である。本使はかゝる証人の陳述によつても火災或は破壊行為が日本軍によつて惹起されたやうなことを指摘するに止まつて右が戦略上の必要をこえ或は悪意をもつてなされたやうなことは殆ど立証されて居らない。よつて、これが不法であるか否かは一般状況判断によるのほかに、即ちマニラが当時戦場化しておつた点からみて戦闘行為に基づくのみならず、それが妥当であると主張したに対し「アギラル大使はマニラが戦場化していたといふことは個々の兵員が統制を失つて行過の行為がなかつたやうなことも意味するものではない。現に日本側がスペイン人を殺戮し日本政府もこれに対し責任を認めてゐるではないか。同様の事情の下に行われた物的損害については責任がないやうのは納得出来ない」と応酬し、事実の認定について双方水掛け論となり結論を得ず。

(四) 「ア」大使は再び本交渉は政治的問題であることを強調しヴィシヤス・サークルに陥り結論を得ない個別審議を重ねるよりは前回に述べた如く双方より○○及び○○を出し合い、その歩み寄りをはかることが解決への捷徑なることを繰り返した。(略)

25. 1956年1月26日、マ秘第32号、重光大臣宛、洪澤大使発、「スペインの対日クレームに関する件」

マ秘第三号 昭和三年一月二六日

在スペイン日本国大使館 特命全權大使 洪澤信一
外務大臣 重光葵殿

スペインの対日クレームに関する件

日西補償交渉に関し、今日までの会談を通じて得た印象は左の通りである。

一、先方は頻りに妥結を急いでいる（この点は大、次官、及びアギラール大使が繰返し述べたのみならず正式会談第二回目や、アギラール大使が直ちに政治的解決を主張したことによつても明らかである）。

蓋し、本件は日西間の友好関係に暗影を投ずる唯一の問題であり且又既に二年余も懸案となつて居る問題でもあるから、この際一気に解決してしまいたいといふのが第一の理由であるが、諮問委員会の審議を煮返し一つ々々の案件を繰返し討議して来たのでは妥結に到達するのが何時になるか到底見込みがつかず、これ以上引き伸ばされてはかなわぬと云う気持ちのあることも看取される。更に又、アギラール大使は本使の離任前、一応の目鼻だけでもつけたいとの希望を再三述べている。

二、本使はこれに対し、原則的に政治的解決に賛意を表し置くと同時に妥結の基盤を求めるとの例示的案件を取り上げ具体的に検討することを主張し、先方は気が進まぬ據にこれに応じた次第であるが、本使が例示的事件の審議を主張したのは、以上の理由の他に、先方は「戦闘行為に伴う損害に対しては国家は補償の責任なし」との法理論には全面的に同意しながら他方事実の認定に於て提起されている案件は凡てこれに該当しないと右理論の適用を排除する建前を堅持し、且又、諮問委員会の審議の際不明瞭のものは凡て取除いたと指し動もすれば、同委員会の結論を振り廻す傾向があつたので、当方としては、個人の事例を通じて先方に日本側の行為の不法性に対する立証を求め、先方の斯る主張が多くの場合根拠なきことを指摘し諮問委員会の結論が日本政府の補償責任を示すものでないことを具体的に明かにして置く事が政治的解決の際に有利であると考へた次第に依るものである。

三、 マニラ事件に関する個別的事例の審議に際して (略)

四、 (略) 結局は水掛け論に終始した。假りにマニラ被害事件の全部を個々に審議して行っても多数のものについて斯る水掛け論が繰返されること明瞭である。

五、 尚、この点に関連し、先方は「日本軍が当時スペイン人多数を不法に殺害したことについては、日本政府は大部分について責任を認めている。人的損害について責任を認めながら、同様の情況下に起つた物的損害について戦争に附随する当然の損害とするのは筋が立たぬ」と指摘している。(略)

六、 徴発については (略) 大部分について補償責任を認めるべきであるとの印象を受け、その旨を先方にもほめかしておいた。(略)

七、 商業上の損失は、大部分タバカラ社のものである。(略)

八、 (略)

九、 スペイン人は英米人と異なり、秩序立つてことを取り違ふことは不得手であり、又、ともすれば感情的になり勝ちであり、又、実質より体面を重んじ自己の言い分はなかく撤回しない傾向を有し、これ以上当方が一つ々の件に当り重箱の隅をほじるような細かい穿鑿をする様なことになつても、解決に資する処はないと考えられる。

日本式の筋道立つた考え方で行くと、データについて十分掘り下げず数字を出すことについては、関係省との関係等に困難があるかも知れないが、この種の補償乃至賠償問題については結局は、政治的解決を持つて行かざるを得ないのであり、(アギラール大使は (略) とのべていた) 且又、体的ケースをつつことになつて現場の事情に対し、兎も角も証人を持つのは先方であつて反つて我が方に不利な事実が明るみに出される可能性もあり資料不備の点は多少見過しても、この辺で政治的解決に赴くのが

良策かと思われる。(アギラール大使は嘗て、本件被害者中マドリッドに帰来しているものも少なくなく、日本側で証據が欲しいならこれらの人達に改めて立証を求めることも出来る)と
の主旨を述べていた事があつたが、実際の討議に當つては斯る行爲に出ることもなく持合わせの資料によつて証明する程度であつた。又
当方が持ち出した例示的ケースに対して「之は例とするに不
適當だ」と云つたこともあるので、本使が「然らば、貴方に於いて、
適當と認めるケースを持ち出されたい。公平を期するために両方
から持ち寄つて審議しよう」と述べたのに対し、別に我が方に不
利なケースを提出することもなく、只説明の際にこの様なことも
あつた、あの様なこともあつたと言及する程度であつた。マニラ事
件に関する会議では相当云い合ひはあつたが、先方として特に
意地悪い態度に出たことはない。云い争をやめて政治的解決
を求め様と云うのは「アギラール」一人の意見と云うよりも省議の
結果であるかに観取される。

蓋し本件の如き補償額は見方に依つて高くも低くも評価し得るのである。先方は物的損害補償額として千万
弗近くを指している様に見受けられることは既知の事であるが、これは明かに高過ぎる。しかし我が方の立場から如何に
低く見積もつても二百萬弗余は已むを得ないと本使は考へる。そ
の間の程度に落ち着けるかは、蓋し日西関係の全般の○戦後
の難問の一つである補償問題の解決について日本政府として
如何程迄○負担をなす用意ありやに懸るものと存せられ
る。

スペインの対日クレームに対する補償額の査定

三二、三三、七

欧米局第五課

日本・スペイン両国間の懸案である大戦中比島

において蒙ったスペイン人の損害に対する補償問題について

は、一九五三年マドリッドにおいて行われた日西混合委員会による事実審議の結論に

基づき一九五四年六月スペイン政府は正式に全額約七三億円の

補償方を要求して来た。わが方はその後更に一年半に

（頁二：欠け）

に反し本件クレーム中に在マニラスペイン総領事館員や
カトリック神父多数の殺害事件をも含んでいるところ

より、国際的にみても本件は早期解決の必要が痛感される。

外務省では右の事情に鑑みて補償金額を次のように査定した。

一、スペイン側の補償要求額

人的損害（三三三三件）

物的損害（五七八件）

利子（全額に対する〇・一〇割れ〇年分）

合計

一、八〇七、〇〇〇ドル

一六、八六三、五四〇・四三二ドル

一、六八〇、五四八・六三二ドル

二〇、三三〇、八八八・〇六六ドル

二、人的損害に対する補償額査定

人的損害は殆んど全部が一九四五年一月のマニラ戦中に

発生したもので、数次に亘る日西混合委員会における

検討の結果、前記三三三三件はすべて日本軍の不法

行為によるものとの結論に達した。その後我方の事実調

査の結果によるも、在マニラスペイン総領事館の襲撃

事件を始め各件について先方の主張に高度の信憑性

を認め得るにいたった。従つて人的損害については先方の

主張を反駁することが至難であるのみならず、交渉上の

タクティックとしても人道的見地に立つて比較的要求

額が少なく且つスペイン政府が最も重要視している人的

損害を全面的に認ることにより、物的損害を大幅に削減せし

めるよう交渉するのが有利であると思料されるので、人

的損害全件三三三三件について原則的にわが方の責任を

認めることとし、その補償額については、被害者の中に

多数のカトリック神父及び在マニラスペイン総領事館員

等が含まれていることを考慮し、全面的に日本側の責任と

認められる二七七件に対しては、昨年春妥結した対スイス

補償の場合（死者一名あたり一六、〇〇〇ドル、重傷者六、四〇〇ドル）

を参考にして、死者一名あたり七、〇〇〇ドル、同未成年者

三、〇〇〇ドル、廢疾者五、〇〇〇ドル、負傷者一、〇〇〇ドルと査定し、

其他の五六件は右額のそれ〃五〇％として、合計

一八〇万四、〇〇〇ドルすなわち先方要求の額のほぼ一〇〇％を

補償することとする。（次表一及び二参照）

（表：略）

三、物的損害に対する補償額査定

物的損害については日西混合委員会において、日本側委員の
主張により頭初めスペイン側要求額を約半減せしめた
が、この度の我方事実調査の結果にもとづき今回
更に大幅に削つて補償金額を左の通り算出した。

1. スペイン総領事館及び宗教団体に対する補償（十二件）

補償要求額四、八九八、五四八・四七ペソ（※頁二九の表三では「九」

日本軍が在マニラスペイン総領事館に親友氏館員等十八名

を刺殺し同館建物に放火した事件についてはその事件の性質

上全額補償することとする。また日本軍が比島全域に

わたる教会・修道院及びその内部の貴重な器物を放火

破壊したための損害に対しては特に手厚く補償を行い、

このような宗教上又は歴史的文化的に価値ある財産に対する

重の意を宣明することは極めて妥当と認められるので、前記

総領事館の損害に対する金額補償を含めて総要求

額の六〇％即ち一、九三九、九六九・〇八ペソを補償することとする。

2. マニラ戦の際の日本軍の放火（二七四件）七、七七三、九七六・五九ペソ

一九四五年二月のマニラ戦前後に発生した損害はスペインの対日

クレーム物的損害の約七〇％を占めているが、特に日本陸海軍

のたてこもつたエルミタ、イントラムロス、マラテ及びパコ等の地域

における火災は米軍砲撃によるものもあつたが、その大半

は日本軍の不法放火によるものが判明したので、

要求額七、七七三、九七六・五九ペソの三〇％二、三三三、一九二・九八ペソを

補償することとする。

3. マニラ戦の際の日本軍による火災（二五五件）五、一七七、七二五・〇四ペソ

マニラ戦の際右記の地区以外の地域において発生した火災に

よる損害については、調査の結果日本軍によると云われるも

の多いが、当時各地にばっこしていた土民のゲリラ暴徒による

損害も多いものと思はれるので、要求額の一〇％五一七、七七一・五〇ペソ

を補償する。

4. 接收・徴発（二七件 七二八、九六〇・二八ペソ）

日本軍は中立国人の財産を接收
徴発するに当り通常徴発令状を發給し、適当な価格で

これを買上げるか、家屋の場合には妥当な家賃を支払っていたが、
本件二七件のうち十三件はスペイン人の家屋を日本軍が無断で使用
し家屋に対し相当の損害を与えたケースであり、他の十四件はフィリピン
各地において日本軍がスペイン人の自動車・小艇・ランオ（短状）及
び其他の物品を無断で徴発したケースである。従つて
これ等に対しては要求額の五〇%三六四、四八〇・一四ペソを補償する
こととする。

5. マニラ以外における日本軍による放火（二十七件 一三七、七六五・一五ペソ）

直接戦闘行為に基く砲撃等により発生したものを
除き、主としてイロイロ・セブ・イサベラ及び西ネグロス等において
日本軍が戦闘および撤退に際して放った火災により生じた損害である。
しかし中には直接戦闘

行為による火災のものに便乗したものと混入していると認めら
れるので補償要求額の三〇%六八、三二九・五五ペソを補償することとする。

6. 掠奪・破壊（二十九件 一八五、三四〇・一〇ペソ）

掠奪は農産物や家畜の押収及び物品・身の廻り品の
押収が主なものであるが、先方要求額に相当水増しがある
ともみられ、また現地人ゲリラや暴徒による損害も
相当含まれると推測されるので、本件については要求額の三〇%

五五、六〇二・〇三ペソを補償する。

7. 左記の六九件は全面的に補償しない。五、三三〇、四三・一六ペソ

(イ) 砲撃による十八件は直接戦闘行為であるので日本軍の
砲撃によることが明らかであつても補償は行わない。

(ロ) 戦後日本軍票が無価値となつたために蒙つた損害（十一件）
この種軍票に対する補償は各方面に影響するところ大であるの
で補償しない。

(ハ) 以上の外ゲリラ暴徒によるとみられるもの、其他日本軍の不法行
為によるものであると確信出来ないもの四〇件は補償しない。

8. フィリピン煙草株式会社に対する補償

(イ) 倉庫の使用

(略) 要求額の五〇%五、〇〇〇ペソを認めることとする。(略)

(ロ) マニラ戦による損害（補償要求額 二、八九〇、一八四・三三ペソ）

(略) マニラの放火の場合と同様に要求額の三〇%八六七、〇五五・三〇
ペソを補償する。

(ハ) 綿花栽培の失敗による損失（補償要求額 三四、五〇〇ペソ）

タララックにおいて日本軍は同社の反対を〇

して甘蔗の代りに綿花を栽培せしめたが、右栽培は失

敗（略） 日西混合委員会ではその五〇%三四、五〇〇ペソを補償額と

査定したのであるが、調査の結果補償要求額はそのまま認め

難い点もあるので更に削つてその五〇%一七、二五〇ペソを補償する

こととする。

(ニ) 建造物の破壊（補償要求額 五六九、〇八〇・五〇ペソ）

ルソン島各地における同社建造物の多くは、

占領期間中日本軍により使用されたが、退却の際破壊された。

尤も米軍砲火による破壊もあるとして同社はその被害

額を半減して前記金額を要求しているのであるが、その三〇%

一七〇、七二四・一五ペソを補償することとする。

(ホ) 其他商業上の損害

(略) 日本軍により強制的に不当な廉価で買い上げられた

買い上げ価格が必ずしも不当な廉価であつたとは認められないし、

補償しないこととする。

以上物的損害に対する補償額は総計七、三三七、七七四・七三

ペソ（三、六五〇、六三四・一九ドル）となる。(次表三及び四参照)

四、利子

利子一、六八〇、五四八・六三ドルの支払いは全額考慮しない。

五、補償査定額

人的損害 一、八〇四、〇〇〇ドル (要求額の九九・八%)

物的損害 三、六五〇、六三四・一九ドル (要求額の二二・六%)

合計 五、四五四、六三四・一九ドル (要求額の二六・八%)

(一、九六三、六六八、三〇八・四〇円)

27. 1956年6月29日、欧亜五第46号、重光外相発、在西班牙謝野大使宛「スペインの対日クレームに関する件」

欧亜五第四六号 昭和三二年七月五日附 昭和三二年六月二十八日起草
 在スペイン与謝野大使 重光大臣

スペインの対日クレームに関する件

(略)

スペインの問題は物的被害の七割を占める一九四五
 年のマニラ戦による被害をいかに算定するかにかか
 っているが、事実調査に基いて当時の状況を考えれば、この被害の大部
 分を日本が生ぜしめたものと信ずることは到底で
 きない。スイスの場合にも同地の戦況における被害
 の査定は零であり、この点スイスも異論を挟ま
 なかった経緯がある。従って人的損害に対して
 交戦国の一国として、被害者に特に同情を表す
 る意味でこれに対しては事実調査に基く査定を加えないとしても
 それは物的損害の査定と何らの関係もない。わが
 国が加害者であると信じる余地のない事件につい
 てわが国が何らかの責任を負うことは、少なくとも国内
 的には承認される可能性が全くない。

マニラは圧倒的優勢の連合軍の包囲に対し
 て比較的少数の日本軍が玉砕戦闘(生存者百七十名)を行った地
 であり、国際的には連合軍の宣伝等により事実上
 反した観念が行われているにしても、またスペインの
 物的被害の大部分が同地に集中しているとしても
 その責任をわが国が負うべきであるとの考えを国内
 に適用せしめることは不可能な事情にある点を
 了承したい。

28. 1956年7月27日、マ秘第191号、高碕外相宛、在西班牙謝野大使発、「スペインの対日クレームに関する件」(外債課長への説明の報告)

マ秘第一九一号 昭和三二年七月二十七日
 在スペイン日本国大使館 特命全權大使 与謝野香
 外務大臣代理 国務大臣 高碕達之助 殿
 スペインの対日クレームに関する件

(略)

① 現在わが国の対西関係は、
 本件未解決のため、すべて円滑を欠き、従来文化協定とか
 通商条約、貿易取極等の話が出る度に、先方は先ずクレ
 ーム問題の解決をほめかして来たこと、② 従って、本件クレーム
 問題を解決することは、単に不愉快な本件交渉を打ちきる
 のみでなく、日西関係を親善に導きうること、③ 殊に当国は
 第二次戦争中、我國の利益代表すら引受けた友好国であ
 り、国民一般の対日感情は良好でありながら、日西親善積
 極化の障害となつて居ること(当国民が感情的であるため、万一
 本件がつかまうけば、逆に反作用を起す可能性が充分にある)、④
 スペインへの道は、実は中南米諸国へも続いており(当国の国
 連加盟の場合の如く)、対西関係は決して軽視し得ないこと、
 ⑤ 対比戦債が解決した現在、同じ比島において生じたクレームは
 なるべく速かに解決することが望ましいこと等早期解決の必
 要性を説明した。

(略)

29. 1956年12月18日、第46号、在スペイン与謝野大使宛、高碕大臣発「スペインの対日クレームの件」

一六二四一 昭和三二年二月十八日 一九時三〇分
 在スペイン与謝野大使 高碕大臣
 (スペインの対日クレームの件)
 第四六号(大至急)

(略)

第一次大戦中○○地域にお
 いてスペイン国民が蒙つた人的及び物的の戦争損害に対する
 賠償としてわが国は総額五五〇万ドルに相当する米貨又は英
 貨をスペイン政府を通じて被害者に支払うべきこと及びスベ
 イン政府及び国民は今後この種の請求を行わないことにつき原則
 的意見の一致を見た。右により戦争中から両国間の懸案となつ
 ていた本問題はここに円満解決を見ることがとなった。(略)

30. 1957年4月16日、欧へ第584号、大蔵省理財局長宛、欧亜局長発、「スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインとの間の協定に基く賠償金の支払に関する件」

大蔵省理財局長宛 欧亜局長発
 欧米第五八四号 昭和参式年四月廿〇日附 昭和三二年四月一六日起草
 スペインのある種の請求権の解決に関するわが国とスペインとの間の
 協定に基く賠償金の支払に関する件

本件賠償金は一月一九日東京銀行を通じてスペイン政府の
 希望によりチェイス・マンハッタン銀行(ニューヨーク)に送金されたところ
 これに対する同銀行の領收證を日本銀行外国為替局から
 入手したので、右寫別添送付する。